

# 平成28年第 1 回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成28年 1 月15日



平成28年第1回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年1月15日（金曜日） 午前10時11分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 承認第1号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明  
～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第1号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）（提案理由説明～質疑  
～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平 博 人 君	2番	岡 林 剛 也 君
3番	牧 徳 久 君	4番	上 木 千恵造 君
5番	美 山 保 君	6番	永 田 誠 君
7番	福 留 達 也 君	8番	前 徹 志 君
9番	明 石 秀 雄 君	10番	樺 山 一 君
11番	永 岡 良 一 君	12番	伊 藤 一 弘 君
13番	琉 理 人 君	14番	美 島 盛 秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐 平 勝 秀 君                          事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	－
総務課長	樺 山 誠 君	企画課長	池 田 俊 博 君
税務課長	當 吉 郎 君	町民生活課長	伊 藤 勝 徳 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	上 木 義 一 君
建設課長	中 熊 俊 也 君	耕地課長	穂 浩 一 君
環境課長	佐 藤 光 利 君	水道課長	喜 昭 也 君
農委事務局長	勇 元 孝 治 君	教育長委員長	直 江 宏 晃 君
教委総務課長	仲 島 正 敏 君	社会教育課長	明 勝 良 君
学給センター所長	永 島 均 君	ほーらい館長	仲 武 美 君
総務課長補佐兼選管書記長	田 島 輝 久 君		

△開 会（開議） 午前10時11分

○議長（琉理人君）

ただいまから平成28年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、福留達也君、前 徹志君、予備署名議員を  
明石秀雄君、樺山 一君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉理人君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は本日1月15日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありま  
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしを認めます。

したがって、本臨時議会の会期は本日1月15日1日間と決定しました。

△ 日程第3 承認第1号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉理人君）

日程第3 承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

伊仙町議会の皆様方、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は伊仙町議会そして、伊仙町執行部と車の両輪として、大変活発な議論をまいりました。

また新しい年には、今までの大きな課題、多々あります。

農業生産額の問題、そして、新しく地方創生をいかに成し遂げていくかという課題、また財政問  
題などもさまざまな課題があります。

4月1日には、日本マルコ株式会社がオープンいたします。

また、新たな農業生産額向上のために、今、長命草の新たな開発出口政策も見えてまいりまし

た。

そういうことも含めて、伊仙町民が真に豊かになるために、また、町執行部も全力で取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど、新しい課長 2 人の抱負を聞きまして、本当に職員もさらに自分自身に磨きをかけ、町行政のために取り組んでいくという決意を感じました。

今年も、大きく飛躍する年であることを、議会とともに車の両輪として、伊仙町が「長寿・子宝のまち」として、そして、農業文化のある農業が可能性を大きく秘めているこの町には日本でも輝く町に、私はやっていけると思っております。

そういった新しい 1 歩を進めるために、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、提案理由の説明いたします。

平成28年第 1 回伊仙町議会臨時会に提案いたしました承認第 1 号について、提案理由の説明をいたします。

承認第 1 号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき平成27年12月28日付で専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告をして承認を求めるものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（琉 理人君）**

補足説明があれば、これを許します。

**○税務課長（當 吉郎君）**

承認第 1 号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明をいたします。

昨年、閣議決定しました平成28年政府与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、昨年12月の定例会において承認していただきました伊仙町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

12月定例会終了後に通知があり、平成28年 1 月 1 日より施行する部分の一部を改正する必要がありましたので、平成27年12月28日付で専決処分を行い、今臨時会において提案してあります。

主に町民税の減免及び特別土地保有税の手続において個人番号の記載が省かれる内容となっております。

以上よろしく審議し、ご承認していただきますようお願いいたします。

**○議長（琉 理人君）**

これから、承認第 1 号について質疑を行います。

**○14番（美島盛秀君）**

伊仙町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今の説明ですと、個人番号によってマイナンバー制を導入するというので、1月1日付でこれを公布するというのでこの専決ということになりますが、これに当たりまして、現在、何人通知を出して、何人が今登録をされているのかお尋ねします。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

マイナンバーは、3,626世帯に配付いたしまして、今現在、1月12日現在で残っているのが475世帯まだ残っています。

以上です。

**○14番（美島盛秀君）**

3,626世帯配付して、476人分が返ってきていると。登録されているというふうにとめてよろしいですか。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

登録は全員分登録されております。

**○14番（美島盛秀君）**

3,626世帯で476世帯が来ていると、そうなりますとあと3,200して今から。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

逆です。

**○14番（美島盛秀君）**

そうすると、476人分というのは今から回収をするのでしょうか、それはもう個人的にマイナンバー届け出をしないというふうになるのかどうか、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

登録は3,626世帯全員分されております。しかし、郵便局から配付されたものをまだ受け取っていない方が、475世帯ということです。

**○14番（美島盛秀君）**

そうすると、この476世帯というのは、住所がわからない、伊仙町に3,626世帯のうちの住所がわからずに返ってきたのか、受け取りを拒否して返ったのか、そこらあたりの区別はどうですか。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

簡易書留で、郵便局が配達するものですから、本人がいない、いなかったというので、直接本人に手渡してないので、その分が返ってきている分が475世帯ということです。

**○14番（美島盛秀君）**

まだ、町民の皆さんは十分、このマイナンバー制度について理解をしていないと思われるんですが、特にお年寄りなどは。

ですから、もうちょっとこれ、詳しい説明とか、あるいは受け取っていない世帯への説明、そして、マイナンバー制の広報等がよく載せてやっていますけれども、なかなか見ていなくて、このマイナンバー制の話をして、なかなか理解できない。

まあ、私にしてもまだまだ十分理解していないわけですが、そこよりもっと理解させるような方法をとっていただき、お願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（琉理人君）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（琉理人君）

起立多数です。したがって、承認第1号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は承認することに決定しました。

#### △ 日程第4 議案第1号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）

○議長（琉理人君）

日程第4 議案第1号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第1号は、平成27年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第1号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額60億4,906万6,000円に、歳入歳出それぞれ4,958万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を60億9,865万5,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

9款地方交付税、補正前の額30億768万円に23万3,000円を増額補正をし、30億791万3,000円とす

るものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額6億9,409万2,000円に377万5,000円を増額補正し、6億9,786万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、マイナンバーカードの導入に伴う補助金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億5,094万7,000円に、2,778万1,000円を増額補正し、5億7,872万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、奄美群島防災関連施設整備事業補助金並びに奄美群島移動規制害虫特別防除事業の増額によるものでございます。

19款諸収入、補正前の額7,836万5,000円に30万円を増額補正し、7,866万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、ハブ駆除対策費の増額によるものでございます。

20款町債、補正前の額9億6,309万2,000円に1,750万円を増額補正し、9億8,059万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、防災無線施設事業債の2,080万円を減額いたしまして、緊急防災減災事業債の3,830万円を増額し、その差額の1,750万円を増額補正するものでございます。

歳入合計、補正前の額60億4,906万6,000円に4,958万9,000円を増額補正し60億9,865万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

2款総務費、補正前の額12億6,498万7,000円に377万5,000円を増額補正し、12億6,876万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、ページ数が8ページからございます歳出のほうに詳細が書いてありますように、中間サーバープラットフォームA P Sのサービス事業負担金の増額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額13億9,563万円に1,000円を増額補正し、13億9,563万1,000円とするものでございます。

4款衛生費、衛生については、ハブ、飼いヤギ代の増額と美しい村づくり総合整備事業の減額による予算の組み替えでございます。

5款農林水産事業費、補正前の額6億1,271万9,000円に378万1,000円を増額補正し、6億1,650万円とするものでございます。主な理由といたしましては、特殊病害中防除対策費の増額によるものでございます。

6款商工費、補正前の額6,099万9,000円に50万円を増額補正し、6,149万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、徳之島観光・物産フェア i n 東京開催の補助金の増額によるものでございます。

8款消防費、補正前の額1億9,083万5,000円に4,153万2,000円を増額補正し、2億3,236万7,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、防災まちづくり事業の増額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額60億4,906万6,000円に4,958万9,000円を増額補正し、60億9,865万5,000円

とするものでございます。

戻りいただきまして、3ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明いたします。

起債の目的、(1)過疎対策事業債、補正前の限度額7億2,220万円に2,080万円を減額いたしまして、補正後の限度額7億140万円とするものでございます。(6)緊急防災減災事業債、補正前の限度額0円に対しまして、3,830万円を増額いたしまして、補正後の限度額を3,830万円とするものでございます。

合計、補正前の限度額9億6,309万2,000円に1,750万円を増額し、補正後の限度額を9億8,059万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第3表繰越明許費のご説明をいたします。

8款消防費1項消防費、事業名、防災まちづくり事業債、金額4,153万2,000円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長(琉理人君)

これから議案第1号について質疑を行います。

#### ○3番(牧徳久君)

5ページをお願いします。

5ページの中で、20の町債、今回新たに1,750万ほど町の借金として、上がっているのですが、これ、全体で9億8,000万に上っているわけですが、この予算額からしますと、16%が借金、町予算の全額60億からすると、16%が借金という形になっているわけですが、この1,750万についても、これは過疎債あたりでするわけですか、消防、緊急防災減災ですか、こうした後このうちの何割か返ってくるわけですか。

#### ○総務課長(樺山誠君)

3ページを開いていただきますでしょうか。

今回、この事業に関しましては、防災無線の更新事業をしていますが、今年度、平成27年度の1期分として、27年度が8機、東目手久、上面縄東、上検福、下検福、木之香、東犬田布、河内、崎原のほうの防災無線の無線局がございすけども、今、更新事業をしております。

それで、現在のところは30機の更新が終わると27年度の1期として、28年度に3機並びに、28年度の予定がアナログの支局、中山、上晴、八重竿の計画で、大体終わります。

あと、再送信局というのが3カ所、どうしても電波が届かないデジタルだと電波が少し弱い関係で届かない箇所が3カ所ございまして、喜念局、馬根局、小島局を28年度に整備をする予定で動いております。

その中で、28年度の前倒しということで、27年の補正で、この事業を実施するというのが、この

事業の成り立ちと言いましょか、事業でございます。

その中で、現在、3ページのほうで説明しますと、過疎対策事業債、限度額7億2,220万円を計画していましたが、県のほうの過疎対策事業債が限度額、県のほうの限度額を超えているということで、緊急防災減災事業債に切りかえていただきたいということで、先ほど説明いたしましたように、この過疎対策事業債から2,080万円を減額いたしまして、緊急防災事業債というのはこれまでの限度額がなかったわけですが、これに3,830万円を増額して、その差額分の1,700万円が、事業債として新たに増えるということになります。

充当率は、過疎対策事業債と緊急防災減災債は70%でございます。

### ○3番（牧 徳久君）

このようにして、今、交付税措置で7割が返ってくるということでありますので安心しているわけですが、今後また起債がどんどん増えてくる可能性もありますので、財政については今後もういった計画的に見直しを行って執行していただきたいと思っております。

それともう1点だけお願いします。8ページの5款の農林水産業費の特殊病害虫防除対策費についてですが、先般の12月定例会議会で一般質問あたりで、述べたわけですが、このミカンコミバエの100%補助での予算がついているわけですが、今現在では、大島あたりの新聞等を見ますと、ミカンの廃棄処理、これは国、県が買い上げたいという形でしているわけですが、この内容についての実態をどうなっているのかお伺いしてみたいと思います。

### ○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

この予算分けの12月補正において、委託金として予算づけされたわけですので、今回、臨時議会において議員の先生方にまた承認いただいた後、人夫賃金、これはシルバー人材所のほうにお願いをして1週間程度、お願いするように今進めている段階でございます。

あと、消耗品等は、手袋、マスク他、事務品等を今計画しております。

車のほうは軽トラック約10台を借り上げ、これは5日間10班体制で対応するように、今、進めているところであります。

今現在としては、農水省の防疫のほうでも新聞等で報道がありましたように、気温が今現在は下がっているということで、活動のほうは停滞をしていると考えられますが、今後も非常に警戒関係は、監視は続けていきながら、根絶に向けて取り組むという伊仙町としても徳之島としても、取り組んでいくように対策本部でも昨日も話し合いを進めているところでございます。

あと、今日また午後から、防災無線等で呼びかけをしますが、今度の日曜日のクリーン作戦において、集落ごとの果実関係、腐った果実とか各民家等の家を調査しながら、これを除去するというふうな対応をしたいと考えておりますので、また、日曜日のほうは、クリーン作戦に全集落民が参加をしてをお願いをしたいと考えているところでございます。

それと、今月の5日から11日の有殺数は0ということで、今、進んでおるところでございます。

以上です。

**○3番（牧 徳久君）**

町内では、この果物とか撤去は要らないと言いますか、名瀬あたりがこれを撤去するのであって、やっぱり徳之島でもこれを撤去しているわけですか。

すると、昨年到我々議員含めて、教職員とかボランティアで町内全部全域にわたってテックス板を下げたわけですが、あれ、効果あるあるのでしょうか。

**○経済課長（上木義一君）**

お答えします。まあ、効果があるということで、今現在、有殺のほうは0で続いているということでございます。

それと、規制は大島本島、笠利の一部を除き規制がかかっているわけですので、徳之島、そして沖永良部、与論、喜界のほうは制限がかかっていないということで今現在は、徳之島本島でも今までどおり持ち出しはできるということです。

あと、先ほど、除去というのはミカンコミバエが一番好むバンジロウとかアセロラそして、今後温度が上がっていくわけですので、腐った果実、そういうパパイヤの腐ったのとか、バナナなど、いろんな物につく可能性がありますので、除去して焼却並びに埋設をするということです。

以上です。

**○3番（牧 徳久君）**

今、冬場でいないと思いますが、これから春先になって暖かくなるとまたこれが発生する可能性もありますので、新聞等によって言っていましたが、この奄美で今現在は、発生じゃなくて、飛来という形らしいですね。

ですから、これは飛来という形ですので、いつ、沖縄、台湾あたりから飛んでくるか、風によって飛んでくるか予測はつかないわけですので、今後もこういった植物防疫と話をしまして防除の、この前針金でくくりつけたテックス板、あぁいったのは、普段から行って常時したほうが、飛散被害防止にはなるということを新聞に載っていましたが、こういったのをおろそかにならないように、常時今後も絶滅しても、またいつ飛来するかわからないわけですので、こういったことを協議してこのまま続けていったほうが、いいのではないかと思いますので、新聞にもそう書いてありましたが、そういうことを実現できたらなあと思います。

以上です。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございませんか。

**○14番（美島盛秀君）**

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）について質疑をいたします。

8ページ、商工費の観光費50万の負担金補助及び交付金、徳之島観光物産フェア in 東京という補助金ですが、以前に私たちが東京に物産展に議会全員で参加して島を売り込もう、伊仙町を売り

込もうというようなことなどもありましたけれども、この費用についての内訳、伊仙町からも出ているのかどうか、あるいは、徳之島全体でやっているのかどうか。

そして、今地方創生ということで、今、島を売り出さないといけないわけですが、こういう関連づけで、この物産展に参加できるのか、しているのか。

それから、今、牧議員からありましたけれども、ミカンコミバエ、こういう関係で、いろいろ非常に果樹類が、例えば、ミカンジュースとかパパイヤとかいろんな、マンゴーとかありますが、こういうようなことへの影響等含めて、今後対応していかなければならないと思いますが、この補助金の内容どうのような、伊仙町から出ているのか。

そしてまた、以前に私が4トンユニック車にサトウキビとサトウキビ運搬車を積んで日本横断という宣伝をすればどうかということも言ったことありますが、そういうような大々的なことをやらないと、ちっぽけな50万ぐらいで補助金を出して、ちっぽけなことをやっているのは島の活性化にはつながらないという思いがしますが、ぜひ、地方創生に結びつけられるような補助金を考えていただきたいと思いますが、その50万についての内容等お願いをいたします。

#### ○企画課長（池田俊博君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

この徳之島観光・物産フェア in 東京というのは、東日本大震災を機に東京の郷友会の皆様方がジャガイモを被災地に送ったということの経過からその翌年度から第1回目の徳之島の観光・物産展を計画していこうということで、今年度は第4回目ということになっています。

今年度は2月の21日に午前10時から午後4時まで、代々木公園の野外ステージと同イベント広場のほうで開催されることになっております。

この中で徳之島のほうからは、両JAとか各観光連盟からとか伊仙町のほうでも百菜を中心としてそこに物産品を送っているところでもあります。

今年度においては、また伊仙町のほうでも、生涯活躍のまちということで、離島版CCRCの事業もこれから計画しようとしているところでもありますので、そういうところで、東京から人を呼び寄せるための施策等を向こうで説明できるような体制づくり等もまた一緒になって考えていこうというふうな計画はしております。

この事業の内容的な、補助金の内容は、この運営員の補助ということで、3町のほうからも補助金として出しております。

また、東京の郷友会の皆様方からの寄附金等で運営されている事業であります。

その中で、会場の使用料とか、あとイベント等々を計画していますので、そのイベント等とか会場の使用料のほうにこの経費のほうは充てられているところでもあります。

また、出店された皆様方のほうは、またその出店した売り上げのほうは、また各自のほうで利益として上がってきますけど、ここから東京のほうまで送るというので、今のところでは、プラスマイナスゼロぐらいのような形ではありますが、徳之島の物産を東京のほうにPRできるということで、

この事業を継続できるような形にしていきたいと思っています。

また、この事業が計画された段階で、ミカンコミバエの問題が出てきて、どうしようかなという話で東京のほうでも話があったみたいですが、徳之島のほうでは、関係はないということで、ジャガイモとポンカン、タンカンのほうが徳之島のほうでは、向こうの物産のほうでは売れ行きとか評判が物すごくいいので、これを継続していくことで、郷土のほうのPRができるようにということで、今回も補助金を出すことといたしておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

#### ○14番（美島盛秀君）

これは徳之島物産展ですので、3町同じ条件であると思うんですけども、天城町、徳之島町もこの額で、同じ50万で統一しているのでしょうか。

#### ○企画課長（池田俊博君）

額の調整ということですが、両町のほうは伊仙町よりも少し多めの金額を出しているところと聞いています。また、伊仙町としても、できればそういうような方向にはもっていききたいところでありましたけど、いかんせん50万円という金額ということになっています。

#### ○14番（美島盛秀君）

実は、去年のこの物産展、大雪だったらしいです。

ところが、その大雪の中にも多くの出身者が来て、売れ残ったりしたのは全部その出身者が買って帰ったということで、非常に島の人たちは、出身者は、島を思って一生懸命頑張っているところだと思います。

まあ、伊仙町は少ないという話も聞きました。

そういうことで、ぜひ今後は3町が足並みをそろえて島は一つだという考えで、島を売り出していくっていただきたいと思うわけですが、やはりこういうことから地方創生に結びつけて今後、地方創生の予算の中でまだ総合戦略、詳しく中身をみておりませんのでわかりませんが、今後の地方創生に向けてこの中身を充実させるようなことで、3月の予算を編成していただきたいということをお願いいたします。

続けて、9ページ。防災まちづくり事業、先ほどの件の説明に関連して、工事請負ですが、もう一度この工事の内容を説明をお願いいたします。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

本町の防災行政用の無線局の整備計画ということで、今年度平成27年度に先ほども説明いたしましたけども、8局、東目手久、上面縄東、上検福、下検福、木之香、東犬田布、河地、崎原ということで、8局、今整備を進めております。

その中で、28年度の計画といたしまして、中山、上晴、八重竿の3局で、34局あるんですけども全て終了いたします。

ですから、28年度にはアナログの支局がデジタルの系列に変わるとということで、中山、上晴、八重竿が変わりますと、それで、完成をいたします。

完成をした後に、デジタルで電波が届かない部分が、大体、地形の形状により電波が届かない部分が東部と西部と中部のほうに出てきまして、そこをカバーするために再送電子局っていうのを整備します。

これは喜念局と馬根局と小島局という形でその3カ所に整備をすれば全てがカバーできるということになっております。

次年度には、この6本電柱を建て直すということですか、3本建て直して、3本新しく建てるということと、これに関して、戸別受信機、昔それぞれの家に戸別受信機がございましたね。今は端末、I P告知機という形で停電したときに機能が止まりますが、これに関しては、戸別にラジオみたいな形のやつです、そうですね電池で、通常は電気配線でできますが、緊急時は電池に切りかわる部分がありますが、あれを再設置というか、設置をしようと思っています。

ですから、今のところこの6局と予算の関係で、何戸になるかちょっと戸別の受信機に関しては、まだちょっとしっかりした設計が行われないと決定しませんが、これに関してこの事業をするための設計の委託料が、あと工事の管理維持853万2,000円あと工事の請負費が3,300万円を予算として計上しています。

この後に、事業の流れといたしましては、工事自体今年度で完成できないので、これを設計が終わった場合は設計の部分は繰り越しません、この事業自体は繰り越して事業を実施するという事業でございます。

**○14番（美島盛秀君）**

電波が届きにくいということだろうと思いますけれども、この事業が終われば、町内全域的にそういう電波の届きにくいところとか、いろんな障害等のあるところは、全部直るということになると思いますけれども、今後の見通しについて、これからもそういう、これ防災ですから非常に大事な事業ですが、そういう事業と考えられるのか、あるいは、新しい新築された家の室内の施設、この点について、新築された家とあるいは引っ越してきたとおりにまだできてない所もあるんですよね、防災無線が。そういう所は、今どうなっているのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（樺山 誠君）**

現在、I P告知に關しましては、徳之島ビジョンさんと相談をしながら工事を進めてくださいというお話をしていますが、デジタルの戸別受信機に關しましては、今現在ある建物があります人が住んでいる建物に關して、しっかり調査をしてつけていくというようになりまう。

ですから、新築でI P告知がついていない家についていくという考えで結構でございます。

**○14番（美島盛秀君）**

その場合には、その費用とそういうのは、こういう予算で見るわけですか、それとも個人で出すわけですか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

個人の負担はございません。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、そういうまだ取りつけられていない所とか、あるいは、外からの放送とも非常に役立っています。やっぱり室内の放送等をきちんとつけてあげないと、「えっ、そんな放送があったの」とかいろいろと言う人もたくさんいますので、調査をして早急に解消できるようにお願いをいたして終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございます。

閉 会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 福 留 達 也

伊仙町議会議員 前 徹 志



# 平成28年第 2 回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成28年 2 月 3 日



平成28年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年2月3日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 発議第1号 伊仙町議会委員会条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～  
討論～採決）

○日程第4 常任委員の選任（指名～採決～正・副委員長互選＜報告＞）

○日程第5 議会運営委員の選任（指名～採決～正・副委員長互選＜報告＞）

○日程第6 同意第1号 教育委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～起立採決）

○日程第7 議案第2号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明  
～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第3号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）（提案理由説明～質疑  
～討論～採決）

○日程第9 議案第4号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）（提案理由説  
明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君	事務局書記 荻田恭平君
--------------	-------------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長補佐	元田健視君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長委員長	直江宏晃君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、明石秀雄君、樺山 一君、予備署名議員を  
永岡良一君、伊藤一弘君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日2月3日の1日間としたいと思います、ご異議ありませ  
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって本臨時議会の会期は本日2月3日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 発議第1号 伊仙町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第3 発議第1号、伊仙町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。  
提出者の提案理由の説明を求めます。

○11番（永岡良一君） おはようございます。それでは提案の理由を説明いたします。

地方分権に伴い著しく多様化する行財政運営に対して、議会の自律的権能をさらに拡大し、専門、  
部分的な調査及び審査を強化して、能率的に多数の議案を処理することや、町民から寄せられる請  
願、陳情書についても詳細かつ徹底した審査をするために改正いたします。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

これから、発議第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、伊仙町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって発議第1号、伊仙町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 常任委員の選任

○議長（琉 理人君）

日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、伊仙町議会委員会条例第7条第4項の規定によってお手元にお配りした名簿のとおり指名をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって常任委員は、手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま常任委員が選任されましたので、伊仙町議会委員会条例第8条2項の規定に基づき、ただいまから正副委員長の互選を行っていただきます。場所は、議会委員会室に定めます。ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。各常任委員会の正副委員長の互選が行われました。

結果、総務文教常任委員長福留 達也君、同副委員長平 博人君、経済建設常任委員長明石 秀雄君、同副委員長美山 保君、生活環境常任委員長伊藤 一弘君、同副委員長美島 盛秀君がそれぞれ決定しましたので、ご報告申し上げます。

△ 日程第5 議会運営委員の選任

○議長（琉 理人君）

日程第5 議会運営委員会の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、伊仙町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま議会運営委員が選任されましたので、伊仙町議会委員会条例第8条2項の規定に基づき、ただいまから正副委員長の互選を行っていただきます。場所は議会委員会室に定めます。ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

---

再開 午前10時11分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ご報告申し上げます。議会運営委員会の正副委員長の互選が行われました。結果、議会運営委員長前 徹志君、同副院長上木 千恵造君と決定しましたのでご報告申し上げます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時25分

△ 日程第6 同意第1号 教育委員の選任

○議長（琉 理人君）

同意第1号、教育委員の選任を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

同意第1号は、平成28年1月31日付で辞任された教育委員の後任に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により選任いたしたく提案してあります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

同意第1号、伊仙町教育委員会教育委員の選任について補足説明をいたします。

住所、伊仙町大字面縄732番地、指名、池田 千佐代 氏、生年月日、昭和37年10月25日出生れ、経歴についてはお手元に配付してあるとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、教育委員の選任を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第1号、教育委員の選任は同意することに決定しました。

#### △ 日程第7 議案第2号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第2号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第2号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第2号、伊仙町の職員の給与に関する一部を改正する条例について補足説明をいたします。

1ページをお開きください。第1条伊仙町職員の給与に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を改正するものです。第17条第2項第1項中の一般職員の勤労手当の割合100分の75を100分の85に、管理職の勤労手当の割合100分の95を100分の105に改め、同項2号中の再任用職員の勤労手当の割合100分の35を100分の40に改め、第4条の給料表を表示のとおり改めるものでございます。

16ページをお開きください。第2条伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。第17条第2項第1項中の一般職員の勤勉手当の割合100分の85を100分の80に、管理職の勤勉手当の割合100分の105を100分の100に改め、同項2号中の専任職員の勤勉手当の割合100分の45を100分の37.5に改めるものです。

なお、施行期日は公付の日から施行する、ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行し、第1条の規定は平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、平成27年人事院勧告による改正でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、伊仙町の職員の給与に関する一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって議案第2号、伊仙町の職員の給与に関する一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第8 議案第3号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）

○議長（琉 理人君）

日程第8、議案第3号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第3号は、平成27年度伊仙町一般会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第3号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。規定の歳入歳出予算の総額60億9,865万5,000円に歳入歳出それぞれ2,091万7,000円を減額補正し、減額し、歳入歳出予算の総額を60億7,773万8,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。第1表の歳入からご説明いたします。13款国庫支出金補正前の額6億9,786万7,000円に154万5,000円を増額補正し6億9,941万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、個人番号カード交付事業交付金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億7,872万8,000円に12万8,000円を増額補正し5億7,885万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、乳幼児全戸訪問事業補助金の増額によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額1億3,782万8,000円に2,259万円を減額補正し1億1,523万7,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額60億9,865万5,000円に2,091万7,000円を減額補正し、60億7,773万8,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。1 款議会費補正前の額9,486万2,000円に3万7,000円を増額補正し9,489万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、委員長報酬費の増額によるものでございます。

2 款総務費補正前の額12億6,876万2,000円に630万7,000円を減額補正し、12億6,245万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

3 款民生、費補正前の額13億9,563万1,000円に27万7,000円を減額補正し13億9,535万4,000円とするものです。

4 款衛生費、補正前の額5億8,367万6,000円に、381万5,000円を補正し、5億7,986万1,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

5 款農林水産業費、補正前の額6億1,650万円に601万5,000円を減額補正し、6億1,048万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

6 款商工費につきましては、消費者行政推進費の予算組み替えによるものでございます。

7 款土木費、補正前の額3億5,998万4,000円に114万2,000円を減額補正し3億5,884万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

9 款教育費、補正前の額3億8,198万6,000円に339万8,000円を減額補正し3億7,858万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額60億9,865万5,000円に2,091万7,000円を減額補正し60億7,773万8,000円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○3番(牧 徳久君)**

平成27年度伊仙町一般会計補正予算(第10号)について質疑をいたします。

8ページの企業誘致促進整備対策事業費についてお伺い申し上げます。

今現在、伊仙町につくっている企業誘致の日本マルコの家社は順調に工事が進んでおり、素晴らしい施設ができ上がりつつあります。空港から通るお客さんやら伊仙町の入り口に素晴らしい施設ができまして、今後視察団含めて伊仙町がますます波に乗って栄えていくのではないかと期待しているところでございます。

この企業誘致促進対策整備事業費について、工事請負費の予算を落として、この測量設計委託料に組み替えされていますが、今後これについては購入、未購入部分についての測量設計をしてそこを造成するのか、この予算としてどうされるのかをお伺いしてみたいと思います。

**○議長(琉 理人君)**

ただいまの質問の中に日本マルコの名前が出ていましたが、貸工場であります。

**○3番(牧 徳久君)**

貸工場、失礼しました。

**○企画課長(池田俊博君)**

ただいまの質問にお答えします。

この委託料ですけど、今、今年度購入を予定しているところの造成工事の設計、測量設計の委託でございます。また、この設計が完了次第、また造成工事のほうに入らせていただきたいと思いますっております。

**○3番(牧 徳久君)**

この測量設計を終えますと、工事入るということでありますが、この工事については昨年予算化したかと思いますが、これ繰り越して工事するわけですか。

**○企画課長(池田俊博君)**

おっしゃるとおり、今農地転用関係とか農振除外関係のほうが少し手間取っております、工事のほうは着手できるのがおくれたる可能性がございます。

そこで、繰り越しを3月の議会のほうにまた議会の承認をいただきたい旨、またよろしくお願いたします。

**○3番(牧 徳久君)**

ほんとに素晴らしいことでありまして、1点だけまた申し上げますが、ソテツとかいろいろ前にも話したことがあります、廃棄処分せずに、敷地のどっか隅っこにでも景観をよくするために、伊仙町、徳之島三町の景観条例団体に指定されたりということを知っておりますが、景観をよくするに処分せずに大事に保存していただきたいと思います。

以上です。

○企画課長（池田俊博君）

おっしゃるとおり、貴重なソテツ等ございますので、再利用できるものがありましたら利用して、景観等配慮いたしたいと思えます。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませぬか。

○9番（明石秀雄君）

6 ページをお願いします。17基金繰り入れのところて 2 億 2, 590 万円てすか、減額されている理由を詳しく説明してください。

○総務課長（樺山 誠君）

今回の減額補正の主な理由につきましては、人件費の減額てございます。

その中で特別職の分だとか、あるいは育児休業中の職員の人件費の減額による基金の繰り入れてでございます。

結局基金に戻したということてございます。

人権費関係が余ったので戻しますということてす。

○9番（明石秀雄君）

人件費は当初から総額入っているので、その分下がる必要はなくて、人事院勧告で逆に上がったんじゃないてすか。その分不足は出るのは当然だけれども、減額というのはどういうことてすか。

○総務課長（樺山 誠君）

人件費に関しましては、3 名の方の休職だとか、あるいは副町長が途中で退任したので、その辺の人件費が余ったということてございます。

○9番（明石秀雄君）

すると人件費は基金から切り崩して使っていたということてすか。

○総務課長（樺山 誠君）

人件費を目的で基金から繰り越してという問題じゃなくて、全体的な予算てそういうことになっております。ご理解いただきたいと思っております。

○9番（明石秀雄君）

もう先ほども言いましたが、人件費は 1 年分を総計て予算が組まれている。

そうするとこれらの 2, 000 万円も余る必要はないわけてす。

それはただ、副町長が途中でやめたからその分のもてではなくて、基金に崩す、減額している必要はないのではないてすでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

主な理由が、副町長が退任しただとか、あるいは休職中の職員が出たとかそういうもので、主な理由が人件費てございまして、その辺またご理解いただきたいなどと思っております。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。それでは、別のほうにいけます。

8ページお願いします。先ほどの企業誘致のところですが、設計委託ができれば、すぐ工事に入るといふことでの説明でしたが、前も予算のところでは、もうここも含んだ工事になったのですか。工事委託料も、含んでなかったのですか、ここはもう見越していなかったということで、新しく仕事が出てきたのですか、事業が。

**○企画課長（池田俊博君）**

ただいまの質問にお答えします。

今年度に先にやった分に関しては、前年度に用地を購入いたしまして、農振とか農振除外とかの要点を図りながら、新年度で工場のできる部分に関してのみの測量設計の委託、計画しておりました。

今回今年度に関しての購入をしたものに関しては、また委託の関係に関しては、当初予算措置していなくて、今回また組み替えでまた予算措置はさせていただきました。また、よろしく願います。

**○9番（明石秀雄君）**

そうすると、もしかすると、その工事費がこれだけ余ったから、新たにまたやろうとしたのではなくて、当初は計画があったわけだ、これは、やるというのは。そう理解していいですか。

でなければ、工事、これが余らなかつたらできなかったわけだよ。

**○企画課長（池田俊博君）**

企画として、造成に関しての委託関係がなかなか経験上なかったものですから、どれぐらいの委託の設計費がかかるというのが、当初のほうでは見込みができなかったということで、今回、測量設計のほうに関しては、少し予算的にかさんだ状態になりまして、このように組み替えをさせていただきました。

**○9番（明石秀雄君）**

わかりました。それと11ページです。農林水産業の5、多面的機能支払い交付金事業ですが、これは新規事業、今何か新しくできた事業ですか。

**○耕地課長（穂 浩一君）**

明石委員のご質問にお答えします。

この多面的機能支払い交付金事業につきましてですが、これは以前ありました農地水の交付金事業の事業名が変わって、多面的機能支払い交付金となったところであります。

町内7組織ある分の組織の事務費です、町で行う事務費の補助金であります。

**○9番（明石秀雄君）**

これ予算の組み替えのようではありますが、社会保険料を削って消耗品に入れかわっているわけですが、旅費の算出基礎をお示しいただけますか。

**○耕地課長（穂 浩一君）**

この社会保険料につきまして、当初この事務賃金、事務職員に社会保険も負担するような形で当初予算をかけていたわけですが、ご主人さんの扶養に入っていらっしゃって、その扶養から外れるだけの賃金に満たないものですから、社会保険料が不要になったっていうところなんです。

この組み替えをした普通旅費についてですが、この多面的機能支払い交付金関係の近年会計検査が入ることが多くなったのですから、早速また3月にその担当者会議が鹿児島島のほうで、あるっていうことで、職員の担当者と事務筆耕の方と2名の旅費を計上してございます。下の需要費につきましては、この事業執行に伴うプリンターのトナー代ということで、計上させていただきました。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって議案第3号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第4号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（琉理人君）

日程第9、議案第4号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第4号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明を求めます。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第4号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算、総額4億3,199万3,000円に歳入歳出それぞれ29万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,170万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入のほうから説明いたします。3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額6,581万4,000円に29万3,000円を減額し6,552万1,000円とするものでございます。これにつきましては、一般会計よりの繰入金の減額でございます。

続きまして7ページ、歳出の説明をいたします。1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額4,240万4,000円に29万3,000円を減額補正し、4,211万1,000円とするものでございます。これにつきましては、主に4節の共済費の減額によるものでございます。

次に、1款水道事業費3項排水給水費3目東部地区基幹改良費、これにつきましては、旅費と需用費の組み替えによるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。1款水道事業費3項排水給水費、事業名東部地区増補改良事業、総事業費2億3,982万円のうち2億1,000万円を28年度に繰り越しするものでございます。これにつきましては、当初の浄水場計画に変更が生じ、設計がおくれたため繰り越しでございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、議案第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって議案第4号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまです。

閉 会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 樺 山 一

# 平成28年第1回伊仙町議会定例会

## 会 期 日 程



平成28年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

平成28年3月8日開会～3月23日閉会 会期16日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	8	火	本会議	<p>○開会</p> <p>○会議録署名議員の指名</p> <p>○会期の決定</p> <p>○諸報告</p> <p>（1）諸般の報告（議長の動静）</p> <p>（2）行政報告</p> <p>○陳情 2件（陳情第11号・12号 閉会中の継続審査報告～採決）</p> <p>○陳情 2件（陳情第1・2号 総務文教・生活環境常任委員会付託）</p> <p>○計画書策定、区域変更、条例一部改正 22件（提案理由～質疑～討論～採決）</p> <p>○補正予算 6件（提案理由説明のみ）</p> <p>○平成28年度施政方針</p> <p>○当初予算議案上程 7件（提案理由の説明）</p> <p>○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明</p>	
〃	9	水	本会議	<p>○補正予算 6件（質疑～討論～採決）</p> <p>○一般質問（平議員・美山議員 2名）</p>	
			本会議終了後	<p>全員協議会（当初予算審査特別委員会現地調査地選定）</p>	
〃	10	木	本会議	<p>○一般質問（牧議員・福留議員・岡林議員 3名）</p>	
			常任委員会	<p>○付託案件審査（総務文教常任委員会・生活環境常任委員会）</p>	
〃	11	金	特別委員会	<p>○当初予算審査特別委員会現地調査（終日）</p>	
〃	12	⊕	休 会		

3	13	㊸	休 会		
"	14	月	特別委員会	○地方創生総合戦略検討特別委員会	
"	15	火	午 前	町内各中学校卒業式	
			特別委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
"	16	水	休 会		
"	17	木	特別委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
"	18	金	特別委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
"	19	⊕	休 会		
"	20	㊸	休 会	春分の日（祝日）	
"	21	㊿	休 会	振替休日	
"	22	火	全員協議会	全員協議会（当初予算審査特別委員会委員長報告作成 他）	
"	23	水	最終本会議	○当初予算審査特別委員会委員長報告（質疑～討論～起立採決） ○委員会陳情審査報告（質疑～討論～採決） ○議員の派遣について（議決事項） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建委員会） ○閉会	

# 平成28年第1回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成28年3月8日



平成28年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月8日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 陳情第11号 要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）（経済建設常任委員会審査報告～質疑～討論～採決）

○日程第5 陳情第12号 陳情書（一般廃棄物くし尿浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）（生活環境常任委員会審査報告～質疑～討論～採決）

○日程第6 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情（総務文教常任委員会付託）

○日程第7 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書（生活環境常任委員会付託）

○日程第8 議案第5号 町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第6号 伊仙町過疎地域自立促進計画の策定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第7号 字の区域の変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第8号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第9号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第10号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第11号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第12号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

- 日程第16 議案第13号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第17 議案第14号 伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第18 議案第15号 伊仙町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第19 議案第16号 伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第20 議案第17号 伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第21 議案第18号 伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第22 議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第23 議案第20号 伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第24 議案第21号 伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第25 議案第22号 伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第26 議案第23号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第27 議案第24号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第28 議案第25号 伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第29 議案第26号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第30 議案第27号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算 (第11号) (提案理由説明のみで審議を中止)
- 日程第31 議案第28号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) (提案理由説明のみで審議を中止)

- 日程第32 議案第29号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明のみで審議を中止）
- 日程第33 議案第30号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみで審議を中止）
- 日程第34 議案第31号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）（提案理由説明のみで審議を中止）
- 日程第35 議案第32号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみで審議を中止）
- 日程第36 平成28年度施政方針
- 日程第37 議案第33号 平成28年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第38 議案第34号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第39 議案第35号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第40 議案第36号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第41 議案第37号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第42 議案第38号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第43 議案第39号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平 博 人 君	2番	岡 林 剛 也 君
3番	牧 德 久 君	4番	上 木 千 恵 造 君
5番	美 山 保 君	6番	永 田 誠 君
7番	福 留 達 也 君	8番	前 徹 志 君
9番	明 石 秀 雄 君	10番	樺 山 一 君
11番	永 岡 良 一 君	12番	伊 藤 一 弘 君
13番	琉 理 人 君	14番	美 島 盛 秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 佐 平 勝 秀 君                      事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保 明 君	副町長	—
総務課長	樺 山 誠 君	企画課長	池 田 俊 博 君
税務課長	當 吉 郎 君	町民生活課長	伊 藤 勝 徳 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	上 木 義 一 君
建設課長補佐	久 保 等 君	耕地課長	穂 浩 一 君
環境課長	佐 藤 光 利 君	水道課長	喜 昭 也 君
農委事務局長	勇 元 孝 治 君	教育長委員長	直 江 宏 晃 君
教委総務課長	仲 島 正 敏 君	社会教育課長	明 勝 良 君
学給センター所長	永 島 均 君	ほーらい館長	仲 武 美 君
総務課長補佐兼選管書記長	田 島 輝 久 君		

△開 会（開議） 午前10時09分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第1回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永岡良一君、伊藤一弘君、予備署名議員を美島盛秀君、平 博人君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月8日から3月23日までの16日間としたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月8日から3月23日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成27年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

12月18日、ミカンコミバエの飛来に伴う町内一斉防除が行われ、議会においてもミカンコミバエの早期根絶に努めるべく防除作業に参加いたしました。

ミカンコミバエの早期根絶に向けて、あらゆる対策が講じられていますが、日夜ご尽力いただいている関係者各位に改めて感謝を申し上げます。

1月27日、伊藤祐一郎鹿児島県知事を囲んで、奄美群島における町村議会議員が鹿児島市のホテルで一堂に会し、朝食会並びに要望活動が行われました。

本町議会においては前 徹志前経済建設常任委員長が代表して基幹作物サトウキビ生産にかかる支援の拡充について要望を行いました。

詳細については、近年サトウキビ生産量の低下を憂い、これが地域経済への大きな悪影響を及ぼしていることや、農家所得の減収が起因し、後継者不足に拍車をかけているとの実情を挙げ、今後、国、県、町との連携を強固にし、反収向上に係る支援拡充について積極的に取り組んで頂くよう要望書を提出いたしました。

2月3日、平成28年第2回伊仙町議会臨時会が開催され、伊仙町議会の任期はじめから2年が経過したことに伴い、委員の改選が行われ議会委員会条例の一部を改正行い、従来の2委員会体制から住民生活に直接的に関わる案件を主に所管する委員会として、新たに生活環境常任委員会を設置し、3委員会体制で第2次伊仙町議会をスタートすることになりました。

残りの任期2年、改めて住民を代表する我々伊仙町議会において、政策形成過程及び、政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で町民の皆様の声を大久保町政において実現していただくよう、議会活動を推進していきます。

伊仙町監査委員より、定期監査及び平成28年2月までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、予算執行のあり方について改善されるべき点が見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますのでご確認ください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

#### ○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告の前に、町民の方々、そして多くの出身の方々に今回の伊仙町職員による不祥事が発生したことに关しましておわびを申し上げたいと思います。

多くの出身者、町民の方々が今回の事件に关しまして伊仙町の名誉と誇りを傷つけられたという事で、大変な怒りの言葉を頂戴しております。

大変慙愧の念にたえないところであります。二度と不祥事が発生しないように、職員一人一人新たな気持ちで、町民の公僕であるということ改めて自覚し、業務に精励することでしか名誉を挽回することはできません。そういうつもりで頑張ってまいりたいと思います。

町民の方々そして出身者の方々に改めて心からおわび申し上げます。

行政報告は、主な項目について説明をしていきたいと思ひます。

12月10日に三菱総研の松田智生研究員が伊仙町ほーらい館で講演を行いまして、東京から新しい人の流れをつくるという、離島版「CCRC」について説明がございました。

地方創生に关しまして、12月から各種団体との意見交換会を行っております。

今回、12月14日、15日におきましては、4つの団体との意見交換会を行いまして、大変貴重な意見を頂戴いたしました。

今後とも、地方創生にかかわらず、今まで集落だけで説明会を行ってきた中で、各種専門家団体との意見交換会の必要性を改めて感じたところでございます。

今年になりまして、1月2日に初めて徳之島3町が1月2日の成人式ということで行いまして、成人の方々のいろんな日程等に関しまして、2日の方が非常に有意義であったというふうな感じを受けております。

1月10日、11日には関西におきまして、関西奄美会の新年互礼会、徳之島連合会の互礼会に参加いたしまして、今後奄美群島が地方創世のモデル地区になる可能性があるということ、そして自然遺産の、平成30年に保護を申請される状況などで、奄美が脚光を浴びてくると、出身者の方々もこれから交流をもっともっと密にして、島にまた帰ってくる、Uターンするという可能性の価値などについて、移住の必要性などについて説明をいたしました。

1月13日には初せりが行われまして、平均価格が去勢雌、平均して72万円という過去に例のないような高値で推移いたしました。

先般2月せりにおいては、町内の迫田さんが107万円という、今までなかったような価格で落札をしております。

1月15日には、伊仙町生涯活躍のまち、離島版C R Cの構想検討委員会が開催され、町内のいろんな団体の代表の方々と最後の協議を行ってまいりました。

1月29日に鹿児島大学が主催した市町村長と医師会との意見交換会の中で、奄美地区の事例として徳之島3町の医療と福祉を考える会で、産婦人科医の給与補填をしていることを説明いたしまして、このことが県下各地区に大きく広がっていくような状況になってまいりました。

これからは、各地域は医師が足りないとかいうことで、県とか大学に要望するのでなくて、各地区で育てていくというふうな考え方に変わってくるというふうに思います。

1月30日、赤土新バレイシヨの出発式がございまして、各地区の購買者の方々は、今回本土が軒並み冷害、雪、あられ等に被害が出たということで徳之島ももちろん風やみぞれにやられましたけれども、その中でも比較的安定した形での収穫が望めるということでございました。

その中で、今後の課題としてはさらに防風対策をしていくことが必要ではないかということでございます。

2月2日に神奈川県大和市議会のご一行が、伊仙町の出生率が高いということで視察に参りまして、今回秋田県の横手市からも視察が来ましたけれども、議会事務局長はじめ多くの若手の職員がその説明資料を作成し、そしてみずから説明をいたしました。今後、職員の説明能力、そして発信力が問われる時代になります。今後、地域間競争が激化していく可能性がある中で、いかにその町の良いところを全国に発信していくかということは、職員一人一人に問われる行政マンとしての能力にますますなっていくと思います。

2月4日にサトウキビの春植え出発式がございまして、南西糖業の田村社長みずから参加いたしまして、320ha確保に向かっていくということ、そして経営的にこの4年間の南西糖業の経営が赤字

でありました。それを何とか持ちこたえていかなければいけないと、職員のリストラ等も行わざるを得なかったことなど説明いたしまして、今後3町と南西糖業、JA等で組織している単収アップ協議会をさらに推進していくことの必要性などの話をいたしました。

2月11日に伊仙町議会で取り組んでいる障害者施設、大島学校含めた障害者施設の方々がひまわり会、保護者会という形でお招きされまして、感謝の旅立ちということでございます。犬田市の時元真佑希さんがいよいよ成人を迎えまして島から旅立っていくということで、保護者の方々3名の代表が今までの子供たち育ててきた発表をいたしまして、これは涙なくして聞くことができないほどの苦労をなさってきたと。しかし、その子供たちがいたからこそ頑張れたと。結束ができたというふうなことでございました。さらに特別サプライズ出演で森圭一郎さんが参加して皆さんを励ましていただきました。

2月15日に去年の50年に一度の雨で冠水いたしました面縄地区の地権者の方々、そして畑の方々を含めて、最後の説明会を開催いたしまして、県の新しい案に対しまして多くの方々がその説明に納得をしたという状況でございます。工事が3月から始まって4月の中旬までには工事が完成すると思えますけれども、これで50年に1度の大雨による墓地の冠水も防ぐことができるような工事を行っていくと思えます。

2月21日に東京の代々木公園におきまして、第4回の徳之島フェアが開催されました。これは、東北の震災のときに徳之島3町の青年団の方々が約8t東北にパレイショを運んで、多くの方々に食料を提供したということから始まりまして4回目でございます。今回初めて参加いたしまして、快晴のもと約1万人近い方々が参加しておりました。パレイショもあっという間に完売、またタンカンは大島地区からは出荷できないという形で、これもあっという間の完売でございました。出身者の若い青年団がここまで頑張っていることに関しまして、地元のほうもいろんな形で協力体制を今後も継続をしていかなければいけないと思えます。参加して目についたのは、若者の参加、出身者の若者、2世、3世も含めた参加とそれから奄美全体から参加している状況でありました。今後、これを奄美全体のフェアという形で発展していくことを今協議している状況でございます。

2月27日には、「伊仙町生涯活躍のまちシンポジウム in 東京」を開催いたしました。これは上乘せ交付金を活用した事業であり、全国の自治体が東京でシンポジウムを開くということは、ほとんど過去に例がなかったようであります。そのことを今日地元の新聞のコピーを提出していますけれども、300人以上の方が参加しました。徳之島出身者が大体半分近くでありましたけれども、中央政界も大変な注目をしていただきまして、石破大臣みずから挨拶したいということと、それから河村建夫先生、増田寛也地方創生本部の先生も参加して挨拶するというふうな盛況でございました。養老孟司先生、小野寺先生の議論ですね、そして萩原さんという阿権に家をつくって生活を始めた方の説明と松田さんの地方への流れを、人の流れをつくるということで、大きなきっかけを作ったのではないかと思います。

先ほども申し上げたとおり、これからはいろんな農業生産額を含めて、企業誘致も含めて、地域

間競争になります。ですから、今回私たちがこのことをいち早くやったということは、地方に関しても全国に強い発信をしたのではないかと思います。それを、いかに実現していくかがこれからの大きな課題であると思います。

2月28日に樟南二高を中心とした島口ミュージカルに参加いたしまして、島の子供たちが本当に躍動しておりました。堂々たる演技、一糸乱れぬ踊りで観客を魅了いたしました。また、西郷隆盛、流仲為、仲祐親子のドラマを演じきったということが大変すばらしいことだというふうにご挨拶いただきました。

3月2日は全体朝礼におきまして、その前日先ほど申し上げた職員の不幸事に関しまして、全職員に改めて綱紀粛正などを強く指導したところでございます。

3月6日に、世界自然遺産登録地域づくり検討会がございまして、この中で特筆すべきは奄美大島と徳之島のコアゾーンのほぼ地図の中に書き込まれました。その中で、私たちは阿権阿三集落、阿権川、鹿浦川の溪谷、亀焼ああたり何と環境文化交流エリアという形で、自然遺産のコアゾーンとほぼ同じような形で評価されておりましたので、今後まちづくり、交流人口、自然遺産の中でふえていく中で間違いなくあのエリアが多くの人たちが来る中心になっていくのではないかとというふうに思いました。

以上、長くなりましたけども、行政報告を終わりたいと思います。

#### ○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

### △ 日程第4 陳情第11号 要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）

#### ○議長（琉 理人君）

日程第4 陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）を議題とします。

陳情第11号の閉会中の継続審査の結果について、経済建設常任委員長より報告を求めます。

#### ○経済建設常任委員長（明石秀雄君）

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

陳情第11号「要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）」の審査報告を行います。

同陳情は、平成13年度から伊仙町目手久地区で稼働する「徳之島3町広域ゴミ処理施設（クリーンセンター）」の建設にあたって、当時の地区住民による建設反対運動がありながら、集落説明会において、県道から当該施設に通じる第2西下線の道路拡幅工事を行うことを条件に、施設建設を容認した経緯があるにも関わらず、その約束が今日まで守られていないとのことで、早期に道路改

良の計画及び着工を願うという趣旨でありました。

このことについて、平成27年第4回定例会会期中の12月10日に、委員7名と大久保町長、樺山総務課長、中熊建設課長を説明として出席を要請し、審査を行いました。その際、地元の美山議員より当時の状況について説明があり、「当時から、同路線の拡幅工事については地区住民より要望がなされており、また工事着工にあたっては、現在の交通事情の危険性を考慮して、関係者の同意書も提出している」との説明がありました。

このことについて、大久保町長からは、「現在では、五ラン線が整備されており、また隣接する集落においても、同路線は当時のように利用されていないことから、改めて道路拡幅工事的必要性があるのかということを考慮していく」旨の説明がありました。

これらの件を踏まえて、道路拡幅工事的必要性等を調査したうえで、結論を見出すことが妥当であることから、「継続審査」するものと決定致しました。

その後、新たな委員構成において、引き続き同陳情の審査を、平成28年2月29日、委員7名と大久保町長、樺山総務課長を説明員として出席されるよう要請し、審査を行ったところ、樺山総務課長より「既存の事業により、西下線の工事に関しては完了しており、要望されている路線については、現在のところ計画はされていない」との説明がありました。また、「今後、同路線を拡幅することを想定した場合、平成28年度から設置される伊仙町建設事業協議会において議論を重ねて頂き、その後必要とあれば過疎並びに辺地計画等に盛り込んで進めていく」という説明がありました。

この説明を踏まえて、委員会においては、地区住民による交通の利便性等を考慮して、過疎並びに辺地計画に盛り込んだうえで、工事の着工に向けて取り組まれるべきとの意見に達し、審査の結果、陳情第11号「要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事的計画及び早期の着工について」は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

平成28年3月8日、経済建設常任委員会委員長、明石秀雄。

以上であります。

**○議長（琉 理人君）**

これから陳情第11号委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（琉 理人君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（琉 理人君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第11号の委員長報告は採択です。陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△ 日程第5 陳情第12号 陳情書（一般廃棄物くし尿浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）

○議長（琉 理人君）

日程第5 陳情第12号、陳情書（一般廃棄物くし尿・浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に係る奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）を議題といたします。

陳情第12号の閉会中の継続審査の結果について、生活環境常任委員長より報告を求めます。

○生活環境常任委員長（伊藤一弘君）

おはようございます。生活環境常任委員、報告をいたします。

陳情第12号「陳情書（一般廃棄物くし尿・浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に係る奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）」の審査報告を行います。

同陳情は、奄美環境開発株式会社が、本町へ申請している一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集及び運搬業の許可について、町側が平成26年に同様の許可を同社へ行い、このことについて陳情人が伊仙町を相手取り提訴し、主に一般廃棄物処理計画書が定められていないにも関わらず、許可をしたことが違法にあたるとして、「許可を取り消す」との判決を下されており、改めて許可されないよう町長に意見を述べられたいとの趣旨でありました。

このことについて、平成27年第4回定例会において、委員改選前に付託された総務文教厚生常任委員会において、会期中の12月10日に、委員7名と大久保町長、樺山総務課長、美延（前）環境課長を説明員として出席を要請し、審査を行いました。その際、委員より、「町民を混乱させないためにも、委員会としての考えをはっきりさせたい」との意見や、一方で「前回の裁判で、既存業者は一般廃棄物処理計画がないうえで許可されたとしても、適格業者として判決で認められており、さらに新規業者においては、別の事例において陳情人と係争中であるから、裁判の結果が出るまで継続審査として処理する方が妥当では」との意見があり、諸々の意見を委員で協議した結果、結論を見出す為に引き続き調査及び期間を要するとの意見に達し、「継続審査」するものと決定致しました。

その後、新たに設置された「生活環境常任委員会」において、継続審査とされた同陳情の審査を引き継ぎ、平成28年2月29日、委員6名と大久保町長、樺山総務課長、佐藤環境課長を説明員として出席されるよう要請し、改めて審査を行ったところ、委員より「前回の審査並びに判決においては、一般廃棄物処理計画書が定められていないことが原因で、許可の取り消し処分となったようであるが、その後、一般廃棄物処理計画は適正に定められたのか」との質疑に対し、佐藤環境課長より「平成27年3月3日に策定し、本町のホームページにおいて一般公開しています」との説明がありました。また、計画書が策定された事を踏まえて委員より、「前回の裁判において敗訴の原因となった計画書が策定されたことによって、裁判所としても改めて判断を仰げるのでは」との質問に対し、大久保町長より「前回の裁判では計画書が完璧ではなかったということで却下された。今回策定された計画書においては、弁護士なども相談した結果、大きな問題はないと考える。現在、別の事例で係争中とのことであるが、許可する事案と別問題であることから、新たに新規業者から申請された場合は、それを精査したうえで、許可を出したい」との説明がありました。

さらに、当委員会としては、「一般廃棄物処理業の許可は、普通の競争社会における許可ではなく、住民の生活に不可欠なサービスを提供する観点から行うべきもので、既存の業者によって住民サービスが適切に行われている限り、新規許可をすることはできない」という最高裁の判例に基づいて、町内における浄化槽の管理状況について議論が及び、佐藤環境課長より「既存業者においては1,118基管理されているとの報告を受けているが、平成27年2月時点の職員による調査結果では、約1,800基あり、約700基の無管理又は無届がある」との説明がありました。これらの件についても、大久保町長より「既存業者においては、人員を増やすことで対応は可能であると聞いているが、今まで管理されていなかった浄化槽について、町にも問題があるかもしれないが、今後2社が切磋琢磨していくことが大事である」との説明があり、これまでの委員会での議論を集約した結果、町民の立場を考慮すると、新規業者の許可を認めることが妥当であるとの結論に達し、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

平成28年3月8日、生活環境常任委員会委員長、伊藤一弘。

#### ○議長（琉 理人君）

これから陳情第12号の委員長報告に対する質疑を行います。

#### ○10番（樺山 一君）

委員長の質疑では、質疑というよりこの件につきまして奄美環境開発という個人業者名が出ておりますので言いますけど、損害賠償を今提訴されていることも勘案し、もっと慎重にさせていただけたらなということを意見として述べて、質疑といたします。よろしいでしょうか。

損害賠償の対応が今ずっとされておりまして、そういう等もありましたので、慎重に審査していただけたらなということですけど。ご存じでしたが、その損害賠償の件が出ているということ。

#### ○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

○10番（樺山 一君）

わかっているならわかったって言ってもらえますか。もうちょっと慎重にやっぱり情報収集をして、していただきたかったということを感じしておきます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、陳情第12号、陳情書（一般廃棄物<し尿・浄化槽汚泥>の収集及び運搬業に係る奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）を採決します。

この採決は、起立によって行います。陳情第12号の委員長報告は採択です。陳情第12号 陳情書（一般廃棄物<し尿・浄化槽汚泥>の収集及び運搬業に係る奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。したがって、陳情第12号、陳情書（一般廃棄物<し尿・浄化槽汚泥>の収集及び運搬業に係る奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）は不採択と決定することにしました。

△ 日程第6 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情

△ 日程第7 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第6 陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情書、日程第7 陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書の2件を一括して議題とします。

平成27年第4回定例会閉会后、これまで受理した陳情書は陳情第1号から第2号までの2件です。お手元にお配りしたとおり、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引

を求める意見書提出を求める陳情書の2件については、所管の常任委員会に付託いたします。

**△ 日程第8 議案第5号 町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定**

**○議長（琉理人君）**

日程第8 議案第5号、町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○町長（大久保明君）**

平成28年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案5号について、提案理由の説明をいたします。

議案第5号は、町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画を策定することについて、土地改良法第96条の2項2の規定及び地方自治法第96条第2項の規定により提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（琉理人君）**

補足説明があればこれを許します。

**○耕地課長（穂浩一君）**

議案第5号、町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定について、補足説明をいたします。

前12月議会におきまして、提案をいたしました基幹水利施設管理事業の申請に伴う計画書の策定であります。この計画書におきまして、事業を申請するわけではありますが、この事業申請によってダム、南北の調整池、揚水機場の電気料及び各年の定期検査の検査費用等の一部を事業に申請して補助をいただくということであります。

事業計画書に書いてありますとおり、5,760万円を補助申請するというものであります。

これを今回議決いただいた後に、3月議会で議決をいただいて、4月1日でこの管理計画を公告します。

同意、取得、また管理条例等の策定をいたしまして、9月議会に再度詳細な町の管理条例の議案を提出していきたいと思っています。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

**○議長（琉理人君）**

議案第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（琉理人君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定を採決します。  
お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、町営土地改良事業徳之島用水地区（維持管理）計画書の策定は可決されました。

△ 日程第9 議案第6号 伊仙町過疎地域自立促進計画の策定

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第6号、伊仙町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第6号は伊仙町過疎地域自立促進市町村計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定及び地方自治法第96条第2項の規定により、提案しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第6号、伊仙町過疎地域自立促進計画の策定について、補足説明をいたします。

平成27年度に伊仙町過疎自立促進計画が終了いたします。そこで、新たに平成28年度から平成32年度までの伊仙町過疎自立促進計画を作成いたしました。第5次伊仙町総合計画の基本理念、雇用、定住、所得増に挑戦する活気あふれる町、及び保健、医療、福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせる町、農業の振興を中心に産業が立ち上がる町、世界自然遺産登録、定住促進に取り組み交流人口を増やす町という将来の目標を据え、伊仙町中長期財政契約や、まち・ひと・しごと総合戦略など、各種計画とも整合性を図り、事業を円滑に進めてまいります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（上木千恵造君）

25ページをお願いします。25ページの奄美農業緊急支援事業バレイショ栽培管理機械一式という事業がございますけど、この事業内容とまた28年度においてこれを実施する予定があるのか、お伺いをいたします。

もし、実施する予定があるのであれば、団体等が決まっているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

上木議員の質問にお答えします。

これは、28年度においては3組織、今要望が上がって申請の段階でして、まだ確定ではございません。以上です。

26年度にも1組織から今要望が上がっておりまして、広域事務組合のほうに今申請の段階でございますがこれも確定ではございません。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

これ、補助する機械はどういう機械を補助対象としますか。管理機一式と書いてありますけど。

○経済課長（上木義一君）

これは、バレイショの掘り機、今JAのほうで東部、中部、西部と1機ずつ3台ですね、今稼働をしております、今年民間の方が、去年1台個人で購入して今稼働してはおります。ポテトハーベスターです。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

先ほどの答弁では3団体が現在申込中と、それを今審査中ということですので、今後、これを3団体以上に増やす計画等がありますか。

○経済課長（上木義一君）

これは、非常に今までも何回も説明はしておりますけど、採択要件が非常に厳しいということで、それと3戸以上の、それがクリアできてまた会計検査、これは該当していますので、その辺も理解の上申請をしていただければ大丈夫です。

○4番（上木千恵造君）

34ページのほうをお願いします。34ページのほうに過疎自立促進特別事業集落、過疎集落の活性化事業というのがございます。この事業内容はどのような事業内容なのか、ご説明をお願いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この事業に関しましては、各集落伊仙町には17の字区がありまして、その17の字区または26の集落があります。その集落の活性化をどのようにして図っていくかということで、計画費等は計上してございますが、28年度において今のところまだ計画の実施段階のほうには入っていない段階であります。

○4番（上木千恵造君）

この事業はソフト事業なのか、ハード事業なのか、ソフトの事業になるのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

今のところソフト事業ということで計画してございます。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号、伊仙町過疎地域自立促進計画の策定を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、伊仙町過疎地域自立促進計画の策定は可決されました。

#### △ 日程第10 議案第7号 字の区域の変更

○議長（琉理人君）

日程第10 議案第7号、字の区域の変更について議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第7号は、小島河地地区、上晴地区、第一面縄第二換地区の土地改良事業に伴い字の区域変更について、地方自治法第260第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（穂 浩一君）

議案第7号、字の区域の変更について補足説明をいたします。

この字区域の変更につきましては、県営畑総上晴地区、実施年度が平成11年度から平成27年度、地区面積が113haでございます。あと小島河地地区、事業実施年度平成12年度から27年度、地区面積が98ha、第一面縄の第2換地区が平成21年度から27年度、地区面積が22haの土地改良事業完了に伴い、道路、水路の形状が変わりましたため、字の区域の変更を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（琉理人君）

議案第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第7号、字の区域の変更を採決します。  
お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、字の区域の変更は可決されました。

#### △ 日程第11 議案第8号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（琉理人君）

日程第11 議案第8号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第8号は、町営住宅を用途廃止いたしたく伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長補佐（久保 等君） 議案第8号の伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の変更に伴う補足説明をいたします。

喜念B団地、喜念9番地の3、1棟2戸ですね、これ昭和37年の建設してある住宅です。それを廃止したく提案しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第8号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（琉理人君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（琉理人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第9号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第10号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

**○議長（琉理人君）**

日程第12 議案第9号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第10号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の2件について、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○町長（大久保明君）**

議案第9号及び議案10号について提案理由の説明をいたします。

議案第9号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第10号は伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例であります。ご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（琉理人君）**

補足説明があればこれを許します。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）** 議案第9号、伊仙町乳幼児医療費助成制度に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

この条例は大島支庁からの乳幼児医療費助成事務実地状況調査の指摘事項について県が示している条例準則にのっとり、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第10号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を補足説明いたします。

平成13年父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、法律第31号が新設されたことにより、これに対応する条例に改正が必要となり、大島支庁のひとり親家庭医療費助成事務実地状況調査における指摘事項について、県の条例準則を参考に改正するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（琉 理人君）

議案第9号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第11号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第14 議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第11号は伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を改正するものでございます。

別表の中の12万円、これは金額になっておりますけれども、12万円を13万円に改めるものでございます。あと、68の医師が今不在ですので、医師を削除いたします。

93の民生委員、児童委員、推薦委員報酬を月額2,000円とするものでございます。施行期日は、平成28年4月1日とするものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第11号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第15 議案第12号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第16 議案第13号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第17 議案第14号 伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第18 議案第15号 伊仙町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第15 議案第12号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第16 議案第13号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第14号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第15号、伊仙町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の4件について、一括して議題とします。

提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第12号から15号までは、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律に基づき改正するものがあります。

議案第12号は伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号は伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号は伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号は伊仙町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例であります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第12号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、伊仙町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、平成26年5月14日公布された地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されます。

この法律は、公務員制度改革の一環として国家公務員法などの一部を改正する法律において国家公務員に人事評価制度が導入されたことに続き、地方公務員についても同様な制度の導入を図ろうとするものでございます。この地方公務員にかかわる制度改革により、自治体では人事評価を職員の任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することが義務づけられ、その運用を行うため人事評価制度を構築するとともに、必要な事項について条例その他規定を整備する必要があるため、議案第12号から議案第15号の各条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願い  
いたします。

○議長（琉 理人君）

議案第12号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君） 議案第12号について質疑をいたします。

人事評価制度が国において今施行されているということで、地方公務員にも波及しているとい  
うことですが、伊仙町ではいつごろからこれを始めていかれるつもりなのか、お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

本町におきましては、平成28年4月1日から始める予定で今準備を進めているところでござい  
ます。

○3番（牧 徳久君）

このように評価制度がなりますと、勤務態度の悪い職員は降格、給料が下がるという、また優  
秀な職員においてはどんどん給料が上がるということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

質問のとおりでございます。

○3番（牧 徳久君）

これは、外部が評価するのか、現在の三役とか、課長の皆さんがこれを評価をするのかお伺い  
します。

○総務課長（樺山 誠君）

課の職員によっては、課長が評価をします。各課の課長においては、副町長のほうで評価です  
る。本町の場合は町長が評価するということになると思います。

○3番（牧 徳久君）

非常にそれは大事なことでありますので、今後適正にこれが施行されますよう要望しておき  
たいと思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第13号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

議案第14号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、伊仙町においては旅費が10年ぐらい前に、日当とかそういった類のものが減額されまして、徳之島で3町あるわけですが、3町の中でも職員が出張したりする場合は、赤字になるという状況が続いていると思います。今後この隣町の二町を勘案した上で伊仙町の類についてもこれを訂正する考えはないのか、均等に同じようにする考えはないのか、お伺いしていきたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

職員の旅費に関しましては、実費を支給してございますけれども、今牧議員からご指摘のように出張するということは、家で、自分の自宅で食事をできない状況です。外での食事など、やはりするわけですから、その辺も含めて日当も支給をしていきましたが、この日当が支給されなくなってもう長い年月がたちますが、これも本町の財政の状況にやっぱり勘案してのことのでございました。その中で、28年度の旅費に関しましては日当を入れてございませぬけれども、この中で28年度中にどの

ような方向で持っていくか結論を出していきたいと思っています。

**○3番(牧 徳久君)**

例えば、日当の件についてもわかりでございますが、宿泊費等についても1,000円か2,000円くらいの差があると。それに加えて例えば鹿児島市内に宿泊する場合、県庁から天文館あたりに宿をとるわけですが、その交通費も出てないような気がいたしますが、徳之島空港から自宅までと鹿児島空港から市内まではついていてと思いますが、こういったたぐいで非常に職員が損しているとか、自腹で行っているわけですので、こういったところについて、詳細なところについても今後調査した上で、両町を調査した上で検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

**○総務課長(樺山 誠君)**

旅費、交通費に、交通に関しましては会議をする場所までの交通費を現在も支給をしています。

これに関しましては、もし県庁で会議があるということであれば県庁までの交通費を出しているということでございます。ですから、空港から県庁までの1,250円の交通費は出しております。ですから、その辺の県庁のそばに泊まるというようなのが一つの一般的な常識でございますので、その後は自分で見るということになりますので、県庁まで出ているということなんです。

**○3番(牧 徳久君)**

財政が厳しいのは重々わかりますが、今後職員に関しても非常に赤字を抱えて給料の、ラスパイレス指数も伊仙町が大島郡の中では一番低いわけですので、こういうことを職員の立場になって考えて今後検討をしていただきたいと思えます。

以上です。

**○議長(琉 理人君)**

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(琉 理人君)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(琉 理人君)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(琉 理人君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改

正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、伊仙町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、伊仙町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。午後は1時30分より行います。

休憩 午前 11時30分

---

再開 午後 1時33分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第19 議案第16号 伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例

△ 日程第20 議案第17号 伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例

△ 日程第21 議案第18号 伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

△ 日程第22 議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

△ 日程第23 議案第20号 伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第24 議案第21号 伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

△ 日程第25 議案第22号 伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第19 議案第16号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例、日程第20 議案第17号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第21 議案第18号、伊仙町特定個人情報保護条

例の一部を改正する条例、日程第22 議案第19号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、日程第23 議案第20号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第24 議案第21号、伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第25 議案第22号、伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例の7件について一括して議題とします。

提案理由の説明を7件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第16号から議案第22号までは、改正行政不服審査法の施行に伴い改正するものであります。

議案第16号は、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第17号は、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第18号は、伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第19号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第20号は、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号は、伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第22号は、伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第16号から議案第22号に関しましては、改正行政不服審査法平成26年法律第68号の改正による本町の条例の改正でございます。

まず、総務課から議案第16号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

伊仙町情報公開条例平成17年に条例第1号の一部を次のように改正するものでございます。第17条第1項中行政不服審査法（昭和37年法律第160号）を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に改めるものでございます。施行期日に関しましては、平成28年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第17号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町個人情報保護条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正するものでございます。第20条第1項中の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）を行政不服審査法（平成26年法律第68号）に改めるものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

議案第18号、伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町特定個人情報保護条例（平成27年条例第20号の一部）を次のように改正するものでございます。第36条中の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）を行政不服審査法（平成26年法律第68

号)に改めるものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○税務課長（當 吉郎君）

議案第19号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

平成26年法律第68号により行政不服審査法が改正され、同施行令が平成27年政令第391号により発令されましたので、関連する条文の改正と行政不服申し立てに関する請求書類の手数料関係の規定が整備されていなかったために、新たに加える内容となっております。

以上、審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例も、先ほどと同様に行政不服審査法の改正に伴い関連する条文の改正であります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○耕地課長（穂 浩一君）

議案第21号、伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

今まで、各課からありましたとおり平成26年法律第68号におきまして、行政不服審査法の改正がありました。それに伴いまして、伊仙町の分担金条例を改正するものであります。

中身といたしましては、第6条の分担金の徴収に関する処分についての不服申し立てとありましたが、それを審査請求とするものであります。

第6条中行政不服審査法が昭和37年法律160号となっておりましたが、今回、改正された平成26年法律第68号の規定に基づくとするものであります。

続きまして、異議申し立てをすることができるというところが、審査請求をすることができるようになったところであります。

(1)の分担金について処分を受けたその翌日から起算して30日以内とありましたが、それを3月以内と改めるものであります。(2)の負担金については当該処分があったことを日から起算して60日以内とありましたが、それを3カ月以内と改正するものであります。施行期日については、28年の4月1日からとなります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。

#### ○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、議案第22号、伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

先ほど同様、伊仙町の文化財保護条例の第19条中行政不服審査法の改正によりまして、昭和37年法律第160号を平成26年法律第68号に改めるものです。内容につきましては、先ほど説明のあったと

おりにございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日より施行するものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第16号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例は、  
原案のとおり可決されました。

議案第17号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
は、原案のとおり可決されました。

議案第18号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、伊仙町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第19号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の

一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号、伊仙町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第22号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、伊仙町文化財保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第23号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第27 議案第24号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（琉理人君）

日程第26 議案第23号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第27 議案第24号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の2件について一括して議題とします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第23号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第24号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があればこれを許します。

○税務課長（當吉郎君）

議案第23号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

昨年12月24日に閣議決定された平成28年度税制大綱に関連して、平成28年1月29日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、賦課限度額の見直し及び経済動向等を踏まえ、軽減所得が見直されたことに伴い、関連する伊仙町国民健康保険税条例の一部を、国民健康保険料の基礎賦課額にかかる賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金にかかる賦課限度額を17万円から19万円に引き上げることとし、被保険者均等割額及び所帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げる内容となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第24号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

平成27年度介護保険法改正に伴い改正するものであり、国の準則であります。施行期日は平成28年4月1日からとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第23号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第28 議案第25号 伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第29 議案第26号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第28 議案第25号、伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第29 議案第26号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の2件について、一括して議題とします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第25号は、伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号は、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第25号、伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

平成27年度介護保険法の改正に伴い、伊仙町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正するものであり、これは、これまでの条例の第9章第202条の後に、第10章地域密着型通所介護を追加し、内容として第1節基本方針、第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準、第4節運営に関する基準として定めるものであり、本町におきましては2カ所の事業所がありますが、これらの基準は既にクリアしており、今後さらに小規模な事業所が新設される場合に設置基準として整理されるものであり、国の準則になります。

続きまして、議案第26号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案第25号と同じく、厚生労働省で定める基準に従い、また効果的な支援を行うことから認知症対応型通所介護の運営推進会議をおおむね6月に一回以上開催し、活動状況を報告し評価を受けるとともに、運営推進協議会から必要な要望や助言を聞く機会を設けなければならないとされ、サービス内容の充実に重きを置かれるようになり、これにあわせて条例を改正するものであり国の準則であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第25号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、伊仙町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第30 議案第27号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）
- △ 日程第31 議案第28号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第32 議案第29号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第33 議案第30号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第34 議案第31号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
- △ 日程第35 議案第32号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（琉 理人君）

日程第30 議案第27号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）、日程第31 議案第28号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第32 議案第29号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第33 議案第30号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第34 議案第31号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）、日程第35 議案第32号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第27号から議案第32号について提案理由の説明をいたします。

議案第27号は、平成27年度伊仙町一般会計、議案第28号は、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第29号は、平成27年度伊仙町介護保険特別会計、議案第30号は、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第31号は、平成27年度伊仙町簡易水道事業特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第32号は、平成27年度上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第27号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）から、議案第32号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）までの6件について、審議を中止します。

△ 日程第36 平成28年度施政方針

○議長（琉 理人君）

日程第36 平成28年度施政方針について、説明を求めます。

○町長（大久保明君）

本日、平成28年第1回伊仙町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、平成28年度予算案をはじめ当面する町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますことに感謝申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成28年度の町政運営に関する基本的な考えを申し上げます。

日本は2008年をピークとして人口減少局面に入っており、かつ若い世代の地方から東京圏への一極集中を招き、地方の人口減少は若い世代を中心に著しい状況となっており、この状況を打開するため、平成26年11月に国は、急速な少子高齢化の進展、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域での住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日

本社会を維持していくことを課題として、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

その取り組みとして、本町では地域特性を活かした地域課題の解決と活性化を重要視し、伊仙町の個性を生かして自立できるようICT等の最新技術を活用し、より先を見通したイノベーションを起こすべく『まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略』を策定しました。

地方における安定した雇用を創出するための企業誘致、基幹産業の農業力強化を進め、地方への新しい人の流れをつくり定住促進に繋げ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、長寿と子宝の双方が、相乗効果をもたらすまちづくりを推進します。

また、本町の財政については、年々増え続ける公債費で大変厳しい財政状況ではありますが、「中長期財政計画」に基づき、町民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業を必要性、効果、優先度の観点から厳選し、重点的な投資を行うなど時代を的確に捉えながら目標を明確にし、将来的に持続可能な財政構造の確立を推進します。

以上の事を踏まえ、主要施策を述べて参ります。

## 1. 伊仙町における安定した雇用を創出する。

### ①伊仙町農業振興計画の推進。

平成26年度に、「農家の所得向上」や「夢の持てる豊かな農業生産」を目的に、平成27年度～31年度を計画期間とする「伊仙町農業振興計画」を策定しました。本計画においては、「強く、高付加価値のある伊仙町農業の構築」を図ることを基本理念に、「人づくり」「環境づくり」「情報・技術の向上」を施策の基本方針としています。

地域における持続的な農業を確実に行うためには、担い手の育成・確保や将来の伊仙町農業を担う新規就農者の育成・支援が極めて重要です。担い手の確保・育成のためには、農業を始める段階での基礎的な知識や技術の習得が欠かせません。総合的な人づくりのための中核となる「農業支援センター」を整備し、ここを拠点として、旧徳之島農業高等学校の施設を利用するなど、農業人材育成のために、あらゆる支援を講じます。

加えて、土地利用促進、施設の充実、情報及び農業技術の向上も非常に重要な課題で、営農計画と土地の貸し借りに関する意向を調べるための農家全戸調査を実施し、今後の「人・農地プラン」見直しや町農業振興計画推進に資する基礎資料として活用します。また、平成26年度から始まった「農地中間管理事業」に関しては、農地の出し手に対する「機構集積協力金」を活用して農地の流動化を促進するなど、制度の運用を本格化させ、担い手への土地の集積を図ります。

また、各地区における農業の担い手に関わる将来ビジョンの話し合い活動や「青年就農給付金」の事業説明を重ねるなど、新規就農者の育成に力を入れます。

さらに、「認定農業者連絡協議会」、「4Hクラブ」、及び「担い手女性グループふぁーみんぐ」など組織をより活性化するために、役員会での話し合いやメンバー間の意見交換・他地域との交流を進めるとともに、土作り・技術向上・情報共有などに対する研修会を開催するなど、実践的な組

織作りに繋げて行きます。

この振興計画に基づきながら、各種の施策を積極的に実施し、農業生産額50億円の達成並びに農家の所得アップを図って参ります。

### ②6次産業化への取組。

平成25年度に完成し、26年度から稼働を開始した「伊仙町特産品加工工房」を中心に、伊仙町の農産物を原材料とした加工品開発を行い、特産品として付加価値の高い商品開発を進めていき、また白菜を拠点に、長寿の食文化と、地産地消の取組が進んでいる農作物を互いに結びつけ、料理教室を開催し、若年層島民に対し調理方法を伝承していくと共に、観光客に対して特産品料理の体験型エンターテインメントを提供します。更にはこの料理教室により、島民と観光客とのコミュニケーションや、島民同士のコミュニケーションを育む機会を更に増やすことで、顧客接点の新たな場とし、島内のみでなく、ICT技術を活用して島外へ積極的に発信して新たな長寿食をブランド化し、これにより、各農家で消費・販売しきれない農作物を販売することで、農家の売上げ向上を図ります。

また、農商工連携と6次産業化を引き続き推進し、より付加価値の高い農産物の販売手法を探ります。

### ③企業誘致。

離島という地理環境、人口7,000人規模の本町において雇用の確保は定住促進のための重点課題である。徳之島では高校卒業と同時に進学・就職のためにほとんどの生徒が島を離れ、またほとんどの若者が島外で就職するのが現状となっており、地域産業、特に地場産業などを活かした企業支援、島外からの企業誘致などで、規模の大小にかかわらず、地元で就職できる体制づくりが急務となっています。

本町の就業構造を具体的に挙げると、これまで、さとうきび・畜産・園芸作物をはじめとする農業を中心とした第1次産業が基幹産業であり、また、これらの基幹産業を持続させるため、新規就業者や担い手の確保、認定農業者への支援、畑地帯整備・畑かん整備事業を推進するなど、あらゆる施策を講じて雇用に繋がるように努めてきました。しかしながら、労働条件が極めて厳しいことや気候変動による農産物の被害、販路開拓など、あらゆる課題が露呈し、安定した所得が望めないのが現状です。

このことから、若い労働者の都市部流出を防ぐため、島外からの安定した雇用を提供できる経営基盤を持った企業（精密機器業・製造業・食品加工業・再生可能エネルギー業等）へ伊仙町の魅力をアピールして誘致していきます。

また、地域の特性を活かすという観点から、基幹産業である第1次産業に相乗効果をもたらすため、6次産業の確立を核とした企業誘致を積極的に行い、そこから波及する企業間のシナジー効果を促進することで、地域経済活性化への活路を見出し、最終的にそれらすべてを雇用に繋げていきます。

今までの誘致活動により、航空・宇宙産業の部品を手がける製造業企業「日本マルコ社」の伊仙町進出が決定し、100名以上の雇用の実現が見込まれており、同社の工場立地地域である糸木名をものづくり集落と位置付け関連企業の誘致も推進していきます。

2、出生率日本一の伊仙町ならではの、結婚・出産・子育ての環境をつくる。

本町は、長寿者の比率が高く、合計特殊出生率が全国第1位ということから、長寿・子宝の町として注目されており、この誘因ともいえる地域力を生かした健康的な地域づくりを目指します。また、平成26年度に策定した伊仙町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量確保のために健全に運営し、医療費適正化の取り組みを進め健康なまちづくりを目指し、安心して地域で妊娠・出産・育児、また今後とも消費生活相談窓口の機能を維持し、弁護士による無料法律相談会を継続して行い、町民の生活に切れ目ないサービスや見守りが行き届く町づくりを庁内関係部署や関係機関と連携し推進します。

①結婚・出産・子育て環境整備。

伊仙町町内に「働く場所」「住む場所」が不足していて、若い世代の居住が少なく男女の出会いの場があまり無く、未婚者が多い状況であることから、雇用の確保、移住支援を行い、島に根を張って生活していく結婚適齢期の男女を増やし、結婚につながる出会いの機会を増やすことを目指します。

妊娠期支援においては、妊婦のニーズを把握し、マタニティ教室の内容を見直します。母子栄養食品（牛乳券）支給の機会を利用し、必要に応じた個別指導を実施します。すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援していきます。

また、出産時の祝福、児童福祉の向上を目的として「子育て支援金」事業及び、かごしま子育て支援パスポート事業等を引き続き実施します。また、平成27年度から施行された、「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども・子育て支援会議」を立ち上げ、共に基本理念に従い、子どもの育ちを支える環境づくりに邁進し、地域社会の中で一人一人の子ども達が健やかに成長していきける社会を造り出していくように努力します。

②教育の充実。

学校教育においては、子どもの学力向上は喫緊の教育課題であります。各学校それぞれ様々な課題を抱えながらも子どもたちに基本的な学力を付けることを最大の課題として取り組んでいるところです。

「子どもたちに確かな学力をつけさせたい。」そして、自分が生まれ育った徳之島、伊仙町を誇り、島を愛し、ふるさとの自然・歴史・文化・島の産業である農業を守り育てようとする人材の育成をしていきたいと思えます。

また、本町の目指す教育として、「生きる力」の育成を基本とし、知識を一方的に教え込んだ教育から、子どもたちが、自ら学び、自ら考える教育への転換を目指し、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育てていく子どもの育成に取り組んでいきます。

各学校においては、基礎・基本の定着に向け、個に応じた指導及び教職員の指導力向上を図ると共に、特別支援教育にも積極的に取り組み、特別な支援を必要とする子どもには特別支援員の配置も含め、支援内容を検討し、子どもたちにとってより有効な支援方法を考えたいと思います。

具体的な取り組みとして、伊仙町学力向上推進協議会及び東部・中部・西部地区、幼小・中連携部会研修会において、幼稚園・小学校・中学校と家庭、地域が一体となって学力向上、生徒指導、健康の保持増進等の課題について研究協議し、成果を日々の教育活動に反映させていきます。

また、学校は子どもの不可能を可能にするところであります。町内の子どもたちの可能性を大いに引き出し、伸ばすための努力に終わりはありません。

そのためには、まず子どもたちの「学ぶ意欲」を向上させることが重要であると考えています。意欲は全ての力の源であり、目標や志をもつことにもつながります。その一環として今年度、小・中学生を対象に、「漢字検定」「英語検定」を実施することにしていきます。

特色ある教育活動においては、「島唄・島口・美ら島運動」を重点的に実施し、郷土の歴史、文化への関心を高め、郷土意識の醸成を図ります。校区住民等を講師に迎えて、サトウキビやジャガイモの栽培、黒糖作り等の体験活動によって、土に触れ、自ら生産する喜びと先人に学ぶ姿勢を体験させることにより、故郷に自信と誇りが持てるようにすると共に、自ら気づき、考え、実行する「生きる力」の育成を図ります。

道徳教育においては、道徳の授業で取り組み、指導した内容に基づき、あらゆる教育活動や日常生活を通して、生命を大切にすむ心や他人を思いやる心、善悪の判断などを折に触れて自然に身につけていくような流れを作っていきたいと考えています。

「子どもは親の背中を見て育つ」と昔から言われているように、知識だけでなく、大人が範を示し、子どもが生き方の手本にするようになれば素晴らしいと思います。

また、心の教育を中心とした生徒指導がますます重要性を増しています。いじめ、不登校の早期発見、解消のために各学校の生徒指導体制を充実させ、教職員一人一人の生徒指導力を向上させると共に、本年度も「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を定期的に配置して児童生徒一人一人が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

外国語教育においては、招致外国青年（ALT）の活用により、小学校は高学年を中心に楽しみながら英語に親しむ授業を実施しています。中学校英語科における授業についてもALTを積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めています。

幼稚園教育においては、幼児期は外界に対する好奇心が最も旺盛な時期です。そういう時期だからこそ、やさしく見守りながら集団生活に適応できるようにきちんと育てることが大切だと考えます。

幼児であっても、分かるように伝えることが親の役目であり、幼稚園では、先生方によって、丁寧な指導がなされています。子どもが幼稚園で自己を発揮し、生き生きと生活するためには、家庭との連携を図り、幼稚園が安全で安心して心地よく過ごすことができる場になっていることが大切

です。

また、幼稚園におきましては、子育ての一環として今年度も預かり保育を実施して就労支援をおこなっていきます。

「開かれた学校づくり」においては、学校評議員制度と毎年11月に実施している「学校を見に行こう週間」を基軸に老若男女が交流の場として集える地域に根ざした学校づくりを推進します。

町内の学校の6割が複式学級であり、少人数指導の良さを生かした「分かる授業」の推進に努めています。今年度、地方創生で大型ワゴン車を購入して、小学校間の交流学習を積極的に推進し、他校との親交を深めていきます。

また、毎年恒例となっていた子ども議会と今年度より実施する「ほーらい夢語り大会」を隔年おきに実施して、子どもたちに世界に羽ばたくでっかい夢を堂々と語れる子どもを育てるために町民文化祭の日に実施します。

教育行政は、学校教育に止まらず地域の未来を担う人材の育成と考えています。そのために、2年目を迎える第5次伊仙町総合計画に揚げられた、「教育力のある環境づくり。～豊かな心・確かな学力・たくましい体～」を実現すべく、点検と評価を行いながら、行政機関としての質の向上と方針・施策の改善を図り、町民に信頼されるよう努力し、さらに開かれた教育委員会として、町民の声に耳を傾け教育行政を充実させていきます。

社会教育行政につきましては、鹿児島県教育振興基本計画である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を推進するため、生涯学習の観点に立ち、本町生涯学習テーマを『地域のよさ(人・自然・文化)を再発見・再確認～つなぐ・つどう・まもる・つたえる・おこす～』と定め、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成と教育・文化・スポーツの振興を図ります。

その具体策として、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図るため、社会教育団体をはじめとする関係機関と連携を深め、地域人材の発掘と活用を活性化させ、町民が生涯を通じて自主的学習の機会が得られるよう学習の機会を提供します。

成人教育については、PTA連絡協議会や地域女性連等社会教育団体が活発的に活動できるよう支援するほか、人権教育をはじめとする様々な学習機会を提供していきます。また、公民館講座においても地域人材を活用した講座を開設し、学習の成果を発表できる場づくりに努めます。

青少年教育については、本町の良さである教育的素材（自然・文化・人材）を活用した体験活動を充実させ、郷土に誇りを持てる青少年の健全育成に努めます。とくに、様々なリーダー研修を1本化し、年間を通してのリーダー育成を展開します。

読書推進においては、昨年度に引き続き毎月第1土曜日に図書室でのおはなし会の開催及びブックスタート事業を継続するほか、季節に合わせた読み聞かせ会の開催、新着図書のご案内や希望図書調査及び各学校への移動図書館を実施するための準備を進め、読書推進に努めます。

社会体育関係につきましては、第57回大島地区大会（空手大会）が本町で開催されます。その他の競技においても関係団体との連携を強化し、競技力の向上と競技者増加を目指します。

また、第57回日本復帰記念大島地区駅伝競走大会が徳之島町で開催されるにあたり、男女の出場と昨年度の成績を踏まえ、上位入賞を目指して年間を通した練習会を実施します。

競技力の向上のみならず、スポーツ少年団及び部活動等の指導者及び保護者を対象とした指導・支援研修会やスポーツに関する講座を開設し、町民の健康づくりやスポーツ少年団・各種スポーツ団体の活動を支援します。

文化財保護行政については、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の調査・研究を継続的に進めながら、史跡の保存・公開活用に向けた整備計画の策定に取り組みます。また、昨年度総括報告書が刊行された面縄貝塚の国史跡指定に向けた各種業務を推進します。こうした重要な文化財の価値をこれまで以上に広く発信し、町民の皆さまとともに、文化遺産、自然遺産を活かしたまちづくりに向けた具体的計画を策定していきます。

3、時代に合った地域をつくることで、伊仙町への人の流れをつくり、長寿世界一を育んだ安心な暮らしを守る。

①小さな拠点によるまちづくり。

「小規模校を残すまちづくり」をキーワードにし、小さな拠点に人々が集い、交流する機会を広げるよう、新しい集落地域の再生を図り、地域コミュニティ機能の強化に努めます。

まずは、伊仙町の産業・経済の重要な社会基盤である町道は、民家が点在していることもあり総延長が327kmと長く、その殆どが老朽化により補修工事が必要な状況である。

平成22年度から行われている社会資本総合交付金事業において、平成27年度においては伊仙馬根線と第2西下線改良舗装工事の2路線の改良舗装工事を行い、第2西下線は計画を完了しました。その後の新規事業として、阿権・馬根線を県道糸木名亀津線側から約1kmを測量設計していきます。

老朽化対策として、面縄・中山線外4路線（東伊仙中原線、東耳付線、ミノハナ線、伊仙阿三線）2.0kmの補修工事を行い町道の安全性・利便性の向上に努めます。平成28年度は阿三・中山線外2路線、阿権・八重竿線外1路線の修繕工事と町道80kmの路面性状化調査を行います。今後も老朽化が著しい町道から順次整備を行っていきます。

また、効果促進事業により伊仙馬根線の義名山公園から県道区間で防犯灯設置工事も引き続き進めていきます。

過疎対策事業により中伊仙地区の冠水対策として進めている中伊仙線の排水路改良工事については、平成29年度までに県道へ排水路を取り付け平成30年度に舗装工事を行う計画です。

公営住宅については、平成23年度に作成された「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」を基に毎年5～6戸整備されていますが、40名を超える空き室待機者がいます。平成28年度には喜念地区に6戸を整備します。

さらに、平成28年度からは公営住宅整備に民間活力を利用し、リース事業による借り上げ型公営住宅を導入することにより住宅確保を計っていきます。

水道事業は、水質改善・安定した水の供給が最大の課題です。それにより平成20年度から実施し

てまいりました西部地区簡易水道事業が完成となりました。それにより、西部地区は安定した水の供給・水質改善が期待できるものだと思います。

また、平成27年度から、東部地区簡易水道事業を佐弁地区から面縄地区の老朽管の更新事業、及び面縄浄水場の新設工事を計画的に進めているところです。それにより東部地区も安定した水の供給が期待できるものだと思います。

この事業が完了後には西部・東部それぞれの簡易水道特別会計を上水道事業会計へ統合することも義務付けられており、それらに向けて準備を進めているところです。

なお、中部地区については、年次計画を立て水量水圧不足地区の発生防止、基幹本管の整備など計画し進めているところです。

水道事業は、「その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく」独立採算制が原則とされています。

貴重な水資源の有効利用と事業運営に必要な電力の消費に係る電気料金や薬品等の経費の節減を図るため、漏水箇所の早期修繕を行うなどの措置を講じ有収率の向上に努めてまいります。需要者の水道水に対するニーズは、より高度なものへと変わっています。今後、施設・管路の更新に多くの費用を要することが予想されるため、長期的な更新計画と財政収支見通しのもとで、水道使用料金の見直しを行いながら、将来負担を先送りしないように徴収対策もあわせて実施して経営の健全化を図りながら町民の皆様には「安心・安全な水の安定供給」に努めます。

### ②伊仙町版生涯活躍のまちの推進。

伊仙町版生涯活躍のまち構想では、保健センターを連携させる仕組みを強化した地域包括ケアシステムを中心として、活動的な高齢者が健康時から伊仙町に移り住み、介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら、地域住民や多世代と交流し、健康で活動的な生活を送り、必要に応じて介護・医療を受けることができるような共同体を『生涯活躍のまち』として活性化させ、また結果的に若年者も含めた人口増を目指します。

### ③観光振興。

徳之島観光連盟を、徳之島の観光地域づくり事業推進の中核として、徳之島町・天城町と協働で観光政策を立案、実行し、地域住民を巻き込んだ観光企画の立案・実行により、島全体が一体となって観光事業に取り組む体制を構築します。

また、徳之島周辺地域における観光等のさまざまなデータを分析し、現状を把握、次の観光戦略策定に活かしていくことを繰り返すことで、より魅力的で経済効果の高い観光地へと成長していきけるようにします。

平成25年に「奄美・琉球」が世界自然遺産登録の国内暫定リスト入りし、奄美大島、徳之島、沖縄県やんばる地域、西表島の4地域が候補地として選定されました。また、環境省が中心となって進めている国立公園への指定に加え、各種関係団体とも連携して、自然保護の啓発及び登録推進の取組を強化します。

また、飼い猫条例やポイ捨て条例などの自然保護や保全に関する条例の見直しを図り、住民の環境配慮やモラルの向上を目指すための啓発活動を活発に行います。さらに、教育委員会や学校とも連携した環境教育の充実や講師派遣などを行い、自然を活用した教育の在り方を確立することを目指します。

以上のことを踏まえ、伊仙町の町並みを美しく保つために、景観や美化活動にも継続的な支援や関係団体とのさらなる連携強化を図り、奄美・琉球世界自然遺産登録に向けての問題解決へ努めます。

以上、町政運営の所信の一端と施策について申し述べてまいりました。

本町は、厳しい財政状況であります、長期財政見通しを踏まえた上で、様々な財源を調達することにより、健全財政を維持しつつ、税負担の公平性の面からも今後、地方税法に基づく毅然とした収納対策による収納向上と税収入未済額の圧縮を旨としていくと共に、未納者に対する夜間徴収・個人資産の差押えの実施・平成27年度課税分より延滞金を課するなど、自主財源の確保に努め、町政運営に取り組んでいく所存であります。

最後に、町民の皆様並びに議員各位の町行政全般に対するなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年 3月 8日伊仙町長 大久保 明。

#### ○議長（琉 理人君）

これで、平成28年度施政方針についての説明を終結します。

- △ 日程第37 議案第33号 平成28年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第38 議案第34号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第39 議案第35号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第40 議案第36号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第41 議案第37号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第42 議案第38号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第43 議案第39号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算

#### ○議長（琉 理人君）

日程第37 議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算、日程第38 議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第39 議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第40 議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第41 議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第42 議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算、日程第43 議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算の7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号から議案第39号について提案理由の説明をいたします。

議案第33号は、平成28年度伊仙町一般会計予算、議案第34号は、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第35号は、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第36号は、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号は、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、議案第38号は、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算、これらの予算につきまして地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案しております。

議案第39号は、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項の規定により提案しております。

以上、議案第33号から議案第39号までの7件の提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

質疑に入る前に、提案理由の説明があった議案第33号から議案第39号までの7件については、後ほど当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回、1項目の質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成28年度一般会計予算書の14ページ、歳入のほうをお願いいたします。

款6 地方消費税交付金のうちの社会保障財源交付金が4,582万円となっておりますが、その用途はどのようになっているのか、お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度当初予算の歳入歳出の事業の明細書をお開きください。6ページです。

歳入のほう、地方消費交付金8,400万8,000円を予算計上してございますけれども、そのうちの今質問のありました4,582万円に関しましては、社会保障財源交付金で使いなさいということがありまして、この歳出の表の中で説明いたしますと、事業名の中の社会福祉事業に関しましては、表を見ていただいて財源の内訳の項目がありますが、その下のほうに国庫支出金地方債その他地方消費税交付金（社会保障財源交付金）というのがございます。

この欄を見ていただきたいと思いますが、この中で社会福祉事業費関係の中では、児童福祉事業に634万1,000円を使いますと。あと高齢者福祉事業費に関しましては512万4,000円。社会福祉事業（障害者福祉、母子福祉）関係に805万5,000円を使いますと、合計社会福祉事業関係で1,952万円を使いますということでございます。

あと社会保障事業関係におきましては、この表のとおり、国民健康保険事業特別会計の繰出金だとか、あるいは介護保険事業特別会計への繰出金、後期高齢者医療事業特別繰出金合計で2,422万1,000円を使います。あと保健衛生事業会計におきましては予防対策健康増進事業関係に207万9,000円を使います。合計で4,582万円を社会保障財源交付金をこのような財源で使いますという説明でござ

ざいます。よろしくお願いします。

○議長（琉理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号までの7件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算から議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから、当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

委員会の場所を議会委員会室に定めます。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 2時51分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に福留達也君、副委員長に明石秀雄君が互選されましたのでご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は3月9日、午前10時より開会します。

なお、議員におかれましては9時30分より全員協議会を開催しますので、参集をお願いいたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 2時52分

# 平成28年第1回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成28年 3 月 9 日



平成28年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時07分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第27号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第28号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第29号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第30号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第31号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第32号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 一般質問（平 博人議員、美山 保議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	平 博人君	2番	岡 林 剛也君
3番	牧 徳久君	4番	上 木 千恵造君
5番	美 山 保君	6番	永 田 誠君
7番	福 留 達也君	8番	前 徹 志君
9番	明 石 秀雄君	10番	樺 山 一君
11番	永 岡 良一君	12番	伊 藤 一弘君
13番	琉 理 人君	14番	美 島 盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐 平 勝 秀 君      事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明君	副町長	—
総務課長	樺 山 誠君	企画課長	池 田 俊博君
税務課長	當 吉 郎君	町民生活課長	伊 藤 勝徳君
保健福祉課長	澤 佐和子君	経済課長	上 木 義一君
建設課長補佐	久 保 等君	耕地課長	穂 浩 一君
環境課長	佐 藤 光利君	水道課長	喜 昭 也君
農委事務局長	勇 元 孝治君	教育 長	直 章一郎君
教委総務課長	仲 島 正敏君	社会教育課長	明 勝 良君
学給センター所長	永 島 均君	ほーらい館長	仲 武 美君
総務課長補佐兼選管書記長	田 島 輝久君		

平成28年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質 問 者	質問事項	質 問 の 要 旨	質 問 手 質 相
1	平 博人 (議席番号1)	1. 企業誘致促進整備対策事業実施に伴う貸工場の今後の見通しについて	企業誘致促進整備対策事業実施に伴う貸工場建設の進捗状況及び、今後のスケジュール（公募手続きも含めて）について問う。特に、本年4月1日より同貸工場において開業する意思を示している、日本マルコ株式会社と県並びに本町との企業立地協定を締結後の経過報告も含めて、どのような費用対効果（特に雇用関係・経済活性化）が見込まれるのか問う。	町 長
		2. ふるさと納税の今後の取り組みについて	近年における、全国の地方自治体による「ふるさと納税」の状況を鑑みて、本町のふるさと納税に対する取り組みは、更なる改善の余地があると思われる。「ふるさと納税」については、平成27年度の税制改正で、寄付される本人の収入や他の控除によって異なるが、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される限度額「ふるさと納税枠」が2倍に拡充されるなど、納税される方の善意に対して、家計にも最大限に配慮される制度となっている。今後、地方創生に向けても貴重な財源となることを勘案したうえで、「ふるさと納税」への取り組みについては、議会も含めて、積極的に取り組まなければならない。そこで、今後ふるさと納税の確保にむけて、官民一体となった組織の設立並びに施策を講じることができないか、町長の見解を問う。	町 長

1	平 博人 (議席番号1)	3. 貧困問題に関する本町の現状について	わが国では、貧困問題が取り沙汰されており、社会的弱者への様々な救済策が施されているが、未だにその問題は解決されていない。そのなかでも、特に問題視されているのが、子どもの貧困問題である。特に母子・父子家庭においては、所得の状況により、保護者や子ども達の意味は尊重されない社会になりつつある。このような社会情勢を踏まえて、本町においても、このような子どもの貧困問題に悩んでいる方がいないとは限らない。特に、本町をはじめ、「子宝日本一の島」として認知されている徳之島にあって、子どもの貧困問題は、看過できる問題ではない。そこで、本町において、貧困問題に該当する事例が各分野において、確認されているのか問う。また、子ども達の成長に則して、一番重要な「教育面」において、貧困問題が原因で学力格差が生じていないか。仮に、生じていた場合、公共施設等を活用して、学習環境を整備することができないか問う。	町 長 教育委員長
2	美山 保 (議席番号5)	1. 技術者並びに専門職員について	①現在、各課における技術者並びに専門職員について、専門職を要する各課は然り、災害、道路、港湾事業等々を担当するには、技術者並びに専門職員の配置の問題は、事業の進捗に大きな影響を及ぼす観点から、非常に重要な問題である。特に、今後の新規事業の要望や国や県に対しての交渉段階において、専門的技術を要し、また知識がない職員が対応すると、事業採択の結果を左右しかねない。さらに、今後の事業においては、従来以上に成果及び実績を求められることは必至で、最終的には会計検査の対応まで担うことを勘案した場合、技術者並びに専門職員の配置は不可欠である。このことについて、現在の本町の技術者並びに専門職員はどのような業務を遂行されているのか問う。また、専門性を要する事業を担う各課への配属においては、どのような構想を持って配属されているのか町長の見解を問う。	町 長

2	美山 保 (議席番号5)	2. 県営畑総事業目手久地区道路整備と管理について	県営畑総事業伊仙東部地区が昭和50年代に82ha完了し、畑かん事業においては平成10年代に完了しているが、畑総区域が全面的に勾配がきつい状況にありながら道路舗装がされておらず、道路面がコーラルリーフを敷いただけ状況となっている。特に、台風や大雨が降ると道路は洗掘され、コーラルリーフも流されている。沈砂池においては満杯状態となり、土砂流出防止対策の観点からも抜本的な対策が求められる。これまでは、水土里サークル活動として、年間240万円の予算で維持管理されていたが、問題の解決には至っておらず、集落民並びに地権者においても困惑している。このことを踏まえて、今後地域住民が安心して農業に勤しむ為の環境整備(道路舗装等)及び方策は検討できないか問う。	町 長
		3. 面縄中学校における校舎と体育館の廊下の整備について	面縄中学校では、校舎と体育館との間を通じる廊下の整備が急務である。特に、当該中学校においては、雨天時に非常に不便を来しており、PTAの保護者からは、学校施設に対する多額の整備費用を負担することについて、難色を示されている。町の財政状況が厳しい状況にあることは十分理解しているが、最低限の教育環境の改善は行政において施されるべきであり、また検討されるべきである。今後、この件について取り組む意思はあるのか問う。	町 長 教育委員長
3	牧 徳久 (議席番号3)	1. 町財政について	①施政方針に、「年々増え続ける公債費で、大変厳しい財政状況であります」と述べられているが、起債償還を勘案したうえでの財政計画は、適正に執行されているのか問う。	町 長
		②平成28年度予算の財源内訳を見ると、地方交付税や国県支出金などの依存財源が86%、町税や各種分担金、使用料などの自主財源が14%と、極端に少ない状況となっているが、この非常に乏しい自主財源を確保する為に、どのような努力をしているのか問う。	町 長	

3	牧 徳久 (議席番号3)	2. 農業政策について	<p>①農地、農業用水利施設の維持管理及び環境保全のための組織支援の目的で、国・県から多面的機能支払交付金という補助金が、町内7組織に支払われているが、広大な農地を有する第2三崎地区、上晴地区、河地・小島地区だけが指定されていないのはなぜか。また、早急に指定する考えはあるのか問う。</p>	町	長
			<p>②亜熱帯果樹のパパイヤ栽培が、一昨年あたりから奨励され、栽培農家も増えつつあり、また本年度のJAあまみにおいての取引価格もKgあたり140～150円程度で取引され、良好に推移している。これを受け、今年度から来年度にかけて島内で、40農家が希望していると新聞報道があった。しかし、パパイヤ栽培が一番ネックになるのが防風対策であり、これを克服できれば素晴らしい換金作物だと思われるが、平張ハウスなど防風ネットの補助率アップと町の支援は考えられないか問う。</p>	町	長
			<p>③伊仙町における農業の形態は、基幹作物のさとうきび、畜産、春一番ブランドであるバレイショ栽培が主となっている。また、近年は子牛価格の上昇に加え、バレイショ価格も2年連続で高値が続いている。更なるバレイショ農家拡大支援のため、零細農家でも対応できる小型トラクターなどの補助事業導入は考えられないのか問う。</p>	町	長
		3. 企業誘致について	<p>伊仙町糸木名地区に整備されている貸工場も完成し、誘致企業「日本マルコ株式会社」も本年4月に稼働するという事で、非常に期待しているところである。また、施政方針にも「今後とも、伊仙町の魅力をアピールして誘致していきます」と述べているが、どのように考えているのか。また、2月下旬に本町議会にバレイショを中心とした6次産業に関する加工施設を設置したいという意思を示している企業があるが、どのように考えているのか問う。</p>	町	長

4	福留 達也 (議席番号7)	1. 地方創生（まち・ひと・しごと創生）の取り組みについて	①総合戦略、人口ビジョンを昨年12月に策定及び提出し、いよいよ計画を実施する段階となった。地方創生推進室を中心に、様々な計画や離島版CCRC構想を発信しているが、これらの発信に対する島内外からの反響や問い合わせの状況について問う。	町	長
			②2月27日東京で開催された「生涯活躍のまちシンポジウムIN東京」において、各界の著名人や有識者による数多くの提言がなされていたが、今後参考にして取り組んでいこうと思うような意見はあったのか問う。	町	長
			③東京でのシンポジウムや懇親会を通じて、改めて我々の地域には、伝統文化・環境・人など、このような財産や資源が数多く残されていると感じた。こういった資源や財産をうまく繋げていくことができれば、小さくても持続可能な地域経済が生まれていくものだと思うが、町長の見解を問う。	町	長
			④昨年末に決定した、約5000万円もの上乗せ交付金によるアンケート調査の結果について問う。また、その結果に基づいて、どのような事業展開を行っていくのか。さらに今後も新たな事業申請を行う予定があるのか問う。	町	長
		2. 特産品加工工場の稼働状況及び今後の見通しについて	特産品加工工場における現在の稼働状況について、事業当初の目的を鑑みて、費用対効果が得られているとは考えにくい。また、加工工場施設に波及効果をもたらす意味でも、新たな施設建設を企業側によって計画されていたと思うが、この件についても不透明なままである。この加工工場建設にあたって、改めて町としてどのような位置づけをされているのか。また企業側からの説明等、どのように把握されているのか問う。	町	長

5	岡林 剛也 (議席番号2)	1. 綱紀肅正について	職員の不祥事が発覚し、町民の皆様をはじめ、全国の郷土出身者の皆様においても大変衝撃的な事として、全国ニュース等でも報じられた。この事を踏まえて、過去の反省を生かす意味でも、どのような指導を行ってきたのか。また町長は、町民の皆様及び全国の郷土出身者に対して、説明責任を果たす必要があると思うが、今後どのように果たし、また再発防止に努めていくのか問う。	町 長
---	------------------	-------------	--	-----

△開 会（開議） 午前10時07分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第27号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）
- △ 日程第2 議案第28号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第3 議案第29号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第4 議案第30号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第5 議案第31号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
- △ 日程第6 議案第32号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第27号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）、日程第2 議案第28号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第3 議案第29号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第4 議案第30号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第31号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）、日程第6 議案第32号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を、一括して議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成27年度一般会計補正予算（第11号）をお開きください。

それでは、議案第27年度平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額60億7,773万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,678万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億5,095万1,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

6款消費税、地方消費税交付金、補正前の額7,436万2,000円に1,023万9,000円を増額補正し、8,460万1,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、社会保障財源交付金の増額によるものでございます。

8款地方特例交付金、補正前の額22万1,000円に3,000円を減額補正し、21万8,000円とするものです。

9款地方交付税、補正前の額30億791万3,000円に6,242万3,000円を増額補正し、30億7,033万6,000円とするものです。

13款国庫支出金、補正前の額6億9,941万2,000円に541万9,000円を増額補正し、7億483万1,000

円とするものです。主な理由といたしましては、地方公共団体情報セキュリティー強化事業補助金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億7,885万6,000円に2,432万3,000円を減額補正し、5億5,453万3,000円とするものです。主な理由といたしましては、農業委員補助金並びに社会教育費委託金の減額によるものでございます。

15款財産収入、補正前の額1,377万5,000円に1万円を増額補正し、1,378万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援寄附金利子の増額によるものでございます。

16款寄附金、補正前の額1,515万7,000円に747万8,000円を増額補正し、2,263万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援寄附金の増額によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額1億1,523万8,000円に5,742万6,000円を減額補正し、5,781万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。

19款諸収入、補正前の額7,866万5,000円に2,060万4,000円を減額補正し、5,806万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、退職手当組合負担金精算交付金の減額によるものでございます。

20款町債、補正前の額9億8,059万2,000円に1,000万円を減額補正し、9億7,059万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、災害復旧事業債の減額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額60億7,773万8,000円に2,678万7,000円を減額補正し、60億5,095万1,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

2款総務費、補正前の額12億6,245万5,000円に1,960万1,000円を増額補正し、12億8,205万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、情報セキュリティー強化対策委託料並びにきばらでえ伊仙応援寄附金積立金の増額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額13億9,535万4,000円に452万6,000円を増額補正し、13億9,988万円とするものです。主な理由といたしましては、障害者福祉費過年度補助金負担金の精算並びに私立保育諸費負担金の増額によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億7,986万1,000円に534万2,000円を減額補正し、5億7,451万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、上水道事業会計繰出金の減額によるものでございます。

5款農林水産費、補正前の額6億1,048万5,000円に664万8,000円を減額補正し、6億383万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、糖業振興費補助金並びに鳥獣害対策事業費の減額によるものでございます。

7款土木費、補正前の額3億5,884万2,000円に780万1,000円を減額補正し、3億5,104万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、住宅管理費並びに公営住宅建設事業費の減額によるものでございます。

8 款消防費、補正前の額 2 億 3,236 万 7,000 円に 59 万 7,000 円を減額補正し、2 億 3,177 万円とするものです。主な理由といたしましては、防災無線保守管理委託料の減額によるものでございます。

9 款教育費、補正前の額 3 億 7,858 万 8,000 円に 2,088 万 2,000 円を減額補正し、3 億 5,770 万 6,000 円とするものです。主な理由といたしましては、県営畑総地内遺跡等発掘調査事業費並びに県道拡幅工事に伴う遺跡等発掘調査事業費の減額によるものでございます。

10 款災害復旧費、補正前の額 2 億 1,033 万 8,000 円に 964 万 4,000 円を減額補正し、2 億 69 万 4,000 円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産施設災害復旧費並びに道路河川等災害復旧費の減額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額 60 億 7,773 万 8,000 円に 2,678 万 7,000 円を減額補正し、60 億 5,095 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。第 2 表 地方債の補正についてご説明をいたします。

起債の目的、(1) 過疎対策事業債、補正前の限度額 7 億 140 万円にオルソ画像共同更新事業負担金 100 万円を減額し、補正後の限度額を 7 億 40 万円とするものでございます。(3) 公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額 830 万円に公営住宅建設事業費 490 万円を減額し、補正後の限度額を 340 万円とするものでございます。(5) 災害復旧事業債、補正前の限度額 3,940 万円に農林水産業施設災害復旧債 300 万円と公共土木施設災害復旧事業債 1,330 万円を減額し、補正後の限度額を 2,310 万円とするものでございます。(7) 一般補助施設整備事業債、補正前の限度額 0 円に対しまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債 1,220 万円を増額し、補正後の限度額を 1,220 万円とするものでございます。

合計、補正前の限度額 9 億 8,059 万 2,000 円に 1,000 万円を減額し、補正後の限度額を 9 億 7,059 万 2,000 円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、表中に記載のとおりでございます。

6 ページをお開きください。第 3 表、繰越明許費についてご説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業 1,782 万円、企業誘致促進整備対策事業 6,311 万 7,000 円、5 款農林水産業費 1 項農業費、事業名、オルソ画像共同更新事業 552 万円、7 款土木費 2 項道路橋梁費、事業名、防災安全社会資本整備交付金事業 9,100 万円、3 項港湾費、事業名、港湾海岸保全施設長寿命化計画策定事業 450 万円、4 項住宅費、事業名、公営住宅建設事業 712 万円、10 款災害費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地農業用施設災害復旧事業 347 万 8,000 円、2 項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路河川等災害復旧事業 2,087 万円。

以上、翌年度へ繰り越す経費でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（澤佐和子君）

続きまして、議案第 28 号、29 号を補足説明いたします。

議案第 28 号、平成 27 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額 13 億 8,817 万 7,000 円に、歳入歳出それぞれ 82 万 7,000 円を減額し、歳入

歳出予算の総額13億8,735万円とするものでございます。

5 ページをお開きください。歳入ですけれども、実績に伴いまして、高額医療共同事業におきま  
す 4 款国庫支出金、5 款県支出金を、それぞれ37万4,000円、8 款の共同事業交付金37万4,000円を  
既定の予算に増額補正し、10款一般会計からの繰入金を194万9,000円減額補正するものであります。

次に、6 ページ、歳出をお開きください。実績に伴いまして、2 款の保険給付費 1 項 1 目一般被  
保険者療養給付費500万円、1 項 2 目の退職被保険者等療養給付費を100万円増額補正し、2 款 2 項  
の高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費を500万円、2 目の退職被保険者等高額療養費を100万円  
減額補正し、さらに 7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 1 目高額療養費拠出金を149万7,000円  
増額し、4 目保険財政共同安定化事業拠出金を232万4,000円減額補正するものであります。

以上で終わります。

議案第29号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

3 ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算総額 9 億8,082万5,000円に歳入歳出それぞれ1,350万円を増額し、歳入歳出予  
算の総額 9 億9,432万5,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。

歳入ですけれども、5 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目介護保険給付費準備基金繰入金として1,350  
万円を介護保険準備基金より繰り入れを行うものであります。

次の6 ページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費を、実績に伴い1,205万円減  
額し、3 目地域密着型介護サービス給付費を580万円増額、また実績に伴い、2 款 6 項特定入所者介  
護サービス費を、実績に伴い600万円増額するものであり、介護給付費の過年度精算返還金として、  
5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金において、1,350万円を増額するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○ほーらい館長(仲 武美君)

それでは、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第3号)の説明をい  
たします。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億1,341万8,000円に歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳  
出予算の総額を 1 億1,246万3,000円とするものです。

1 ページをお願いいたします。

2 繰入金、補正前の額4,299万8,000円に83万円を減額し、4,216万8,000円とするものです。

4 諸収入、補正前の額959万7,000円に12万5,000円を減額し、947万2,000円とするものです。

歳入合計 1 億1,341万8,000円に95万5,000円を減額し、1 億1,246万3,000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

節の 9 については、節の 9 旅費の研修料については、東京、福岡、県内の研修がそれぞれ減によ

るものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○水道課長（喜 昭也君）

議案第31号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算（第5号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額4億3,170万円に、歳入歳出それぞれ15万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億3,185万円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入から説明します。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額1,138万8,000円に15万円を増額し、1,153万8,000円とするものでございます。これにつきましては、企業債の償還金の利息分の増額でございます。

続きまして、6ページでございます。歳出の説明をいたします。

2款公債費1項公債費2目利子、補正前の額1,007万5,000円に15万円を増額補正し、1,022万5,000円とするものでございます。これにつきましては、23節償還金利子及び割引料の増額によるものでございます。

以上で、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号、平成27年度伊仙町上水道会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

1ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の補正の収入から説明させていただきます。

第1款水道事業収益、既決の予定額1億757万2,000円に2,181万1,000円を増額補正し、1億2,938万3,000円とするものでございます。これにつきましては、会計制度の見直しによる課目の追加、または元金償還に対する繰り入れの組み替えによるものでございます。

次に、支出について説明いたします。

第1款水道事業費、既決予定額1億757万2,000円に179万3,000円を増額補正し、1億936万5,000円とするものでございます。これにつきましても、会計制度の見直しにより、課目の追加による増額でございます。

次に、資本的収入及び支出の補正から、収入から説明いたします。

第1款資本的収入、既決予定額3,878万7,000円に2,698万5,000円を減額補正し、1,180万2,000円とするものでございます。これにつきましては、元金に対する繰り入れの組み替え及びシステム導入分の繰入金の減額によるものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額4,278万7,000円に751万7,000円を減額補正し、3,520万とするものでございます。これにつきましては、公営企業会計システム導入費の減額によるものでございます。

次に、議会の議決を得らなければ流用することのできない経費でございます。

1 職員給与費、既決の予定額2,892万7,000円に169万6,000円を減額補正し、2,723万1,000円とするものであります。これにつきましても会計制度の見直しによる減額でございます。

以上で、上水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

**○議長（琉 理人君）**

議案第27号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

**○3番（牧 徳久君）**

27年度一般会計補正予算（第11号）について、質疑をいたします。

12ページをお開きいただきます。総務管理費の目4電算システム費の中の委託料、情報セキュリティ強化対策委託料というのが、この内容はどういったものですか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

牧議員の質問にお答えしていきたいと思ます。

マイナンバー制施行に伴う庁舎内ネットワークの再構築ということでございます。

まず、マイナンバーの施行前におきましては、庁舎内を1台のパソコンの役割といたしまして、ニュートライX、これは住民基本台帳システムだと番号に関して利用されているものです。あとL・G・W・A・N、地方公共団体間の通信ネットワーク、あとインターネット等を見る3系統全てが利用可能な状況でございました。

その中で、まずこの年金機構の個人情報流出関係からですが、この情報流出をさせちゃいけないということの中で、まず初めに、まず住民基本台帳システム関係と番号関係と地方公共団体間の通信ネットワークをまず一つにしまして、インターネットを見ることができるパソコン、専用パソコンを電算室に、今3台配置しています。あと町民生活課だとか、税務課だとか、保健福祉課、経済課等にインターネットが見れるパソコンを配置してあります。

その中で、まず1段階としては、2つに分けたわけですね、3つの機能を2つに分けたわけですね。その後、この情報セキュリティ強化対策委託料で住民基本台帳システムと番号情報のものと、今度は地方公共団体の通信ネットワーク関係も2つ分けようということで、3つあったものをさらに、3つが一緒になっていたパソコンをさらに3つの機能に分けたと、分ける事業ということでご理解いただければなと思ます。

**○3番（牧 徳久君）**

そういたしますと、これは事業としては繰り越しですわけですが、単年度で終わるということですか。次年度以降もこういった予算が伴うということですか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

現在、国のほうで示されている事業に関しては、この事業なんですけども、これからもやっぱりこのマイナンバー制度の施行に伴って、こういう国からの緊急的な事業が出てくる可能性はあるとは思っています。ですけれども、はっきりした内容等に関しては、まだ示されていないような状況でございます。

○3番（牧 徳久君）

先ほどの説明では、もうインターネットは役場、全課では見られないということですね。

○総務課長（樺山 誠君）

そのように理解して結構です。

○3番（牧 徳久君）

次に、その下の、きばらでい伊仙応援基金ですけど、今年度は総額で1,299万1,000円というすばらしい額に膨れ上がっていますが、午後からの一般質問の平議員のありますとおり、今後もこれを強化していく必要があると思いますが、これは今年最終の、今年1年最終の分ですか。これで確定ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

きばらでい伊仙に関しましては、今年最終じゃなくて28年2月3日の状況でございます。

○3番（牧 徳久君）

財源が乏しい中で本当にありがたい財源でありますので、今後もこれは大事にしていったらいいんじゃないかと思っております。

次に、14ページの5款農林水産業費の中の糖業振興費の19負担金補助及び交付金のサトウキビ増産強化対策事業費補助金としてあるわけですが、224万も減額になっているわけですが、サトウキビ農家にとっては、今年は糖度も上がって、ブリックスも上がって、台風等の影響もなく、すばらしかったわけですが、なぜこの増産対策の補助金を減額になったのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

このサトウキビ増産強化対策事業は、機械関係ですね、機能向上、ハーベスターの、機能向上が2件、そして動力噴霧器が1件、そして中耕ロータリーと、当初予算では一応予定として予算計上して、そして農談会、経済課通信等でこういう事業がありますということで募ったわけですけど、27年度においては、中耕ロータリーの申し込みが1件、組織が、1組織があったということで、今回の224万4,000円は減額ということで予算計上したわけでありまして。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

今年は、サトウキビも豊作でよかったわけでありまして、春植え推進についても非常に努力していると思いますが、春植えのキビの、春植えの肥料の補助はあったわけですが、また今年もキビの補助はないということで、ほとんどの方が自家保留のキビを植えているような方も見受けられますが、夏植えからこのキビの補助はできないですか。

○経済課長（上木義一君）

今回、キビの申し込み受け付けはしているのですが助成はないということで、単当たり1万1,000円、運搬費600円、刈り獲りが100円ということではしているんですけど、非常にキビ種苗自体に

まだ病害虫、メイチュウとかが非常に入って多かったということで、今回から基本的にはもう自家苗は、自分で植え付けの自家苗は準備をするということを基本に、今後も周知はしていきたいと考えております。

あと種子島からの原苗については、今年度からちゃんと追跡調査もしながら、100%に近い種苗を提供できるように、南西糖業、JAと一体となって、今進めているところであります。

あと来年の春ごろから、またちゃんとした提供ができるのではないかと考えています。努力はします。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

これは三町とも南西糖業ですので、3町同じような状況ですかね。キビの補助はないわけですか。

### ○経済課長（上木義一君）

はい、そのとおりです。

### ○3番（牧 徳久君）

続きまして、15ページのその下の目16の鳥獣被害対策事業費の中の、16原材料費、イノシシ侵入防止策資材費が255万4,000円もしているわけですが、今年、犬田布団地でやった距離、1,500mぐらいですが、これでこの予算化するのであれば、これをもっと距離が延びたらと思いますが、なぜ落としたのか、理由をお伺いします。

### ○経済課長（上木義一君）

これは牧議員に、前、説明はしていると思いますけど。国の当初予算では、3km、3,000m要望しとったわけですが、国の割り当てによる2分の1ということで、今回1,500mを実施するというところで、案分の255万4,000円は減額ということになりました。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

そうすれば、引き続き、来年度、今年28年度、ここ4月からですが、この事業、当初予算にこれを組み入れているということですか。

### ○経済課長（上木義一君）

当初予算においても、また引き続き3km、3,000mのほうで申請はしております。これはまた割り当てがどうなるかは、今の現在ではちょっとわかりません。あと、これは町としては材料支給ということで、農業、農家の皆さんが、そして組織を立ち上げた中での設置ということになっておりますので、今年度は非常に農家の農繁期等、いろんな面で重なりまして、それと高齢化ということで、現地の方で作業が非常に難航しながら、先日ですか、現場のほうは設置のほうは終わっております。

引き続き28年度においては、そういうところも強化をしながら、毎年延長が、延ばせるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひこの事業は、引き続き行いまして、白井の町境まで、徳之島町、天城町では、もう山すそはほとんどないというぐらい張り巡らせて侵入を防いでいるわけですので、伊仙町だけ犬田布だけ周辺、今始まった町境から白井の徳之島町境まで引き続き、早目にこれが完了できますよう要望いたしておきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

ページ数の17ページお願いします。17ページ、一番上の公営住宅建設事業費の委託料の設計委託料が350万円減額されていますけれども、これは執行残なのか、それとも事業が少なくなったのかお伺いいたします。

○建設課長補佐（久保 等君）

上木議員の質問にお答えします。

350万円の減額は、委託の執行残です。

○4番（上木千恵造君）

わかりました。じゃあ、執行残が大分出たということで、落札率が低かったということですね、はい、わかりました。

そしたら6ページ、お願いいたします。第3表の繰越明許費の企業誘致整備対策事業費の6,311万7,000円、これは減額になった理由はどういう理由で、繰り越しになった理由をお伺いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これは繰り越しになったということですが、2期工事分の造成工事の設計委託のほうと、あと工事関係のほうと、あと本体工事等で残額が出た部分を繰り越ししてございます。

この理由に関しましては、この間も糸木名地区のほうに加工施設工場を建てたいという業者様が見えられて、その施設というか、敷地を整備しながら、また現貸工場のほうの外構工事も終わりました、来年度というか、6月あたりの雨の時期の関係で、雨がどれぐらいの流量があるのかというのを見極めながら、側溝等の工事等も、またできればいいかなという感じで、このように繰り越しをしてございます。また6月ごろで雨量等確認しながら、工事等のほうを進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○4番（上木千恵造君）

執行残と造成工事の未着工部分の繰り越しということで理解してよろしいですね。

○企画課長（池田俊博君）

そのように理解していただければよろしいと思います。

○4番（上木千恵造君）

その下のほうの土木費の防災安全社会資本整備交付金事業の9,100万、これの繰り越しの内訳を説明していただきたいと思います。

○建設課長補佐（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

防災安全社会資本整備交付金事業9,100万、この内訳としまして、鹿浦第2橋の解体と、橋台も2基あるんですけど、その1基分でございます。

○4番（上木千恵造君）

これは、じゃあ鹿浦橋は今年、着工していますか。着工はしていませんか。

○建設課長補佐（久保 等君）

入札待ちで一応契約繰り越しの部分と未契約繰り越しの部分になります。

○4番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

議案第28号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第29号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第30号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第31号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第32号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 一般質問

○議長（琉 理人君）

それでは、日程第7 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

おはようございます。1番、平 博人でございます。今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で取り組んでいこうと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年度第1回定例会において、ただいま一般質問の許可がございましたので、通告書に従いまして、順次質問をいたしたいと思っております。答弁者の皆様の明快なる答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、企業誘致促進整備対策事業実施に伴う貸工場の今後の見通しについて、お伺いいたします。

企業誘致促進整備対策事業実施に伴う貸工場建設の進捗状況及び今後のスケジュール、こちら公募手続も含めましてお伺いさせていただきたいと思っております。

特に、本年4月1日より同貸工場において開業する意思を示されております日本マルコ株式会社と、県並びに本町との企業立地協定を締結後の経過報告も含めて、どのような費用対効果が見込まれるのかをお伺いいたしたいと思っております。

続きまして、ふるさと納税の今後の取り組みについて。

近年における全国の地方自治体によるふるさと納税の状況を鑑みて、本町のふるさと納税に対する取り組みは、さらなる改善の余地があると思われまます。ふるさと納税については、平成27年度の税制改正で、寄附される本人の収入や他の控除によって異なりますが、自己負担の2,000円を除いた全額が控除される限度額「ふるさと納税枠」が2倍に拡充されるなど、納税される方の善意に対して、家計にも最大に配慮される制度となっております。今後、地方創生に向けても貴重な財源となることを勘案した上で、ふるさと納税への取り組みについては、議会も含めて、積極的に取り組まなければならない。

そこで、今後、ふるさと納税の確保に向けて、官民一体となった組織の設立並びに施策を講じることができないのか、町長の見解をお伺いいたします。

最後に、貧困問題にかかわる本町の現状についてお伺いいたします。

我が国では、貧困問題が取り沙汰されております。社会的弱者へのさまざまな救済策が施されておりますが、いまだにその問題は解決されておられません。その中でも特に問題視されているのが、子供の貧困問題でございます。特に、母子・父子家庭においては、所得の状況により保護者や子供たちの意思が尊重されない社会になりつつあります。

このような社会情勢を踏まえまして、本町においても、このような子供の貧困問題に悩んでいる方がいないとは限りません。特に本町を初め、子宝日本一としても認知されている徳之島にあって、

子供の貧困問題は看過できる問題ではないと。そこで本町において、貧困問題に該当する事例が各分野において確認されているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

1回目の質問を終わりました、あとは自席にて行いたいと思います。

**○議長（琉 理人君）**

申し合わせ事項により、1問の企業誘致の分だけ町長、答弁して、2項目はまた自席のほうでお願いいたします。

**○町長（大久保明君）**

平 博人議員の質問にお答えいたします。

企業誘致に関しましては、今月の29日に社長が来島いたしまして、オープンの式典を行う予定でございます。この費用対効果などについては、担当課長のほうから説明をしていただきます。

以上でございます。

**○企画課長（池田俊博君）**

平 博人議員の質問にお答えいたします。

平成27年10月2日に、日本マルコ株式会社と伊仙町との企業立地協定を、鹿児島県の立ち会いで締結することができました。その後、町におきましては、貸工場の工期内完成を目指して取り組んでまいりました。建物においては、2月に完成検査、手直し工事も順調に終え、引き渡しを受けております。現在、外構工事を実施しておりますが、これも順調に推移しているところであります。

また、先ほど町長のほうからもありましたとおり、今月29日、日本マルコ株式会社の社長も来町されて、完成祝賀会を計画しております。そこで議員の皆様にも参加いただいて、誘致企業が将来的に持続でき、日本マルコ株式会社が伊仙町の企業であると、地元の企業として発展できますようご支援賜れば幸いです。

立地協定後のスケジュールとしましては、1月19日に日本マルコ株式会社から2名の方が伊仙町へ新任挨拶に見えられました。そのときに宿泊業、配送業、インターネット関係、事務機器関係の島内業者を回られました。4月から工場内設備の購入、搬入作業を行い、当初は15名規模で工場を稼働させ、7月ごろに従業員募集を行い、5年をめどに110人規模まで持っていきたいとの計画を立てていると聞いております。

このことに関しては、3月29日の祝賀会の場においても、日本マルコ株式会社の社長様からお話があると思いますので、また詳細については、その場でまた聞けるものと思われま

す。また、経済効果といたしましては、平成27年第1回伊仙町議会定例会において、岡林議員へ答弁してありますが、そのときの答弁で、法人町民税、固定資産税の償却資産分、従業員の個人町民税、地方交付税、従業者数を算定基準としている地方消費税交付金、工場使用料などで、年間3億3,000万円ほどの外貨が入るという試算をしております。

また、数字ではあらわせないが、日本マルコ株式会社の進出で雇用の場が創出され、移住や島へ帰りたい方々等の問い合わせや、地元の方から、子供を島に呼びたいが採用等はないのかといった

親御様からの問い合わせ等が寄せられております。こういったことで町に活気をもたらし、波及効果が徐々に表面化しているものと思われまます。

さらに、伊仙町内の企業からの工場生産物の販売額が増加することにより、伊仙町の町民所得の押し上げ効果も期待されます。このことから対内、対外的にも町のイメージアップにつながっていくものと思われまます。

以上です。

○1番（平 博人君）

わかりました。

先ほどのお話で29日に社長が来島されて記念式典を行うということでございますが、当初の話では4月から稼働するというお話をお話を聞いておりました。今回、15名規模で営業を開始するというお話でございますが、これは間違いなく4月からは開始できるように、もう企業のほうとは確認されていらっしゃるのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

この最近の経済情勢とか企業によりますと、受注関係が少し落ち込んでいるということで、4月からは工場の内部の設備等の搬入等はやっていこうと。4月からは常駐の方が入ってくるということも、この間のお話では聞いております。

また、採用に関しても、今期の受注は少し落ち込んでいるが、来期にはその受注が伸びるものと思われまますので、その間に従業員の募集を行って研修等を行い、また来期の生産のほうには、それが間に合わされるようにしていきたいという話を聞いております。

○1番（平 博人君）

先ほどのお話では15人ほどでスタートということでございましたけど、この15人の中には伊仙町の方もいらっしゃるのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

この中には、昨年ですか、昨年からもう研修のほうに入っている、採用された方で3名ほどは入っております。これが伊仙町の方が何名かで、天城町のほうの方も入っていると聞いております。

○1番（平 博人君）

このマルコさんのその従業員募集に関してなんですけれど、結構、伊仙町の方が研修に行かれたりして、仕事の内容が合わないのかしんどいのか、続かなくてやめてしまった方も何人かいらっしゃるようなお話を聞いております。

今後、7月から募集をして百何十名程度の勤務に持っていくというようなお話でございますが、本当にこれがスムーズに行くのかどうか、先方のほうと協議など、その後されているような経過はないのか、お尋ねいたします。

○企画課長（池田俊博君）

工場の稼働ということに関しては話をしていますが、これがスムーズに行けるかどうかといった

ことに関しましては、なかなか企業様のことでありまして、なかなかその内容的なことに関しましてまでは踏み込んで話をしたということとはございませんが、今回に関しても、社長みずから伊仙町のほうに見えられるということで、意気込みに関しては、町としては感じているところであります。

#### ○1番（平 博人君）

やはりあのような立派な貸工場を町のほうでつくりまして、今後、従業員を集めて稼働するという話でございますが、また途中で事が進まなくなったり、従業員が集まっても仕事の内容が地元の人たち、島の人たちと合わなかったりというようなことで退職者が出たりとか、そういったことも今後あると、またせっかく工場をつくったのにうまく行ってはいないのではないかと、このようなことで、また町民の皆様からお叱りを受ける原因にもなると思いますので、ぜひともその辺は先方のほうと再度協議していただいて、スムーズに営業ができるように打ち合わせ等も今後、煮詰めていっていただきたいと、このように思います。

本当にこの企業誘致の問題は、先月も新たな業者の方々と企業誘致に関する全員協議会のほうをもってお話をさせていただきましたが、非常に伊仙町内で雇用を確保するにも大切な事業だと思いますので、本当に力を入れて考えていって、スタートのほうを切っていただきたいと思います。

1問目はこれで終わります。

#### ○議長（琉 理人君）

町長、今の件に、最後の件について何かございませんか。向こうの企業と地元の件についてです。

#### ○町長（大久保明君）

樟南二校と徳之島高校に、説明会には2度ほど行っております。新卒者で来年の新卒者から両校とも5名ずつというふうな話はしておりますけれども、この進路主任の方の話では、とにかく1回は島から出たいという気持ちがあります。しかし、会社としては新卒を毎年採用したいという方向でありますので、その辺をもう少ししっかりと理解を深めていくことが大事だと思います。

与論工場の場合も、一番問題だったのは定着しないという問題でありました。今はかなり定着してきていますけれども、企業は時間の問題、そして技術、工場の問題などが基本的に必要条件であります。また、その給与の面に関しまして、なかなかやめられた方々は不満があったようでありますので、しかし、島で就職できるということの意味を、島で働きたいのだけでも仕事がないというのではなくて、自分が希望するような内容でないからやめるという状況があるわけですね。その辺を今後、どういうふうにして説得していくかということは、大変重要な課題であります。

会社側とも、与論の場合もそうであったように、一旦、本土の会社で研修してきて帰ってきた方々が定着していますので、そういうふうな形に持っていかなければいけないのではないかと考えております。

この仕事をするということは、粘り強さ、忍耐強さが絶対に必要です。このぐらいで自分には向いてないと思ったら、恐らくそんな人はどこに行っても通用しないわけですから、その辺の仕事に

たどりつけると、島で働けるということの意味を十分に理解させていくということが大変重要ではないかと思っております。

○議長（琉 理人君）

1 問目よろしいですね。

続きまして、2 問目のふるさと納税の今後の取り組みについて、大久保町長より答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

ふるさと納税は、郡内においては、今瀬戸内町がクロマグロでかなりの億の単位の収益を上げております。また、いろんな自治体で、特に和牛、海産物などで相当数のふるさと納税を確保している自治体が出てきております。

伊仙町において、そのような目玉となるような農産物を今後どうブランド化、伊仙町の品物ということでやっていくかということ考えたときに、一番の可能性があるのは、やっぱりマンゴーではないかと思うし、この品質とそれから価格はそんなにしないけれども、春一番をどのようにして小さい単位でふるさと納税の返品としてやっていくかなどは、今後、伸びていく可能性が十分あると思います。

一方で、ふるさと納税は本来、自分のふるさとに納税するという立場だったのですけれども、いろんな富裕層の方々が全国のいろんな品目をあらゆる方法で買い取っていくというふうな状況でありますので、国のほうでも、ふるさと納税の意味を今後制限していくのではないかという話なども出ておりますので、純粋な意味でのふるさと納税を、もっともっと拡大していくということで、これからは当然あると思いますけれども、企業が納税をするように、また規制緩和が行われておりますので、そのようなことを出身者の方々、その個人的な形で納税をしていますけれども、今後は経営で成功している方々に企業によるふるさと納税を進めていくことも重要であると思っております。

○総務課長（樺山 誠君）

平議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。

現在、ふるさと納税の状況に関しまして、まずは説明していきたいと思います。

平成26年度のふるさと納税の状況ですけれども、金額にして802万5,000円ございました。件数にして32件でございます。あと平成27年2月末時点の寄附金額が1,233万3,000円、件数で54件です。あと、27年度において、2月末日の数字ですが、昨年度と比較して400万程度伸びてきています。

27年度において、新しく取り組んだことに関しましては、クレジットカードによる決済が可能になりました。あと、コンビニでの決済、あとインターネットの決済関係の導入をしてございます。あと、振込用紙の作成をしまして、専用口座の開設もしてございます。あと本町のホームページを少し変えていくとか、あるいは出身者へのリーフレットの配布等をした結果が今の状況だと思っております。

あと税制改正で企業版のふるさと納税が創設されて、さらに拡充が期待されるところでございます。

今まで平議員の提案のように、行政だけでふるさと納税を取り組むということに関して、ある程度の限界を感じておまして、やはり提案のように官民一体で取り組んでいくと。官民一体、いろんな民間の方々のアイデアをもらいながら、町としてふるさと納税に取り組んでいかなければ、ふるさと納税を囲い込むことができないと思っております。

ですので、28年度は、こういう官民一体となった組織をつくって、一緒に議論をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○1番（平 博人君）**

ありがとうございます。

本当にこのふるさと納税に関しましては、前回の議会からいろいろとお話のほうをさせていただいているわけですが、この間もお話させていただいた中で、今クレジット決済等もできるようになったというふうなお話でしたが、この間の議会でもこれは提案させていただきました。現在、このようなインターネット決済、クレジット決済を現に利用されて基金のほうにされた方がいらっしゃるかどうかお尋ねします。

**○総務課長（樺山 誠君）**

お答えします。

このクレジット決済に関して、2件か3件という話を聞いておりますので、まだまだ広報不足の感が否めないというふうに思っておりますので、この面も含めて、やはりしっかりしていかなきゃいけないというふうに思っております。

**○1番（平 博人君）**

本当にこのふるさと納税に関しましては、貴重な町の財源になると、このように考えております。本当に今、町の財政のほうがしんどいということもありますが、それならなおさらこのようなことには力を入れていく必要があるのではないかと考えております。

本当に、先ほどもお話がありましたが、町サイドだけではなく、官民一体となって営業活動を行うことが非常に大切だと、このように考えておりますが、町としてもこの問題に関しましては、一つのセクションをつくられて、我々議会、議員も一営業マンとして活動することもできます。本当に、前回の議会でも郷友会の方たちにPRをされているということではございましたが、早速この問題については動いていただいて、そのようなセクションなりつくって、この伊仙町の営業マンとして各県外にいらっしゃる皆様方にも郷友会の皆様方にもPRできるような、こういったシステムを構築していく必要があるのではないかと考えているところでございますが、町長のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

**○町長（大久保明君）**

今、この専任を決めていくということは大変重要であります。この役場内の機構改革を強制的にやっていきたいと思っております。こういうことを決めることは、トップダウンで行かなければ絶対できません。地方創生推進室をつくるにしても、つくるといっても強制的につくらない限り、職員はな

なかなか仕事がふえるということでできませんので、優秀な職員を選別して、1人、2人、専門という形でやっていきたいと今考えておりますので、本当に今、平議員が言ったように、営業して全国走り回るといふ、そのぐらいの気概と行動力がある職員を育てない限り、なかなか難しい状況です。もうそれは他の仕事は一切させないということで、それだけの人をつくり出していくということが今までの情報発信にしても、なかなかできなかったのは、これは今回、議会事務局長たちが中心となって、この若い職員が非常に意欲的に発信する仕組みをお互いがつくり出してきましたので、これをみずからやりたいという職員がおれば率先して育てていかなければいけないと思うし、出なかった場合は、こちらから指定して専門職を設けていきたいと思っております。

#### ○1番（平 博人君）

ぜひともこの問題に関しては、早急に対応していただきたいと、このように思っております。

また、先ほど町長のほうからも瀬戸内町のクロマグロの件もございましたが、本当に全国の状況を見ますと、一番多い市町村では13億円という基金を集めておられるようがございます。本当に我が町の貴重な財源となります。今後、先ほどのその町長の言われた瀬戸内町もそうですが、全国の市町村でこのようにたくさんの納税をしていただいている自治体の方々の意見を聞くとか、そういったことも必要になってくると思うわけでございますが、そういうことも踏まえまして、ぜひとも今後、新たなセクションで、このふるさと納税に力を入れていただきたいと、このようにお願いいたします。

それでは、2件目、終わります。

#### ○議長（琉 理人君）

それでは、2番目のふるさと納税についてはよろしいですか。

それでは、3番、貧困問題にかかわる町の現状について、大久保町長からお願いいたします。

#### ○町長（大久保明君）

貧困層という定義は、平均所得の半額ですね、半額の収入以下の方々を貧困層と今は定義づけているようであります。町内の状況については、担当課長から説明していただきますけれども、国全体で今16%、6人に1人、子供の場合は6人に1人が貧困層だと言われております。今、全国調査をしたら、沖縄県が三十数%の貧困率ということでありますけれども、これは我々の世代より圧倒的にふえてきておる状況です。

なぜそうなったか。いろいろ貧困であるから、貧困層が多くなってきたら、非正規社員が非常に多くなってきたから出生率が上がらないというのは、当然の話でありますので、伊仙町の場合は、経済的にそれほど豊かでないほうですけども出生率が高いというのは、地域力があるからでありますけれども、今後、いろんな支援体制なども、社会保障のほうも進んできていると思います。今、全国に移住の話の中で、首都圏ではもうひとり親、父子家庭、母子家庭含めて、生活していくのはほとんど不可能な状況になっている中で、そういった方々が地方に行って、ある程度の収入を得ながら生活をしていくという流れが、全国的に今出てきておりますので、伊仙町も地域力、地域でお

互いに共生共同という形の中でやっていける代表的な自治体でもあるわけですので、その辺を進めていきたいと考えております。

いろいろ子供の貧困と同時に、出生児の低体重児が明らかに町内でもふえてきていますので、その母子保健のことも含めて、今後、大きな課題がまた出てきたと思っております。

以上です。

#### ○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの平 博人議員の質問にお答えいたします。

社会情勢が厳しくなっていく中、貧困にかかわる課題は、合計特殊出生率が日本一高い本町でも、平議員の質問にありますように、各分野において課題も出てきております。

まずは、主要政策など手がけていますが、町民所得が県内でも低い状況にあり、生活保護の保護率は、平成26年度では42.5%、パーミルとは千分率のことで、1,000人当たり42.5人、パーセントでいいますと、100人に4人としたことではありますが、大島群島の平均も高いのですが、その中でも本町は高いほうに入り、実際の業務の中でもひとり親世帯の増加や、その内容は、さまざまですが、相談件数もふえてきております。

個人情報になりますので、内容まではお示しできませんが、今年度のメンタル相談25件中20件が子供に関連する相談と報告を受けております。保健センターにおける各母子保健や相談などで把握することもあります。

また、母子・父子・寡婦福祉資金の利用状況につきましては、親の就労支援やそのための技能習得、医療、介護、生活就労支援などさまざまな利用ができますが、問い合わせが1件ありましたが、申請に至っていないこと、返済することができないと利用しないケースもあり、実際、島内での申請件数は1件もない状況になっています。

平成27年度からは、県の事業で、生活困窮者への支援制度も始まっており、島内においては、各町の社会福祉協議会が窓口になって支援業務を行っております。

子供の貧困に関する法律が平成25年度に制定され、貧困対策における子供の教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等についてうたわれております。

貧困の定義につきましては、ただいま町長からありましたように、絶対的貧困率で見ますと、国民の所得、中央値50%下回る所得しか得ていない人の割合になりますが、国全体で16%、子供で15.7%、約6人に1人が貧困と、2010年度調査では出ておりまして、特にこれがひとり親になりますと、50.8%の貧困率になっているようです。

こうした中、町民所得が低いことから、本町の貧困世帯については特に子育ての点からもっと厳しい状況ではと思われれます。

例えば、ひとり親家庭に関しましては、ひとり親家庭医療費助成事業によります医療費助成により、貧困問題の解決の一助になっていると思われれますが、平成22年2月に実施した子宝の要因アンケートで、経済的な点について、子供が多くても育てるだけの経済力があるは5.1%であったことか

らも、厳しい家計をやりくりして子供たちを育てていることに変わりはなく、経済的な負担も大きいと思われま

このように経済的な問題も多くありますが、子宝日本一の町として、まずは関係部署、または関係機関が連携して相談体制などを強化し、子供たちが心豊かに、そして子育て中の保護者が安心安全に子育てができるよう、今後対策を講じていきたいと思

以上です。

#### ○教育長（直章一郎君）

それでは、子供の貧困問題について、教育委員会関係で平議員の質問にお答えします。子供の貧困問題が取り沙汰され、社会的弱者への様々な問題が解決されていないことは、平議員のおっしゃるとおりでございます。学校では児童生徒が置かれている生活環境や経済状況、親子関係など多くのことが背景として考えられます。

そういうことで、学力とか学校生活において、さまざまな教育課題が考えられますけど、そのために教育委員会としては、経済的に困難と思われる家庭をしっかりと把握し、要保護や準要保護に当たる保護者に対して、学用品や学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助しているところ

#### ○1番（平 博人君）

本当に先ほどからお話がありますように、貧困率のほうは15.7%、またこれがひとり親、父子世帯、母子世帯になりますと、60%を超えるというお話でございますが、これは本当に先進国の中でも日本が最も多いと、このように言われているようでござ

このようなことを考えても、今後は伊仙町の町内の父子家庭の方、母子家庭の方、また生活保護世帯の子育て世代の方々に、先ほど保健福祉課長のほうからもお話がありましたように、支援制度があるということでお話がありましたが、現在その制度をこの町内で利用されている世帯、また方がいらっしゃるかどう

#### ○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの福祉資金の利用状況については、申しましたとおり、件数が1件もなかったんですけれども、社会福祉協議会が行っています生活困窮者への支援制度、27年4月から始まっています、ちゃんとした数字は、すいません、把握できている皆さんが少数に満たない、一桁と聞いています。15件ほどあったらいいんですけれども、貸付金の相談があったようで、実際のこの就労とかにつなげるようなケースはなかなかないというようなことがありました。まだ周知が徹底してないところもありましたので、1カ月ほど前ですか、福祉事務所の所長さんが、課長さんが見えまして、役場の中の関係部署、窓口等に設置して、課長のほうでこういう、例えば納税が十分できてないとか、そういう方々に対してのこういう制度がありますというふうなことで、生活保護者をふやさない、その手前でこういった困窮者に支援していくというふうなところが、相談制度が今始まっています

ので、その辺をまた体制をとりながら連携していきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

ぜひともこの件に関しては、真剣にまた取り組んでいただきたいと、このように思っております。

先ほど教育長のほうからも、援助のほうができるというお話でございましたけど、ちなみにそれはどういったもので、またそういった申し込みがあったのかどうかもお伺いしたいと思います。

○教育長（直章一郎君）

この貧困問題が原因で子供たちに、いわば学力差ですか、これは絶対あつてはならないと考えています。そういうことで、学校教育関係としてどうすることが大事であるかということ考えた場合、この経済的なことで、さっきも言ったように学力差があつてはならないわけですけども、平成28年度、教育委員会としましては、小学校で漢字検定、中学校では漢字検定と英語検定の、この受験料の一部を町が負担して、全ての児童生徒がこういったものに挑戦し、そうした差がないように、そうしたことを28年度はしていこうということで考えています。

○1番（平 博人君）

それと、あと1点、教育現場のほうにお尋ねしたいんですが、これインターネットのほうにも掲載されておりましたが、本当に今6人に1人の子供たちがそういうふうな状況にあるということもありまして、夏休みになると学校の給食がないために子供たちがやせてしまうと、そういった状況が我が国において現実に起こっているという、こういう問題もあるということでございます。

また、親が、お父さんお母さんが夜の仕事があつてみたり、用事で家にいなくて、不安で夜眠れなかったりとか、おなかがすいて眠れなくて、次の日、学校で寝てしまうというような子供たちがふえている現状にあるということでございますが、町内の各学校においては、そのような事例があるのか、もしあつた場合にはどのように対応されているのかまでお伺いしたいと思えます。

○教育長（直章一郎君）

伊仙町の場合は、実際そういったことで子供たちが、学校でそういうことをしているということは、まだ私としては把握していません。それで、例えば夏休み等のことも今お尋ねになると思いますが、学校の場合は夏休み中ずっと学校は開放しています。特に図書室、あれも教室等については、それぞれの学級担任がいますので、開放して子供たちの普段の、いわば勉強の補充というか、それもしていますけども、いろいろ調べてみましたが、このように開放はしているけども、それぞれたくさん利用はしていないと、そういうのが上がってきています。一番夏休みで最高、日数が多いのが30日、一番少ないところが18日と。人数は、一番多い1日で最高が30名、そして一番少ないのが5名と、こういうそれぞれの学校でばらつきがありますけども、やはり子供たちのことを考えた場合は、やっぱりこういうことをPRして、自分の家でそれぞれ学習できないのは、やっぱり学校のそういった図書館、あるいは学級担任との1対1で指導していくような、そういったことも今後考えていく必要があると考えているところです。

○1番（平 博人君）

本当に、今お話がありましたように、休日等学校の図書館を開放されているという、学校を開放されているということですが、それに開放していても、なかなか人数が集まる、子供たちの人数が少ないというお話でございましたけど、本当に休みの日になりますと、お父さんお母さんが仕事に出ている間に一人、また兄弟と、家でお留守番をしている子供たちもたくさんいらっしゃると思います。また子供たちも不安になることもあるかもしれないですし、またお父さんお母さんも、家に子供たちがもし一人でいたらという不安を持って仕事をすることもあるのではないかと思います。

今の教育長のお話の中では、開放しても少ないということでもございますけど、やはり、これはなぜそうなのかということも今後考えながら、あるいは地元の先輩方、集落の先輩方や、今まで学校で教鞭をとられていた教員の方々たちにご協力をいただいて、みんなで子供たちを見守るような、そういった形態を構築していくことが今後の地方版C C R Cの生涯現役の町にも大きくかかわっていくんではないかと、このように考えておるところでございますけど、この件につきまして、町長の見解をお聞きいたしたいと思います。

○町長（大久保明君）

今後、どのようなまちづくりをしていくかということで、いろいろ人口減少問題は現実には大変迫ってきておるわけでありますので、貧困問題も含めて、そして、伊仙町がどのようにしたら、より住みやすい町になるかということを考えてときに、やはり大事なことは地域で育てていくと、地域で子供たちを守っていくという、そういうふうな仕組みをしっかりとつくっていかなければいけません。そのために重要なのは、地域包括支援センター、さわやかサロンとかそういう中で、集落の老若男女がみんなでお年寄りをもっと大事にしていくと、障害のある方々をより障害を軽くしていくとか、子供をみんなで育てていこうというふうなことを作り出していけないはずはないわけでありますので、そういうことがあらゆる問題点の解決策にはなると思います。集落にいろんな技術者が移住してくるとか、そういう人たちをいろんなネットワークを使いながら、さらに伊仙町に呼び込んでいくということでのこの前の東京でのシンポジウムは大変意義があったと思いますので、そういうまちづくりをするように推進をしていきたいと考えております。

○1番（平 博人君）

本当に子宝日本一の島であるからには、やはり子育て日本一の島であるべきではないかと、このように思っているところでございます。本当に将来のこの伊仙町を担う子供たちのためでございますので、ぜひともこの件に関しては、これからも吟味をされて、ぜひとも頑張ってくださいたいと、このように思うところでございます。

それでは、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（琉 理人君）

これで平 博人君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩をいたします。午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時30分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

5番、美山 保です。伊仙町政の発展と地域発展のため、安全安心で住みよいまちづくりのために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。町議会議員として誇りを持って、第1回目の質問をいたします。明快な答弁を期待します。

1つ目、技術者並びに専門職員について。

現在、各課における技術者並びに専門職員について、専門職を要する各課はしかり、災害、道路、港湾事業などを担当するには、技術者並びに専門職員の配置の問題は、事業の進捗に大きな影響を及ぼす観点から、非常に重要な問題である。特に、今後の新規事業の要望や国や県に対しての交渉段階において、専門的技術を要し、また知識のない職員が対応すると、今後の事業においては、従来以上に成果及び実績を求められることは必至で、最終的には会計検査の対応まで担うことを勘案した場合、技術者並びに専門職員の配置は不可欠である。

このことについて、現在の本町の技術者並びに専門職員はどのような業務を遂行されているのか問う。

また、専門性を要する事業を担う各課への配属においては、どのような構想をもって配属されているのか町長の見解を問う。

2つ目、県営畑総事業伊仙東部地区道路整備と管理について。

県営畑総事業伊仙東部地区が昭和50年代に82ha完了し、畑かん事業においては平成10年代に完了しているが、畑総区域全面的に勾配がきつい状況にありながら道路舗装がされておらず、道路面がコーラルーフを敷いただけとなっている。

特に台風や大雨が降ると、道路は洗掘され、コーラルーフも流されている。沈砂池においては、満杯状態になり、土砂流出防止対策の観点からも抜本的な対策が求められる。これまでは水土里サークル活動によって年間240万円の予算で維持管理されていたが、問題の解決には至っておらず、集落民並びに地権者においても困惑している。

このことを踏まえて、今後、地域住民が安心して農業にいそしむための環境整備（道路舗装等）及び方策は検討できないか問う。

3つ目、面縄中学校における校舎と体育館の廊下の整備について。

面縄中学校では、校舎と体育館との間を通じる廊下の整備が急務である。特に、当該中学校にお

いては、雨天時に非常に不便を来しており、PTAの保護者からは、学校施設に対する多額の整備費用を負担することについて難色を示している。町の財政状況が厳しい状況にあることは十分理解しているが、最低限の教育環境の改善は行政において施されるべきであり、また検討されるべきである。今後、この件について取り組む意思はあるのか問う。

2回目からは自席にて質問いたします。

#### ○町長（大久保明君）

美山議員の1番の質問にお答えいたします。

今、全国的にも、特に土木建築部門の技術者が大変不足しておる状況であります。前々回の職員採用のときに2人の建築土木関係の方を採用いたしました。去年はその募集はしませんでしたけれども、それでも今後の需要、必要性などを考えてみた場合、土木技術者、そして建築の専門家、そして港湾の専門家も不在の状況でありますので、今年度の採用試験においては、そういう専門職の募集もやっていかなければいけないと思っております。

また、保健福祉関係においては、僕も保健師等の募集をこの間行いましたけれども、よそよりは少ないという状況であります。

いずれにいたしましても、資格を持ちながら仕事をやってないという方々、埋没している方々、島内での発掘なども含めて積極的に取り組んでいかなければいけないと思っております。

今、去年の災害の対応に関しましては、若手職員が横断的な形で耕地課、建設課、経済課などで連携をするというふうな状況をみずから作り出してきている状況でもありますので、やはり今後は少ない職員の中で、いかにして多くの職員が複数の仕事をやっていけるかなども考えていかなければなりません。

水道課の職員においては、いろいろ設計に関しましては全般的なことを兼任という形でやっている状況でもあります。そういったことだけでも、また今の数では限界があるわけですから、前向きに取り組んでいかなければならないと思っております。

また、保健福祉関係において、保健師、看護師の数が、いろんな事業を推進しているときに全体的に必要だという状況などが生じていますので、そういうことも含めて前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

美山議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。

本町の現在の専門職を要する職員の配置状況に関しまして、ご説明をまずさせていただきたいと思います。

建設課のほうに建築の技師が1名、土木の技師が1名配属されております。耕地課におきましては、現在のところ資格を持った専門職員がいないという状況でございます。

あと、保健福祉部門に関しましては、保健福祉課内に、介護部分で社会福祉士が1名、保健師が1名、あと臨時対応と嘱託対応でございますけれども、介護専門員の方々が各1名ずつ、あと国保

関連では、医療事務の嘱託職員が1名、あとは保健センターのほうでは、保健師が3月時点でございますが、保健師が職員で2名、臨時職員で2名、看護師が臨時職員で2名、あと栄養士が臨時職員で2名、歯科衛生士が臨時職員で1名、精神保健福祉士が職員で1名、あとは保健福祉課長が統括保健師を兼ねているような状況でございます。

その中で平成28年度には、看護師が1名、保健師が1名、あと社会福祉士の資格を持っている方が1名採用を予定しております。

その中で、これからも農業土木の技師だとか、あるいは農業専門員だとか、その辺も含めて計画を立てて、計画的に採用していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

あと、過去におきまして、専門職員の募集をしているところです。どこの市町村の悩みでもあるんですけども、この建築だとか土木の技師、あるいは農業土木の技師が、公募するんですけども募集者がいないというような状況で、各市町村悩みの種でございますけども、その中で我々としては、まずは募集するときに年齢を35歳だとか40歳だとか、その年齢を引き上げることも考えたり、あとは公募をしないで書類選考、選考によって職員を確保するだとか、そういう部分もこれからしっかり検討していかないと、技術を持っている人たちを確保するためには、なかなか難しい点があるんじゃないかなと、今考えているところでございます。

#### ○5番（美山 保君）

町長のお話を聞けば、以前、2人ほど技術者を採用したということでもありますけども、やっぱり技術者が不足であれば、施工管理技士や建築士、測量士、技術職員を採用するなり、そしてまた県や、国はちょっと問題だけでも、県などそういう機関に行って実際に研修を受ける、半年とか1年間、実際に町から出向させて勉強させる。そうして育てていかなければ、耕地課のほうでも一応職員がいないということもございますけども、やっぱり職員がいなければ、災害とかいろいろな事業があります。そうした場合に必ず会計検査があります。

それと同時に、各業者は資格を持った人たちを使って施工をやっています。そういう業者を町では指導ができない。やっぱりきちっとした資格を持った人、施工管理士なり建築士なり測量士、そういうのをを持った人が指導をきちっとできるような体制づくりをしていかなければ本当に伊仙町の未来はないと思います。

そういうことで、今後、技術者を何とか確保して採用して対応するようにやっていただきたいと、そのように思います。

以上です。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

現在、町においては、今、美山議員がおっしゃったように、資格というよりも専門性を要する課においては、職員が資格を取得するための制度を作るとか、あるいはやる気のある若い職員が時間をかけて技術に対応できるように育てていくとか、あるいは県に出向させて、そういうのを勉強させるとか、そういうのも含めて、これからどしどし検討しながら進めてまいりたいと思っております。

ころでございます。

○5番（美山 保君）

今、総務課長がお話ししたとおり、やっぱり町の技術者を育てていくためには、やっぱり県のほうに出向させるなり、いろいろな方法があると思います。そういうことをきちっと対応し、そして今後、業者の皆さんにもちゃんと対応してできるような職員を育てていただきたいと、そしてまた会計検査、港湾事業、港湾を申請した場合に、本当に技術者がいなければ会計検査には到底対応できないと、そういう思いをしております。

そういうことで、やっぱり技術者をいかにして確保するか、本当に真剣になって技術者の確保をよろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

それで1番はよろしいですね。

○5番（美山 保君）

はい。

○議長（琉 理人君）

次は2番に入ります。県営畑総事業伊仙東部地区道路整備と管理について大久保町長からお願いします。

○町長（大久保明君）

2番の県営畑総事業伊仙東部地区道路整備と管理については、現状、美山議員が質問にあるとおりであります。担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○耕地課長（穂 浩一君）

美山議員のご質問にお答えをいたします。

この東部地区につきましては、非常に東部地区の皆様にはご不便をかけている状況であります。また、維持管理をしていただいております東部のひまわり会の方々の活動には、本当に感謝を申し上げます。

当初、東部地区におきましては、畑かん事業の完了後に畑地帯農道網の事業を要望していた経緯があります。そのときは採択に至らずに、そのままになっておりましたが、継続的に事業のお願いはしているところでありますが、畑地帯農道網事業につきましては、その採択要件に野菜指定産地がされてないと申請ができないということで、伊仙町がその野菜指定産地がされておらず、要件的に不備なところがあるわけであります。

美山議員のおっしゃるとおり、東部地区全体とか伊仙町全体、大きなところでその農道の補修をできるのが、この畑地帯農道網ぐらいしかないのかなと思っておりますが、なかなかその採択要件に合致しないものですから、現在のところは、年次的に県単事業か町単で少しずつ舗装を進めていくしかないのかなと今思っているところであります。

あわせて、奄美群島農業農村整備事業推進協議会というものが郡内で組織されておまして、こ

の協議会の中でも各市町村から同じようなこういう要望が上がっております。県と国に年2回ぐらい予算的な要望もするとき、この畑総事業が完了した地区の農道の舗装やら水路の新設やら改修、そういうような補助事業を何とか創設していただけないかということで、今、要望をしているところでございます。

**○5番（美山 保君）**

今、耕地課長から県単事業は取り組めるのではないかなと、そういう話でございますけども、県単事業であれば、やっぱり事業量も少なく、今度は逆に町の負担、恐らく2分の1負担であると思います。そうなった場合には町の持ち出しができない。それでなかなか事業が進んでいかない。そうであれば、やっぱり県営畑網事業、そしてまた団体営土地総事業、それに対応して、やっぱり補助率のいい事業をとっていかなければ、恐らく町も厳しいだろうと、このように思います。

そういうことで、耕地課のほうで本当に精一杯頑張ってください、この事業を取る、そして県のほうにどしどし足を運んで必要性を訴えて、そして取るようにしていただきたい。そうしなければ、その地区においては、やっぱり人家があり、いろいろしております。その人家のほうからも、いろいろ要望があります。道路をしてほしいと、そうしなければ自分たちも非常に困るというお話を聞いたりしております。

そういうことで、住民が安心して農業政策、働ける場をつくっていただきたいと。そして舗装、道路舗装をきちっと対応するようにしていただきたいと、このように思います。

**○耕地課長（穂 浩一君）**

美山議員のご要望どおり、引き続き鹿児島県のほうにも補助率の高い有利的な、そういうような事業の相談を継続しながら、あわせて事業費とか事業補助率はちょっと低いですけど、そういうような県単事業とか町の補修財源とかを使いながら、少しずつ進めていきたいと思っております。

**○5番（美山 保君）**

耕地課長が頑張ってくれるということでございますので、本当に県に言って本当に必要だということを強く訴えることが大切だと思います。そういうことに頑張ってくださいと思います。

2番目を終わります。

**○議長（琉 理人君）**

それでは、2番を終わります。3番目の面縄中学校における校舎と体育館の廊下の整備について。

**○教育長（直章一郎君）**

美山議員の質問にお答えします。

教育委員会といたしましても、このことに関しまして必要性は十分に認識いたしております。美山議員のおっしゃるとおり、多額の費用がかかります。財政的な面に関しましては、教育委員会総務課課長に答弁させます。

**○教委総務課長（仲島正敏君）**

美山議員の質問にお答えいたします。

未来の伊仙町を支える子供たちの教育環境の整備は重要であります。ただし、財源が伴うというのも、また事実でございます。ですので、町の財務担当と協議の上、年次的に計画をしまいたいと考えております。

**○5番（美山 保君）**

渡り廊下の件について、2回目の質問をいたします。PTAや地域の方からも大きな声があり、早急な渡り廊下の建設は、面縄校区民の要望でもあり、建設をしていただきたいと。そして、生徒の皆さんが雨に濡れて風邪を引かないためにも、やっぱり渡り廊下を建設して、そして健康面にも気を配りながら、教育委員会においても対応していただきたいと。やっぱり事業費もそんなにかかるものでない。そういうことで、できる範囲内でまたぜひ協力していただきたいと、そのように思います。

**○教委総務課長（仲島正敏君）**

ただいま美山議員から、そこまでお金がかからないということだったんですけども、町内の他の小中学校を参考にいたしますと、大体坪単価で7万3,000円ぐらいということでございまして、100mとしたら、550万円から560万円ぐらいかかるのかなということでございますし、また何も校庭を横断しないといけないということになりますので、体育館の改修工事とかも含めまして総合的に考えないといけないのかなという考えも片方ではございます。どちらのほうがいいのか、やはりいろいろと意見を聞きながら計画をしまいたいと考えております。

**○5番（美山 保君）**

体育館の改築を考えた場合には、本当に今耐震強度もかなりいいんだということで資料請求の中にはありました。そういうことで、体育館を改築するのであれば、最低四、五年以上はかかるだろうと。そうした場合には、渡り廊下をその間ずっと雨に濡れて体育館に渡らなければいけないと。そういうことでは困る。ですから、早急に渡り廊下を設置していただきたいと。

今現在、その路面は、通路はコンクリ、下打ってあるので、屋根のほうだけです。恐らく少しは工事費が減る、そんなにかからないものだと思っております。

ですから、早急にその体育館の建築をする前に、対応をして、その後に体育館の建築をするように対応できないのかどうか伺います。

**○総務課長（樺山 誠君）**

今、財政関係で教育委員会からいろいろ振られておりますので、お答えしたいと思います。

まず、やり方でございますけども、現在、下のコンクリのほうは打ってあるというような状況の中で、やはり工事として発注していくという方法以外にも、事業費を抑えるために材料費でPTAの方たちの中にはいろんな技術を持っている方もいらっしゃると思っておりますし、その辺も含めて、どれぐらいの材料費がかかるか、その辺もちゃんと見積もりをとって、その後にPTAの方々が協力できるのか、その辺も含めて、まずはしっかり金額的な検討をしていきたいと。

その中で、もちろん事業の優先順位というのが、各学校が11校あるわけですから、その中で全体の優先順位というのも考えていかなきゃいけないというように思います。その辺も含めて教育委員会としっかり協議をしながら前向きに検討してまいりたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。すぐできる、できないという返事は、今日は控えさせていただきたいと思います。

○5番（美山 保君）

実際に、本当に今、総務課長のお話があったとおり、本当に学校のPTAも協力はもちろんしなければいけないと、そのような思いをしております。町の厳しい財政をいかにして活用するか、そういうことについては、やっぱり学校のほうとしてもPTAとしてもやっぱり対応しながら、予算をぜひお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで美山 保君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会をいたします。

明日3月10日10時から一般質問を行います。

なお、本日、この後、地方創生特別委員会を開きますので各委員の方は委員会室に参集をお願いいたします。お疲れさまです。

散 会 午後 2時05分

# 平成28年第 1 回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成28年 3 月10日



平成28年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月10日（木曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（牧 徳久議員、福留達也議員、岡林剛也議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	上木義一君
建設課長補佐	久保等君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時05分

○副議長（永岡良一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。昨日、議長が諸事情により、本日の議事日程のみ欠席される旨の報告がありましたので、地方自治法第166条第1項の規定に基づき、本日の議事日程は副議長が議長の職務を行うことになりましたので、ご報告申し上げます。

△ 日程第1 一般質問

○副議長（永岡良一君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。

平成28年第1回伊仙町議会定例会において、ただいま一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い、順次質問をいたします。答弁者の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

我々議員も先般の2月3日で任期4年間の折り返し点が経過いたしました。これまで町民の切実なる要望やニーズに応えるべく鋭意努力をしてきたところではありますが、これからも町民の負託に答えるため、議会が一丸となって執行部と車の両輪となり、切磋琢磨しながら誇れる伊仙町づくりと、もろもろの課題解決に向け取り組んでまいりますので、相変わらぬ叱咤激励、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、通告してある質問に入ります。まず、1番目に町財政についてお伺い申し上げます。

①施政方針に「年々増え続ける公債費で、大変厳しい財政状況であります、」と述べられているが、起債償還を勘案した上での財政計画は適正に執行されているのかお伺いします。

続いて、財政についての2番目に、平成28年度予算の財源内訳を見ますと、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が86%、町税や各種分担金、使用料などの自主財源が14%と極端に少ない状況となっておりますが、この非常に乏しい自主財源を確保するために、どのような努力をしているのかお伺いします。

次に、大きな2番目の農業政策について。

1番目に、農地農業用水利施設の維持管理及び環境保全のための組織支援の目的で、国・県から多面的機能支払交付金という交付金が、町内7組織に支払われておりますが、広大な農地を有する西部地区の第二三崎地区、上晴地区、河地・小島地区などは指定されていないのはなぜなのか。また、早急に指定する考えはあるのかお伺いします。

2番目に、亜熱帯果樹のパパイヤ栽培が一昨年あたりから奨励され、栽培農家もふえつつあり、また本年度の「JAあまみ」における取引価格もキロ当たり140円、150円程度で取引され、良好

に推移をしているところであります。これを受けまして、今年度から来年度にかけて島内で約40の農家が希望していると新聞報道がありました。

しかし、パパイヤ栽培では一番ネックになるのが防風対策であり、これを克服すればすばらしい換金作物だと思われませんが、平張りハウスなど防風ネットの補助率アップと、町の支援は考えられないのかお伺いします。

次に、農業政策の3番目、伊仙町における農業の形態は基幹作物のサトウキビ、畜産、春一番ブランドであるバレイショ栽培が主となっております。また、近年では、子牛価格の上昇に加え、バレイショ価格も2年連続で高値が続いている。さらなるバレイショ農家拡大支援のため、零細農家でも対応できる小型トラクターなどの補助事業導入は考えられないのかお伺いします。

次に、3番目の企業誘致について。伊仙町糸木名地区に整備されている貸工場も完成し、誘致企業、株式会社日本マルコも本年4月に稼働するというので、非常に期待しているところであります。また、施政方針にも、今後とも伊仙町の魅力をアピールして、企業誘致していきますと述べられておりますが、どのように考えているのか。また2月下旬に、本町議会にバレイショを中心とした6次産業に関する加工施設を設置したいという意思を示している企業が来町いたしました。この件についてもどのように考えているのかお伺いします。

以上の点について質問いたしますが、2回目以降については自席のほうで対応させていただきますので、よろしくお願ひします。

#### ○町長（大久保明君）

おはようございます。牧 徳久議員の質問にお答えいたします。

公債が今後どんどんふえていくということでありまして、詳細については総務課長のほうから答弁をしていただきますけれども、徳之島ダムの一括償還が、だんだんダムの完成が延びたために、平成29年、30年度で分けて償還するか、30年度で一括償還するかなど、まだ最終的には決定していませんけれども、30年に6億前後の一括償還をやるということになっております。

この状況を徳之島3町は、以前から財政計画の中で盛り込んでありましたので、これを何とか乗り越えていけば、次回からの公債費率はどんどん下がっていくというふうに、今考えております。また、今後のいろんな、この前、県とも交渉した中でいろんな老朽化施設の老朽化した体育館、学校などの建てかえ、また庁舎の建てかえ等が大きな課題として残っております。

今回、いろんな住宅政策に関して民間活力を活用したPFI事業で、住宅をリース事業で運営していくということでもあります。県内においても庁舎の建てかえすらPFIでやるというふうな自治体も出てまいりますので、そのことを民間活力をいかに有効に、新しい校舎の建てかえ、また体育館の補修などができるように、今後、鋭意努力をしてみたいと思っております。

一応、公債の問題が一番でございますので、自主財源の確保等それからいろんな財政問題においては、きのうも一般質問にあったようなふるさと納税を、新しく規制緩和の中でいかに効率よく増収していくかということ、また農家がこの4年間は非常に厳しい状況の中で、平成27年度、28年度

は明るい見通しも出てまいりましたので、徴収率のアップは図っていきけるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（樺山 誠君）**

牧議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、公債費の問題ですけれども、今、公債費の現状についてお知らせをしたいと思います。平成26年度末の決算で8億7,100万円を26年度で公債費として計上してございます。あと、平成31年度の予定が10億1,900万円、この平成31年度の公債費がピークになります。その後、平成32年から年々減少傾向に転じる予定で、今31年度が一番ピークというふうに、我々の計画の中で見ていたところでございます。

あと地方債の残高に関しましては、平成26年度末の決算の状況では82億1,829万1,000円が地方債の残高です。これら平成31年度には68億1,054万4,000円になる予定でいます。なお、地方債の残高に関しましては、平成26年度から残高は年々減少傾向にある状況でございます。

我々、財政健全化のために、まず平成28年度から平成37年度までの10年間を中長期財政収支の試算を行いまして、ただいま財政の健全化に努めているところでございます。なお、徳之島ダムの一括償還に当たっては、この中長期財政収支の試算の中では平成30年度に一括償還という形で計画を立てているところでございます。

以上です。

**○3番（牧 徳久君）**

町のほうでも平成30年度の徳之島ダムの償還に向けて、6億の返済をしなければならないわけですが、一所懸命努力をしているというところでありますが、この中長期の財政計画を策定しているということですが、これは議員にもいつ頃説明できるのかお伺いしたいと思います。

**○総務課長（樺山 誠君）**

議会のほうにも説明をしなければいけないということで、今議会、第1回定例会の中で、全協の中で説明するように議会のほうには、今お願いをしているところでございます。

**○3番（牧 徳久君）**

起債償還が31年度にピークで10億円ぐらいですね。それ以降は減少するということですが、26年度が8億程度、これが後2年間、約また2億ぐらいずっとふえていくという感じになっているのですが、これからもいろいろな箱物の建設とか、こういった計画はしているんですか、これがふえるということはあるですか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

中長期財政収支計画の中では、我々が町で定めている第5次の振興計画、あるいは過疎辺地の計画の中の計画を入れた形で、今この中長期の財政計画の中には、財政の収支計画の中には盛り込んでいるような状況です。

○3番（牧 徳久君）

31年に財政が非常にピークになるわけですが、これまでは何とか我慢して町の財政を維持していかないといけないわけですが、起債比率は例えば試算で31年ごろはどうなりますか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、平成31年の計画では、実質公債比率は15.4%になる予定です。

○3番（牧 徳久君）

そのピークの時点においても18%以下ということは、起債比率に対しては健全財政ということになります。やっぱりこの償還が多額になるということでもありますので、今後も節約していかなければ2年間どんどんふえ続けるということですが、紙1枚でも節約していかなければ、より厳しくなるのではないかと思いますので、今後、職員各課において節約しなければならない点は節約しないと、これは大変な状況に陥ると思いますので、今後、紙1枚でも節約という方向でしたらいいのではないかと考えております。

次に、中長期財政計画は議員に示すということですが、そのときにまた聞いてみたいと思います。

2番目の、自主財源の確保については、いろいろ町も分担金とか、各種税の滞納も非常に多いと思います。この滞納についてはどうなっているのか、また、今年から延滞金を課しているような気がしましたが、これについても説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

この自主財源の確保という意味で、まずは我々どのように考えているかということをおまかに述べますと、我々これまで企業誘致だとか住宅施策を年次的にやってきているのですが、こういうことを実施することによっての人口増対策になると思っています。その中で自主財源の確保ということを考えております。

なお、現在の自主財源の確保については、まず、徴収率の向上が急務であろうというふうな考え方の中で、現在、徴収体制の見直しだとか、あるいは法的な手続きなど行いながら自主財源の確保に取り組んでいるところでございます。個々の徴収対策に関しましては、担当各課で述べさせていただきます。

○税務課長（當 吉郎君）

牧議員の徴収確保のための自主財源確保のための税務課で取り組んでいることに関しまして、補足説明をいたします。

まず、平成27年度より徴収対策の一環として、地方税法に基づき差し押さえをする目的で、主に高額滞納者につきまして預貯金の調査や生命保険調査などを行い、また悪質な滞納者は家宅捜索を行っております。そして、また換価できる物件等がありましたら差し押さえをして、今年初めてなんです。3町合同で公売会を開催したところでございます。

しかしながら、預貯金調査等や生命保険調査等をする中で、なかなか滞納者に関しては差し押さ

えできる物件が少ないという現状にあります。また、差し押さえをした物件を公売会にかけても、高額で換価できる物件等であれば、ある程度滞納の整理ができるのですが、あくまでも町民の皆様には、こういった厳しい対策を講じているということが周知されることによって、また納税意識が高まるものだと考えております。

また、島内の業者に務めている方で滞納がある方々で、こちらのほうから督促や催告を行っても反応がない皆さんにおきましては、もちろん臨時的だと思うのですが、社会保険ではないわけですから、その事業所に相談しまして、実際、給与の差し押さえ等も行っております。こちらのほうは12月あたりから始めまして、2月現在で約100万円ほどの滞納が整理することができております。引き続き、3月の給料、4月の給料と滞納が整理できるまで、そういった皆さんに関しましては差し押さえをして、滞納の整理に努めております。

あと、この間の職員全体朝礼の皆さんの場でも、税務課で行っているそういった家宅捜策であり、財産調査であり、公売会なり、また給与の差し押さえ等厳しい対策を講じているということを職員の皆さんにも報告し、また町民の皆さんにもその旨伝えていただきたいと、こういった取り組みをすることによって、今後また町民の納税意識の高揚が図られるものだと感じております。この間、徴収対策会議を開催しましたが、昨年度と比べて各分野において3%程度徴収率は向上している現状にあります。

今ありましたように、滞納額につきましては、今、手元にございませんで、その滞納額に関しまして、常に流動しておりますので、またどこかで示せる機会があればお示ししたいと思います。

以上です。

#### ○耕地課長（穂 浩一君）

耕地課の分担金についてご説明を申し上げます。

分担金につきましては、受益者が農家で高齢者が多いことから、この農繁期を中心に1月から4月ぐらいまでの間に、夜間徴収など行い、またこういうような雨天時は在宅の可能性がありますので徴収をしているところでもあります。そういうふうに夜間徴収等を強化しながら、今後とも徴収率向上に向けて頑張っていきたいと思っています。

#### ○水道課長（喜 昭也君）

水道課といたしましては、これ以上滞納額をふやさないために、現在、現年度を中心に頑張っておるわけですが、毎月の納付書の発送及び毎月の防災無線による納付のお願いやら、また給水停止等などを実施しながら頑張っておるところでございます。ちなみに前年度より今年は大分徴収率が上がっている状態でございます。

以上です。

#### ○3番（牧 徳久君）

各課においてお話を聞きますと、より努力をしているというところですが、土地改良のほうについては、今年当たり分担金はバレイシヨの価格もすごくいい値段をしております、また、キビの

ほうも糖度も上がり反収もいいということを聞いておりますが、滞納整理については、ちょうどいい年ではないかと思っておりますので、農家を回られたらいいんじゃないかと思っておりますので、頑張ってください。

次に、2番目に移りたいと思っております。

#### ○町長（大久保明君）

牧 徳久議員の農業政策について説明をいたします。

この多面的機能支払交付金に関しましては、伊仙町の土地改良事業が遅れた分だけ、組織設立が他の自治体より大変遅れた状況です。交付金のいろんな事務的な仕事は、本来、各地区役員でやるようになってはいますが、これがなかなかうまくいかないという形で、今、町のほうで臨時職員を採用し対応しています。耕地課長が答弁しますけれども、町を一つの団体としてやっていくことのほうが合理的ではないかというふうな意見が、今出てきているようであります。

この事業は、名前がどんどん変わってまいりましたけれども、農家にとってはまさに集落を維持管理するための大変重要な事業でありますので、今後とも継続できるように要望してまいりたいと思っております。

#### ○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

この質問に関しましては、昨年度もご質問いただきましたので、昨年度から鹿児島県のほうに要望はしてございます。東部と西部と合わせて、大体今のところ470町歩ほど、これからの推進対象一覧表には載せてございます。

西部につきましては、上晴地区、河地・小島地区の今年度換地処分がほぼ決まって、上晴地区についても今月中に権利者会議をして、登記がほぼ確定するところまで来ました。この登記確定というか面積確定がされましたので、あわせて28年から地元の説明を行いながら、地元から役員を選出していただいたりして、29年度の予算に載せていただくよう要望していくという計画でございます。

28年度につきましては、交付金自体が国の予算が横ばいということになりまして、今の組織でいっぱいということですが、29年度につきましては、今ご説明したとおり各組織の面積をまず確定をして、地元の役員体制等を進めてもらうようにして、28年度中申請を考えております。

#### ○3番（牧 徳久君）

この多面的支払交付金という組織においては、今年度も1,632万4,000円という多額な金が交付されるわけですが、これによってある地区あたりを見ますと、沈砂池の土砂上げとかいろいろ貢献しているわけでありまして、これが、沈砂池の土砂を除去することによって、海洋汚染の防止とか、それから世界遺産に向けた取り組みにもつながっていくわけですので、ぜひとも指定されていない地区、ここも含めて伊仙町一体とすればいいことではないのですが、地区漏れというのはえこひいき、差があるわけですので、これはあってはならないことでもありますので、ぜひ西部地区、小島・河地、上晴あたりにも町の光があてられるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

これで、終わりますが、29年度にはこれが実現できましたという報告を待っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

**○耕地課長（穂 浩一君）**

牧議員のおっしゃるとおり、説明会等を進めていきますが、小島・河地地区等の説明をしながら、役員とかそういう組織体制をつくっていく上では、また、牧議員の強力なご支援をよろしく願いします。

**○副議長（永岡良一君）**

それでは、農業政策の②について。

**○町長（大久保明君）**

パパイヤに関しましては、非常に将来性があるということで、また新しい品種改良で、このネットの中でもハウスの中でもできるような形のパパイヤが、今注目されております。

そういった中で、去年の台風において露地のほうが壊滅的な状況になり、改めてハウス、平張りハウスなどの必要性が今叫ばれております。このパパイヤに関して、現在のところいろんな事業に対しまして、経済課長のほうから答弁をしていただきますけれども、もうかる農業、それをこの組合組織などをつくって、どのような形でいろんな要望をしていくかなどの、組織づくりが重要じゃないかと思えます。

これは、大手の会社が推進している状況です。パパイヤのパパインという酵素がいろんなたんぱく分解能力があるわけですが、それを今後の高齢者の食や肉などの需要のふえてくる中で、非常に重要な意味があると思えますので、町としても、この会社、今度また、そのパパイヤの食材を宣伝していくということで、また来るように、今要望は来ているところでありますので、この台風対策をいかにしていくかということは、単にパパイヤだけでなく、いろんなキビの防風対策、バレイショの防風対策など伊仙町農業の停滞、そして農家の意欲向上がどのようにしたらモチベーションを上げていくことなどできるなど、そのためのいろんな事業に関しましては、積極的に取り組んでいかなければなりません。

今回、地方創生の加速化交付金、これは100%と補助事業で農業研修センターをつくっていくと、この私たちが地方創生をなぜ全面的にやっていく必要があるかということは、単に移住するだけでなく、モデル地区としていろんな農業政策など国政政策を伊仙町からやっていけるわけです。

それは、補助率がほぼ100%に近い実験的な事業をこの町からやっていけるということでありますので、そういった目標のための離島版CCRCということを明確に打ち出しているわけでありますので、自主財源が厳しい中、いかに農業環境をよくしていくかということも、地方創生の中で強力に取り組んでまいりたいと思っております。

**○経済課長（上木義一君）**

牧議員の質問にお答えします。

徳之島でのパパイヤ生産は平成26年度にダイエー側からパパイヤを原料にした商品開発の提案を

受けまして、県とJA経済連が産地化計画に着手したわけでございますけど、初年度の去年は台風、風害によるまた壊滅的な被害、また潮風害等で減少はしたわけですけど、その中で被災を受けなかったところとしては防風ネットを設置しているところは、防風ネットで被災は減少に抑えられたということで、町としても防風ネット対策は非常に、これは各種農産物に対しては防風ネットを推進しているわけでございますけど、この中で、平張りハウスにおいてはパパイヤが採択要件には栽培は入っていないということで、今、平張りハウスの中でもパパイヤの採択でできるように、今要望をしているわけでございますけど。パパイヤの防風ネットとしては、果樹対策支援事業において、今推進をしているわけでございます。

やっと、牧議員の質問の中に補助率アップと町の支援は考えられないかということですけど、現在、パパイヤ栽培時の防風対策については、先ほども説明したように、鹿児島県の青果物生産出荷安定基金協会の実施している果樹経営支援対策事業を活用し、防風ネットの整備、導入について2分の1補助で行っているわけでございますけど、現在、町としての補助率アップ等の支援は考えてはおりません。

本事業の周知につきましては、農談会とJAの果樹部会、先般の報道にもありましたパパイヤ部会の研修会やパパイヤの苗配布時に、年間を通して随時、推進の説明会等は行っております。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

このパパイヤについては、今現在、JAの果樹部会のほうで組織は進められているんじゃないかと思いますが、組織的にはこれはJAのほうで組織を固めて進めているわけですが。この前、ダイエーのイオングループが来町した折にも、今後もこれについては需要が高まりつつありますので、幾らでも出荷できれば高額な値段で買い取っていくということをおっしゃっていたことを聞いております。

ですけど、この出荷時期に合せまして台風が来ますと、バランスが取れなくなりますので、ぜひこの平張りハウスが採択要件に合わないというのも、これは政治的解決できる範囲内だと思いますので、なぜ熱帯果樹、例えばタンカンとかマンゴーはあっているわけですが、このパパイヤだけ指定されていないというのもおかしいわけですので、どしどしこれを陳情して、壁だけこのネットを張っても上から台風が来るわけですので、平張りハウスみたいに、上も全部囲んだほうが、パパイヤについてはいいわけですので、これもパパイヤの採択要件に合うように努力して、陳情していただきたいと思います。

町の補助は、財政的に考えられないということですが、これは町の財政面を考えますと、しょうもないことですが、今、先ほど町長がおっしゃいました地方創生、これについても伊仙町が進めるにはCCRCが主なわけですが、農業分野においてもいろいろ考えていると思いますが、今期の3月末までに農業分野に対する8,000万円ぐらいの内示が来るということを知っておりますが、こういったのには対応できないわけですか。お願いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

地方創生の予算枠として、経済課で先ほど町長からお話がありましたように、診療所跡地を改修して支援センター事務所をつくる計画で進めているわけですが、経済課サイドの予算枠としては4,000万円弱くらいで、今割り当てが来る予定で進めて、あと次、確定したら次の補正では対応できるのではないかと考えています。内容としては、ハウス等そういったのは順次計画は進めているわけですが、その枠としては今、支援センター事務所内の整備、改修それに充てるように進めています。

○3番（牧 徳久君）

ぜひこれから町の基幹作物は、サトウキビと畜産、園芸、バレイショが主ですが、5億円といった整備については、こういった高価な金のとれるような作物、まあ、これはパパイヤについては消毒もいらぬし手間がかからない、ただ、防風対策さえすれば高収入が入れるということで、有望品種なわけですよ。こういったのを推進していけば、将来的に農家も手間が省けるし、高換金作物になると思いますので、ぜひとも地方創生なりに乗せまして推進していただきたいと思います。

あと、これについては終わります。次に3番目でございます。

○副議長（永岡良一君）

農業政策の③について。

○町長（大久保明君）

今年のバレイショは豊作、また全国的な気象の影響で高額で推移していると思います。多少は雨が多いのですけれども、徳之島にとっては今年は肉用牛も高値で推移している中で、非常にいい状況にあると思います。

この小型トラクターの購入など、先ほどのハウス事業もそうですけれども、やっぱり開発基金の理事長とお話をいたしまして、伊仙町がこの開発基金の活用が非常に少ない状況です。和泊町と津名町他の自治体と比べて、圧倒的に少ない状況で、今、開発基金も信用組合も、いかに農家エリアも融資を積極的にやっていこうかということで、いろんなハードルもかなり低くなってきておりますので、近いうちに開発基金の理事長も伊仙町に説明に来たいということでしたので、農家のいろんな初期投資などで困っている方々に説明会に参加していただきたいと思います。非常に有利な状況に変わってきておりますので、これを活用するというのも町の補助事業が現在のところないわけです。

先ほどのパパイヤに関しましても、県の経済連が関与しているわけですから、事業が推進してうまく軌道に乗れば、もちろんそれは補助事業としてのハウスは要望していけば成立するわけでありますので、そういう初期投資をいかにやっていくかという、安心して、そして返済に関しましてもうまくいけるような成功している農家の方々を中心に、新しく参入したい若手の農業者が自信を持ってやっていけるような仕組みが、まだまだちょっと弱い状況でありますので、推進していきたい

と考えております。

以上です。

#### ○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

トラクターなどの補助事業導入は考えられないかということですが、以前は国庫事業、県単事業による小型トラクター導入による補助事業があったわけですが、今現在は実施されていないということで、これまでには交付金や町単独事業による補助事業が導入されていたわけですが、牧議員が先ほど質問からありますように、町の財政が厳しいということで、今後、財務担当などと協議をしながら、こういう補助事業等が導入された場合には推進はしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○3番（牧 徳久君）

このバレイショについても、平成七、八年ごろに町がトラクターの補助で堀取機等一式をやったことがあります。その後はバレイショについては何もやっていないと思いますが、こういった補助事業をどこかに検索すれば、いいのがあるかもしれないわけですので、随時、国とも、県を飛び越して国とも連携をしながら、こういった事業を探し、獲得していただきたいと思いますが。

まあ、農家においても今、大型化の時代でサトウキビでもハーベスタ、バレイショでもハーベスタが入りつつあるわけですが、零細農家においては、そのハーベスタじゃなくて、やっぱり小型の自分に合ったのがいいという方もいますので、ぜひそういったのを、その時期に出したトラクターはもう10年、20年たっているわけで、古くなって使えない状況になっておりますので、ぜひこれは補助事業を探して検討していただきたいと思います。

以上です。

#### ○副議長（永岡良一君）

3番の企業誘致についてお願いします。

#### ○町長（大久保明君）

詳細については企画課長のほうから説明をしていただきます。

そして、今、伊仙町議会が中心となって、バレイショのB品を中心とした加工施設の話が、予想以上に急ピッチで進んでいる状況に関しまして、伊仙町議会の取り組みに改めて感謝申し上げます。これこそ議会と執行部は車の両輪であるということを実践していただいております。

日本マルコ株式会社は3月29日に祝賀会を開催予定しております。この人員の問題等、きのうも答弁したと思いますけれども4月稼働予定が、まあ、皆様もご存じだと思いますけれども、三菱のMR Jがこの実験航空期間が短いということで、1年延ばすこととなります。ですから、MR Jの受注そのものも1年延びることになった中での7月稼働というふうに、今計画が立てられております。

また、この前も、このバレイショの加工施設を検討している方々が、その周辺の土地を視察した

りしまして、町が将来工業団地としてあの一帯を開発していくということが、現実的な可能性が出てまいったと思います。また、今後、クボタ農機等のいろんな会社の話も、今出てきている状況でありますので、その辺も含めてあの一帯が大きく発展していく可能性が見えてまいりましたので、それをいかに実現していくかということ、今後とも全力で取り組んでまいりたいと思います。

#### ○企画課長（池田俊博君）

牧議員の質問にお答えします。

施政方針にありますように、企業誘致をさらに促進していくためには、本町には既に日本マルコ株式会社さんが進出してきており、この企業経営がうまくいけば地理的条件の厳しい離島においても、会社経営ができるということが証明されます。

こういったことや、これから奄美・琉球自然遺産登録を目指していること、さらには長寿・子宝の島といった徳之島にしかない魅力をうまく活用して、これからも企業誘致のほうに取り組んでまいりたいと思います。また、新たに伊仙町議会の協力により進出希望企業が現れたことに感謝申し上げます。

徳之島においては、ジャガイモがサトウキビ、畜産に並ぶ農家経営の3本柱であります。このジャガイモを加工して製品化することができれば、農家にとっては所得の向上につながることは間違いありません。あわせて雇用も30名規模と聞いております。働く機会の場の増に大いに期待が持てます。

サトウキビや畜産飼料などとの耕作面積とのすみ分けや、百菜等既存施設との協働について、若干解決しなければならない点等もありますが、関係機関と知恵を絞り、さらに他に加工品として生産できる農作物等の開発も進め、より付加価値の高い製品ができればいいと思っております。

この企業の誘致により、農家所得の飛躍的な向上が期待されることから、担当課といたしましては伊仙町企業誘致条例や伊仙町過疎地域産業開発条例などを活用して、企業誘致に全力に取り組んでいきたいと思っております。

#### ○3番（牧 徳久君）

今、町長がおっしゃいました、私どもは日本マルコにおいては4月稼働とばかりしか思っていなかったわけですが、それがずれ込んで7月稼働ということ、今、初めて聞いたのですが、それはどういうことですか。

#### ○企画課長（池田俊博君）

その稼働というのがどういうのに入ってくるかということですが、4月1日から工場は動くということで、昨日も答弁したとおり4月1日から工場への設備等の購入、搬入を行うということでございます。そして、それが済み次第、製品の製造に入っていくということでございます。

#### ○3番（牧 徳久君）

そうすれば、借地についてもこの企業側に貸すわけですので、4月1日から工場使用料も発生するわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

使用の契約が4月1日からということですので、4月から使用料は発生するものと思います。

○3番（牧 徳久君）

それと、今、進んでおります6次産業に関する加工施設、この前、議会を通じて来町されたわけですが、本当にこの会社については6次産業化で実現できれば、例えばJAの選果場で選別されたそうか病芋が1日当たり何トンと出ている、廃棄しているということですが、こういうのも再利用できるということで、非常にすばらしい企業が徳之島に目をつけているんだなあと思いましたが、こういったのを本当に努力して誘致していただければ、本当にすばらしい農家も最高のことになっていきますので、施政方針でもこの糸木名をものづくりの集落と位置づけといいます。今おっしゃったクボタ農機とか、今の議会を通じてパレイショの6次産業化の加工施設の会社とか、いろいろ希望をしているわけですが、糸木名の造成地に2社も3社も入らないと思いますが、もし糸木名をそういった集落と位置づけるのであれば、この周辺に誘致するということですか。

○企画課長（池田俊博君）

本来でしたら、あの一角を全てまた伊仙町のほうで買い上げて、工業団地という形をしていきかけたところでありましたが、なかなかそういう面では計画はできていなかった状態ではありますが、今回、28年度で造成工事を行うところにおきましては、工場としては1社程度が規模的にはできるものだと思います。

また、牧議員がおっしゃったとおり糸木名の西部地区のほうを工業団地化するというので、今、伊仙町は進めているところであり、先ほど町長がお答えしたとおり、クボタ農機が来た場合においては、伊仙町としてはその周辺の土地をあっせんするとか、地域の企業さんとかまたお話をしながら、企業の誘致を進めていくように取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

あの地区には、今年整備するところには1社しか入れないということですが、他にも土地があるわけですので、糸木名地区土地改良事業計画に関連する場所も出てくると思いますが、事前にそういうところを外して工業化するのであれば、そういうところは土地改良事業から外しておけば可能だと思いますので、あの地区が一番、空港も近いし、港も近いし、3町の中での中心地と言える場所です。本当に東部・中部地区の皆さんには失礼かも知れませんが、地形上そうなっているわけですから、あの地区に重点的に設置していただきたいと考えております。以上です。

再度、あの地区をどう考えているのか、町長にお伺いしてみたいと思います。

○町長（大久保明君）

以前、競り市場の統合のときに話が出たのは、亀津と空港を結ぶあのラインが、要するに大原～三京ラインが徳之島の中心になるだろうという話がありました。競り市場をつくった、それから消防署を新しくつくるときもそのエリアだろうというふうな意見は、徳之島町、天城町のほうから出ていましたけれども、徳之島の地形的な中心は糸木名、河地地区になると思っており今後、島全体

のいろいろな発展とか、3町で広域的に施設を新しくまとめていくということは、国・県も強く言っていますけれども、これは3町のいろんな思惑があるわけです。

結局、広域化を進めていくということは、徳之島の合併に向かっていくというふうな考え方を持っている方々もいるわけですから、それはだめだというふうにも考えていますけれども、しかし、時代の変化、そして自然遺産になったときの島全体の観光ルートなどを考えていった場合に、これはあの地区が島全体の中で一番有利な地域であることは間違いないと思っておりますので、そういった長期的な、そして広域的な考え方の中でいけば、非常にあの地域の将来性というものは、「地の利」というのはあるのではないかと考えております。

これから厳しい人口減少社会になっていくということ、意外とみんながあまり考えていないんじゃないかと思えますけれども、次の世代、次の、次の世代のことを考えてみたら、今から本当に大きな徳之島全体の絵を書いていくということをしていかないといけないのではないかと考えていますので、多くの人たちが島に帰ってきて働ける場所を、工業団地として中心的にやっていくということは、決して不可能でもなんでもなくて、いろんな営業活動を続けていけば、小さな6次産業化の話をし少ししますと、いよいよかんかんファームの周辺も、今回、岡山フードサービスの社長も東京までシンポジウムに参加していましたけれども、ますますそういう「長命草」を自分のレストランで販売していくという気持ちも強くなってきていると言っていますので、そういったことなど多方面の取り組み等、情報をキャッチしながら、議会の方々も今回は成功するであろうこのバレイショの加工品も、これはバレイショに限らずあらゆる食材が、そういう会社がやっていくという信頼関係が築いていけば、どんどん、どんどん農家の所得向上のためのあらゆる品目をつくっていくことは可能じゃないかと思えます。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひこれから先、伊仙町が発展するには農業はしかりですけど、1次産業の農業振興をもとに、企業誘致についても力を入れていただき、空港にも一番近い、港にも近い西部地区を中心に考えていただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

### ○副議長（永岡良一君）

これで牧 徳久君の一般質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時26分

### ○副議長（永岡良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福留達也君の一般質問を許します。

## ○7番（福留達也君）

皆さん、おはようございます。7番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、平成28年第1回定例会において通告書に従い、一般質問をしたいと思います。

まず、通告してありました1点目の地方創生の取り組みについて伺います。

これまで集落座談会や数多くの団体との意見交換会を通じ、策定した総合戦略や人口ビジョンを昨年12月に提出し、いよいよ計画の実施段階となりました。地方創生推進室を中心に、さまざまな計画や離島版C C R C構想を発信しておりますが、これらの発信に対する島内外からの反響や問い合わせの状況を伺いたいと思います。

2点目に、先月2月27日、東京永田町において「生涯活躍のまち伊仙町」ということで開催されましたシンポジウムにおいて、各界の著名人や有識者による数多くの提言がなされておりました。今後、参考に取り組んでいこうと思うような見解というのか、意見があったのか伺いたいと思います。

3点目に、東京でのシンポジウムや懇親会を通じ、改めて我々の地域には伝統文化、環境あるいはいろいろな人、こういった財産や資源が数多く残されていると感じました。こういった資源や財産をうまくつなげていくことができれば、小さくても持続可能な地域経済が生まれていくものだと確信しました。

地方創生の取り組みを一過性のものにせず確実に成功させ、地域が永続的に反映していくためには何が必要なのか、改めて町長の見解を伺いたいと思います。

4点目に、昨年末に決定した約5,000万円もの上乗せ交付金によるアンケート調査等のような結果であったのか、そしてその結果をどのように事業化していくのか。さらにまた、今後も新たな事業申請があるのか、伺いたいと思います。

次に、大きな2点目として特産品加工工場の稼働状況及び今後の見通しについて伺いたいと思います。

特産品加工工場における現在の稼働状況について、事業当初の目的を鑑みてみますと、果たして費用対効果が得られているとは思えない状況だと思います。

計画当初には、加工工場施設に波及効果をもたらす意味で、新たな施設建設を企業側によって計画されていたと思いますが、この件についても不透明なままであります。この加工工場建設に当たって、改めて町としてどのような位置づけをなされているのか。また、企業からの説明等をどのように把握されているのかを伺い、1回目の質問を終わります。

## ○町長（大久保明君）

福留議員の質問にお答えいたします。

先般、「生涯活躍のまちシンポジウム in 東京」に、副議長とともに参加していただきました。大変な反響だったと思います。石破大臣みずからが参加していただきました。増田寛也先生も3日前に連絡したら来るということで、来ていただきましたし、河村建夫先生は伊仙町での自民党のシ

ンポジウムの件を、全国津々浦まで発信していただいております。そのように反響は大変大きいと思います。それを今後、どのような形でさらにいろんな問い合わせにしっかりと応えていけるような体制づくりを今進行中でございます。

1 番の答弁は以上でございますけれども、また、担当課長のほうから答弁させていただきます。

#### ○企画課長（池田俊博君）

福留達也議員の質問にお答えします。

反響という件に関しては「伊仙町は頑張っているね。CCRCってすごい計画をしているね」という反響は郷友会やマスコミ、他市町村のほうからは聞いています。しかし、実際に私どもの担当課のほうには直接問い合わせは、移住関係の数件等が来ている段階であります。この件に関しても住宅関係、家賃等、それとあとネット環境の整備等についての内容が主なものであります。それとは別に、また企業誘致関係で企業の採用関係というのは割と多く来ている段階でございます。

最近では伊仙町について調べたいことがあると、インターネットで検索すればすぐに情報が手に入る時代であります。伊仙町に入る最初の入り口が町の公式ホームページということになり、このホームページをいかに魅力的にするか、都会の方を引きつけるキーワードでうまく活用できないかということでもあります。今後ともスピーディーで適切な情報発信体制の構築、移住関係者伊仙町に興味のある方への実務的な紹介ができるような体制づくりが必要と考えております。

また、平成28年度から始まります新型交付金事業で徳之島3町広域連携事業として、日本版DMO、観光地経営指導法人を徳之島にも導入しようと考えております。3町の担当課のほうでは話し合いを行っております。

この中で、観光、情報発信、受け入れ態勢等の一元化を実現すれば、生涯活躍のまち伊仙町、または徳之島が広く国のほう県のほうにも、また知られるものと思われれます。このような取り組みを行いながら情報発信頑張っていきたいと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

はい、ありがとうございます。もう少しいろんな問い合わせがあつて、対応しているのかなと思ったのですが、まだ数件だということでもあります。

ここ数カ月いろんなイベントがあり情報発信、今度のシンポジウム、そういったことがあれば、今後どんどんそういった問い合わせがふえてくると思いますけれども、例えば先月の議会でも聞いたのですが、きめ細やかな対応というのか、例えば月10万円ぐらいで暮らしていきたいと、島に身寄りも何もないのだけれども、40代、50代で来て、島に行つて暮らしてみたいと、そういった人に対応する細やかな説明資料というのか、そういったのを持ちながらやっているのでしょうか。

#### ○企画課長（池田俊博君）

これは企業誘致の関係にしてもそうですけれども、実際に建物が建つて目で見える段階になると、やっぱり人というものは興味を持って反響が出てきます。今、CCRCに関しては、発信はしているのですがなかなかそれが目に見えないということで、そこに注目が行かないところが主

なところであると思っております。

そこで、先ほど申しあげましたように、きめ細やかな情報の発信の仕方等々を今回の加速化交付金の中においても情報発信のあり方の仕方等を検討していくような方向性を持って、また考えていきたいと思っております。

また、さらには先ほど申しあげたとおり、徳之島の観光連盟を核とした離島版のDMOの関係等を構築しながら、きめ細やかな情報発信ができるよう、また頑張っていきたいと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

そうですね。きめ細やかな情報発信もそうですけれども、ここにいろいろ問い合わせをして来る人は、具体的には性別や年齢、目的、あと移住期間とか今まで就いていた職業、そういったことによって千差万別というぐらいろいろなパターンがあると思います。そういったのにきちんきちんと対応できる、そういったのをつくって対応していただきたいと思います。

最近、1週間とか1カ月単位で島キャン生というのが来ているのですけれども、彼らは、無料で働いたり、アルバイト代をもらいながら働いているのですけれども、これ帰った後はどういったことを期待されて来ているのですか。

#### ○企画課長（池田俊博君）

伊仙町の中においても、企画課の中で観光事業関係とか景観関係の分野のほうを少し手伝ってもらいたくて島キャン生を募集いたしました。来ていただいて3週間ほど滞在して島の魅力と空き家バンク関係で空き家調査等とか、あとエコツーリズム関係のほう、そういうところを見てもらいまして、この方がこれから大学に帰りまして、またその島キャン生を推進しているNPO関係の方等がいらっしゃいまして、その場の中で発表の場があります。そういうところで伊仙町で彼らが学んだこと等を発表していただいて、伊仙町の魅力をこれから先、島キャンに参加しようとしている方々に発信できるようなそういうような発信の仕方をこれからしていただきたいと思っています。

#### ○7番（福留達也君）

そうですね。町としてももちろんいろんな情報発信しながらこんな町ですよという宣伝というのか、紹介していかなきゃいけないことはもちろんであります。

こういったいろんな物品の販売だろうが、こういった町の案内だろうが、このまちはこんなところですよというのは、町があれをするだけじゃなくて、こういった人伝えの効果というのは物すごくあると思うんですね。こういった人を大事にして有効に情報発信してもらって、すばらしいまちだったと口伝えで宣伝していつてもらえる、そういった体制をどんどんとっていただきたいと思っています。

じゃ、2番目をお願いします。

#### ○副議長（永岡良一君）

②についてをお願いします。

#### ○町長（大久保明君）

きのう初めてMBCで5分ほど編集したのを見ましたけれども、あの中でもかなりのいろんな提案がなされておりました。きのう配付した資料を地元新聞2誌と、それから南日本新聞のほうにも各パネラーの言葉がちりばめられております。

もうこの記者によって、もう着眼点が全然違ったりして、いろんな意見が出ておりますので、多くの提言が伊仙町の将来に対するアドバイスになるような、示唆に富むような提言がございました。これ南西活性化センターのほうでも今、この編集しておりますし、徳之島ビジョンのほうも報道をとっていますので、それをもう一回全員で確認しながら、先生方のこの客観的な立場でのいろんな意見を、十分今後の政策の中に取り組みんでいくだけの価値ある提言が多くなされたと思っております。

そして、先ほどのいろんな反響に関しては、私は、今、地方創生本部そのものがどのような方向でいこうかということ、例えば小さな集落単位でCCRCを推進していこうという話は、当初はなかったわけでありまして。それはいろんな社会福祉法人とか企業が参画して新しいエリアの中で障害者の方々、いろんな方々を集めていくというふうなCCRCでしたけれども、そこに抜けていた着眼点は、地元の人たちとの協力体制がなかった中で、我々は小さな集落単位でやっっていこうということが、今回のCCRCの中で中心的なテーマでございました。

そういう方向に行くことが、離島版CCRCの目指すべき方向だろうということ、中央の関係の先生方も高く評価をしていただいたと思っておりますので、そのことを今後、これは間違いなくこれから多くの情報の問い合わせがくるわけでありまして、それに対応できるべく加速化交付金、次の新型公付金の中で伊仙町がモデル地区になっていくように、皆さん方とさらに深い議論をしながらやっっていくことは十分可能であるし、またそれをやっっていけると思うし、その先には、やはりこれからの日本の大きなことを言いますけれども、国のあり方、地方のあり方はどうなっていくか、今のままでいくと間違いなく地方は衰退してますます東京一極集中で人口減は加速化して人はいなくなっていく。いかに防ぐかということが、私は伊仙町から長寿世界一が2人出たと、いろいろ批判はあります。長寿じゃないではないかという批判はありますけども、それだけの潜在的な力をまた復活していくと、出生率は高いということもこれは地域が非常に結束力は高いからであります。

そういうことを政策の中心にして持つていくことが、伊仙町に天から与えられた宝は我々は授かったと、それを生かしていくだけの資格と責任があるということまで私は述べましたので、それが、伊仙町を中心に全国に広げていかなければいけないと。

今こそ東京でシンポジウムを行って、狼煙を上げるということがいかに重要であるかということ、を述べたわけでありまして、そのことを出身者の方々も非常に喜びました。もう既に関西でも一回やっってくれという話が、オファーがきている状況などでありまして、そのような視点で考えていくと、これは単に伊仙町が頑張ることが、ほかの地域に間違いなくいい影響を与えていくというぐらいの、堂々とした気持ちでこれから取り組んでいきたいと考えております。

## ○7番（福留達也君）

東京一極集中のひずみ、そういったものが余りにも大きくなり過ぎて、これから日本という国はどうかしなければいけないということで始まっているこの地方創生であります、なるべく地域に帰ってもらって人口バランスをとるようにということで進められていると思います。

そういった中で、このCCRCの先駆的な取り組みを今、伊仙町はやっていると思うんですね。そして、これがうまくいくことによって、ほかのモデル地区とか、そのようなことになりながらうまくいくことによって、ほかの地域にまねしてもらえる、それぐらいの創生事業でなきゃいけないと思っております。

そのために、いろんな細かいことを聞くのですけれども、いろんな著名人の提言なり何なりがあったのですけれども、一つ小野寺先生の意見がいろいろ参考になったなど、個人的には思ったのですけれども、今後はその世界自然遺産にほぼなっていくということで注目されていく、地理的にもアジア圏ですね、そこいら当たりの近さ、こういった優位性を生かすためにも、今後はアジアとの交流を深める、そういったのも大事じゃないかと、職員の派遣等を通じて、そういった提言もなされておりました。

あと、外からの改革、日本という国はなかなか一所懸命地域が頑張り努力しても、中央がなかなか認めないというところがあるのですけれども、例えばここで世界離島サミット、あるいは長寿サミットそういったことを開催する、そういったことが外国から評価される、そういったことによって国は評価する、そういった仕組みといたのがどうも多いような気がするのですけれども、こういった提言もなされておりましたけれども、このことに関して、どう捉えられましたか。

#### ○町長（大久保明君）

今、鹿児島県も南に開かれた鹿児島県ということを標榜しております。自然遺産はまさにアジアからの誘客をどうしていくかと、それは沖縄も含めた南に向かっていこうと。農産物の販売、それは我々はもう東京を向くんじゃなくて、南を向いていかなければいけないというふうな共通認識が出てきております。

そういった中では、町長室に横にした世界地図があるのですけれども、あれなどを見てみた場合、これから国境をボーダレスの時代、ひと・もの・金は現実には自由に動いているわけですから、そういった社会を見据えていった場合、私たちのこの地域は逆に非常に有利な地域にあるということすら経済交流にしても、観光にしてもそういう地域であるわけでありますので、小野寺先生の案はもっともなことであると思えますし、この前、松田智生先生が、「何なら世界長寿サミットを開いてもいいんじゃないか」ということで、これはシンポジウムでも答えましたけれども、世界の長寿地域、例えばコウカサス・グルジアとか、それからパキスタン北部にあるフンザ地方とか、モンゴルとか、そういう国の大使館から一人呼んで、世界長寿サミットを開くことはそんな難しいことでも何でもないわけであります。

私は五、六年前から鹿児島県のほうにもいろいろ提案したのは、太平洋島サミットを、この奄美群島でできないかということ、これはODAで外務省の事業であります。17カ国の首長が沖縄と東

京、今回は福島で開催しましたが、奄美群島で開催するだけの価値はあるわけでありますので、そのことを県に言っても全く歯牙にも触れてもらえないという状況でした。

私はこのことを何回かあっちこちで述べたときに、金子先生がいち早くこのことを理解していただいて、今、外務省とアジア太平洋課長さんと呼んで、私たちと意見交換の場を、1年ぐらい前つくっていただきました。そうしたときに、それだけの主賓が奄美に宿泊できるVIPルーム、それがいいのではないかと。鹿児島市だったら可能だろうという話でしたけれども、今、大手の奄美の方にも、復帰50周年で天皇皇后が来たとき、あのホテルが今度改築するわけですけど、そこに、それだけのやっぱりこれからの時代を見据えた形のVIPルームをつくっていただけないかという話などは、ずっと提案、提言しておりますので、それはこの地域が自然遺産になるし、沖縄との連携、屋久島もある。

それから長寿・子宝の島々であるということを考えたら、決して不可能ではないし、日本が外交戦略的に常任理事国入りを目指した場合に、その国々と取り組んでいくと戦略の中にあるわけですから、そういうことを私たちも堂々と手を挙げていけるのではないかとも思いますので。

話は何か変な話になりましたが、大きな話になりましたけれども、それだけのこの農産物、牛肉にしても、これからそのシェアというか、輸出量はどんどん拡大していきますので、そういうことを見据えた畜産農家の方々も既に出てきているし、バレイショをいかにもっと付加価値を高く東南アジア・中国に販売できるんじゃないかという、新しい夢の持てる農業なども沖永良部は、既に見据えて花を香港、シンガポールに販売することを一所懸命努力しているわけでありますので、今回、このいろんな提言は一つ一つやっぱりもう一回我々は検証して、それをいかに政策の中にしつかりと確実に取り組んでいくかということをやっつけていかなければいけないと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

ずっと長年地元にいるとなかなか気づかない、そういった気づきを与えてくれるそういったいろんな提言があったシンポジウムだったと思います。非常に参考になったのですけれども。

その地域的な不利性とか、そういったことにずっと凝り固まっていたのですけれども、逆にそのアジアを眺めると、むしろ日本本土よりも近い距離にあると、便利な地域であると、そういった視点で捉え直すと恵まれているところもあるのかなと思ったりすることでありました。

鹿児島県も今、上海路線等、アジアに大変注目しております。そういった流れで、この奄美群島も世界自然遺産になっていくとか、有利な追い風が吹いておりますので、今おっしゃったようなその農産物の輸出は、ここが中心基地になるそれぐらいの構想を立てながら進んでいただけたらと思います。

#### ○副議長（永岡良一君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時30分から再開いたしたいと思っております。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○副議長（永岡良一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生への取り組みの③のほうから、町長の答弁のほうからお願いいたします。

○町長（大久保明君）

3番に関しましては、先ほどの説明と重複しますけれども、小さくても持続可能な地域経済は生まれていくものだと思います。

今後、何回も申し上げたように地域の伝統文化の復活とさらなる発展、そしてまた、自然遺産を含めた環境問題など、このような伊仙町にある資源、宝をどのように磨いていくかということが、まちの発展に直結していきます。さらに、いろんな経済活動も生まれていくと思います。

伊仙町は、これから地方創生をいかに活用して予算獲得して、その政策を発展させていくための事業を推進していかなければならないと思います。今までやってきた先人の力、やってきたこの伝統文化を守り、地域集落を守り、そしてそのことが地方創生そのものだというふうに考えていますので、持続可能になるように努力をしてみたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えします。

伊仙町が持続可能な地域経済が生まれていくような地域の活性化を図るために、新年度に頑張る集落支援事業ということで、地方創生に係る交付金等を最大限に活用して地域の歴史、文化、伝統等の調査と活用計画を作成し、地域の宝として伝統文化の復活及び活性化を図っていきたいと思っています。

また、平成23年3月に伊仙町、宇検村、奄美市で実施された文化財総合把握事業の報告書がありますが、この中で、奄美市遺産として伊仙町の歴史遺産、生活遺産、集落遺産を網羅した形で抽出したものが 있습니다。さらに、徳之島全体における旧暦年中行事一覧も調査されており、この資料を参考とした奄美群島のエコツーリズム全体構想の中に、徳之島の自然観光資源として、徳之島の地図に落とし込みをしてあります。これを参考として、島の自然文化がいかに大事であるかを共有し、ツアーガイドの育成等に役立てて思っています。

また、先日、伊藤知事が今後5年間で100億円規模の予算を観光開発に充てるとの報道発表がありました。これは奄美群島の国立公園指定、世界自然遺産登録を見据え、奄美群島持続的観光マスタープランが、今年度策定されたことを受けたものと考えます。自然遺産の中で拠点施設、サブ拠点施設、小拠点施設等の施設整備費、各群島地をめぐる奄美世界遺産トレイル整備費等が計画されているからであります。

また、伊仙町によっては現在、ダイエットアイランドツアー、伊仙町の長寿の要因が食文化にあり、ミネラル豊富なことにあると言われている。以上のようなことを今までは点で展開していっていましたが、これをつなぎ合わせることによって、さらに伊仙町の発展が見えてくるものと思わ

れます。

以上です。

#### ○7番（福留達也君）

ぜひ、今おっしゃったことをつなげる努力をしていただきたいなと思います。いろんな島の資源や宝、例えば伝統文化や地域芸能、闘牛であったりだろうと思います。環境に関しては、平成30年予定されているその世界自然遺産登録だと思います。それとか長寿・子宝のまちそういったことなのかなと思います。

あと、この前聞いたのですけれども、この徳之島というこの一つの島にいろんな岩石が珍しい岩石が、この狭い中にいろんな分布状況があると、そういったこととか、我々住民がこの持っているそのすばらしさを、もうちょっと勉強したりして知る努力をして磨いていく、その資源とか宝を磨いていくそういった努力をしていかなければいけないのかなと、質問しつつ今思っております。

最後の人という部分での財産は、もちろん住民であります。住民とか出身者、郷友会の方、あと移住者、来られている方ですね。そういった方が本当に宝なのかなと思います。その中で一番やっぱり大事だなと思うのが、今後、担っていく青少年、若者なのですね。

この前もいろいろ問題があって、闘牛賭博とかあったのですけれども、ああいったことに対してどう改善していこうかという話、町長からあったのですけれども、その闘牛のすばらしさをそういった賭博と関連されてマイナスイメージがちょっと出てきているとか、そこを改善するためにどうしたらいいかという話があったときに、警察官を導入するとか、アンケートをとってどういったふうにしていったらいいとかいう話もあったのですけれども、もちろんそれはそれで非常に大事なことだと思いながら、議員同士で一回話したときに、自分は気軽に考えて失敗した方だと、自分の息子もちょっとなかなか話を聞かずに失敗させた方だと。だけれども、自分の孫にはそういったことはさせたくない、そういったのをしみじみじっくり語る方がいて、本当にそのとおりでないと。自分とか子供のその世代なかなか厳しかったのだけれども、本当に孫を見ると、そういったことをさせたらいかんなど。

だから、そういったことを思っている一人一人が、やはり真剣にそういったことを受けとめて、気軽にその賭博とか簡単な気持ちでしない、そういった教育というのが非常に大事なのかなと。上から、あれをしましょう、こんなことはやめましょうとか、そんなことも大事なのだけれども、一人一人がそういった自覚や、意識を持ちながらいろんな人にいろんな至らぬ面に対応していく、そういったことで改善していけるんじゃないかと。教育委員会にも一つ聞きたいのですけれども、そういった部分での教育というのはどう考えていますか。

#### ○教育長（直章一郎君）

私が現職時代もやっぱり中学生なんか闘牛賭博ですか、そういうものをしてしていると話しは聞きましたけれども、そういうことに対して、私たちは子供たちにどういう指導をしなければいけないかということで、いろいろ議論をしたこともあります。

やっぱり学校で道徳の時間等を使って、その賭博関係についてはじっくり子供たちにどうしていけないかということを考えさせていくこと、子供たちが自然にそういう賭博についてもいろいろ自分の意見を持ってやっていけないというふうに、道徳の時間に導いていくそういう指導を今後しなければ、なかなか賭博についての意識というか、そういうものも今までと同じような考えで変わっていかないじゃないかということで、先生たちの中で話し合いをしたことはあります。

#### ○7番（福留達也君）

もちろんその学校の道徳の時間で、そういった教育をするのは当然だと思います。もう少し踏み込んで、その親御さんに自分を含めてなんですけども、本当にそういったのを気軽に考え過ぎていたと思うのですね。また、家庭の中でもそういったことは本当に気軽に考えずに、重大なことになっていくよと、そういった親御さんの教育というのまでまた踏み込んでやっていけたらいいのかなと思いつつ、今聞いております。

ここで言いたかったことは、いろんな財産を資源とか宝を持ちながら、それがちゃんと磨き上げられてないと、そういったところをもうちょっと自覚しながら、いいのを持っているこれをどうにか生かしていこう、そういった取り組みというのか、自覚があればなおいいのかなという思いであります。

以上で終わります。

#### ○副議長（永岡良一君）

それでは、4番目の答弁のほう町長お願いいたします。

#### ○町長（大久保明君）

アンケート調査の状況については、担当課長のほうから説明をしていただきます。

今後も、この地方創生の28年度の交付金に関しましても、いろんな形、いろんな方面から、町の発展のためにつながるような事業申請をしていかなければならないと思っております。

#### ○企画課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えします。

今現在、アンケート調査については取りまとめ中であり、その結果が出次第お示ししたいと思っております。また、その結果を分析して平成28年度からの新型交付金に取り入れていきたいと思っております。また、3月24日に伊仙町「生涯活躍まち」構想検討委員会を開催しますので、それまでにはアンケート調査のほうの調査の取りまとめはできるものだと思っております。

あとまた、新型交付金についてですけど、この新型交付金は地方総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の進化のための新型交付金として、地方創生推進交付金を国は概要を示しました。事業の概要として、自治体の自主的、主体的な取り組みで先導的なものを支援。2つ目に、TPIの設定とPDCAサイクルを取り込み従来の縦割り事業を超えた取り組みを支援。3つ目として、地方再生法に基づく交付金として安定的な制度運用を確保するということでもあります。

そこで伊仙町においても、対象事業に係る地域再生計画、複数年度で最大5年間をできるという

ことで、この再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け事業実施に当たる予定であります。本町においても早急に地域再生計画を作成し、事業に取り組んでいきたいと思っております。

また、この場合議会の皆様、地方創生特別委員会の皆様の意見も十分に受け取りたいと思いますので、よろしくご指導のほどをよろしくお願いいたします。

**○7番（福留達也君）**

今おっしゃられたその地方再生計画というのは、今月の23日に決まるということですか。

**○企画課長（池田俊博君）**

今月24日にやるというのは、福留議員も委員のほうに入っています伊仙町の生涯活躍のまち推進構想検討委員会ということで、CCRC事業関係のものをやっている、1月のときに最初の会議をしたものであります。

また、この新型交付金に関しては、平成28年度からの地方創生に係る交付金の事業であり、国が示されたように地方再生計画を立てないと事業が進めていないということで、この地方創生に関しましては、事業の実施の段階になってくると制度が変わってきてまして、この計画を立てないといけない事と地域再生計画は年3回ほどの申請の場がありまして、今回は6月ごろにその募集を行うということで、それまでにこの計画を立てていきたいと考えているところであります。

また、伊仙町においては、生涯活躍のまちということを主に置いていますので、これを基幹としながら、そこにいろんな計画を立てていきながら伊仙町が発展できるような再生計画を立てていきたいと思っております。

**○7番（福留達也君）**

昨年12月に出した総合戦略と人口ビジョン、その今はCCRCを中心にしているのですが、28年度にかけてはそれ以外にもいろんな、例えば子育て環境の整備なり、農業の関係の事業だとか、総合戦略を大きな骨組みで、また今後いろんなこっちで考えているいろんな事業を推進するために申請して取る、そういった新型交付金ということですか、これは。

**○企画課長（池田俊博君）**

今、福留議員がおっしゃったとおりそのような考え方でよろしいと思います。また、総合戦略は策定したんですけど、その実施段階の実施計画という形のような捉え方で、各個々の事業のほうを単独的に地域再生計画で計画を立てていくというような形でございます。

**○7番（福留達也君）**

わかりました。いろんな事業なり計画なり執行部が中心になっていくのですが、今回のこと地方再生に関しては、国のほうも走りながらしているので、なかなか地方の自治体のほうもアップアップで今大変だなどというのはわかるのですが、大まかなあれが決まっていない、いろんなもむときには、なるべく大人数でもむといろんな事が見えてきたりしますので、わかり次第、また我々も特別委員会を設置しておりますので、どんどん流していただければと思います。また、先ほどのアンケートの件も、また後で知らせていただければと思います。

以上で終わります。

**○副議長（永岡良一君）**

それでは特産品加工工場の稼働状況及び今後の見通しについて、町長の答弁をお願いいたします。

**○町長（大久保明君）**

午前中の質問でも一部触れましたけれども、このかんかんファームのとなりに造成してありますあそこに関しましては、28年度に6つの企業が一体となって新しい施設をつくっていくということでありました。その点に関しまして、まず長命草の加工という問題の中で、いろんな課題が生じてきまして、その積極的に長命草をジュースとして加工したりしている東北の企業が、どうも長命草の開発になかなかうまくいかないという状況が生じてまいりました。

そうした中で、サトウキビのジュースの工場もその会社がメインでやる予定でありましたけれども、去年から数回そのグループの方々とお会いいたしまして交渉をした結果、新たに関西のほうに拠点を置く、岡山フードが長命草を今後、徹底してやっていくということで表明をいたしております。ただ、このことも一気に行くのではなくて、徐々に長命草の販路拡大、これは食材、惣菜とレストランのほうで使用していくということでもあります。

そしてまた、キビのジュースに関しまして、新しい急速冷凍という形の中でキビのジュースを試験的に新しい会社がやるように段取りしている状況でありますので、今後とも会社の方々と、今まで以上に信頼関係を強力に形成していくことで、28年度ということはこれ間に合わない状況ですけれども29年、30年度に向けて、造成した地域を最大限に生かして新しいキビのスイーツとかジュース、そして長命草のいろんな食材も含めてやっていきたいと思うし、それはまた、新たにいろんな農業の島の長寿の食材を生かしていくということで、取り組んでいくわけでありますので、今後とも粘り強く交渉して、成功させるようにやっていきたいと考えております。

**○経済課長（上木義一君）**

福留議員の質問にお答えします。

町としてどのような位置づけをされているのか、また企業側からの説明等はどのように把握されているのかということですので、質問へお答えします。

町の位置づけとしては、伊仙町特産品加工工房を中心に、伊仙町の農産物を原材料に加工品開発を行い、特産品として付加価値の高い商品開発を進めていきたいと考えております。

徳之島かんかんファームにおいては、伊仙町より特産品加工工場の指定管理に選定され、今期で2期目の製糖に入っています。黒糖製糖のみならず、黒糖を使った付加価値をつけた加工品の製造販売を行うこととなっておりますが、今後の主力商品として想定していたキビジュースの商品化の試験研究を依頼をして実施したところでございますが、現時点では芳しい成果が得られておらず、商品化のめどが立っておりません。

こうした商品企画が不確定であることにより、具体的な2期計画の工事の検討が現時点では進められないということ。創業したばかりで新規の設備投資には、慎重な判断が必要なこと、現在の加

工工房を軌道に乗せるのが最優先だとの判断を総会の中で決定し、今後の計画を先送りするようになりました。なるべく早い時期に計画が進めていきたいとのことで、かんかんファームのほうから報告を受けております。

以上です。

#### ○7番（福留達也君）

この特産品加工工房設立当初、初めから土地取得や登記問題、建設予定地いろんな問題がある中スタートしたところでありました。指定管理者が決まって、その後順調にしているのかと思いつつも、なかなかどんなことをしているのと町民の多くが知らないし議会もなかなか理解してなかったのです。

これを聞くことによって、別に荒さがしをしようとかそういったことではなくて、現状を知って、じゃ、どう改善していけばこれが軌道に乗っていくか、そういったことを聞きたい趣旨で質問しております。

実際、今回資料請求したら、当初は黒糖を販売しながら軌道に乗せてキビジュースをつくったり、スイーツをつくったりそれがうまくいけばレストランをつくり、宿泊施設をつくり、そういった壮大な夢のある構想でしたが、なかなか事業というのは難しいというのは理解しています。

途中でなかなかうまくいってないときに、どういった手当てをしているのかとか、このジュースづくりがうまくいかなかったら、じゃ、モクモクさんも一緒にその5～6社の出資者というのか、あえて投資をしながら進めていくことでありました。そこいらあたりが、今指定管理を受けているその方も、この前たまたま黒糖を買いに行ったら一生懸命やっている感じでした。

そういった人たちでなかなかやりきれない、その加工の技術とか、当初組んだそのグループの方たちが、一所懸命下支えをしても盛り上げていこうというふうな、そういったことをしているのか、そこが見えにくかったものですから聞いているのです。

町としてもそのモクモクさんとかに、もうちょっとバックアップしたらどうかとか、そういった話はしているのでしょうか。

#### ○町長（大久保明君）

この事業は時間のかかる事業でございます。当初、確かに夢のような話で、それがすぐ実現するかのような錯覚もあったと思いますけれども、私もことあるたびに大阪、東京、山形に行って、そのグループの方々と交渉をしております。

先般、この総会で先送りという結論が出たということでしたけれども、彼らは相当前向きな気持ちでやっておりますので、ただ、何年何月に工場をつくるのかいうことは確約できない状況です。この工場の設立の時点から約束したことは、この土地の造成と、それからかんかんファームに関しては町が責任を持ってやっていくと。その後のことは彼らが5つのグループが提案してきたことを、農水省の事業でやっていくということでありましたので、私はこのことは決して彼らができないことを言っているわけではありませんので、お互いの会社の事情、そして委託したジュースの会社と

のいろんなトラブルがございました。

この長命草をつくっている島の農家の方々最初は非常に茎も含めてキロ170円ぐらいでしたけれども、途中から突然葉っぱだけで170円という話になって、そこから農家の方々から全く利益が出ないということで引いて行ったということがあります。

気をつけなければいけないのは、民間企業とは最初はいい話をしますけれども、徐々に農家を絞めつけていくような状況になってきたという、我々が教訓として、今後の展開をしていく中でしっかりと交渉していかなければいけないと思います。今度はその会社は有名な、全国でも有名な贈答品のジュースの会社ですけれども、今後とも継続はしていきますけれども、ジュースの加工に関してはやっぱり非常に酸化するのが激しくて、その技術をいかに完璧に味を保存したまま出すかというところが、大きな関門になっていますので、それを新しい会社が研究して始めましたので、その成果が出てこない限り、話を前に進めることができない状況が、現時点での会社側の立場だと思っていますので、この物事は絶対にできるわけです。できるけれども、そのいろんな段階において、いろんな壁があったり、いろんな状況の変化が生じてきたりするわけですが、それでもキビのジュースというものは絶対に価値があるというのは、それは多くの人たちが求めているものであるわけですから、それを完成させるためにはいろんな紆余曲折、この技術革新などを含めてやっていかなければならないわけですから、これは私たち伊仙町と5つの会社との契約でございますから、それは必ず実行できるように、今後とも強く要望をしていくことが重要だと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

こういった事業が成功するまでには、ある程度の期間がかかるというのはわかりますよ。その一長一短ですぐに成果がでるというのもめったにないことだと思います。

でも最初に聞いていたように、僕らがこんなふうになっていくのだろうあの加工工房はというのが全然見えなくて、先も見えないという状況だったものですから聞いているのですけれども、今現実には、あそこでやっている大竹さんは、頑張っているのですよ。ただあそこだけの力じゃできない、何か行き詰っているのだろうなということを思いつつ聞いたら、確かにそのジュースのつくり方でアップアップしていると。

そういったことがあれば、ちゃんと最初に約束したそういった5つ、6つのグループで支え合って、きちんと成果を出すようにせつかく作った工房でありますから、そういったふうになってほしいなという思いで聞いております。ぜひ今後もそういったことでのバックアップをしていただきたいなと思います。

先ほども話したのですけれども、この前の東京でのシンポジウムで小野寺先生という方がおっしゃっていたことは、さっき町長が言ったように、島の経済構造のあり方に関して、もう一つの一社だけ、経営者だけがもうける、そういった仕組みというのは余りにも多すぎて、農家の方たちに利益が平等に、公平に分配されてない、そういった仕組みが余りにも多すぎるんじゃないかと、確かにそうだなと思いますよ。そういったところも目配りをしながら改善できる部分は、どんどん改善

して全体が豊かになっていく、そういった伊仙町をつくっていただきなれないなと思いました。

今度のいろいろ企業誘致を議会が進めていて、今度、希望しているというそういった会社もありますけれども、今の加工工房をきちんと軌道に乗せる、それは大変かもしれないですけども、それをきちんと乗せることによっていろんなノウハウを学んで、今後、進出してくる企業がいるときには間違いのないというのか、抜かりがない、そういった迎える側の体制もきちんと構築していただけたらと思います。

以上で終わります。

#### ○副議長（永岡良一君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

次に、岡林剛也君の一般質問を許可いたします。

#### ○2番（岡林剛也君）

町民の皆様こんにちは。2番、岡林でございます。ただいま平成28年第1回定例会において、ただいま議長の許可が下りましたので、通告の内容について質疑いたしますが、この事件のてんまつについては新聞やテレビ等でも報道はされましたが、今一度、議会の場において町長の見解を伺いたいと思います。

1、綱紀粛正について。町の職員による暴力団が関係する野球賭博事件が発覚し、職員が逮捕されるという町民を始め、全国の郷土出身者の皆様においても大変衝撃的なこととして全国ニュース等でも再三報じられた。また、それ以前にも、立て続けに飲酒運転問題が発生していたという話も聞こえます。

このようなことも踏まえて過去の反省を生かす意味でも、町はどのような指導を行ってきたのか。また、町長は町民及び全国の郷土出身者に対して、説明責任を果たす必要があると思われるが、今後どのように果たし、また再発防止に努めていくのかを問う。

議会初日の冒頭で、この場において町長は通り一遍の謝罪をいたしました。あれで済まされるような事案でないことぐらいは、百も承知であろうかと思われまますので、明快かつ詳細な答弁を求めます。

あとは、自席にて質問したいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えいたします。

議員が申し上げたように、今回の事件は出身者の方々、町民の方々、多くの方々に大変な衝撃を与えました。報道等では、また徳之島というふうな表現すら使われてしまいました。このことに関しまして、町の最高責任者として改めて町民の方々、そして全国出身者の方々に深くお詫び申し上げます。

本人と面談いたしまして、町の条例上、そして県とも相談した結果、6カ月の停職ということで決定をいたしました。そのことに関しまして、いろいろ毀誉褒貶、私のほうにもかなり厳しい手紙

等を頂戴しております。本人がこれから一生かかって償わなければなりません。そのことは強く申し上げていきました。

まず、今回の事件に関しまして、再発防止委員会を設置したいと思っております。再発防止と、さらに危機管理も含めて徹底した再発がないような機関を設け、そして定期的な委員会の話し合いの中で、再発してはいけないというふうな形の仕組みを、まずつくっていきたいと考えております。

一人の事件によって、伊仙町が過去にもいろいろトラブル等ありましたけれども、いろんな意味で逆に伊仙町が評価されるような状況になってきた中で、今回の件、そして前回の飲酒運転の件は、全てを水泡に帰すような行動でありました。このイメージを払拭するのは、相当の時間と町の信頼回復のためにも、町職員一人一人が改めてこのまちを、どのようにしたらいいまちにしていけるかということを考えなければなりません。

町長の説明責任ということでございますけれども、今後ともことあるごとに必要に応じて説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

## ○2番（岡林剛也君）

再発防止委員会を立ち上げて対処したいということでございますが、私もこの職員とはともに委員会とかで仕事もしましたし、普段から話もする間柄であったので、非常に心苦しいのですが、今回の、この彼の非行為が役場の同僚職員のみならず、町民や全国の郷土出身者の誇りと名誉を棄損させたということは事実であります。ひいては、質問にも出ている移住政策、C C R C、またふるさと納税ほかにも影響を及ぼしかねない問題かとも思っています。

そういうことを勘案すると、私は今回のこの処分は、やけに寛大な処分だなと思いましたが、実際、町民からは「処分が軽いのではないか」という意見も多数いただきました。そこで、どうしてこういう処分になったのか、また、これ町民の理解を得られると思うか、お尋ねします。

## ○町長（大久保明君）

処分の重さに関しまして、あらゆる意見がございます。これは懲罰委員会の中で最終的にそのように決定したことでありますので、今後、本人が職務を遂行していく中で、今、議員が話したようなはかり知れない伊仙町に損失を与えたわけであります。ですから、その損失は一生かかっても取り戻すことができないくらいのダメージでございます。

しかし、そこで懲戒免職とすることで、その職員が果たして今後の人生の中で、まだ若いわけがありますので、町にどのような貢献をしていくかということを考えてみたときに、生まれ変わった気持ちでこれから残りの行政マンとして、町民の公僕としてやって、その信頼を取り戻すかと、損失をいかに取り戻すかということに一生かかって仕事をしていくことになるほうが、総合的に見た場合は本人の、また今後の償いと成長それが完璧なまでにやることが、今回の判断としては正しかったのではないかと私は思っております。

## ○2番（岡林剛也君）

町長の気持ちはよくわかりました。そこで、処分を受けた職員には、ことの重大性を十分認識してもらって、心からの猛省を促し、復職をしたときには今まで以上に町民のために職務に専念してもらいたいと思いますが、そのためには再発防止が大事です。この再発防止委員会を立ち上げるということですが、今まで行ってきた対策と、これはどういうふうに違うのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今まで我々が公務員の綱紀粛清だとか、あるいは服務に関する遵守それについて、ことあるごとには、月一回全体朝礼をしているのですけれども、その中でも、特に12月の年末に関しては、特に注意をするのですけれども、その中でしっかり指導をしてきたという経緯もあるのですけれども、やはりこういう形で指導した中で起きた事件ということですので、やはり町長のほうから先ほどありましたように、今これだけじゃなくて踏み込んで再発防止の委員会をつくって、どういうふうな指導をしていけるかということをしかり議論した上で、また再度職員に対して再発防止に対しての指導を強化してまいりたいと思っていますところでは。

○2番（岡林剛也君）

わかる範囲でいいのですが、その再発防止委員会のメンバーにはどういう方がなられる予定ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、役場の町長、教育長も入ってもらおうと思っています。その中で民間の方たちをやっぱりしっかり入れ込んでいきたいと、あと議会だとか駐在員だとかそれも含めて、今、人選に関しましては検討中でございます。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。私が思うに何回も、毎回指導しても朝礼しても、何をしてもこういう問題が出てくるのは、やはり今までの処分が軽かったのではないかと思うのですけれども、何をしても懲戒免職にはならない、またはできないという気持ちが職員の中にも見て取れるのではないかなと思います。

そこで、根本的な解決策にはならないかもしれないのですけれども、今現在、伊仙町の懲戒の手続き及び効果に関する条例第4条、そこには停職は1月以上6カ月以下とするとありますけれども、これを思い切って改正しまして、1カ月以上1年以下とすると、これぐらいのことをしたら職員ももう少し緊張感を維持できるのではないかと思います。

もっと根本的なことを言えば、職員採用の選考の時点で、その人物の人となりとかそういうものを、ある程度調査するぐらいしたほうがいいのかなとも思いますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、処分の条例的にも軽いということでございますけれども、我々条例をつくる場合も地方公務員法をもとにつくってございまして、今の捉え方でございますけれども、停職の場合1カ月から6カ月というふうに決まっています。7カ月以上の停職をしたい場合は、免職という形になるということですので、停職6カ月というのが一番重い処分でございます。そのあとは、はっきり申し上げまし

て免職という形になるということでございます。

今、岡林議員からありましたように、我々伊仙町の条例に関しまして、特に酒気帯び関係の条例関係が非常に他市町村あるいは県と比較して軽い処分になっております。それも含めて、来年度28年度に条例全てに関して各課で使われていない条例の改正だとか、ちょっと時代にそぐわない部分の改正だとかその辺も含めて取り組んでいきたいと思っています。その中で、飲酒運転だとかその辺を含めて、しっかり議論をしながら時代に即したものをつくっていききたいというふうに思っております。（発言する者あり）

**○2番（岡林剛也君）**

わかりました。ぜひとも条例を改正していただきたいと思っておりますし、最後になりましたけれども、町の職員は町民全体の奉仕者であって、かつまた町民の財産でもあると思っておりますので、町長はそのことを十分理解して、今後の指導、教育を通して綱紀粛清に努め、この伊仙町の汚名返上、名誉挽回に尽力していただきたいと要望し、私の質問を終わりたいと思っております。

**○副議長（永岡良一君）**

これで、岡林剛也君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。次の会議は3月11日金曜日午前10時から開きます。日程は平成28年度当初予算特別委員会です。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時23分

# 平成28年第1回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成28年3月11日



平成28年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成28年 3月11日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 委員の派遣について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君

事務局書記 荻田恭平君

～平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから、平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

当委員会は、平成28年3月8日の本会議において付託されました、平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算の審査を目的としており、委員会の会期は本日3月11日から18日までの8日間を予定をしております。

詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。また、委員の皆様におかれましては、当初予算審査において、慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

△ 日程第1 委員の派遣について

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

日程第1、委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してありますとおり、委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。次の特別委員会は、3月15日、午後1時半より本議事堂にて、平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査を行いますので、午後1時20分まで本議事堂にご参集ください。

散 会 午前10時05分



# 平成28年第 1 回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成28年 3 月15日



平成28年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成28年 3月15日（火曜日） 午後1時35分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第32号 平成28年度伊仙町一般会計予算
- 日程第2 議案第33号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第34号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第35号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第36号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- 日程第6 議案第37号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- 日程第7 議案第38号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君                      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	上木義一君
建設課長補佐	久保等君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐			
兼選管書記長	田島輝久君		

～平成28年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午後 1時35分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから、平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様に議事運営方法についてお知らせいたします。

本日より、一般会計他6特別会計当初予算審査を行います。会計ごとに審議を行いますので、質疑並びに説明をする際は、各会計予算書、施政方針、歳入歳出事業費明細書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、補足説明を行う際は、特に平成28年度の主要施策や対前年度より予算額が著しく増減している項目を重点的に補足説明されますよう申し添えます。

さらに、質疑や答弁をされる場合は、簡潔明瞭に発言されることとし、質疑においては、議会申し合わせ事項に基づき、1項目3回までの質疑を許可いたします。

それ以上の質疑は、当初予算における審議機能が低下するおそれがある関係上、ご配慮いただきますよう、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1 議案第32号、平成28年度伊仙町一般会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

それでは、平成28年度伊仙町一般会計予算について、補足説明をいたします。

平成28年度伊仙町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億8,719万1,000円と定めるものでございます。

10ページをお開きください。

1款町税2億9,888万4,000円計上してございます。前年度比623万6,000円の増額となっております。町民税、固定資産税、軽自動車税の増額を見込んでございます。

2款地方譲与税7,272万1,000円を計上してございます。前年度比4万8,000円の増額となっております。

3款利子割交付金34万5,000円を計上してございます。前年度比2万3,000円の減額となっております。

4款配当割交付金59万9,000円を計上してございます。前年度比30万6,000円の増額となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金1,000円を計上してございます。

6款地方消費税交付金8,400万8,000円を計上してございます。前年度比3,679万9,000円の増額となっております。地方消費税交付金の増額を見込んでございます。

7款自動車取得税交付金1,000円を計上してございます。前年度比559万9,000円の減額となっております。

ります。

8 款地方特例交付金22万1,000円を計上してございます。

9 款地方交付税29億2,812万7,000円を計上してございます。前年度比283万1,000円の減額となっております。

10 款交通安全対策特別交付金160万円を計上してございます。

11 款分担金及び負担金6,157万2,000円を計上してございます。前年度比345万7,000円の増額となっております。民生費負担金の増額によるものでございます。

12 款使用料及び手数料5,451万3,000円を計上してございます。前年度比380万円の増額となっております。貸し工場施設使用料の増額によるものでございます。

13 款国庫支出金 6 億7,381万9,000円を計上してございます。前年度比 1 億6,475万8,000円の増額となっております。民生費国庫補助金並びに土木費国庫補助金の増額によるものでございます。

14 款県支出金 4 億2,223万3,000円を計上してございます。前年度比 1 億3,167万4,000円の減額となっております。民生費負担金、衛生費県補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金の減額によるものでございます。

15 款財産収入914万9,000円を計上してございます。前年度比1,000円の増額となっております。

16 款寄附金10万2,000円を計上してございます。

17 款繰入金 1 億1,512万6,000円を計上してございます。前年度比4,146万7,000円の減額となっております。財政調整基金からの繰入金の減額によるものでございます。

18 款繰越金1,000円を計上してございます。

19 款諸収入3,946万9,000円を計上してございます。前年度比999万4,000円の減額となっております。雑入の減額によるものでございます。

20 款町債 5 億2,470万円を計上してございます。前年度比 3 億6,060万円の減額となっております。過疎対策事業債の減額によるものでございます。

以上、収入合計52億8,719万1,000円となっております。

12ページ、お開きください。歳出についてご説明いたします。

1 款議会費8,794万4,000円を計上してございます。前年比578万1,000円の減額となっております。

2 款総務費 6 億8,931万5,000円を計上してございます。前年比 4 億6,382万円の減額となっております。企業誘致促進整備対策事業の減額によるものでございます。

3 款民生費14億5,107万5,000円を計上してございます。前年比 1 億1,248万1,000円の増額となっております。社会福祉総務費、障害者福祉費、臨時福祉給付金事業費の増額によるものでございます。

4 款衛生費 5 億5,819万9,000円を計上してございます。前年比2,787万2,000円の減額となっております。再生可能エネルギー等の導入推進基金事業費の減額によるものでございます。

5 款農林水産業費 5 億1,244万2,000円を計上してございます。前年比7,059万8,000円の減額とな

っております。農林水産物輸送コスト支援事業費、特定地域振興生産基盤整備事業の減額によるものでございます。

6 款商工費2,119万5,000円を計上してございます。前年比3,748万9,000円の減額となっております。観光拠点連携整備事業費の減額によるものでございます。

7 款土木費 5 億2,454万1,000円を計上してございます。前年比 1 億9,150万8,000円の増額となっております。社会資本整備総合交付金事業費、防災安全社会資本整備交付金事業費、公営住宅建設事業費の増額によるものでございます。

8 款消防費 1 億7,997万8,000円を計上してございます。前年比748万8,000円の減額となっております。防災まちづくり事業費の減額によるものでございます。

9 款教育費 3 億6,214万9,000円を計上してございます。前年比3,342万1,000円の減額となっております。県営畑総地内遺跡等発掘調査事業費、県道拡幅に伴う遺跡等発掘調査事業費、徳之島文化遺産保存活用プロジェクト事業の減額によるものでございます。

10款災害復旧費170万8,000円を計上してございます。前年比10万2,000円の増額となっております。

11款公債費 8 億9,364万4,000円を計上してございます。前年比559万5,000円の増額となっております。償還金の増額によるものでございます。

12款諸支出金1,000円を計上してございます。

13款予備費500万円を計上してございます。

以上、歳出合計52億8,719万1,000円とするものでございます。

8 ページをお開きください。第2表、債務負担行為についてご説明いたします。

事項、住宅リース事業、期間、平成29年から平成48年度までの20年間、限度額 1 億8,000万円でございます。

9 ページ、お願いいたします。第3表、地方債についてご説明をいたします。

起債の目的、(1) 過疎対策事業債、限度額 2 億5,000万円でございます。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行になっております。利率については5%以内、ただし、利率見直し方式で借りられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率といたします。

償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することができる。

(2) 辺地対策事業債、限度額3,260万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、先ほど説明したとおりでございます。

(3) 公営住宅施設整備事業債、限度額 1 億1,210万円でございます。同じように、起債の方法、利率、償還の方法については先ほど説明したとおりでございます。

(4) 臨時財政対策債、限度額 1 億3,000万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、先ほど説明したとおりでございます。

合計5億2,470万円でございます。

1ページにお戻りください。第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高限度額は10億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(2)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金にかかわる共済費を除く)にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということになっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、総務課のほうから、平成27年度と大幅に変わった部分に関しましての説明をしていきたいと思っております。

28ページ、お聞きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の19節負担金助成及び交付金、この欄の一番下の欄でございますけれども、がんばる集落支援事業補助金ということで312万円を計上してございます。

これに関しましては、地方創生については地域の活性化からということで、頑張る集落に対して補助金を交付していきたいと考えております。

まず、補助金の内容に応じては、計画書の策定事業、集落活性化計画の策定事業費を1団体当たり2万円ということと、計画実施事業、1団体10万円という形で案をつくってございますけれども、二本柱で、計画策定ができた集落においては、計画実施事業をしていただくと、あくまでも計画策定がないときに実施事業はできないですよというような感じのがんばる集落支援事業補助金というのを今年度から設置してございます。

30ページ、お聞きください。

2目きばらでえ伊仙応援基金事業、これに関しましては、今年度、27年度で1,000万円以上の寄附金があるわけでございますけれども、その中で、歳入のほうが明らかでないということで、積立金を16万円程度しか組んでいないのですけれども、これも少ないという批判を浴びるかもしれないですけども、次年度におきましては、専属の担当職員をしっかりとつけて、このきばらでえ基金をしっかりと獲得していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、71ページ、お願いいたします。

8款消防費1項消防費の中の2目非常勤消防士というところの中、72ページに、すみませんお願いします。18の備品購入費、高規格救急車の備品購入でございます。

これに関しましては、町で買った後に消防組合のほうに貸与するという形でございます。3,500万円を計上してございます。財源については地方債を充てる予定で今計画をしてございます。

3目の防災まちづくり事業、これに関しましては、昨年比4,466万5,000円の減額でございますけれども、防災無線デジタル化事業というのを実施しております、平成27年度に28年度分までを先に事業獲得しまして、27年度に2カ年分をという感じの事業をしてございます。繰り越しという形で

28年度には実施をしていく関係で予算が減額になっている状況でございます。

以上、総務課関係を終わりたいと思います。

#### ○企画課長（池田俊博君）

それでは、企画課の所管事務関係の補足説明をしていきたいと思っております。

まず、予算書の30ページをお開きください。

8目文書広報費について説明いたします。

この費目は、町の広報紙を隔月で年6回発行している伊仙町の広報紙の印刷製本費と伊仙町が構成している団体への負担金を計上してございます。

続きまして、予算書の31ページから32ページの9目企画費について説明します。

旅費、消耗品費、燃料費、車検整備費、関連費、またインターネット関連品など一般事務経費と企画課事務経費が計上されています。

事業費としましては、光伝送路維持経費として、施設保守管理委託料1,240万円、サーバー室の電気料167万2,000円、九電、NTTの電柱使用料、電柱の敷地借上料として635万円、合計2,442万円の事業であります。

また、PON監視サーバーUPS装置更新工事費として693万5,000円を計上してございます。

さらに、奄振ソフト事業として航路航空路運賃軽減事業として2,350万4,000円、奄美群島成長戦略事業として奄美群島チャレンジ人材育成事業、奄美群島エコツーリズム推進事業、奄美群島観光物産広域連携事業、UIOターン支援体制構築事業などを含む奄美広域事務組合負担金950万7,000円のうち412万8,000円を計上してあります。

生活路線バスの維持経費として、地方公共交通特別対策事業補助金1,159万3,000円を計上してございます。

その他負担金及び補助金として、各種協議会への負担金、補助金を計上してございます。

11目企業誘致対策事業費として、伊仙町糸木名にあります伊仙町企業誘致促進施設の維持管理経費及び県企業誘致対策協議会への負担金を計上してございます。

使用料としては、歳入の16ページにございますが、貸し工場の施設使用料360万円でございますが、本年は、そのうちの672万円を充当し、残りの292万8,000円は、歳出93ページ、公債費のほうに充当してございます。

12目世界自然遺産推進事業費、新規事業として計上してあります。この事業は、奄美琉球が国立公園化、世界自然遺産登録を見据え、自然保護関連事業費を計上して実施していくものであります。

13目景観計画策定推進事業費も新規事業であり、伊仙町が、昨年6月、景観計画団体となったことで、景観計画を平成32年度までに策定することを目的としております。

費用弁償として、講師を招聘し、景観計画の策定講習会等を開催する予定にしております。

時期的にはまだ、未定となっておりますが、県等の事業等がありましたら、またそれに振りかえて実施を計画してまいります。

14目徳之島エコツーリズム推進事業費は、世界自然遺産登録の前に奄美群島広域事務組合と連携をとり事業を推進していくために予算計上してございます。

続きまして、予算書39ページをお開きください。

2款5項統計調査費でございますが、1目統計調査総務費には、県統計協会への負担金及び市町村民税所得推計の委託料を計上してございます。

2目から6目に関しては、各種統計調査の事業執行のための予算計上でございます。

歳入に関しましては、予算書の20ページ、21ページをご確認ください。

2目においては、学校数、児童生徒数、教職員数等の調査を行う教育統計であります。いわゆる5、1調査でございます。

3目においては、毎年行われる調査で、製造業に対する工業調査であります。対象事業所は7事業所であります。

4目は、毎月の人口移動を報告し、人口の推移、推計人口の基礎資料を得るための調査であります。

5目及び6目は、経済センサス関連費目でございます。これは、建設業、商店、診療所等を含む各種事業所、伊仙町においては大体300事業所ほどございますが、これを対象として経済の動向等を調査するものであります。

7目土地利用対策費は、国土利用法に基づく土地売買等の市町村受理件数を県に報告する事業であり、国より委託されている法定事務であります。

続きまして、65ページをお開きください。

6款商工費1項商工費1目商工振興費でございますが、19節負担金補助及び交付金にあります、奄美群島地域産業振興基金協会、奄美群島大島紬振興基金協議会に対する負担金を計上してありますが、これは、奄美12市町村で構成しており、人口、市町村の標準財政規模を勘案して算出された金額を負担しております。

奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンターに対しまして、これも同様に、事業所数、従業員数を基準とした金額を町が負担しております。

さらに、伊仙町商工会に対しましては、育成事業負担金、プレミアム付き商品券発行事業補助金を計上してあります。プレミアム付き商品券に関しましては、昨年度は地方創生先行型事業として2割補助の実施をしましたが、本年度は平年どおりの事業として、10%のプレミアムつきとして実施する予定としております。

続きまして、2目観光費においては、瀬田海、犬田布岬、泉芳朗館、喜念浜などの観光施設の維持管理費として計上してございます。

19節負担金補助及び交付金に関しましては、観光連盟他各種協議会への負担金、補助金であり、大きいものは、今年度は6月26日に開催されます第29回徳之島トライアスロン大会負担金、さらに伊仙町ほーらい祭り補助金を計上してございます。

さらに、奄美群島観光物産協議会への負担金であります。これは、群内12市町村で構成されており、主な事業として、奄美大島を一つのものとしてマスメディアへの広告宣伝、奄美島博、また都市圏での物産展への参加などを行っている、通称ぐーんと奄美への負担金であります。

3目消費者行政推進費として、本年度も相談員を1名常駐させ、消費に関する相談を行う事業であり、弁護士相談を本年も3回予定してございます。

4目徳之島地域文化情報発信施設運営費であります。これは、なくさみ館の運営管理費であり、施設使用料及び一般財源で運営している事業であります。

以上、企画課関係の説明を終わります。

#### ○税務課長（當 吉郎君）

予算書の33ページをお開きください。

2款総務費2項町税費の、まず、1目税務総務費に関してご説明を申し上げます。ほとんど例年と変わりはありませんが、節の13委託料に202万3,000円を予算計上してあります。こちらのほうは、3年に一度、標準宅地というのがありまして、町内に約30カ所、その見直しを行うために不動産の鑑定士へ標準宅地の鑑定評価を委託する業務であります。それをもとに固定資産税等の賦課を行うために行っている事業であります。

あと、2目の賦課徴収費に関しましても、賦課並びに徴収関係の事務負担費であります。

議会のほうから、障害者等に関する町税の減免等について説明をしていただきたいという旨の要望がありましたので、基本的な部分をこの場を借りて説明させていただきます。

まず、軽自動車税につきましては、障害者が所有する車、障害者1人に対して1台免除することができます。ただし、納付書が発行されますと、納付期限の1週間前までに税務課のほうへ申請が必要となりますので、ご注意くださいと思います。

続いて、県税であります普通自動車税は、障害等の程度により免除されますので、詳しくは税務課また大島支庁県税課へお問い合わせください。

ただし、軽自動車と普通自動車、両方を所有している場合は、どちらか1台だけの免除ができますので、気をつけていただきたいと思います。

次に、住民税等につきましては、まず、障害者の合計所得金額が125万円以下の場合、基本的に課税はされません。

また、125万円以上の所得がある場合であっても、所得税や住民税の計算の中で、一般の控除とは別に障害者の控除がありますので、結果的に所得税及び住民税の免除や減額につながっていきます。詳しくはまた税務課のほうへお問い合わせしていただければ、税務課のほうで対応いたします。

ちなみに障害者控除額の内訳といたしましては、まず住民税につきましては、一般障害者が26万円、特別障害者が30万円、同居の特別障害者がいる場合は53万円控除できます。

続いて、所得税の場合は、一般障害者が27万円、特別障害者が40万円、同居の特別障害者がいる場合は75万円控除できます。

以上、簡単ではございますが障害者等の減免について説明を終わります。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

では、町民生活課から歳出のほうを報告いたします。

35ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳1目戸籍住民基本台帳についてご説明いたします。

去年と節に関しましては、さほど金額的に変わりはありませんが、13の委託料、戸籍総合システム委託料でございますけど、これは、地方自治法施行令第167の2に従って業者と委託しております。月の金額掛ける12カ月分になります。

14節使用料及び賃借料、この戸籍総合システムリース料も同様の契約です。

あと、19節負担金補助及び交付金、この中の郡内の戸籍事務協議会負担金、人権擁護委員連絡協議会負担金、この両方とも大島地区の負担金として計上してございます。

2目の人口動態調査及び外国人登録事務費の9節、11節、12節は、中期滞在者居住地届け出等事務委託金、100%の補助金ということになっております。

42ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費1項社会福祉費5目国民年金事務費、これも、去年と金額的には相違ございませんけど、9節の旅費、11節需用費、12節の役務費は、国の交付金100%です。

44ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費1項社会福祉費7目福祉援護費です。19節負担金補助及び交付金、この分が、去年は予算が足りていましたが、今年、戦没者遺族会負担金として上げております。

あと、46ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費総務費です。この中の委託費に当たります、児童館管理運営委託料、県負担金として、放課後児童対策費、わくわくクラブのほうに県負担金としまして60万を計上しております。

20節扶助費の中の、これ全部ですが、児童手当支払いとしまして、3回、ですね、2月15日と6月15日と10月15日の支払い分をトータルで計上してございます。

その下の2目へき地保育所費です。4節教材費、7節賃金、11節需用費、12節役務費、13節委託費、16節原材料費、この分は国県の負担金であります。その残りの分が一般財源となっております。

あと、47ページの3目私立保育所費の13節委託料、システム改修委託料ですけど、この委託料は、子どものための教育・保育事業費補助金で、保育所等の利用者軽減に係るシステムの改良委託料です。

19節の負担金補助及び交付金は、国が2分の1、あと県が4分の1、町が4分の1の負担割合です。

町民生活課からは以上です。

○選管書記長（田島輝久君）

予算書の36ページをお開きください。

選挙管理委員会関係の事業費の説明いたします。

まず、36ページ、4項選挙費の1目選挙管理委員費は、一般の委員会経費でございます。委員長が1名、3万9,000円で、委員が6,000円の3名分でございます。

2目選挙啓発費、これは明るい選挙推進協議会の運営費でございます。本年度、27年度は、大島地区の明るい選挙推進協議大会がございました。翌年度は大和村で開催されます。費用弁償として、明推協の会長と選管委員長、普通旅費で職員が1名参加する予定になっております。

3目参議院議員選挙費でございます。平成28年7月25日で任期満了となる参議院議員、任期満了日から1カ月以内に選挙となります。全額国の補助となります。歳入は18ページのほうに634万8,000円予定しております。

4目県知事選挙費でございます。県知事選挙においては、平成28年7月27日に任期満了となります。任期満了より30日以内の選挙日となります。歳入においては601万8,000円、21ページのほうに計上しております。

38ページをお開きください。

5目海区漁業調整委員会委員選挙費、大島海区の漁業調整委員の選挙でございます。8月に一応選挙を予定しております。

以上、選挙管理委員会の説明を終わります。

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時25分

---

再開 午後 2時41分

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、局長が言ったように、説明に関してはもう少し簡潔にわかりやすく、そして、新規に導入された、そういった事業に関しては、もうちょっと厚めというか重点的にしていただいて、昨年とほとんどかわらないようなやつは、どんどん飛ばして、特にふえた額があればそういったことを、修繕費がふえたとか、そういったことがあれば説明をつけ加えるお願いしたいと思います。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

予算書41ページ、明細書34ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金において、低所得者介護保険料軽減措置繰出金496万3,000円を介護保険法改正においての低所得者への保険料の軽減措置として計上しています。

平成27年度は、5号補正予算として505万6,000円を増額補正いたしましたが、平成28年度当初予算としては、実績に伴い496万3,000円で9万3,000円の減額となっており、同じく28節繰出金の助産

費については476万円で、加入者の減少などによる前年度実績により、対前年度700万円減、率にして32%の減額になっております。

次に、3目老人福祉費8節報償費、また、13節委託料において、平成30年度から32年度の第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けての実態調査実施に伴い、8節報償費に調査員回収費謝金として45万円、13節委託料に委託調査委託料として100万円を増額しております。

予算書は45ページをお開きください。明細書は37ページになります。

10目臨時福祉給付金の7節貸金、27万4,000円、率にして14.1%増額の21万8,000円、また、19節負担金補助及び交付金において、システム改修費負担金として84万7,000円、臨時福祉給付金として660万円、率にして36.7%増額の2,460万円、国庫補助金として10割交付されるものであり、税制抜本改革法に基づき、消費税率引き上げ5%から8%による影響を緩和するため、簡素な給付金給付措置として平成26年度から実施されておりますが、平成28年度は11目臨時福祉給付金事業、28年1月1日現在で低所得の障害や遺族基礎年金受給者向けのものでありますが、これも国庫補助金10割事業として追加実施され、主なものとして、19節負担金補助及び交付金の年金生活者支援臨時福祉給付金として1,578人に3万円の給付金を支給するもので、4,734万円を計上するものでございます。

次に、保健センターについてご説明いたします。予算書は51ページをお開きください。明細書は42ページから43ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費7目予防費は、13節予防接種委託料について、前年度実績に伴いまして、対前年度比30.7%減額の347万8,000円を計上しています。

次に、4款衛生費1項保健衛生費10目自殺対策緊急強化事業につきましても、平成28年度事業内容変更に伴いまして、まだしっかりと実施要綱などが示されていないところから補正予算にて対応いただき、当初としては前年度比より26万円減額の10万2,000円を計上しています。

以上です。

#### ○環境課長（佐藤光利君）

担当課の担当する予算を説明いたします。

予算書の48ページの真ん中からでございます。明細のほうは39ページとなっております。

4款衛生費1項保健衛生費1目衛生総務費、前年度比較いたしまして減額となっておりますが、これは職員の異動によるものであり、その他の節は同額でございます。

2目環境衛生費、これも節については昨年と変動はございません。

明細書は39ページであります。

前年度と比較いたしまして増額となっております理由といたしましては、徳之島3町ネコ対策協議会負担金によるものであります。奄美・琉球の世界自然遺産に向けた活動として、奄美のクロウサギなど希少動物の保護を目的として、ネコ対策の必要性として27年の10月26日に立ち上げております。

3目清掃費、明細書は40ページでございます。

節に対しては皆変動はなしですが、前年度と比較いたしまして減額となっておりますが、理由といたしましては、徳之島広域連合事務組合負担金の減額となっております。焼却施設委託料の不用分並びに火葬場2号棟の新設工事によるものであります。

4目美しい村づくり総合事業、明細書は40ページでございます。

前年度と比較いたしまして、ほぼ同額でございます。

次、予算書の50ページ、5目海岸漂着物対策推進事業、この節は昨年と同じです。比較いたしまして増額となっておりますが、海岸清掃者の賃金の増です。昨年までは5名でございましたが、今年は6名を雇用する予定でございます。

以上、環境課でございます。

#### ○経済課長（上木義一君）

引き続き、経済課の補足説明をいたします。

55ページをお開きください。明細書の47ページです。

5款農林水産業費1項農業費4目農業総務費13節委託料、216万円、伊仙町農業振興地域整備計画図面作成でございますけど、これは昭和46年度に当初計画がされており、平成元年度に追加計画を策定しております。

全体的な見直しが約30年間されておらず、各種新規事業等にもいろんなふうに支障をきたしているということと、また、土地改良の進捗、道路等住宅整備、牛舎等、町全体の農業振興計画に支障をきたしているため、今年度に委託するものであります。

56ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金の下から5番目、環境にやさしい農業総合推進事業補助金でございますけど、これは27年度まで国庫事業で環境にやさしい総合事業がありましたけど、今年度から廃目となりまして、今年度から町単独予算で過疎交付金を使った過疎債を使って町単独で実施し、多目的に堆肥等を散布しながら持続の高い土づくりを推進するというところで、また、反収向上に努めていくことで、今回、600万円、これは2分の1の負担として実施したいと考えております。

その下のカミキリムシの防除剤購入補助でございますけど、これは20万円。去年から実施しております、引き続き今年度も2分の1負担で実施をしたいと考えております。

5目特殊病害虫防除対策費の7節賃金、477万5,000円の人夫賃金の内訳でございますけど、これは、CGの人夫作業費として96万円、あと200万円がミカンコミバエのテックス板設置の7,000円の20名の1週間の2回ということで予算計上をしております。

あと、11節の需要費の消耗品、これもミカンコミバエとCGの2つに、分けて予算を執行するわけでございますけど、ミカンコミバエの消耗品としては、マスクとか、手袋、合羽等、そういったのを購入の予定をしております。CGのほうは、いろんな薬剤等を購入する予定で、今、計画をしております。

6目糖業振興費19節負担金及び交付金の一番下のサトウキビ単収向上対策事業補助金100万円

ございますけど、今年の産業祭時に、今、単収向上に努めるために、メリクロン苗、そして、一芽苗等、広く町内全域に浸透させながら、単収向上に努めるということで、町の3分の2助成、100万円を計上しております。

その下の7目有機物供給センター管理運営費の11節需要費の800万1,000円、修繕費でございますけど、議員の皆さんもご承知のとおり、有機物センターの本体のプログラム関係のコンピューターがロス化による本体が停止状態でありまして、現在も、し尿浄化槽での投入等は人力作業で実施している状態であり、また、人力の作業の中でスクリーン網を通してタンクのほうに投入するわけですけど、その中で、汚物関係も、いろんな細かいのが落ちて、そうして本体にポンプアップされて、本体のタンクに堆積をして、今、ポンプが不具合の状態で稼働しているわけですので、早急な修繕、修理等が必要ということで、今回、800万円の予算計上をしております。

58ページをお開きください。明細書の49ページから50ページでございます。

19節の負担金及び交付金の一番下の畜産資材購入113万4,000円でございますけど、これは、スタンションとか、カワハッチ、子牛を入れるケージでございますけど、今現在、非常に農家のほうから要望がありまして、多頭飼育が多くなったということで何とか助成できないという声が、農団体、そうして、畜産の部会等でありまして、新規就農者青年給付金ももらっている若い人たちにも何とか助成しようということで、今回、個数は少ないですが、スタンションが15基、カワハッチも15基の助成をしたいと思います。

52ページをお開きください。

12目の農林水産物輸送コスト支援事業19節負担金及び交付金の8,160万8,000円でございますけど、これは、前年度は1億2,400万円ほど計上しておりましたけど、今回も民間の5団体に対して訪問、事情説明をしながら、輸送コスト、予算を活用できないかということでお願いをして回りましたが、それができなかったということで、今年度は4,000万円ほど減額しております。

60ページをお開きください。

一番下のほうに、先ほど説明しました環境にやさしい農業推進事業費が廃目となりまして、廃目の理由としては、申込者が非常に少ないということで、それと、バレイショとか、いろんな植付時期に、通知から実施に至るまでがなかなか調整ができないのもありまして、申込者が少ないということで、この分は廃目をして、先ほどの町単独による、今度は多目的に使えるように実施をしました。

64ページをお開きください。

64ページの5款の農林水産業費4項水産業費1目水産振興費の13節の委託料、95万3,000円、サンゴ礁保全対策事業委託料でございますけど、これは、前年度まで企画課のほうで委託を実施しておったわけでございますけど、今年度から経済課のほうにサンゴ礁事業が予算計上されたということですので報告をしておきます。

以上で経済課の説明を終わります。

## ○耕地課長（穂 浩一君）

それでは、耕地課関係の歳出予算のご説明を行います。

予算書の61ページをお開きください。明細書の53ページとなります。

第5款農林水産業費第2項農地費第1目農地総務費11節需要費、光熱水費が120万円とありますが、これは、町内の地下水ポンプの電気使用料でございます。合わせて、その下の修繕費100万円と計上してございますが、これについては地下水ポンプの修繕費でございます。

13節委託料、一筆測量図面の作成業務委託料につきましては、畑総をしているところの終了後の地区ごとの図面の作成業務でございます。112万4,000円でございます。

その下の、農道台帳作成委託料、これにつきましては、畑総完了後、農道の路線が変わったところの修正及び町道との調整の台帳の委託料でございます。376万円でございます。

62ページをお願いいたします。事業別明細につきましても53ページでございます。

19節の負担金及び交付金の多面的支払交付金の町負担金でございますが、これは、町内7組織ございます多面的の組織への国と県と町との負担金を合わせた各組織への負担金でございます。1,632万4,000円でございます。

その次、伊仙町土地改良区の運営補助金、これは350万円でございます。

その下、徳之島用水土地改良区の運営の負担金、これは685万9,000円でございます。

その下、伊仙町畑かん施設推進協議会負担金というのが、28年度から新たに新設されたものであります。この事業の目的としましては、今後、推進していく畑かん事業の同意取得等の推進のための協議会設立による町の負担金でございます。この推進協議会には、建設業協会、農協、南西糖業を予定しております。

その次は、2目特定地域振興生産基盤整備事業19節負担金補助及び交付金でございますが、一番上の第2面縄2期地区につきましては、6haの区画整理事業予定しております。その次の、同じく喜念地区におきましては、1.5haの区画整理の計画をしております。

その次の糸木名地区でございますが、これは28年度新規の国営の犬田布団地及び八重竿団地の畑かん事業でございます。他につきましては、地区内の測量を予定しております。

小島、河地地区と第1面縄地区につきましては、もう事業が終了に近づきましたので、換地業務でございます。

続きまして、第2面縄1期地区につきましては、今年度14haの区画整理を予定しております。

その次の担い手支援型の畑かん町負担金につきましては、これは、木之香、阿権地区と崎原地区が合わさったものでございます。木之香、阿権地区につきましては、引き続き、地区内の道路下のパイプライン敷設工事でございます。崎原地区につきましても、同じく地区内の道路下のパイプライン敷設工事を予定しております。

その次の基幹水利ストックマネジメント事業につきましては、今年度は南西糖業からの上りの町道下のパイプラインの更新を200mと、ダムの大きなポンプが2つございますが、そのポンプの更新

でございます。

63ページの4目13委託料、ここにテレメーターの保守業務委託料等がございますが、これは、ダムの管理機器の保守管理業務の委託料でございます。

続きまして、6目の地籍調査事業につきましては、今年度は仙寿の里からそうばる住宅のほうに向けて、0.21km<sup>2</sup>、約21町歩を予定しております。27年度までは測量委託のみを業者をお願いしておりましたが、立ち合いから測量までの委託を予定しております。それが13委託料の853万9,000円でございます。

以上で耕地課の説明を終わります。

#### ○建設課長補佐（久保 等君）

それでは、議案第33号平成28年度伊仙町一般会計予算の土木費について補足説明いたします。

予算書の67ページをお開きください。事業明細書については57ページです。

7款土木費2項土木管理費1目土木総務費、4,764万4,000円を計上しております。前年度比826万2,000円の増額です。要因としましては、人件費の対前年度比809万8,000円の増額と、68ページの14節システム使用料、20万円の増額になります。このシステム使用料としては、28年度から完全実施になります電子入札システム導入に伴う電子閲覧システム使用料でありまして、本年度から発生する予算になります。

続きまして、明細書は58ページです。

2項道路橋梁費1目過疎対策事業費、2,560万円、対前年比300万円の増額で計上しています。この要因としまして、15節の工事請負費を300万円増額計上するものです。この工事費については、ご存じのとおり、役場前の冠水対策としまして、中伊仙線の排水溝の工事費であります。

3目道路維持費に移りまして、明細書はそのまま58ページです。

854万3,000円計上です。比較としまして、230万円の増額です。要因としまして、7節賃金の対前年度比188万円の増額、16節の原材料費の前年度比較50万円の増額によるものです。この人夫賃金につきましては、28年度から月15日制で2名の臨時雇用をし、道路の補修や伐採等の維持管理事業を行うための計上であります。

4目社会資本整備総合交付金事業につきまして、明細書はそのまま58ページです。

1億96万7,000円計上しております。比較1,986万7,000円の増額計上です。要因としまして、14節の使用料及び賃借料の対前年度比86万8,000円、13節委託料の1,000万円、それから、15節工事請負費の900万円の増額計上が要因となっております。

使用料につきましては、積算システム使用料の電算システム1台追加分です。水道課、企画課でも、この電算を使用することがふえたことから、災害時等にスムーズに事業を進めるためにも1台追加するために計上してあります。

委託料につきましては、先日、現地調査時に説明した阿権馬根線の実施測量設計委託料を計上しております。

工事請負費につきましては、義名山の伊仙馬根線の最終地点、その工事費を計上してあります。続きまして、予算書69ページ、明細書59ページをお開きください。

5目防災安全社会資本整備交付金事業の説明を行います。1億6,416万9,000円を計上しております。比較、1,896万4,000円の増額計上です。増額の主なものとしまして、13節の委託料1,100万円、15節工事請負費の前年度比900万円の増額計上です。

委託料につきましては、第2阿権橋の設計委託料500万円と（路面性状調査委託料）として600万円を計上しております。

工事請負費につきましては、鹿浦橋の下部工橋台1基分と上部工、その他、道路舗装補修工事費を計上してあります。これにつきましては、27年度から計画の中で予算的に1路線、2年間にわたって工事をしないといけないところとも出てきまして、面縄中山線、それから、犬田布のミノハナ線、阿三中山線、西犬田布線、阿権八重竿線等も計画が入っております。

続きまして、7款土木費3項港湾費1目港湾管理費について説明いたします。

明細書は59ページです。

46万2,000円、比較450万円の減額計上です。この減額計上につきましては、港湾施設の長寿命化計画策定委託料が27年度に発生していた関係上、これが今年度はなくなるということで450万円の減額によるものです。

次に、4項住宅費1目住宅管理費について説明いたします。

明細書は59ページです。

2,002万7,000円、比較176万円の増額計上です。増額の主としまして、これは人件費の962万円の増額、あと、7節賃金につきましては、住宅の維持管理のための人夫賃金70万円、大工賃金117万円の計上でございます。

11節の需要費につきましては、修繕費、ガス、水道、電気等の修理で、部品や器具を含み、短時間で完了する修繕費等を充てるために250万円の計上をしております。

12節の役務費の主としまして、産業廃棄物手数料75万円ですが、これは大久保住宅の取り壊し予定がありますので計上してあります。

それと、14節の使用料及び賃借料につきましては、重機借上料、これも大久保住宅の取り壊しの90万円を計上しております。

それから、19節に移りまして、負担金補助及び交付金についてなんですが、公営住宅管理システム導入負担金、これは、施設及び家賃、入退居申請時の書類等の管理システムであり、既に、天城町と徳之島町ではこのシステムを導入済みでありまして、この導入に関しまして77万8,000円計上してあります。この導入のための負担金は、本年度のみの計上になります。

このシステム導入に伴い、公営住宅管理システムの負担金として36万7,000円計上しております。当負担金につきましては、今年度から発生し、翌年度からも続くこととなります。

続きまして、2目の公営住宅建設事業費の説明に移ります。

予算書が70から71ページ、明細書は61ページです。

1億5,612万7,000円の計上であります。比較1億4,185万5,000円の増額計上であります。増額の主なものとしまして、13節の委託料、設計委託料、これは大久保住宅の設計委託料750万円、それから、喜念団地の工事管理委託料750万円を計上してあります。

15節工事請負費、これも喜念団地の建築請負費1億3,800万円の計上であります。

それから、17節の公有財産購入費につきましては、大久保団地建築用地で200万円計上してあります。

以上で7款土木費の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○教委総務課長（仲島正敏君）

引き続きまして、第9款教育費の説明をいたします。

予算書は72ページから、明細書は61ページからでございます。

主だったものを説明したいと思います。

項のほうでは教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費、6項の保健体育費のうちの1目の保健体育総務費につきまして説明をいたします。

まず、73ページの節9旅費、こちらは指導主事の赴任旅費が今年度発生する予定でございますので計上してございます。

続きまして、74ページで、明細書が63ページですが、3目外国人青年招致事業費のうちの旅費、108万6,000円は、新しくALTが赴任する旅費でございます。

続きまして、77ページ、明細書の64ページから65ページにおきまして、11節需用費の中の修繕費が462万2,000円。こちらは各小学校のほうから要望が出ているものを精査いたしまして、修繕のほうを行っていきたいと思っております。

続きまして、その下の印刷製本費でございます。今年度は、まず、小学校3、4年生の副読本であります、わたしたちの徳之島という本が改定になりますので、それに伴いましての80万円と、新しく始まります小学生の漢字検定の費用でございます。83万円でございます。合わせまして163万円でございます。

続きまして、その下の下、教師用教科書指導書代が昨年度は834万1,000円計上してございますけれども、今年度は5万円ということで、昨年度は5年に1回の改定がございまして、800万円強計上してございましたけれども、今年度はないということで5万円にしてございます。

続きまして、予算書の78ページ、明細書の65ページでございます。

18節の備品購入費、こちらのほうが各小学校の机、椅子の購入がまだ残っているということで、今年度、計画をいたしております。

予算書の80ページでございます。明細書が66ページで、こちらの11節需用費。今年度中学校のほう教科書の改定に伴いまして、昨年度5万円の計上が、今年度は383万円計上してございます。

続きまして、13節委託料の中の設計管理委託料が150万円。こちらは27年度で調査しておりました

伊仙中学校の校舎の耐震補強の設計管理委託でございます。調査資料が上がりましたら、できればまた工事のほうは補正対応をお願いをしたいと思います。できますれば、夏休みに工事ができるような形がとればなと思っております。

続きまして、81ページの備品購入費70万2,000円。こちらは、現在、ほーらい館以外では犬田布中学校に町のプールがありますが、西部地区の3小学校も犬田布町のプールを使います。そのため、高さが遭わないということで、プールフロー台という上げ底をするものを整備するということでございます。

以上で学校教育関係のほうの教育費の説明を終了いたします。

#### ○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、社会教育課管轄に関する平成28年度当初予算書の説明をいたしたいと思います。

予算書におきましては83ページ以降に当たります。事業明細書につきましては、68ページから73ページにかけて、ご参照いただきたいと思います。

それでは、まず、1目の社会教育総務費から2目公民館費等につきましては、同様の各節におきまして、必要経費等並びに負担金等が計上をされております。

続きまして、85ページ、文化費等につきましても、必要経費等が計上されております。

4目図書室運営費でございますが、節の13委託料でございます。図書館システム導入委託料が本年度計上されておりますが、現在の使用しているシステムが更新期に当たるということで、新しいシステムを本年度導入するというところでございます。

新しいシステムを導入することによって、今までは伊仙町の図書室の図書しか登録ができませんでしたが、今回、徳之島町との共同導入ということで、徳之島町の図書館の図書に関しても伊仙町の図書室内で検索し、閲覧することができると、それから、貸借に関してもできるようなシステムでございます。

当初は徳之島3町ということで話を進めていりましたが、天城町のほうがちょっと離脱をいたしまして、今回、28年度につきましては、伊仙町と徳之島町の共同導入という形になっております。

その他の各節につきましては、必要経費でございます。

続きまして、86ページ、目5、歴史民俗資料館費でございますが、こちらのほうに関して各節において、昨年同様の各事務費、経費等でございます。

目6の社会体育費につきましても同様でございます。

続きまして、87ページ、生涯学習振興費につきましても同様でございます。

続きまして、88ページ、8目の義名山公園管理費でございます。こちらのほうに、新しく賃金といたしまして伐採賃金を計上してございますが、義名山公園におきまして、昨年度は各公園内職員の方で伐採等について対応してきましたが、非常に手が回らない、追いつかないというふうな状況がございまして、利用する団体等からお叱り等を受けた事もございます。そういった関係で、一応、4月から9月までの6カ月間、月8日程度、伐採の賃金を組ませていただいているという

ことで計上してございます。

その他については必要経費でございます。

9目町内遺跡確認調査費でございますが、今年度は1カ所、面縄城跡の調査を行う予定でございます。この事業につきましては、国の50%、県の10%の支出金となっております。

続きまして、10目の史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡活用事業費でございますが、従来行われてきた事業でございますが、今年度におきましても、出土品の整理等の事業を行う予定でございます。この事業につきましても、国50%、県10%の支出金となっております。

続きまして、11目の県営畑総地内遺跡等発掘調査事業費でございます。昨年度、この事業は面縄地区で実施が行われましたが、今年度は調査事業の予定がございません。昨年、27年度の出土品の整理、調査、報告書作成等の事業として予定をいたしております。本事業につきましては、県の90%支出金となっております。

続きまして、12目の県道拡幅工事に伴う遺跡等発掘調査事業につきましても、昨年度、犬田布地区で実施されましたが、今年度、28年度におきましては新しい予定はございませんが、27年度の出土品の調査、整理等を行うという事業でございます。本事業につきましても、県の90%の支出金となっております。

以上でございますが、平成28年度の施政方針、10ページから11ページ、12ページにかけて履行するために行う事業費として計上してございます。

以上でございます。

#### ○学給センター所長（永島 均君）

続きまして、給食センターの予算の説明をしたいと思います。

予算書の90ページ、説明の74ページから75ページをお開けください。

新年度予算が4,694万3,000円に對しまして、608万8,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、職員が1人減になりましたので、その給料と手当等によるものであります。

あとは、ほとんど例年どおりの計上となっておりますが、1つだけ、節18の備品購入費ですが、フードスライサーの購入費といたしまして151万2,000円を計上してありますが、このスライサーというのは、食材の野菜等をみじん切りとか、短冊とか、千切り、いちょう切りなどにするものですが、何せ20年以上前に購入されているものでありまして、部品ももう全然なくてメンテナンスができないということで、本年度計上いたしました。

以上です。よろしくお願ひします。

#### ○農委事務局長（勇元孝治君）

農業委員会です。よろしくお願ひします。

53ページをお願ひします。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、これは前年度と同額、以降、同額計上です。

そして、2目の農業者年金事業費、これも前年度とほぼ同額計上してあります。

そして、3目機構集積支援事業費、これは前年度より464万円の減額となっておりますが、これは、前年度に農地中間管理機構事業に伴う全農家に土地の農家意向調査を実施し、終わっておりますので、その分を今年度は減額しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

お諮りいたします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次の会議は3月17日木曜日、午前10時に再開いたします。

本日はこれで延会します。

延 会 午後 3時39分



# 平成28年第 1 回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成28年 3 月17日



平成28年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成28年 3月17日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第32号 平成28年度伊仙町一般会計予算
- 日程第2 議案第33号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第34号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第35号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第36号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- 日程第6 議案第37号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- 日程第7 議案第38号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君                      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長補佐	幸孝一君
建設課長補佐	久保等君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

～平成28年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

おはようございます。ただいまから平成28年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

日程第 1、議案第32号、平成28年度伊仙町一般会計予算を議題とし、一昨日の議事を続けます。

まず、議案第32号、平成28年度伊仙町一般会計予算の 8 ページにあります債務負担行為について、町長より提案理由の説明を求めたいと思います。

○町長（大久保明君）

債務負担行為に関しまして説明いたしたいと思います。

今伊仙町の、人口減少対策といたしまして、民間の会社に住宅をつくっていただきまして、そしてそれを町がリース料として払っていくという形にしていった場合、昨日、県の理事会の中でいろいろ質問をした中でわかったことは、国が社会資本整備事業の中で、この自治体、行政に対して住宅をつくって貸し付けるといふような制度が出てまいります、これは P F I です、そういう事業がこれからどんどん出てくると思います。

それを県の町営住宅のマスタープランでは、年 1 カ所ぐらい、2 年に 2 カ所、3 カ所ぐらいしかできない状況で、いろんな若者が帰ってきたりしやすくするような環境をつくることができないわけですから、これを積極的に進めていきたいと考えております。

これから伊仙町が長寿子宝の町として、この前東京のほうでもシンポジウムを開催いたしまして、そのような取り組むアピールもどんどんやっていけば、この町に対する注目度は大変大きくなってくると思います。

また、この前も報告しましたがけれども、世界自然遺産の中で阿権川、鹿浦川周辺からカムイヤキにかけてが、コアゾーンとほぼ同等の環境文化交流ゾーンということでも、環境省のほうがそういうこともほぼ決定してまいりましたので、多くの方々が特に自然遺産になった場合、散策や長距離歩道などを活用していくと、そしてそこに民泊をしていくとかいうことになれば、相当の人たちがこの町にやって来る可能性は、これはかなり確率が高い状況になってまいります。

そのためのいろんな移住のための住宅は、若者を町内に居住させる住宅政策と同時に、移住した方々の今お試し住宅、移住というのをやっていますけれども、かなりの人たちを我々はやっぱり集めてくる政策をしたときに、住宅をどんどん積極的につくっていくということが重要であります。

これは前回も報告したかもしれませんが、海土町は120戸ぐらいの住宅をどんどんつくって、入ったらまた新しく常に余裕がある状況で、住宅をつくって待っておくという政策をとっております。

そうすれば、移住したい人が来て、今からちょっと住宅を探しますということであれば、ほぼ来ることはないそうでありますので、そういうふうな積極的な政策をしていくことが重要であると思

います。

それから、もう一つは、住宅政策を推進しなければいけないことは、今県の教員の町内居住は、我々が常に訴えていかなければ、やはりその地域の中心地に住むように仕組みがなっているわけです、それは内々示という問題であります。これを県の教育長に、昨日も話したら、早速改善していくようになっていくと。

教員住宅も劣悪化しているところは改修するようにやっていきたいと、昨日話していましたので。

要するに私たちは、伊仙町出身者が町外に居住しているということを、これからはその人たちが戻って来られるような環境を徹底してつくっていくということ。

これは例えば同じ島内で若者を取り合いしても意味がないという意見もありますけども、決してそうではありません。

伊仙町のことを考えていたら、伊仙町出身者が伊仙町に戻ってくるというのは当たり前のことであります。

そうしないと自治体は運営できない状況になってきますので、同時に魅力ある町にしていったら、多くの出身者も今のところ、本当に町がよくなるのか、出身者はまだ懐疑的な状況ですから、本当に地方創生という大きな流れの中で、これをいかにこの動きを広げていいかと、流れをつくっていくかということ、私たちは必ずできると思います。

農業支援センターもつくって、今年は、税務担当の方が答弁したとおり、税収が前年より上がってきたというのは、農家の方々やっと少しは余裕が出てくるような状況にありますので、そして付加価値の高い農業をやっていくという、政策展開を常に前向きに考えていくということが地方創生そのものであると思いますので、そういった意味での今回の債務負担行為であります。

詳細については、総務課長のほうからまた答弁していただきます。

#### ○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

補足説明があれば、これを許します。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

8ページの第2条の債務負担行為でございますけども、我々今回この債務負担行為に関しまして提案した詳細な理由というのは、今町内での住宅不足に鑑みて、今我々家賃低廉化事業で公営住宅を設置してきているわけでございますけども、これに関しましては鹿児島県住宅住環境整備計画という計画がございまして、各市町村住宅整備がこれに沿った形でしかできないと。

ですから、年間的な計画を申し上げますと、6から8程度の計画を今伊仙町でしているわけですが、こういう状況でございます。

その中で、このリース事業、住宅のリース事業というのは、まずメリットといたしまして初期投資で抑えられるということと、あと住宅建設までの時間的なのが短縮できるというメリットがございまして。

あと、公営住宅法に基づかない町独自の家賃設定が可能であるということです。

あと、所得関係の制限に関して、町独自の方法が採用できるという4点の利点がございまして、これに関しまして公営住宅事業とリース事業の比較、健全的な比較がつくっておりますので、これに関してもまた後ほど、しっかり説明してまいりたいと思っております。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時20分

---

再開 午後 1時37分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。町長のほうに補足説明がありますので許可します。

○町長（大久保明君）

予算書の1ページの第2条の債務負担行為について、先ほど全員協議会で委員の方々と議論した経過について報告したいと思います。

今回の債務負担行為、これは民間活力による住宅建設であります。

その過去の公営住宅と比較した点などについての説明でございましたけれども、内容について議会のほうからの詳細な説明が足らなかったという点と、そして今後かなり流動的な形でこの事業は、国が率先して始めたばかりの中で、国がこの事業に対して積極的に支援事業を今後事業化していく可能性が出てまいりましたので、その点も含めて今回の当初予算では、この債務負担行為を3ページありますけども削除いたしまして、6月議会のほうで今後の推移を、あらゆる町に負担の少ない形での事業獲得のために、そして何よりも午前中も申し上げたように、1人でも多く伊仙町に住み着く子育て世代の方々、また移住してくるの方々、各種技術を持った方々を積極的にアピールして、この町の魅力を発信していくことで地方創生は進んでいきます。

そのために、最重要課題は住宅政策でありますので、これは今後の空き家対策に対する事業等をいろいろ要請しながら、いろんな形を同時並行しながら進めていくことが肝要だと思っておりますので、午前中の全協での議員の方々の積極的なご意見に関しまして、今後先ほど議長のほうから執行部への提言がございましたので、今後とも議会の方々がいろんな事業に関しては先進地視察などをしながら、そして執行部も、執行部間での横の連携をさらに強化して、説明責任を今まで以上に果たしていかなければならないと、午前中そういうふうな思いがありましたので、ご理解いただきたいと思っております。

6月議会までには議会の方々としっかりしたビジョンを共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

今の補足説明があったように、この予算審議に関しては、その債務負担行為を除いた部分についての審議というふうになりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議案第32号、平成28年度伊仙町一般会計予算について、これより質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成28年度一般会計予算書についての質疑をいたします。

まず、28ページをお願いします。

28ページの中の負担金補助及び交付金、この一番下に新しい事業として、がんばる集落支援事業補助金として312万円ほど予算措置されておりますが、説明の中では計画2万円、策定時10万円ということで説明があったわけですが、集落独自に提案型のこれ事業何でもいいのか。

例えば、これ以前天城町で聞いた話では、天城町では各集落にこのように集落単位でお金を交付して、ある集落では瀬滝集落かな、あそこで県道沿いに公民館に鳴らす鐘が設置してある集落もありますし、松原かな、展望台を松原から轟木に抜ける山の上に、その交付金で設置してある集落もありますし、いろいろ各集落、天城町では14集落ありますが、このように違っている集落の采配でこの予算をやっているような気がしましたが、これについて再度説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

がんばる集落の支援事業に関しまして説明をいたします。

我々、今このがんばる集落に関しまして、この事業やっていこうという中で伊仙町の駐在員会の中でも議論しまして、まずは集落のほうで集落の計画を策定してくれと、結局は今ある集落の中で集落規約がない集落もございます。

あと、役員が誰なのかはっきりしない集落もありますんで、その辺の集落の組織をちゃんとつくり上げていただきたいと。

組織をつくり上げる中で、集落の区費というか、会費もちゃんと集めるような組織にしていきたいと。

その中で、そういうものをつくり上げるのがまずは計画の策定事業の中で、この話し合い事業をちゃんと取り組んでいただきたいと。

その中でこれからどういう集落になっていくのか、どういう集落を目指していくのか、その辺も含めて、その大きな事業となってやっていくためにどういうことをしなきゃいけないという中で、例えば、先進地を見ていきたいというのがありましたら、その一部として我々町から補助金を交付しましょうというような形で、まず今度はこの選定をするときに、集落から上がってきて総務課で選定するのではなくて、事務局が総務課にあります、集落の代表3名ぐらいだとかあるいは外部の人たちも含めて、選定プラス検証する委員会というか、そういうのもこの中でつくり上げていきたいと。

ですから、全てがこういうことをやりたいということで、やっぱり真新しいちゃんとしたもの、あるいはこれからの集落、地域が活性化していくような事業を、しっかり選定をしてやっていただきたいと思っておりますので、一律に幾らずつ配るといったような形ではございませんので、提案型

という感じで考えていただければなと思います。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、例えば私も小島集落ですが、昨年区費というのを1戸当たり3,000円集めているわけですが、これ集めて、もう計画がされて、組織ができている集落においては、そのままこの2万円はいただけるということですね。

○総務課長（樺山 誠君）

あくまでも申請事業です。

集落からこういうことをやって、この集落ではこういう計画ができていますと、組織もちゃんとできていますので、こういう計画をつくっていきたいという申請ですと。あくまでも申請ですから、できているから一方的に交付するということはしません。

○3番（牧 徳久君）

例えば、現在河地あたりは区長がいらっしゃらない集落、またはこの312万円というのは、伊仙町には33集落あるわけですが、これ全集落の分でありますか。この2点お願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

予算の根拠に関しましては、今のところ集落の策定事業に対して25集落あるので、2万円掛ける25で、50万円です。

あと、1団体に対して計画の実施段階に当たっては10万という全体的にそういうような考え方がありますけども、あくまでも申請をしてきて、審査委員会で通った事業に関してやるということです。

○3番（牧 徳久君）

わかりました。

それと、先ほど区長がいない集落は、誰に申請したらいいですか。

○総務課長（樺山 誠君）

区長がいない集落は、集落担当職員という形で、各集落に担当員を配置してしまっていて、今年度27年度までは文書の配布だとかそういうのをしてはいましたけども、駐在員会の中でちゃんと話し合いをしまして、4月からは職員が文書配布をしませんと、そのかわり集落農家の中に入って、その計画策定や、そういうときにお手伝いをするというような形で今話し合いができておいて、その中で駐在員がいないところは早急に駐在員をまず決定していただいてやっていただくと。

結局は集落駐在員も決めて、駐在員代表者もいないところにはっきりいって交付ができるかということですが、やっぱりしっかりした集落の代表者をまず決めるのが先だと思うので、いないところは、まずそれから決めていただきたいというふうに思っています。

○3番（牧 徳久君）

4月から、またもとに戻って、小組合長さんが町のいろいろな文書を配布するということですね。続きまして、37ページですが、今年は参議員選挙とか県知事選挙が4月に行われますが、これは

4月、任期が違うわけですけど、これ同時に選挙される予定ですか。

○選管書記長（田島輝久君）

選挙日程については、まだ県からのほうの指示等が出てないが、予想としては多分同日選挙になるかと思います。

○3番（牧 徳久君）

以前、一般質問でもしましたが、この選挙から18歳以上の方も投票できるわけですので、現役の学生あたり、こういった方に対しても選挙が適用されるわけですが、これに対しても対応をとっているのかお伺いしてみたいです。

○選管書記長（田島輝久君）

現在大島地区の明推協の白バラというのが来月に配布される予定になっております。それ以外に総務省のリーフレットが今作成中で、多分4月中には全戸配布されるということになります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、42ページ、42ページの20扶助費の中の民生費の、敬老祝い金452万円計上されておりますが、今年80歳以上減額になって、子供の育成のほうに努力しようという町の計らいで、敬老祝い金も大分減額になっておりますが、これ内容についてはどうなっておりますかね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

昨年度から90歳以上が1万円、100歳以上が8万円、あと110歳以上が36万円となっております。

○3番（牧 徳久君）

それでは、もう80歳以上とかこういうのはなくなって、子供のほうに手当を増額したということではよろしいですか、はい。

その下の43ページですけど、これ同じく扶助費のこれは障害者福祉費の中の20扶助費の中の障害者自立支援給付事業費であります、2億1,100万円かな、この金はどこに支出するのかお伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えします。

明細費の36ページのほうにあります扶助費、介護給付、訓練給付等の事業費としまして施設入所されている障害者の皆さんの負担軽減ということでもあります。

○3番（牧 徳久君）

いわば、施設に入所されている方の病院の交付みたいな感じですか、わかりました。

続きまして、45ページの臨時福祉給付金事業費の中の臨時福祉給付金、これについても2,460万、大きな金が町民に福祉金として支給されますが、これについても昨年もありましたし、今年もあるわけですし、これについてはこれを含めて、この下に同じく負担金補助及び交付金、年金生活者支

援臨時福祉給付金というのも低所得者から4,700万とあるわけですが、これ全町民が対象ですか。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

低所得者向けですけれども、まずは。平成26年からスタートしておりまして、26年が1万円、27年が6,000円、28年が3,000円支給されます。

これは非課税世帯の低所得者向けになります。

それから、2番目の低所得の障害遺族基礎年金受給者向けの給付金が、あと低所得の高齢者で、平成27年度の対象者となったうちに、平成28年度中に65歳以上となる方を対象に3万円、28年度は支給される予定です。

**○3番（牧 徳久君）**

これについても町民に周知徹底は、何かの方法で全世界帯周知していただきたいと思います。

次に、50ページお願いします。50ページの中の4の衛生費、環境海岸漂着物地域対策推進事業費であります。国庫補助金2,100万ほど出ておりますが、今年は海岸清掃賃金も増額されまして6人体制ですという説明がありましたが、今後世界遺産に向けて、たび重なる台風が常襲する外海離島の徳之島でありまして、以前、小原海岸あたりも漁業組合に委託して清掃したこともありますが、今後もこういったことを考えられるのかどうかお伺いしてみたいと思います。

**○環境課長（佐藤光利君）**

牧議員の質問にお答えいたします。

一昨年、そしてその前もですが、業者さんまたは漁業集落のほうにお願いしてございましたが、人夫賃金を入れて役場のほうで今やっておるところです。

**○3番（牧 徳久君）**

昨年は小原あたり、おりる場所が険しいということで、船で岬の裏のところとか小原、あそこは漁業集落の出船を2隻出して清掃したわけですが、こういったのは今後、考えてないということですが、じゃ、小原あたり今後も引き続き岬のあたりも清掃はされますかお伺いします。

**○環境課長（佐藤光利君）**

人夫賃金を入れてする予定にしております。

また、船も借り上げをしておるところであります。

この予算を今日つけましたが、昨日国のほうから指針が出まして、75%以内に抑えなさいということがきのう決定いたしましたので、少しまた削減するかもしれません。

**○3番（牧 徳久君）**

ぜひ津々浦々まで世界遺産に向けて、国から予算が出ているわけですので、清掃を徹底していただきたいと思います。

あと、53ページ、53ページの9目のすくすく親子推進事業費の中の19負担金補助及び交付金、参加費用支援事業補助金600万計上されておりますが、これについては3町で恐らくこのような予算が組まれまして参加費を確保したことだろうと思いますが、医師は何名体制でされるのかお伺いして

みたいと思います。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

産科医確保ということで、今2名体制で徳洲会病院にさせていただいています。一月25万円です、お一人25万円が50万円ですさせていただいています。

○3番（牧 徳久君）

非常にこれについては参加費でなくて、細かくしている中で、この3町の予算化で実現したわけですが、今後もこの子宝の町、島として、この事業は引き続き続けていただいて、都会から子供、孫あたりが里帰り出産、こういったのをできるような体制でとられていただければと思っているところでもあります。

あと、経済課のほうも2点、3点お聞きします。

57ページの7目の有機物供給センター管理運営費の委託料あたりは993万円、昨年どおりですが、修繕費として800万円という多額な予算が計上されておりますが、今後とも老朽化でこのような修繕費が発生するものと思われませんが、美山議員が、徳之島町のほうに施設がありまして余り活用されてないということで、例えば天城町あたりではこういう施設がない、伊仙町も故障している中で、この広域で、3カ町で徳之島町の施設を借り上げてしたほうが、今後ともこの予算節約になるんじゃないかと言っていました、これどうなりましたかね。

○経済課長補佐（幸 孝一君）

先般、美山議員のほうから以上のご提案をいただきました。

なるほど、すばらしいご意見だなと思ったところですが、国庫補助でつくっている施設であります。

借入金の返済中でもありますし、そこを目的外の使用ということで町外からの搬入は非常に厳しいのかなというふうなことで今のところ結論が出ていますが、徳之島町としても非常に赤字であるということ、他2町にはそういう施設がないということを考えますと、十分に検討する価値はあるのかなというように思っております。

皆さんのほうに視察に行っていて、今回800万を計上させていただきましたが、この800万については堆積物の除去のみでありまして、施設全体の更新あるいは機能をもとに復元するというようなものではありません、最低限の施設修繕費でありますので、これ以上かかるのかということ、かけないと正常には戻らないというふうには認識しております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

そうすると、今後もこのような多額の金が発生するということであります関係上、こういった徳之島町も赤字で困っているという現状でありますので、これをどうにか3町の町長で国に陳情するなりして改善策はあると思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（大久保明君）

施設の有効活用ということに對しましては、いろんな制約がある中で、今3町で応援したら3町の利益になるということでもありますので、過去いろんな状況の中で、成績判断でいろんなことが前向きに解決してきた例は多数あると思いますので、町長レベルでこの話は具体的にはしたことがありませんので、この議会の中で質問はあったと思います。

そのときも明確な答弁はしてなかったと思いますので、この政治的な判断というのは県も含めて、いろんな縦割り行政を横串で刺していくということが一つの方法であるわけです。

各町でやっているのを広域連合でできないかということでもありますので、広域連合の中で食肉センターも、もともとは徳之島町の施設であった施設を、耐用年数と償還金の問題などはちょっと記憶にございませんけれども、3町広域連合で運営するという形の例もありますし、それからいろいろ調査研究などを進めていけば、今広域的な形で新しくやっていくように国は進めている状況です。

例えば地方創生に関しても広域的にやって、予算の有効活用ということと、その地域全体の発展のためには、そうすることが有益であれば十分これは可能ではないかなというふうにも思っておりますので、議員が提案したとおり、3町でこのことを、3町というか徳之島町長に、施設が徳之島町は集落排水、公共下水が完成するわけでもありますので、その辺は徳之島町の利益にもなるということなどを訴えていけば、3町で合意が達した場合には強く推進していけるとは思いますので、相談をしていきたいと思っております。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひ、このようにして、多額の一般財源がこれからも発生する予想があるわけですので、天城町も含めて、天城町はこういう施設がないわけですので、世界遺産に向けた取り組みなどを考慮すると、これは当たり前のことでもありますので、ぜひこれは3町の町長レベルで話し合いしていただきたいと思っております。

次に、58ページ、農林水産業費ですが、9目畜産振興費の中の23償還金、利子及び割引料、肉用牛特別導入事業国庫補助金返納金が770万ほど出ておりますが、この理由について説明をお願いします。わかる範囲内でいいです。

### ○経済課長補佐（幸 孝一君）

町有牛の導入に関しまして33万円の貸し付けを行っているわけですが、その返還が29年3月31日に支払い予定となっております。

27年度は一般会計より繰り入れまして、28年3月31日に1,044万4,395円の27年度支払い予定になっています。

28年度の見込みとして、今回計上してあります770万5,000円を今のところ予定しています。

### ○3番（牧 徳久君）

非常に今、子牛価格が高騰している中で、これはすばらしい事業だったわけですが、こうして一般財源町費で毎年返納金が生ずるということは大変なことでありまして、今後も返納金が発生するわけですか。

○総務課長（樺山 誠君）

肉用牛導入基金の中から繰り入れをして国に返すということです。

ですから、この原資は基金が原資になっております。

あと、返済表がありますが、7年間に分けて、今4年ぐらい過ぎましたが、7年間かけて返す計画でやる事業です。

あと、基金を積んだときに、国と県とのお金を基金積んだ中で会計検査がありまして、国の部分は返してくれと言われておりまして、その国の部分を今返している途中でございます。

○3番（牧 徳久君）

それは、その総額が少なくなる分、農家としては減額になるわけですかね。

○総務課長（樺山 誠君）

原資が、基金がなくなると貸し付ける、頭数が少なくなりますが、やはりその中で5年経過して満額返される部分終わります、今経済課の中では、やはり月5万ずつぐらいちゃんと取りながら完済していただくという作業等も進めておりますので、県の基金をそのまま使っていいわけですから、それでやっぱり貸し付けているということです。

○3番（牧 徳久君）

次に、その下の59ページの同じく農業費の中の12の農林水産物輸送コスト支援事業費の中の負担金補助及び交付金、農林水産物輸送コスト支援事業負担金として8,160万8,000円が予算措置されておりますが、これは5団体に交付するというので、以前これは決まる前にお伺いしたこともありますが、今農協では、これは個人に支援金が農家に、パレイショあたり出した人には個々に振り込まれているわけですが、あとの一般団体というか、一般業者の何人か3業者ぐらいいると思いますが、この業者については自分が受け取って農家には還元してないということを知りましたが、この今のおりよろしいでしょうか。

○経済課長補佐（幸 孝一君）

現在輸送コストに関して支援をしている団体につきましては、J A徳之島、J A天城、幸山ファーム、株式会社徳之島恵美菜園と4社でございます。

この両農協社については牧議員がおっしゃるように、出荷量に対して助成金をまだ還付しているわけですが、他2団体につきましては、共同利用ができる冷蔵倉庫あるいは集出荷にかかわる施設等の整備等に充てるということでお話を伺っておりますので、直接農家のほうに還元することにはいきませんが、間接的にそのような還元ができるものかと思っております。

○3番（牧 徳久君）

農協の場合は、口座振り込みでわかるわけですが、あとの2個人については間接的に冷蔵庫とかいろんな施設をつくっていると思いますが、これは農家に還元するというので、例えば、この種芋を保存するとした場合は無料でしているわけですか。

○経済課長補佐（幸 孝一君）

具体的にまだ事業自体が始まったばかりで、今現在どのような施設で整備するのかということで今話し合い等を持っているところであります。

集出荷に関するある団体につきましては、植えつけを委託していると。

その委託したものを掘り取るための作業着等も多分購入の対象になるのではないかなと思ったりしているところであります。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひ、そのところはっきりしていただいて、キロ当たり何十円という金がおりにあるわけですが、実際、何千万なのか何百万なのかわかりませんが、大きな金になると思いますが、これははっきりして、ぜひ農家にも還元できるように役場のほうで対応していただきたいと思います。

あと、その下の青年就農給付金事業費の中の19負担金補助及び交付金、青年就農給付金として1,350万予算措置されておりますが、去年は議員の皆さんで小島集落の盛さんかな、これを視察したわけですが、今年は新たに何名されるのでしょうか。

### ○経済課長補佐（幸 孝一君）

本年度につきましては、新規が4名、継続で5名を予定しております。

### ○3番（牧 徳久君）

この青年就農給付金事業、とつてもすばらしい事業でありまして喜んでいますが、各集落に今新規で4名、継続5名ということでありましたが、まだ他にも都会から帰ってきて農業に従事している方がいっぱい各集落にいると思います。

こういった方には、こういった事業の内容をわからない人には教えていただいて、こういったすばらしい事業がありますということを伝えていただきたいと思います。

そうすれば50億円達成、農業にも活性化が出てきますので、後継者育成の観点からも、こういったのをいい事業を進めていただきたいと思います。

続きまして、62ページの5農林水産業費の中の農地総務費の19負担金補助及び交付金、徳之島用土地改良区負担金ということで685万円計上されているわけですが、この土地改良区については昨年あたり発足したと思いますが、以前の徳之島土地改良区というのはどうなりましたか。

### ○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問の国営部分の徳之島土地改良区というのがございましたが、昨年度より事業が終了したのと、あとなかなか維持管理費が入らないということで、昨年度から今解散手続に入っているところであります。

昨年度一応土地改良区の解散の議決はいただきましたが、また引き続き県の、県知事の認可が必要なものですから、今お金の清算とか、そういうところをしているところでございます。

### ○3番（牧 徳久君）

以前、伊仙町においても、八重等団地、犬田布団地を国営土地改良事業しまして、この徳之島土地改良区に加入しておりまして、受益者の方々は反あたり幾らかの経常賦課金を払っていた分です

が、これが発生していましたが、もうこれは支払わなくていいということですか、今後。

○耕地課長（穂 浩一君）

今お答えしたとおり、昨年度より土地改良区の総会の中で、解散の承認がありました。

今法的な形の解散を進めているところではありますが、土地改良区自体がもう解散しましたので、500円の維持管理費については徴収をしていないというところでもあります。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、今年からここは、犬田不用地と八重等団地はスプリンクラーの工事もすると聞きましたが、こうした場合、この経常賦課金とかいろんなあれが今後水代とか発生してくるわけですが、来年あたりから。これは用土地改良区にこの受益者、またお金を払うということですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

糸木名地区で今国営事業したところに、28年度から用水事業を導入していくわけではありますが、その中でスプリンクラーを設置した方々については徳之島用土地改良区に入っていて、経常賦課金というか5,000円のお金を支払っていただくことになるかと思えます。

○3番（牧 徳久君）

さっきの500円は、土地改良区の負担金で、経常賦課金です。

そのときは、去年までは水が出ていなかったわけ。土地改良区の運営補助金みたいな感じで、受益者側がとったわけよ、反当たり500円。

そしたら今度は、実際今おっしゃった5,000円の水代でしょう。そしたら、この用土地改良区の去年までの500円当たりというのは幾らですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

徳之島用水の経常賦課金の5,000円は水代という形ではなく、スプリンクラーとかそういう水施設を管理するための経常賦課金でありますので、その範囲内でパイプラインやら畑以外の故障とか修繕にそのお金を充てていくということになります。

○3番（牧 徳久君）

そうした場合、反当たり5,000円で、もう他には要らないということですか、経常賦課金、今の500円みたいな感じはもう取らないということですか、よろしいですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

国営の徳之島土地改良区はもう解散しましたので、その500円はもうなくなったということです。今後そのスプリンクラー設置された受益者については、その5,000円の経常賦課金がかかりますので、それのみで補修対応していくということでもあります。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、この土地改良区の運営あたりは3町で予算措置して、そこの職員の給料とか臨時職員の給料とかありますが、こういったものは一切切もう受益者は関係なくて、3町の役場で持つということよろしいですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

原則、受益者団体である徳之島用水土地改良区で全部運営していかないといけないということで、3,500町歩に全部散水ができれば十分土地改良区を維持管理していく予算的にはあるわけでございます。

その5,000円の管理費以外にでも一応今計画をしております小水力発電、これが計画どおり売電できた場合はやはり数千万のお金が入ってきたりもします。今回の議会で出した基幹水利の事業、これについては5,000万程度のそういう補助金も土地改良区がある間はございますので、そういうもので原則維持管理を最終的にはしていくということで、それに今のところは面積が29年度で500町歩ぐらいにまだ散水面積しかございませんので、その間の不足分については町で負担をしていくということでございます。

○3番（牧 徳久君）

もう1点だけ、お尋ねしてみたいと思いますが、この前の土地改良区は去年で解散したと。そうすれば、その経常賦課金について大変なものがある方も、これは支払いしなくていいわけですか、するわけですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

昨年、改良区におきましては、解散の議決がされたわけですが、そのそういう経常賦課金とか500円で、あとは負担金があります、土地改良したときの負担金。

あとは土地の増減があった方々もいらっしゃいますので、その清算金等、その清算をしないと法的に解散したことになるということでございます。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、66ページ、6款商工費の中の2目の観光費、19負担金補助及び交付金の中の徳之島トライアスロン大会負担金100万円とありますが、このトライアスロンについては去年あってはならない犠牲者も初めて出たわけですが、これとは関係なく今年も普通どおり開催されるわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。昨年度は大変な事故がありまして、トライアスロンが終わりまして、すぐに3町の実行委員会のほうで、そのことに関して協議いたしました。

その中においても、遺族の方からも、これでトライアスロンが中止とかそういうのになるようなことはないようにしていただきたいというような意向もあったということで、また今年度もそのまま続けて開催する運びとなっております。

○3番（牧 徳久君）

これは3町で開催されている負担金に伴っているトライアスロン大会ですが、あと2年ぐらいたら県のトライアスロン大会も徳之島でということを書きましたが、これについてはこのような負担金が発生するのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

県のあれではなくて、これは国体でトライアスロンの大会が天城町で行われるということで、県の事業として行われますので、町の負担は発生しないものと思われま

○3番（牧 徳久君）

68ページをお願いします。款7土木費、目3の道路維持費の中の7賃金、町道あたり補修に人夫賃金を予算計上しまして、常時この2名が町内巡回して町道を補修していくということを説明がありましたが、この下に借り上げ料も含まれておりますが、今現在役場にコンボあたり、タイヤショベルあたり、これはないわけですか。

○建設課長補佐（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

重機借り上げ、今役場には水道課が管理していますコンボがありますが、使うときにはまた水道課も忙しいという、そういう重なりもありまして、それと若干小さいため道路補修にはちょっと向かなかつたりするということもありまして、去年の豪雨、一切そういうときの借り上げを主にした次第です。

それと、環境課にはタイヤショベルがありますが、それは去年のときにはフルに活用して道路に崩土した土とかは除去した経緯があります。

○3番（牧 徳久君）

水道課にはミニコンボがあつて、環境課にはタイヤショベルがあつて、横断的に各課の連携ではこれは使用できないということですが、そうすれば、この借り上げ料、各課、例えば建設課、耕地課、環境課あたり足してみますと、すごい金になると思いますが、これをリースか何かという方法はないものですか。

○建設課長補佐（久保 等君）

今回2面体制で年間を通じた補修人員を入れるということで、重機を使う回数も増えるということで、一応業者のほうに見積もりを依頼して、リース借り入れというものができないかというものを試算させておりまして、5年リースで一応今試算をさせているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、これから大雨災害台風災害、夏に向けていろいろ災害が迫ってくるわけですが、こういったのを対応するためにも、また各課において横断的に環境課あたりはいっぱい使うところあるように見受けられますが、このリースを借りて幾らか一般財源が節約できれば幸いではないかと思

しますので、この試算が安ければ、この方法にしたほうがいいのではないかと考えております。

それで、お願いですが、この人夫賃金が組まれているわけですので、伊仙町で一番悪い小島地区道路を巡回させていただきたいと思

これで質疑を終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑はございませんでしょうか。

○4番（上木千恵造君）

歳入のほうの13ページから16ページにかけてです。これ繰り越し滞納分がほとんど前年並みで予算が組まれているようですけれども、これはどういう根拠で前年並みということ、ほぼ全課が前年並みで組まれています。

この根拠はどこから出たのか、もしわかれば知らしていただきたいと思います。

○税務課長（當 吉郎君）

13ページ、町税等に関する滞納繰越分の調定額であります。あくまでも予想できる調定額とありまして、実際の滞納分がどれだけ徴収できるかというところが、ちょっと見込めない部分がありますので、最低限これぐらいは徴収しますよということで、最初また後ほど増えてくれば、調定の変更等は次々出されていくものと思います。

○耕地課長（穂 浩一君）

15ページには、畑総事業の分担金等がございますが、現在滞納繰越額については7,000万弱総額ございます。そのうち大体1,500万円程度が何とか徴収できる上限じゃないかなと思って、計上させていただいております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

もし本来は、前年並みの実績と考慮して、また努力目標として毎年ちょっとずつ上げていくのが普通じゃないかと思いますが、ここ二、三年見てみますと、ほとんど毎年一緒の予算が組まれている、25年度から、26、27、28と。今後これに対して努力していく考えがあるのかどうか、再度お伺いをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

当初予算のときに、やはり我々も歳入ですから慎重になるところもございますけれども、これからしっかり歳入のある課に関してはやはり、滞納分含めてしっかり歳入求めた数字で設定をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

これからまたそういうふうに気をつけながら、しっかり歳入増を訴えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ今後は、毎年少しずつでも滞納繰越分の徴収が上がるように、予算を少しずつ増やしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

歳出のほうの46ページをお願いいたします。民生費の2へき地保育所、先般の私たちの創生特別委員会で、へき地保育所を視察しましたけれども、その折に執行部のほうから東部地区については1カ所に集約してはどうかと、今後の維持管理等考えた場合は1カ所集約してはどうかという説明がありましたけれども、28年度について集約する、計画しているのかどうかお伺いします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

東部に1カ所集約するかという質問ですけど、法律が向こう27年度から5カ年ありますけど、この中で審議していったらどうするかという結論を出していきますので、来年あたりにその辺の結論をしていきたいと思っておりますので、まだはっきりその辺がちょっと決まってない状態です。

**○4番（上木千恵造君）**

当時の説明では維持管理電気料、クーラーがあるところもあるし、ないところもある。クーラーとかそういった環境のいいところに、とりあえずへき地保育所3カ所ぐらを集約してはどうかという説明だったと思えますけれども、その後5年間のうちにはへき地保育所を統合して認可保育所にするという説明ですが、それは5年度の話ですので、とりあえずクーラーとかそういう環境の整ったところに子どもたちを1カ所に集約して保育環境を整えてはという説明があったと思えますけれども。ぜひ今年28年度に、もし1カ所に集約できるなら集約したほうがいんじゃないかと思えますけれども、総務課長、どうです。

**○総務課長（樺山 誠君）**

保育園に関しては、へき地保育所の法律がございまして、その中で後4年ぐらいの期間がへき地保育所として移行期間の中で適用されるということですので、へき地の場合は今そのままへき地保育所として使ったほうが財源的にやっぱり有利ですが、その関係でそういうふうに思っています。

しかし、これが使えないふうになったとき小規模保育所にしなさいということになれば、保育所の中に給食施設を入れなきゃいけないということ等も出てきますので、なかなか難しくなるので、我々今計画をしているのは28年度中に幼稚園の先生方とか有識者だとか、あと保育園の担当等も入れながら、この幼稚園と保育園の環境をどうしていくか、結局は4年後にどのような形にするのか、1年後に幼稚園はどのような形にするのか、しっかり28年度中に決めていきたいと思っております。

その中で、へき地保育所27年度までは5園で運営していましたが、28年度は3園で運営しようと思っております。ですんで、鹿浦の幼稚園の跡と喜念のほうと、もと保健センターのほう3園、3カ所で、あとこれはあくまでも幼児教育の質を上げるために幼稚園の保母さんも3名体制にするという形で、28年度は一応3園にしたということです。

**○4番（上木千恵造君）**

とりあえず、3園に集約するということですのでそれでいいかと思えますけど、検福と面縄でしたか、これはもうなくなるということですか。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

5園あったのが面縄の保育所と検福の保育所、2つを一応今月の3月31日で閉園という形になります。

**○4番（上木千恵造君）**

一応集約という形を少しでも進めていくようですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、49ページの環境衛生費ですか、そのうちの負担金及び補助金、合併浄化槽補助金2,100万が組まれていますけれども、合併浄化槽については、去年は50基ぐらいの予定で進めてきましたけれど、本年度は何基を予定しています。

**○環境課長（佐藤光利君）**

27年度は60基を計画してございましたが、今現在43基設置しております。

来年、28年度も5人槽を47基、7、8人槽を2基、そして10人槽を1基として60基を計画しております。

すみません、5人槽が57基です。

**○4番（上木千恵造君）**

これについても去年並みということで、ぜひ合併浄化槽については、どしどし進めていただきたいと思います。

次に、70ページ、土木費の役務費、産業廃棄物手数料の75万円ですか、これ先般の補足説明では大久保団地の取り壊しに伴う産業廃棄物手数料という説明がありましたけれども、これは手数料が含まれていますが、これは取り壊す費用はどこに計上されていますか、大久保団地を取り壊す費用。

**○建設課長補佐（久保 等君）**

14節の使用料及び賃借料の重機借り上げ料、これとあと賃金等を取り壊しの費用に充ててあります。

**○4番（上木千恵造君）**

正式な工事じゃなくて借り上げとして取り壊すということですか、わかりました。

それと、71ページの設計委託料、大久保団地の設計委託料として750万という説明がありましたけれども、この明細書には喜念の設計委託料となっています、これどちらが正しいのでしょうか。

**○建設課長補佐（久保 等君）**

すみません、明細書の誤りで、今喜念団地のほうは繰り越して設計委託をしておりますので、28年度の設計委託は大久保住宅の設計委託料になります。

**○4番（上木千恵造君）**

その下の17節の公有財産購入費の200万、これは大久保団地のどの辺を購入するのか、入り口の道路なのか、それとも奥の敷地なのか、ご説明をお願いいたします。

**○建設課長補佐（久保 等君）**

17節の公有財産購入費の200万については、入り口が大変狭いということで、その奥の敷地自体は結構広いので、入り口が狭いということでそちらのほうの購入費に充てようという計画であります。

**○4番（上木千恵造君）**

入り口は両方とも人家があつて、ちょっとどっちに広げるのかわかりませんが、担当の地主さんというのは、ある程度話は煮詰まっているのでしょうか。

**○建設課長補佐（久保 等君）**

今、同意が得られているかどうか把握していないので答えられませんが、一応入り口の用地に充てるということですが、他との前のほうからの取りつけ道路として入っていけないか、その辺もちょっと検討の余地があるという考えはしております。

○4番（上木千恵造君）

これは町長の住宅じゃなくて、団地名が大久保さんということらしいですので、誤解のないようをお願いいたします。

それと大久保団地は29年度以降利用するわけですけれども、とりあえず何戸ぐらいを計画して設計委託をなされるのかお聞きをいたします。

○建設課長補佐（久保 等君）

すいません、今資料手元になくて、ちょっと担当に聞いてお答えしますので、しばらくお待ちください。

○4番（上木千恵造君）

後でまた提供してほしいと思います。

以上で終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時48分

---

再開 午後 3時10分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ある方ございませんか。

○建設課長補佐（久保 等君）

先ほどの大久保団地の棟数についてなんですけど、6世帯分を計画しております。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

よろしいですか。質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

町長の施政方針並びに中長期財政計画などを見ますと、財政が非常に厳しいということがひしひしと感じられるわけですが、これの解消する時期です、いつごろまでにいつも財政が厳しいとかお金がないとか言っているのが解消する見込みなのか、お答えをお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

現在大きな償還が控えているのが、徳之島用水の30年度の6億円の償還というのがあります。

その中で30年度を基準にして、いろんな事業やってきている中で償還をしなきゃいけない部分もありますけども、何とか30年度をしっかりと乗り切って、後は基金の積み立て等に入っていきたいと

と思いますが、いかんせん今37年度までの10年計画をつくっている中で、この中長期の財政収支を見ますと、財政が回復しているとは言いがたいと思いますので、これが早期に回復できるように、この中長期の財政収支をしっかりと堅持しながら進めないと、我々伊仙町としての財政に関して好転しないと思っていますので、この10年間しっかりと堅持をしながら行政運営を進めていくというのが肝要だと思っております。

#### ○9番（明石秀雄君）

30年をめど、30年ごろには、これでも今の答弁ではわからないと、できるとは言えないとか言ってくると、町民はいつになったらお金が出るのだ、財政がよくなるのだ、言われるわけです。よく町民の皆さんと話すと、伊仙町はお金がないのか。50何億も年間予算組んでいるわけです。要はその運用の仕方です。

そして町民にも、いつごろまでにはこういうのを、いつもお金がない、お金がない、いうのを終わりますよという、要するにめどぐらいは示して上げないと我慢も限界が来ると思います。

ですので、ぜひ、いつごろまでにはこうしますよ、大体のめどでもいい、これではできるとかわからないという話ではなく、30年度まで我慢すれば、次はこうしますよというのを言えませんか。

#### ○町長（大久保明君）

財政問題に関しましては、この5、6年、ずっと大きな課題でありました。

自主財源の確保に関しまして、いろいろ徴収体制も一時上がったこともありましたけれども、なかなか気象状況などで厳しい局面もありました。

先ほど上木議員からもあったように、先般徴収対策会議で具体的な数値目標を決めるように強く指示しております。

今年は税収が少し伸びたけれども、来年度以降どうするかという具体的な戦略がなかったと思います。

そして、平成30年度の後どのようにするかということでもありますけれども、伊仙町が取り組んできた主な、ほーらい館からなくさみ館とかいろんな企業誘致、そしてかんかんファーム等のいろんな事業を推進して、大型公共工事は一段落いたしました。

あとは、この庁舎とか老朽化した学校の改築になっております。

これもいろんな知恵を出して、よりコンパクト化した施設に、いかに予算を使わないでやっていくかということなど、先ほど話あった民間資金を活用していくというふうな時代になってまいりました。

それは民間のほうには今回のいろんなアベノミクスの中では、民間というか大手の企業のほうには内部留保するほどの余裕が出てまいりましたので、その資金を法的にいかに自治体に回していくかというのが、国の考え方だと思います。

そういうことにも、しっかりと最新の情報を集めて対応して老朽化した施設の改修はやっていく時代になります。

また、地方創生の中で、伊仙町が先進的な取り組みをやっていくと、それは今回企業誘致、議会の方々も理解していただいたように、少ない予算でいかに効果のある事業やっていくかということとを推進していくということと。

それから、地方交付税は、許可した特別交付税も伊仙町の取り組みに対しては大分評価していただいているというふうに情報は聞いておりますので、今明石議員が話したように、総合的な、例えば老朽化した施設をどうしていくかと。

それから、町の人口をどのようにして増やしていくかと。それは、地方交付税に直結して、これ一番大きな要素ですので対応していくということなどを含めて、この前県のほうでも財政状況の説明をしていきましたので、県のほうも30年前後厳しいなという話をしていますけども。その後は来年、再来年、大きな災害がまたある可能性すらあるわけですから、そういうことも視野に入れて、非常荷に厳しい、今もどんなことがあっても乗り越えていくということと。

その先のビジョンを総合戦略の中で具体的な財政の問題等は提示してないわけでありますので、それはまた別に財政計画をいろんな情報を分析して、人口状態などをいろいろ予想ビジョンの中で考えながら、農業生産額を上げていくかなど、しっかりした他方面からの情報を集めた分析をしていきたいと思えます。

具体的には、今漠然とした表現で、30年以降は伸ばしていくというふうに考えておりますので、決して私は、伊仙町が非常に財政的に厳しくて破綻するというふうな表現が、2、3年前の町の説明会ですらありました。

それは決してそういうことはありません。

そして、伊仙町のみが、これはこんなこと言ってもしょうがありませんが、全国の自治体ほとんどが伊仙町の起債制限比率とか、将来負担割合も大分軽減してまわっているわけでありますので、そういうのを見た場合に、30年の一括償還を乗り越えたら、伊仙町の財政は改善していくと私は考えておりますので、そしてそのときにいろんな自由に使える予算を費用対効果も考えてどのような形でやっていけるかと。

一つは、今鹿児島県も農業と観光という二本柱の話をしております。いかに交流人口を増やしていくかと、そしてその交流した人たちの中で定住すれば、それでいいし、交流人口が来たときにいかに町内にお金を落としていけるかという、6次産業化加工品なども、お土産なども考えていくというふうに、いろいろ考えてはおりますので、そのことをもっと項目ごとに。

例えば農業政策を今農業振興計画の中で、どれだけの具体的な利益が出ていくかということ項目ごとにやっていかなければいけないし、この前、面縄港の提案をしたときに、県から指導されたのは農業品目がどれだけ伸びていくかと、あと工場が来たら、そこの部品をどれだけ本土まで運んでいけるかと具体的な数字がまだまだ足りないということで、もう一回今修正中でありますので、そういうことも含めて取り組んでいきますので、今質問があった財政シミュレーションを6月議会までできるかどうかわかりませんが、提示していきたいと思えます。

これは具体的に決めていく、この計画書もシミュレーションがありこの前、県がどうしても出してほしいということで緊急で出したシミュレーションだと思いますけども、これも何回も何回も見直して行って、しっかりした計画書をさらに磨いていきたいと思います。

#### ○9番（明石秀雄君）

ずっと30年度、30年超えればと言っていますので、町民の皆さんにもそのように、あとは好転しますよということをはっきり申し上げて納得していただいて、この財政運営をしっかりとやっていただきたい。

なぜ、これを見ると経常収支がもう30年になりますと93.4を、ほとんどもう90%を超えますと苦しくてどうしようもなくなるという思いをしているわけです。

何とかして経常収支80%ぐらいまでは、できたらもう90を超えないぐらいまではもっていかないと楽にならないのではないかと。

なぜこういうことを言うかと申しますと、伊仙町には今後懸念される事業が非常に目白押しでございます。

例えば、町長が学校の小規模校の合併をしないといった、そのときから小学校が4校、2年置きにつくっても10年かかります。

今すぐでもつくってほしいという場所もあるわけで、ようやく計画書がちょっとあるかなと思ったのが、学校建築の予定が31年です、これが3年がかりでどっか1校したら、3年置きに例えば、12年かかるわけで、非常に厳しいと思います。

それから、先ほどから住宅の話がずっと今日は続いていますが、老朽化した住宅の建てかえ待ったなしです、毎年つくっていかなくやいけない。

農高跡地のあの建物の問題、ひいては我々が今いるこの建物、50年を超えました。いつかは造らなければなりません。

これを造るために基金でも積み上げていかないと、一括ではできないと思います。今からでも入り崩しがきかない基金をつくって、その必要があると思います。これが本当の財政計画だと思います。

先ほどから町長も、もう30年という話をしております。

それまでのシミュレーションしながら、1項目ずつぜひやって健全財政に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、先ほど町税の滞納の繰り越しの問題でお答えがありましたが、当初予算では大体滞納繰越分大まかにしか出てはきません、それはしようがないです。

これは、滞納繰越は3月31日に締めるわけですので、実際はそうじゃないと思いますが、ちょっと見てください。

当初予算書の残額と、これは今日現在とかいう話ですので、どれだけ下がりますか。

当初予算に普通は、滞納繰越は3月31日で締め切ったら、そのまま次の予算に上がっていくわけ

です。小出しにして調定していくものではない、本来はと私は思います。間違いございませんか、私が言っているのは。

○総務課長（樺山 誠君）

予算編成の中で、やはり歳出の関係をまず見ながら予算措置をしていくわけですが、この歳入の予算に関しましては、今の状況も鑑みながら、しっかりと無理のない状況といいたいでしょうか、これをやりたいということで今我々が28年度の予算の中で滞納繰越分関係は、それに含んでございます。

○9番（明石秀雄君）

当初予算に計上される、この数字、正確では誰もわかりませんが、余りにも低いと思いませんか。

ただ、これを低く抑えるのは調定率を上げるためのただの秘策じゃないですか。4月1日には全額、滞納したものの全額払わんとはいけませんよ。それがもとになって徴収していくわけです。間違いはないですか、私が言っているのは。

○総務課長（樺山 誠君）

現年度27年度の滞納繰越分が今町民税に関して、上から5段目ですが、収入済み額が336万6,571円あります。

我々今回の28年度の滞納繰越分の予算では200万を計上しています。

もちろん、ここで300万という予算を組んだ中で歳出を増やしていくというよりも、僕らは歳出をいかに抑えて歳入これに合わせていったほうが、最終的に繰り越せる予算が増えるというような考え方持っています。

○9番（明石秀雄君）

歳入云々じゃなくて、私が申し上げたのは滞納繰越分の金額を低いということですよ。いいですもう。次、行きます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

---

再開 午後 3時37分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

会議を開きます。

○9番（明石秀雄君）

8ページ、食肉センターの会計への負担金ですが、これをつくった当時は何か途上で処理をする、例えば豚とか牛とか非常に多いという計算をして、計画では、あの施設をつくったわけです。

しかし、その後、豚とかそういったものを飼育する人が少なくなったり、食肉業者やっている人たちの豚を殺す、豚がいなくなったので殺すのも少なくなったのでしょう。

そういうことで今非常に食肉センターは、言わば危機的な状態。

そこで負担金が267万1,000円を計上している用途になりますが、これ何とかしてもう少し抑えて、豚をここで処理させるとか、そういった努力または豚を買う人を増やすとか、そういった努力はできないものだろうかと思っていますが、いかがでしょうか。

**○環境課長（佐藤光利君）**

広域連合については、ちょっと把握していませんが、当初予算作成するに当たりまして、ヒアリング等でいろいろと昨年はしているようではありますが、ちょっと内容は把握していません。

**○総務課長（樺山 誠君）**

今予算を作成するに当たりまして、この広域連合関係においては徳之島、天城、伊仙町、3町に予算ヒアリングをしていくわけですけども、その中で今明石議員が言われたことを、我々3町のほうからも負担金をやっぱり少なくするためには、いかに向こうの利用料を上げるかということ等それも含めて、屠殺場に関しても価格はもう少し高く設定できないか、その辺も含めて要請はしているところでございます。

**○9番（明石秀雄君）**

この予算だからいいと思いますが、健康診査のところでは保健福祉課長、ピロリ菌とかいうのが胃の中であって、胃に悪さする菌がいるみたいですが、この健診とかする、町の補助等で健診の中に繰り込んでやる方法とかいうのは考えられないですか。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

明石議員の質問にお答えします。

ピロリ菌の検査ですが、現在厚生連健診のほうで血液検査を実施しております。

ちょっとはっきりした数字言えないですが、3,400円ぐらいだったと思います。

個人負担のみで今実施しておりますので、胃がん検診はバリウムを飲んで検査していますが、伊仙町の場合を申しますと、胃がんで亡くなる男性の死亡率が高いというところがありますので、財政と調整して、できればそういう負担していても受けていただきたいところあります。

**○9番（明石秀雄君）**

ぜひ財政と相談をいたしまして、こういったところも検討していただきたいと思っております。

いろいろと申し上げ文句ばかり言いましたが、ぜひ財政がいい状態に保たれるように、一つずつシュミレーションしながら今後検討していただきたいと強く要請をし、終わります。

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

他に質疑ございませんか。

**○2番（岡林剛也君）**

歳入の16ページ、使用料及び手数料です。貸工場使用料で360万円貴重な自主財源が入っていますが、このうちから歳出の33ページの企業誘致対策事業の中で、浄化槽検査手数料、高圧電気管理委託料、浄化槽管理委託料で、まだせっかく360万入っているのに、そこからまた60万ぐらいですか、また町が負担している。

実質300万ぐらいの収入しかないわけですが、これは相手の企業のほうに持ってもらうようなことは、話し合いとかはされたのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

この件に関しまして先日、視察のときにも少しお話ししたと思いますが、使用料を決める段階において、この事業が過疎債の適用事業ということで、もう70%一応交付税で返ってくると。

残りの3割のほうを耐用年数36年で一応割り算計算した段階において、月々の金額が30万円程度でちょうど償還とかの維持管理経費を全て見込んだ金額で30万円という使用料の設定を、起債の借入れの段階のほうで財務事務所との相談において決定したところであり。

この中においては高圧電気の管理料とか、あと浄化槽の管理料、あと将来的に10年に1度ほど多分ペンキの塗りかえとか、そういうもろもろの計算を入れて毎月30万円というふうに決定してございます。

○2番（岡林剛也君）

町の町営住宅とか、ああいう浄化槽とかは、住んでいる住民が払っていると思いますが、そういうものを考えても、もうちょっとそれなら家賃を上げたほうが良いと思いますが、利益が出るようにしたほうが良いと思いますが。

あと、中にエアコンとかもういろいろ設備ありますけども、ああいうのも30年ぐらいで計算していると思いますが、50年ですか、30年ですか。この間も他の議員からも意見があったと思いますが、30年エアコンがもつわけではない。もし壊れた場合に、それもまた町が、修理する側なり、更新してあげるなりするしかないと思うので、そういうためにも契約そういうのに今から盛り込むことは可能なのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

市町村行政のほうでもうけるというのは少し、やり方としてできないような状況でなっておりますので、ちゃらになるというようなやり方ということで使用料の決定は行っています。

また、そういうのでないと、もうけた部分をどうするのかというようなことがまた発生してきますので、そこら辺のところはまた市町村行政の運営のやり方ということで、ご理解いただきたいと思っております。

○2番（岡林剛也君）

ですから、もうけた分を、もうけた分があればそういうので多分更新とかも費用に回せると思います。ぜひ来年度の予算書には、こういうのももう相手に払わすようにして、予算書にはのせないようにしてほしいなという要望でございますけども。

以上です。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの場合、発言をちょっと差し控えたいと思いますが、この更新の手続、費用とかそういうのも全てぶっ込みの段階で使用料決定してございますので、これから先の施設の修繕関係とか、

そういうのに関しても、その使用料の中に入っているというふうにお考えいただければと思います。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度一般会計予算について質疑をいたします。

まず、41ページ、40ページからの社会福祉費、節の19節負担金補助及び交付金の一番下のシルバー人材センター運営補助金250万についてお尋ねをいたします。

このシルバー人材センターを設立して、委託をしたときの規約の中に、これNPO法人1・1に委託をしているわけですが、毎月の決算、収支、これを翌月の10日までに町長に報告をするという項目があったと思いますが、それに従って、まず報告を受けているのかどうかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

毎月の報告までは、すいません、まだ見ていないですけども、総会の中で決算報告ということでは事業費等見せていただいております。

○14番（美島盛秀君）

去年の決算書を取り寄せて、私も見せてもらいましたが、その当時はきちんとした決算ができていたと思います。

それで、つい最近聞きましたが、センター所長がかわっているということを知りましたが、こういうことも必ず町に報告をして我々議会にも報告をする義務があると思いますが、町長、そのあたりの義務についてどうお考えでしょうか。

○町長（大久保明君）

町のほうには報告があったということで、今回議会のほうからは書類提出ということで依頼がございましたので報告をした状況であります。

○14番（美島盛秀君）

その交代した経緯等個人的には聞きましたが、ちょっと問題のある交代だというふうに私は受けとめております。

ですから、こういう予算を垂れ流し状態じゃなくて、きちんとその結果を踏まえて、町は監視あるいは報告を受ける義務があると思いますが、町長には報告があったということですが、私はそこら当たり最高責任者としてきちんと即、こういうことがあったよ、こういう問題があったよということを、私は議会にも報告をすべきだと思っております。

私、1月末ごろだったと思いますけれども、その間臨時議会もあったと思います。

この議会の始まる前の議会運営委員会等もあったと思います。

そういうときに私は説明をする機会はあったと思いますが、そういうことに関して私は町長のそういう政治手腕、政治手法というのに疑問を持つわけでありまして。

ですから、そこらあたり今後町長にとってはしっかりと管理をする課といいたいでしょうか、あるいは全職員にも危機感を持たせて指導する立場があると思いますので、ぜひ今後そういうことないように、しっかりとこの予算の垂れ流しにならないようなことをお願いいたしたいと思います。

それと、このシルバー人材センター、徳之島町、天城町よりも人件費が高いと、シルバーとして会費が高いということを聞いて、伊仙町にはもう頼みたくない、1回頼んだら頼みたくないという声が聞かれますけれども、そこらあたりの単価といいたいでしょうか、人件費あたりのことは担当として理解をしておりますか。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

すいません、人件費とか細かいところまでは、すいません、まだ把握しておりません。

先日そういったことで美島議員のほうからお話がありまして、局長がかかったというご報告と現在の2月いっぱい事業費、その辺の説明は受けておりますが、そこまで詳細にはまだ勉強しておりませんので今後しっかり把握して、シルバー人材センターにはこれからC C R Cもありますけれども、高齢者の皆さんが元気に活躍できる町にとってはやっぱり必要な部署だと思いますので、今後連携をしながら、あと今ありましたように、人件費が高いとかいろんなクレームというかそういうのも町に届いた場合には、シルバーさんにも届けて健全運営が図っていただけるように、こちらのほうでも今後やっていきたいと思っておりますので、ご質問ありがとうございました。

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

他の町と比べて人夫賃とか、そういった資料また後ほど提出していただきたいと思っております。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

すみません、質問に十分に答えてなかったです。徳之島町、天城町の人夫賃、人件費、調べまして、また後ほどお届けしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○14番（美島盛秀君）**

ぜひ、今後地方創生という大きな人の流れの中で、退職をした人あるいは高齢者が伊仙町に来ることが予想されているわけでありまして、このシルバー人材センターの今後の運営というのは非常に大切なものがあると思っております。

そういう中で、このシルバー人材センターがありますよと。そして、今後は国の補助金も受けられるような体制をしっかりとしていきたい。

外で運営されて委託をしている、民間に委託をしている事業でありますので、ぜひそこらあたりの指導等しっかり今後やっていただきたいと思っております。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

ありがとうございます。あくまでも法人組織ということで、なかなか立ち入りまでは細かいところまでは難しいのですが、他町と比べて人件費が高いということでもありますけれども、徳之島町、天城町に関しましては、早い時期からシルバーさんが動いていましたので、そういう経過の中で少しずつ下げてこられたという経過はあるということですので、今後また立ち上がったばかりです

ので、伊仙町のほうでも勉強しながら、そういう人件費を下げているように、こちらのほうも努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○14番（美島盛秀君）

次に、48ページ、49ページ続きますけれども、先ほど他の議員から質問がありましたけれども、衛生費の1節19負担金補助及び交付金の293万1,000円、徳之島食肉センター特別会計負担金のことについてお尋ねをいたします。

この件に関しては、私も広域議会におりまして、加工センターの新造改築ということにもかかわってまいりまして、この予算を出していますが、まだ先ほどもあったように運営がきちんとできない、毎年赤字だと。伊仙町からこれだけ出しておりますので、人口割の負担でありますので、恐らく3町では500万、600万ぐらい、もうすぐ広域議会がありますので、議会の中でわかると思っておりますけれども、それだけの多くの予算を投じている、その運営がきちんとできないということで私はお尋ねをいたしますけれども。

先ほどの質問とはまた別に広域議会でも私が一般質問でも行いましたが、事業進める中で、その加工センターの新造改築に絡んで、総額270万だったのですかの補助金の返納がありました。

このことについて、こういう予算を出していますので、私は3町の町長、連合長、副連合長の責任があると、これは町長、連合長あたりで負担をすべきだということを私は申し上げたわけですが。

そのことについて町からこれだけの負担金が出ていますので、町長の今後大久保町長としてのその伊仙町の分の負担金、80万か70何万だったと思っておりますけど返納する、その責任を何らかの形でとる考えはないのかお尋ねをいたします。

#### ○町長（大久保明君）

食肉センターの立ち上げから美島議員もかかわってきたということ、今議員のほうから述べたとおりであります。

要するに島の豚肉文化を存続させていこうということでありました。

これが老朽化した食肉センターを県議会の方々も視察して、そして国会のほうでもこれは大変だということで食肉センターを改修したわけでありました。

私たちが立てた計画書そのものの額が余りにも大きいということで、県、国が圧縮した中での工事でありました。

そのことが、いろんな遅れた要因でもあります。

そしてまた、この食肉センターの意味、価値というのが、これが老朽化してなくなった場合、島で豚、ヤギ、牛の者殺ができなくなるという、そのマイナス面、文化が衰退していくことなどを考えた場合、これは費用対効果というのは目に見えないものもあるわけです。

もし、これがなかったときの徳之島全体の損失はどうであったかということは、計算はある程度できると思えます。

それは今ある食肉の購買から頭数から含めて、なかつとしたらこれだけの雇用も失われていくと。

肉の小売もしていかなければならないなど、何よりも島の豚文化が衰退していく可能性がある、黒豚が。そういうことなどを視野に入れて、今何とか紆余曲折しながらここまでやってきたと。

再度これからは島に多くの交流人口が来たときに、島の食材とか豚もそうです、野菜とか、いろんな黒糖工場をつくる方々も増えてまいりましたので、そういう自然遺産の中で島の伝統文化が復活していくことを、これからの将来を考えてみた場合に、施設を広域議会の中で提案してつくったということは、私は正しかったと思うし、それをいかにこれからまた復活させていくかという努力は、これは3町でやっていかなければなりません。

このことに関しまして、会計検査が来たときは当初の予想頭数より少ないということで、その処理施設は必要でなかったという、まだ使用してないわけ、その残渣の処理施設が処理をするための施設は今のところ使用していないので、その分だけの返納していただきたいということでありました。

いずれそれを使用する時期が来るような努力をしていくということが重要であると思いますので。

このことに関しまして、連合長、3町の町長が責任を持つということと同時に、最終的に決定したのは広域連合議会の責任はないのかということにもなっていくわけでありますので、私今損害賠償しようと言われても、今ここで答弁するわけにはいきません。

#### ○14番（美島盛秀君）

答弁できないということでありますけれども、それはそれとして、その下の49ページの19節の負担金補助及び1億9,174万8,000円、これだけの大きな金を広域連合に負担をしている。

先ほど財政面でも数字がありましたけれども、あわせて相当な額を広域あるいは食肉加工センターにも負担をしている。

また、その新造改築をしたときにも、それなりの広域債を発行したりして、今その返済を負担しているわけです。

その中で、民間の活力を利用してやろうということで中国船を入れる、そして設計も民間がやる、1億8,000万でできた。

それを公共単価に直さないと、その受注する業者もない。

設計変更などがあつたりして、4,000万の補正を組んだり、あるいはまた修繕費とかいろいろで2億6,000万、予算が使われたという経緯がありますけれども。

また、これはちょっと話がずれますけれども、先ほどの町長……

#### ○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

確かに形式的なかわりがありますが。広域ですべき話は、なるべく広域でしてください。

#### ○14番（美島盛秀君）

いやいや、この会計、予算出ているの。

#### ○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

詳しいいきさつとか、そういったことは、ここは伊仙町の一般会計としてそこに出している、そ

れに関して、お願いします。

○14番（美島盛秀君）

そういうことで、先ほども財政面で厳しい財政だという話がありましたけれども、民間リースを利用してやろうというさっきの説明もありましたけれども、私は町長の考えていることと、やっていることが本当にちぐはぐ、行き当たりばったりだと私は思っています。

そのときは公共単価をやらない、公共でやらないと受ける受注者もない、4,000万の補正を組んだ、そして今度はまた民間リースを利用すると。

本当に私はそういう関係で、町長の今後の政治姿勢については疑問を感じるどころが多々あります。

そういうことを申し上げて、今後財政面と色々なこういう負担金、委託料としっかりと精査した上で、今後予算を計上していただきたいと思います。終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2、議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第34号、伊仙町国民健康保険特別会計予算（案）について補足説明いたします。

1ページをお開きください。国保の運営状況は、雇用対策もあり、加入者の減少が進み、保険給付費は全般的に減少となっていますが、平成30年に国民健康保険制度改正により、保険者が市町村

から都道府県で広域に運営されることにより、システム改修などさまざまな準備を進めることになっていきます。

また、国民健康保険特別会計予算の編成に当たりましては、医療費の動向や事業実施に基づいた予算案となっております。

平成28年度歳入歳出予算案総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比9.96%、581万2,000円の減額となる13億4,003万となっております。

事業明細書は1ページからになります。歳入につきまして、6ページ、歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

対前年度比の増減の主なものといたしましては、4款国庫支出金3.39%増となる4億8,843万3,000円、5款県支出金6.4%減となる1億275万5,000円、6款療養給付費、16.5%増の4,737万8,000円、7款前期高齢者交付金29.54%減の6,714万5,000円、共同事業交付金が対前年度比1.73%増、金額にして602万5,000円増額となる3億5,490万1,000円となっております。

予算書11ページから12ページになります。事業明細書は4ページになります。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の増額は、法定外繰入金の9,363万5,000円、対前年度比220万9,000円、率にして2.4%増となっておりますが、国保の運営は厳しい状況下にありまして、国保運営が県に移る平成30年度までの税率改正など課題解決が求められております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。対前年度比の増減の主なものをご説明いたします。予算書14ページをお開きください。事業明細書は7ページになります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金において、新たにPET検診補助金として3万円を5人に15万円を新規事業として計上してあります。

予算書15ページ、16ページをお開きください。事業明細書は8ページになります。対前年度の増減の主なものといたしましては、1款5項医療費適正化特別対策事業費1目医療費適正化特別対策事業費8節報償費、運動支援介助者謝金が69.1%増の27万4,000円となっておりますが、これは23年度から27年度まで、本町が県の脳卒中对策プロジェクト事業モデル市町村として実施してきましたが、5年間の事業が終了したため、脳卒中对策プロジェクト事業費を廃目としますが、脳卒中对策は引き続き重要と考えておりまして、脳卒中リハビリ事業などを推進するための本目にて増額したものであります。

予算書16ページ、事業明細書9ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費3目一般被保険者療養費は、対前年度比33.3%増額の400万円、4目退職被保険者療養費、前年度比1.5倍の50万円を増額計上しております。これは柔道整復にかかる医療費が27年度から増額していることから増額になっております。

予算書19ページをお開きください。事業明細書は10ページになります。7款1項4目保険財政共同安定化事業拠出金で対前年度比3,343万7,000円の増加、3億6,015万9,000円で増額しております。

保険財政共同安定化事業交付金は、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象がレセプト

1件1円、これまでは1件30万円以上のレセプトが対象でしたが、1件1円以上全ての医療費に拡大されたため増額となっておりますが、対象となる支出額も増加することから、会計運営は厳しい状況となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

これで補足説明を終わります。

議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

次に、議案第35号、伊仙町介護保険特別会計予算（案）について補足説明いたします。

介護保険特別会計予算の編成に当たりましては、平成27年度の介護保険法の改正に伴い、県内でもいち早く総合事業に取り組むなど介護給付費適正化や介護予防の強化に取り組むため、事業実績などに基づいた予算（案）となっております。

また、第6期介護保険事業推進においては、団塊世代の方々が介護保険に加入する2025年への対応を視野に入れながら、平成27年度から始まりました総合事業などを効果的に推進し、平成30年度に実施される医療・介護二大改革にスムーズに移行できるように関係各機関と連携して地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険事業の健全運営を図っていきます。

予算書は4ページをお開きください。平成28年度歳入歳出予算（案）総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比0.36%、350万4,000円減額となる9億6,877万2,000円となっております。

予算書6ページをお開きください。事業明細書は1ページです。対前年度の増減の主なものとしたしましては、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分保険料普通徴収

で12.9%、200万円減額の1,352万6,000円を計上しています。

平成28年3月15日現在、現年度徴収率が95.79%、滞納徴収率が3.7%となっています。来週からさらに職員が夜間徴収と訪問を行うなど、徴収率向上目指して対策を強化していく計画でおります。

予算書7ページをお開きください。事業明細書は3ページになります。5款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、対前年度比1.45%減の166万5,000円減額の1億1,312万2,000円を計上しています。

また、平成27年度からスタートしている同項3目低所得者保険料軽減措置繰入金1節低所得者介護保険料軽減措置繰入金として496万3,000円を計上しています。

歳出につきまして、対前年度の増減の主なもの等説明いたします。

1款総務費、2款保険給付費については、前年度と大差ありません。

予算書13ページをお開きください。事業明細書は11ページをお開きください。3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業19節みなしサービス等負担金597万6,000円を計上しています。

徳之島3町では、30年度までにスタートしなければならない総合事業を県内でもいち早く27年度から先駆的に開始しておりまして、27年度は年度途中からの実施で、これまで地域支援事業通所介護負担金、訪問介護負担金から支出しておりましたが、介護保険法の改正に伴った総合事業にのつとったみなしサービス等負担金として計上するものであります。

また、戻りますが、同目13節の生活支援ヘルパー事業委託料につきましても36万円を計上しておりますが、本町が家事支援として現在事業所のヘルパー派遣を本人負担300円、町負担1,200円で軽度のサービスを提供するもので、他町にも先行して実施しております。

続きまして、予算書13ページから14ページ、事業明細書は12ページをお開きください。3款地域支援事業費2項1目一般介護予防事業費の13節委託料は、対前年度比73%、324万円で増額で計上しております。

地域さわやか教室やいっちょも一れ教室、元気はつらつ教室などの参加者を増やし、通所介護予防事業を追加実施するなど要介護状態を未然に防ぐ予防事業の充実を図り、元気高齢者の多い元気なまちづくりを目指します。

予算書15ページをお開きください。事業明細書は13ページになります。3款地域支援事業費3項包括支援任意事業費4節任意事業費、対前年度比36.3%、542万円減額になってはいますが、これは配食サービスを利用者が委託先に個人負担分を直接納めることに28年度からなりまして、減額になったものであります。

事業明細書15ページをお開きください。7目認知症総合支援事業費を新規事業として78万2,000円を計上しています。

この事業は、認知症に対する予防活動や理解を深めるための従事者向けのケア向上のための研修会や住民向けの講演会などを開催するものであります。

8目地域ケア会議推進事業費も4万8,000円新規に計上しておりますが、事業に伴う委員の報償費

として計上するものであります。

施政方針にもありましたが、高齢化率が高い本町において、介護給付費は増加してきますが、予防に重きを置き認知症予防や要支援状態の高齢者を重度化させない方策や、また何よりも元気高齢者が日常生活の中で闊達な日々を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に力を入れ、予防から介護の重症化予防まで、地域包括ケアシステムの構築を図り、関係部署と連携をとりまして推進していきたいと思っております。

以上で、介護保険特別会計予算にかかわる補足説明を終了いたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

これで補足説明を終わります。

議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

介護保険が上がる理由として食の自立支援事業かな、弁当の配達、あれをここに一人暮らしもできる、これ年齢が関係あるわけですが、年齢はわかりませんが、どうもない健康な方が弁当を注文して食べているという話を聞きましたが、これどうですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

身寄りのない高齢者とか、あと高齢者のみの世帯、そういう方々で配食が厳しい方を対象にしておりますので、その辺は審査会を通してやっておりますので、そういったことはないものかと思えますけれども、すいません。

年齢は特に関係ありません。

○3番（牧 徳久君）

だから、どこでも車はあるし、どこでも乗って車で行って食堂に行ける方が、この弁当をとっているというような話を聞きました。

そうすれば、この介護保険料が関係もない人がみんな上がって困るわけですから、そういった審査会もきちっとしっかりとしてもらいと思いますので、今後どうなりますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

その辺もまた重々厳しく、審査会で図っていきたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

#### ○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

#### ○保健福祉課長（澤佐和子君）

後期高齢医療特別会計予算に、入ります前に、先ほどの介護保険の中で配食、誤解がないようにと思ってですけども、高齢者対象にと思って65歳以上の年齢さっきありましたけど、65歳以上を対象にしております。

議案第36号、伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

後期高齢者特別会計予算の編成に当たりましては、当面後期高齢者の人口は横ばいで経過する推計が出ておりますが、被保険者に対するきめ細かな対応などを重視し、県、後期高齢医療広域連合と連携を図りながら制度の円滑な運営に努めていき、今後の医療制度を取り巻くさまざまな動向などを踏まえ、制度運営に必要な経費を計上しております。

4ページをお開きください。平成28年度歳入歳出予算（案）総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比2.38%、437万2,000円増で1億8,807万1,000円となっております。

予算書6ページをお開きください。事業明細書は1ページになります。

歳入につきましては、対前年度の増減の主なものとしたしましては、1款1項後期高齢者医療費保険料1目特別徴収保険料を前年度比7.45%、206万2,000円を増額、同じく2目普通徴収保険料17.46%、117万5,000円を増額して計上しています。

平成28年3月15日現在、現年度徴収率が95.11%、滞納徴収率が48.61%となっております。今後も徴収率向上に努めていきたいと思っております。

3款繰入金1項一般会計繰入金3目療養給付費、対前年度比1.36%、132万7,000円増額の9,880万4,000円を計上しています。重症化に伴う医療費の増加分となっております。

予算書8ページをお開きください、事業明細書は3ページ。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金においては、療養給付費132万6,000円、率にして1.36%増の9,880万8,000円であります。

医療費の増高によるものであり、同節の被保険者保険料特別徴収分については7.4%、206万2,000円の増、被保険者保険料普通徴収分については17.9%、114万9,000円の増、被保険者保険料滞納繰越分については72.5%、25万3,000円増額の55万9,000円を計上し、納付書や保険料額決定通知書の

郵送を行うなどで、被保険者の適正受診などを行う計画であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

以上で補足説明を終わります。

議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

後期高齢者の意見を聞く機会がありまして、本当に昔の人が言うには、昔は「年寄りには年金もらっても、まともに食事もできないよ」と言っている話が聞こえました。ここで介護保険が上がったせいと思いますが、それで他の件ですが、伊仙町はインフルエンザに対しても1,000円取っとるのか、そういう話も聞こえましたが、後期高齢者の意見ですが、他の町村ではインフルエンザの予防接種ゼロと、伊仙町だけ1,000円取っているのか聞いてみたいと思います。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

予防接種に関しましては保健センターのほうで実施しておりますが、伊仙町が1,500円、他町が1,000円だと思えます。500円差があります。

○3番（牧 徳久君）

伊仙町が1,000円取って、他の町村はただと言った、そうじゃなくて500円高いから言ったわけですね。そういう話も聞こえたので、今こういう議会の場で町民の生の声を言っているだけの話です。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題

とします。

補足説明があればこれを許します。

**○ほーらい館長（仲 武美君）**

それでは、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の説明をいたします。

歳入歳出予算総額は、それぞれ1億1,966万円と定めるものです。

4ページをお願いします。明細書については1ページと2ページです。

1款使用料及び手数料については、予算額5,747万3,000円で、主なものといたしましては、会員の月会員、スイミング会員活動使用料、文化施設使用料等であります。

2款繰入金5,014万9,000円で、運営繰入金の3,500万と職員の給料分等であります。

3款繰越金については1,000円です。

4款諸収入については1,203万7,000円で、主なものといたしましてはショップ売り上げ収入、また保険事業収入等であります。

8ページをお願いします。明細書については3ページから4ページです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費節の1の報酬の2,322万円については、嘱託職員報酬の10名分です。

7賃金の1,142万5,000円については、清掃員賃金3名分、送迎バス運転手賃金2名分、スタッフ賃金2名分であります。

8報償費116万8,000円については、フリーインストラクター2名分で、子どものキッズダンスやヨガ等を行っております。

9旅費の56万円については、運動指導者養成員の講習や水泳大会の引率等であります。

11需用費4,632万7,000円については、主なものには燃料費、光熱費または給水施設消耗品については使用代、衛生消耗品費については薬品代等であります。

9ページをお願いします。13委託料の運転管理業務委託料については、電気工作物保安管理委託料556万8,000円、設備管理業務委託料648万円があります。

以上です。よろしくをお願いします。

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

以上で補足説明を終わります。

議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑を行います。

**○4番（上木千恵造君）**

先般はがきが来ていまして、今年から消費税どこもアップするようなことが書いてありますけども、消費税について4月1日から上げる予定になっていますか。

**○ほーらい館長（仲 武美君）**

これについては、去年の9月議会において、今の会員を5,000円と6,000円から増額したらどうかという議会のほうでありました。

そのことを踏まえまして、28年の2月、先月の2月の初めに運営審議会を諮りまして、金額を上げることについては26年の4月1日に各1,200円ずつ上げていますので、まだ早いのではないかという意見等がありました。

また、消費税については、今まで「ほーらい館」のほうで約200万円以上の消費税を払っていますので、消費税については取るべきではないかという運営審議会のほうで決定をいたしております。以上です。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算について補足説明いたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,094万1,000円とするものであります。

7ページをお開きください。明細書は1ページです。歳入から説明します。

1款使用料及び手数料5,243万2,000円を計上してございます。前年度比559万4,000円の増額を見込んでございます。

2款国庫支出金1億8,225万円を計上してございます。前年度比1,375万円の減額でございます。これは東部地区、西部地区の老朽管更新事業の補助金の減額によるものでございます。

3款繰入金8,165万5,000円を計上してあります。前年度比825万4,000円の増額になっております。これにつきましては、一般会計よりの繰入金でございます。

4款繰越金、5款諸収入、いずれも1,000円を計上してあります。

8ページをお開きください。6款町債、2億4,460万円を計上してあります。前年度比870万円の増額でございます。これにつきましては、簡易水道事業債の増額によるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。明細書は2ページです。歳出について説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費5,613万8,000円を計上しております。前年度比1,744万7,000円の増額となっております。これは主に13節の委託料、公営企業法適用推進指導助言委託料及び公営企業会計システム導入業務の委託料でございます。

次に、10ページでございます。明細書は2ページ、3ページでございます。

2項原水浄水費3,533万5,000円を計上しております。これは主に11節需要費、各浄水場の電気代、修繕費または薬品代です。

12節役務費は、水質検査費が主でございます。

13節委託料は、各浄水場のポンプの保守点検ろ過装置の点検委託料です。

また、16節原材料費は、ろ過用砂代でございます。

次に、11ページをお開きください。明細書は3ページ、4ページでございます。

3項配水給水費539万4,000円を計上しております。これは主に11節需要費の排水管の修理費及び浄水器の取り替え費です。

14節使用料及び賃借料は、公用車のリース料が主でございます。

次に、2目西部地区基幹改良事業費794万円を計上しております。前年度比1,206万円の減額となっております。

3目東部地区基幹改良事業費1億9,751万3,000円を計上しております。前年度比2億1,468万7,000円の減額となっております。

4目東部地区簡易水道増改良事業費2億1,018万1,000円を計上しております。これにつきましては、面縄浄水場の建設に伴うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。2款公債費元金、利子を合わせて4,844万円を計上しております。前年度比747万5,000円の増額になっております。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

以上で補足説明を終わります。

議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

起立多数です。したがって、議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

**○水道課長（喜 昭也君）**

それでは、議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算について補足説明をいたします。

3ページをお開きください。明細書のほうは1ページです。

まず、収益的収入及び支出でございます。まず収入のほうからご説明いたします。

1款水道事業収益1項営業収益と2項の営業外収益の合計で1億2,651万2,000円を予定しております。これにつきましては、主に水道料金の収益または他会計よりの負担金などがございます。

続きまして、支出についてご説明いたします。明細書は2ページから4ページでございます。

1款水道事業費1項営業費用と2項の営業外費用の合計で1億990万7,000円を予定しております。これは主に各浄水場の修繕費及び電気料または人件費が主でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。明細書は5ページでございます。

資本的収入及び支出について、まず収入のほうから説明いたします。1款の資本的収入1項企業債と2項他会計の出資金の合計で2,054万3,000円を予定しております。これは企業債、他会計よりの出資金が主でございます。

続きまして、支出について説明いたします。明細書は6ページでございます。

1款資本的支出1項建設改良費と2項の企業債償還金の合計で4,014万8,000円を予定しております。これらにつきましては備品購入費、配管布設替え費、または企業債償還金が主なものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

以上で補足説明を終わります。

議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○当初予算審査特別委員長（福留達也君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計当初予算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後 4時49分

# 平成28年第 1 回伊仙町議会定例会

第 8 日

平成28年 3 月23日



平成28年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第8号）

平成28年3月23日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第8号）

- 日程第1 平成28年度伊仙町一般会計予算の訂正の件（訂正理由説明～採決）
- 日程第2 議案第33号 平成28年度伊仙町一般会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第34号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第35号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第36号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第37号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議案第38号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 議案第39号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第9 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情（総務文教常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第10 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書（生活環境常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第11 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 発議第3号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議員の派遣について（採決のみ）
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第40号 伊仙町行政不服審査会条例の制定
- 追加日程第2 議案第41号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）

- 追加日程第3 議案第42号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約
- 追加日程第4 議案第43号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君                      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	上木義一君
建設課長補佐	久保等君	耕地課長	穂浩一君
環境課参事	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		
地方創生推進室長	稲田良和君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第40号 伊仙町行政不服審査会条例の制定

△ 追加日程第2 議案第41号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）

△ 追加日程第3 議案第42号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約

△ 追加日程第4 議案第43号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定、議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）、議案第42号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約、議案第43号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第4までとして議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定、議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）、議案第42号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約、議案第43号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成28年第1回伊仙町議会定例会に追加提案した議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第40号は、行政不服審査会の改正に伴い、新たに行政不服審査会を設置するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定について、補足説明をいたします。

この条例は、行政不服審査法に基づき、伊仙町行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。施行期日は、平成28年4月1日とするものです。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町行政不服審査会条例の制定について質疑をいたします。

第3条、審査会は委員5人以内をもって組織するとありますけれども、この名簿の提出をお願いいたします。提出をして可能なかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この委員の設置に関しましては、鹿児島県の町村会のほうで設置をするものでございます。

現在、この委員の選任に関しまして、鹿児島県町村会のほうで進めているところでございますけれども、行政不服審査会の委員に関しましては、案という形で今決定をしているところでございまして、その中で、この連絡会議の中で決定をしていきますので、案の段階の名簿は我々のところに来ていますが、まだ案の状況ですので、答弁に関してちょっと確認をしてから議会のほうに知らせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、伊仙町行政不服審査会条例の制定は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第41号は、平成27年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の既定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額60億5,095万1,000円に歳入歳出それぞれ9,154万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億4,249万3,000円とするものでございます。

4ページお開きください。歳入歳出補正予算書、予算、事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

9款地方交付税、補正前の額30億7,033万6,000円に4,387万5,000円を増額補正し、31億1,421万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、特別交付税の増額によるものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額7億483万1,000円に8,505万5,000円を増額補正し、7億8,988万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、私立保育所児童措置費並びに地方創生加速化交付金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億5,453万3,000円に259万6,000円を増額補正し、5億5,712万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、私立保育所児童措置費の増額によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額5,781万2,000円に3,998万4,000円を減額補正し、1,782万8,000円とするものです。主な理由といたしましては、財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額60億5,095万1,000円に9,154万2,000円を増額補正し、61億4,249万3,000円とするものでございます。

5ページをお目通しください。2款総務費、補正前の額12億8,205万6,000円に2,770万円を増額補正し、13億975万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、集落活性化推進事業補助金並びに生涯活躍のまち推進事業費の増額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額13億9,988万円に1,547万円を増額補正し、14億1,535万円とするものです。主な理由といたしましては、地域包括ケアシステム確立事業費並びに私立保育所費の増額によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億7,451万9,000円に986万2,000円を増額補正し、5億8,438万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、奄美世界自然遺産登録へ向けたネコ対策事業負担金の増額によるものでございます。

5款農林水産費、補正前の額6億383万7,000円に3,350万円を増額補正し、6億3,733万7,000円と

するものです。主な理由といたしましては、農業支援センター改修事業費の増額によるものでございます。

9款教育費、補正後の額3億5,770万6,000円に501万円を増額補正し、3億6,271万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、地域文化財利活用事業費の増額によるものでございます。

支出合計、補正前の額60億5,095万1,000円に9,154万2,000円を増額補正し、61億4,249万3,000円とするものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費について、ご説明をいたします。

3ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費、事業名、集落活性化推進事業320万円、生涯活躍のまち推進事業2,450万円。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、地域包括ケアシステム確立事業380万円。

4款衛生費1項保健衛生費、事業名、奄美世界自然遺産登録へ向けたネコ対策事業986万2,000円。

5款農林水産業費1項農業費、事業名、農業支援センター改修事業3,350万円。

9款教育費5項社会教育費、事業名、地域文化財利活用事業500万円。

以上、翌年度へ繰り越すべき経費でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

#### ○3番（牧 徳久君）

平成27年度一般会計補正予算書（第12号）について質疑をいたします。

まず、この補正予算書の7ページをお願いいたします。7ページの一番上の目1、一般管理費ですが、負担金補助及び交付金320万円、集落活性化推進事業費補助金とありますが、この前、当初予算のほうでも質問いたしました、これはその当初予算に載っている予算とは別枠でこの地方創生の補助金が今度また新たに入ったということですか。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度の当初予算のほうで312万円を予算措置してございます。

今回の平成27年度の繰り越しのほうで28年度に使用していくわけでございますけれども、その中で、集落活性化推進事業費ということで、合計で632万円が計上されたわけでございますけれども、その中で、当初の方向といたしましては、町単独でもこの集落活性化、地方創生をなし遂げるために集落活性化をしていくということでやってきたわけですが、その中で、加速化交付金でも採択されたということで、予算が多くなったという捉え方で結構だと思います。

#### ○3番（牧 徳久君）

国の金と同じようにこの320万円出たということは、先ほどの一般会計の分は一般財源でありますからその倍、632万円ですから、この前の説明では各集落10万円ずつあるわけですので、当初の一般

会計の分は財政的に厳しい伊仙町でありますから、これはぜひとも集落に支給しなくてもいいんじゃないでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

これに関しましては、集落活性化の事業の内容によって変わってくると思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、やはりこの二通りの一般財源の金も、この地方創生の金も含めて集落に交付するということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

集落活性化がなる事業であれば、それでいいという考え方で今動いているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

無理をせずに、6億円の返済もありますから、それを考えながら、ある金は全部使うんじゃないで、大事な財源でありますので、気をつけて使っていただきたいと思えます。

その下の委託料がこの地方創生は多いような感じを見受けますが、1,200万、これ全部委託するわけですが、この13の委託料の内訳、再生可能エネルギー利活用調査委託費、情報基盤整備事業委託費、調査委託費とかいろいろあるわけです。これを詳しい説明をお願いします。

○地方創生推進室長（稲田良和君）

委託費で説明をいたしたいと思えます。

まず最初に、再生可能エネルギー利調査委託ですけど、島に合ったエネルギーを活用するためにいろんなものを模索して調査をしていきたいということで200万円組んであります。

情報基盤構築事業委託費に関しては、伊仙町の情報がまだ発信が弱いということで、この発信を強化するために300万計上してあります。

調査委託費700万については、生涯活躍のまち実現のために具体的にに向けた検討し、推進に向け住民意識の進化等含めた形で700万調査を組んであります。

○3番（牧 徳久君）

再生可能エネルギーについては、いろいろな、島にあったので検討していくということですが、情報基盤にしては、ホームページのこれは強化ですか。そして、調査委託料は調査補正の中の強化するためかなんかということですが、これにしても、不透明なような気がしまして、コンサル任せではなくて、この中身に職員が入り込んで、島に合ったようにしないと、この前の委託料を見ても、コンサル任せにすると地図上で犬田布岬の所に糸木名小学校がある形になっていたりしていましたがこういうことにならないように、どんどん職員が中に入ってやっていただきたいと思えます。

続きまして、その次のページの款4の衛生費の中の2目の環境衛生費ですが、これについても負担金補助及び交付金として世界自然遺産登録に向けたネコ対策負担金とありますが986万2,000円、

これ全額国庫補助ですが、これは3町同じようなのですということ、3町同じようにこの補助金額がおりているわけですか。

○地方創生推進室長（稲田良和君）

これは3町人口割で予算が分類されており、伊仙町が986万2,000円、天城町が979万3,000円、徳之島町が1,188万3,000円です。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、これは巨額な金、3つ合わせると4,000万弱ぐらいの予算が猫対策ということですが、これは何をするのでしょうか。4,000万もかけて。

○環境課参事（美延治郷君）

牧議員の質問にお答えいたします。

今回の予算要求では、人件費、賃金として2人、7,000円掛ける20日の12カ月間かかっています。

あと、出張に呼ぶ獣医師の旅費として組んでいます。

あと需用費、猫を捕獲したときの餌代とかそういったものの費用が入っています。

あと役務費はTNR、猫の手術代の手数料ということで、手術代が含まれています。

あと猫を捕獲するために車を1台リースしますので、車の1台のリース代、あと備品、そして、猫罠を設置しますので、そのわなを購入する費用等が計上されています。

○3番（牧 徳久君）

そのように中身が込み入っているいろいろな賃金とか需用費とか医師の報酬とかあるようですが、これ負担金補助及び交付金としてどこに交付するわけですか。

○環境課参事（美延治郷君）

お答えいたします。

徳之島では、去年、27年度ですが、徳之島3町ネコ対策協議会というものを立ち上げています。今まで徳之島3町で猫のTNR事業、無料避妊手術ですけれども、2年間で2,100頭ぐらいの猫を手術しております。

その申請並びに事業の報告とか、3町の町長の印鑑が必要で、どうしても3町持ち回りで印鑑を集めてきました。

事業を進めるのに非常に進めにくいということで、徳之島の世界自然遺産に向けては猫が近々の課題であるということで、3町の猫対策協議会というものを立ち上げております。

そこを立ち上げますと、猫対策協議会の会長印で申請、実績報告ができるということもあります。

猫ですので、1町での取り組みじゃなくて、3町で同じような取り組みをしなきゃいけないということで議論しまして、猫対策協議会というのが立ち上がっています。

その中に一応負担金として出すということです。

○3番（牧 徳久君）

その協議会というのは誰が、どういったメンバーがなっているわけですか。

○環境課参事（美延治郷君）

会長は今徳之島町の副町長であります。

3町の副町長、今伊仙町はいませんが、そのときに副町長が副会長に入ります。

であと伊仙町では緯線の環境課が入りますし、3町の企画課も入ります。天城でいきますと企画課と町民生活課が入ります。

そういうような形で、猫を担当している部署と企画とが一緒に入っています。

○3番（牧 徳久君）

これ1年もかけて3,800万や4,000万近くの大金を消費するわけですが、ほんとにこれ4,000万も医師の給料とかこういったので使い切れるのか。

去年やった分をさかのぼって支払うとかそういうことはないでしょうね。

○環境課参事（美延治郷君）

先ほども申し上げましたけれども、2,100頭ほど猫の手術を過去2年間で行っています。

推定3,000匹と言われています。残り800匹、900匹ぐらいです。その猫がいますので、それを今回中心的に進めていくということで、人材と道具をそろえます。

なぜかといいますと、今までみたいに、捕獲をしますと、今までは手術済んだやつがかかりませんでした。

今捕獲をしますと、ほとんどが、五、六割が手術をしている猫がかかります。捕まえてまた放す、捕まえてまた放すという矛盾が出ていますので、今までみたいに短期的に、何日から何日まで集めて、何百匹を一遍にしますよという事業ができなくなりました。

ですから、これからは少しずつ、捕まえて手術を頻繁に行っていく必要があるということで、鹿児島県獣医師会と奄美獣医師会とお願いしまして、島の獣医師会、この人たちを活躍していただいて手術を進めていくと。

今までみたいに100、200というのがまとめてできないという状況になってきたというところで、こういう形になっています。

○3番（牧 徳久君）

2,000匹ぐらいしてあと1,000匹残っているということですが、それはわかりますけど、この猫というのは、犬の場合は狂犬病予防法で保健所がこの付近の野犬あたり捕獲しますと殺処分するわけですが、猫の場合は避妊手術してまた放すということですが、これ国の世界遺産に向けた取り組みですので、国の法律をどうにか考えて、陳情あたりして、これを放すのではなくて殺処分することはできないですか。

○環境課参事（美延治郷君）

今まで猫対策協議会においてはその議論はいっぱいしています。

ですけれども、議論のときにはやっぱりマスコミを配慮して、殺処分もありきという獣医の方もいらっしやいます。

ですけれども、逆に捉えて見れば、徳之島からクロウサギを守るため、また世界自然遺産になるために今空前の猫ブームになっていまして、猫を何百匹殺しましたよとかいうことになりまして、とんでもない風評が出まして、それこそ世界自然遺産どころではなくなるのではないかというふう懸念されますので、もうできるだけ殺処分はなしと。生かしてともに生きていくというような考え方で進めています。

### ○3番（牧 徳久君）

ともに生きるといいますけど、猫は避妊して逃がすとまた野に帰って同じことを、クロウサギを食べるわけです。猫は何年生きるのでしょうか。

### ○環境課参事（美延治郷君）

野生だと4、5年だそうです。

だけど、おうちの中で裕福というか、かわいがって飼うと15年ぐらい生きられるとのこと。

先ほど、放したらまたクロウサギを食べるという話でしたけれども、山の部分、コアな部分、世界自然遺産候補地になっている部分に関しては、環境省のほうで捕らえています。あそこは有害鳥獣保護が入っていますので、そこでの猫の捕獲も禁止されていますので、そこは環境省のほうで許可をもらって、環境省のほうで進めています。

我々の場合は、そこに供給源、地元、町とかこういったところで捕まえて、捨て猫とか、猫が増えて山に行かないようにするための個数、個体数を減らせる。繁殖しないわけですから減っていくというような感じで計画を進めています。

### ○3番（牧 徳久君）

以前、猫の調査をマイク放送があつたと思いますが、集落近辺にというのは、猫は野良猫かな、山には野良猫、これは公表しないで、被害でいったらあれですけど、どうにか方法を考えたほうが一番いいと思いますけれども、これは今後検討しないと、うちの家あたりも猫が多くて、何回か環境課に捕獲してもらいましたが、これをまたそこで放すと、同じく5年ぐらい同じことの繰り返しですので、どうにか考えてほしい。

うちの近くの猫は、賢くて、サッシを開けます。こういった猫を捕獲した場合、また同じところに放さずに、どうにか考えていただけるよう要望いたしたいと思います。

続きまして、9ページの委託料15の地域文化財利活用事業費として委託料300万組まれておりまして、利活用計画委託費300万と、剪定も刈り上げするというので、これは小原あたりを調査するのでしょうか。

### ○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

この地域文化財利活用事業費の13委託料でございますが、今後、世界自然遺産登録に向けて、登録後には多くの方々の交流人口が増えると思います。

もちろんそういった自然登録に向けてもなんですけれども、カムイヤキ文化を中心に、町内には

貴重な文化財がございます。

こういった文化財を後世に残し伝えるために、文化財の保護計画とその活用に関する計画書を策定するというので、今回事業費として予算を計上してございます。

また、14の使用料及び賃借料でございますが、自然遺産の場合には特に山地が中心ですが、町内の近海にはとても美しい海、また手つかずの海底がございます。

この自然の海、海底を映像化して、資料館等で放映ができるようにというふうなことで、その映像を撮影するために、船艇の賃借料といった形で予算を計上してございます。

以上でございます。

**○3番（牧 徳久君）**

船艇を借りて撮影するという事、船で撮影、ダイバーを頼まないといけないと思いますけれども、これはダイバー一人夫賃とかいろいろあると思いますが、どうですか。

**○社会教育課長（明 勝良君）**

その賃金に関しましては、7賃金のほうに予算を計上してございます。

**○3番（牧 徳久君）**

海岸の美しい、これから世界遺産に向けて海底も撮影してご覧いただけるということですが、海から眺める光景、小原の滝、すごい光景がありますので、ついでにああいったところも海の中を含めて撮影したら、すばらしい光景がありますので、ぜひ中に入れてほしいと思います。

以上です。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございませんか。

**○9番（明石秀雄君）**

6ページをお願いします。保育措置費、県も国庫も両方出ていますが、これの使い道、何に使うのか保育措置はいっぱいありますが、何に使うのかお伺いします。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

歳入の保育所の措置費ですが、平成27年度子どものための教育保育給付費の負担金としまして、保育士等の賃金に反映される国家公務員の給与改定に伴いまして、人事院勧告後に、これ3月9日ですが、内閣府が告示なされました。

それに伴って、また県のほうでも文部科学省の初等・中等教育と厚生労働省の雇用の児童家庭局長通知になります施設型給付費等の処遇改善加算に基づき、加算率の適用をさかのぼって平成27年4月分の弁償額から適用する通達がありました。

平成27年度施設型給付費等の処遇改善等加算に係る加算率の適用の承認も、県のほうから3月7日付け通知がございました。

それに伴いまして今回の3つの保育園、幸徳保育園、わかば、いせんの児童措置費に当たります。

加算率が幸徳保育園は今まで10%だったのが14%、わかばといせんが8%だったのが10%になって、この増加分にあたります。

内訳は、国が2分の1、県が4分の1、あと町が4分の1となります。

以上です。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございませんか。

**○4番（上木千恵造君）**

これは全体責任ですけれども、今回の8,000万の地方創生の補正予算のうち農業支援センターの3,000万の工事請負を除いて約5,000万ありますけれども、これほとんど委託費と旅費とかに充てているようですけど、約6割程度。

これはもうちょっと予算編成に工夫ができなかったのか、項目がもう決まっておって、このようにしか使用できないのかお伺いいたします。

**○地方創生推進室長（稲田良和君）**

質問にお答えします。

旅費等が多いのは、先行的事例調査、各検討委員を配置しまして、その検討委員の皆様と講師派遣旅費と職員の派遣、あとシンポジウムの講師派遣で旅費を加算しております。

**○4番（上木千恵造君）**

講師は、これほとんど町外に出ているお金ですね。2,700万ぐらいですか。これはもうちょっと工夫して、役場でできるものについては役場、そして町内からできる機関があるものについては町内の機関に、そういうことを今後考えていただけるのかいだけないのか、お伺いします。

**○地方創生推進室長（稲田良和君）**

今後は、今指摘があったように、町内業者のほうも含めた形で検討していきたいと思います。

**○4番（上木千恵造君）**

これはずっと委託料を見てもみますと、もうほとんど2,000万近く委託費で、今おっしゃたように、聞いたらば予算編成に工夫をするということですので、それで結構かと思います。

ぜひ次からは町内に少しでもお金が落ちるような形の予算編成をお願いしたいと思います。

それと、7ページをお願いします。

地域包括ケアシステム確立事業ですか、この委託料200万とありますけれども、これはどういう調査をするのか、もし差し支えなければ委託先が決まっておればお答えをいただきたいと思います。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

ただいまの質問にお答えします。

7ページの13委託料200万の分析調査委託料に関しましてですけれども、まだ委託先は確定しておりませんが、この事業自体が地域包括ケアシステム確立事業ということで、さきの事業の中でバスを購入しまして、今集落を巡回して、ほーらい館での取り組みでしたりとか、あとサロンでの取り

組みとか今進めておまして、そういう中で、今からの地域包括ケアシステムができる中で、医療・介護、あと生活の場、そういう集落の拠点とかほーらい館とか、そういうところを巡回できるようなシステムづくりをつくっていかなければいけません。

そういう中で、専門職、保健師だったとかそういった福祉施設のスタッフでしたりとか、そういう方々がどういうふうに連携していけばいいか。

例えば、今在宅で介護をされている方が、ノートでいろんな医療職の方々が連携をとったりしていますが、そういう形もありますけれども、最近ITですので、ラインとかでも連絡を取り合ったりとか、そういったものもあります。

どういったものがこの地域包括ケアシステムを確立していく中で、そういうシステムをつないでいく、いろいろな業種、多職種共同という形になってきますので、その辺の共同システムをつくっていく上でのどういうものかということ調査するということで、専門の方々に知恵をいただきながら進めていくということで組んでおります。

**○議長（琉 理人君）**

他に。

**○町長（大久保明君）**

前回の上乘せ交付金、今回の過疎化交付金は、過疎化交付金の中ではいろいろ交渉して、ハード事業のことも地方創生のほうで可能だということになりました。

前回は一切いろんな調査事業とかそういった中でシンポジウムなどを行いましたが、今後重要なことは、地元でそのようなコンサルタントができる機能を育成していくか、それは庁舎内でそれだけの技術・ノウハウを育成していかなければなりません。

そのためにも、やはり人材はにわかにはできないものではありませんので、今後、人材育成という形の一つの方法は、今回、お試し移住という形で、外国でのいろんな技術経験とかいう方々とか、日本国内において海洋の研究者とか、そういう人たちをいかにこの町の発展のために移住してもらうかということが非常に重要であると思います。

これは今回の鹿児島県内のいろんな事業が出ていますけれども、ほとんどが類似したような形の委託料になっておりますので、今後、いかにしてこの事業を町内に還元するかと、今度委託料じゃなくて交付金をしていくかということは常に考えていっております。

今回、農業研修センターも、場合によっては削られるんじゃないかということを懸念しておりましたけれども、そこは申請書の書き方によると思います。

各自治体の申請書で、すぐできるようないろんな補修とかそういうことはことごとく削られておりますので、長い目で見て、有効な事業をするための基礎づくりが今回の加速化交付金であると思います。

来年度の地方創生の一括交付金の中では、徐々にやっぱりハード事業なども、例えばこれは一過性のハード事業であればほとんど通らない状況でありますので、そういうことも今後、全庁的な形

で議論をして、深めていきたいと思えます。

議員の方々から頻繁に聞くのは、100%補助事業をとってきても、委託料が多いということでありまますけれども、これは現在の伊仙町の実力ではまだまだできないという状況であった中でのこのような経過だと思っております。

私も前回の上乘せ交付金の際のコンサルタントは、これはパブリックヘルスリサーチセンターという形の会社、今まででもヘルスアップ事業などに関与していただきましたけれども、その会社と、もう一つ沖縄の南西活性化センターをタグにしてやりましたが、今回はもう沖縄だけでいこうということで今回の加速化交付金はそのような形になりました。

次、一括交付金の場合、どうしていくか等を、やはりいろんな知恵をかりるけれども、自分たちで、議会も含めていろいろ模索しながら議論をして、計画をつくっていくということがなれるだけの実力をつけていく必要があると思えます。

#### ○14番（美島盛秀君）

8ページ、9ページをお願いします。農林水産業費の農業支援センター改修工事業、13の委託料と15の工事請負額が出ておりますけれども、その内容について、どのような改造をしていくのか、詳しい説明をお願いいたします。

#### ○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

7、13の委託料200万の設計委託料でございますけれども、これは工事に対しての設計・積算の委託料でございます。

あと、工事費の内訳として、まず改修でございますので、全体の防水、屋上の防水で、あと塗装とあと内装です。

内装関係はあとフロアごとの振り割です。

そういったのと、あと外構関係の今計画をしております。

あと電気関係一式、あと衛生関係、給水もろもろ、そういった関係を設計積算委託として、工事入札に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

この総額が3,350万円、これ全部国・県の支出金でありますけれども、この診療所跡地を改築すると。

そうしたら、物はできた。あとは中身の問題と、それから今後の農業に対する指導者、技術者、そういった点の予算が必要になってくるわけですが、伊仙町で農業振興計画が策定され、そしてまたその農業振興計画を一年一年チェックしていくと。

農業生産額50億達成に向けてチェックをしていくと、そういう中で診療所跡地のこの増改築というのは非常に大事な事業と予算であると考えております。

そこで、この、物はできたけれども、あと継続してこの予算が地方創生の枠の中で獲得できるのかどうか、そして、人材育成、技術者育成、あと4年あるわけですけれども、その後の予算措置についてお願いいたします。

○地方創生推進室長（稲田良和君）

美島議員の質問にお答えします。

今年度この明線で改修工事を行いまして、28年度から地域再生計画書というのを作成して、その中に事業計画を盛り込まないと28年度以降の事業はとれませんので、28年度からこの地域再生計画書を作成し、事業申請を行いたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

その地域再生計画書の中にその事業を盛り込むと、計画を立てていくということですので、ぜひこの農業振興計画が5年後には実現できて、そして農業生産額50億、そして農家所得向上が実現するように、しっかりと農家あるいは町民の声を聞いて計画を策定していただきたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第42号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第42号は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整

備工事（2工区）の請負契約について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第42号について、補足説明をいたします。

工事名といたしまして、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）、工事場所、大島郡伊仙町面縄地内、請負契約金額9,018万円、契約相手方、福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号、水道機構株式会社福岡支店、支店長鷹栖茂幸氏と契約するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約を採決します。

お諮りします。本案は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（2工区）請負契約は、可決されました。

追加日程第4 議案第43号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第43号は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）の請負契約について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第43号について、補足説明をいたします。

工事名、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）、工事場所、大島郡伊仙町面縄地内、請負額7,884万円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2968番地、樺山工業株式会社代表取締役樺山武一氏と契約を結ぶものでございます。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約を採決します。

お諮りします。本件は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約は、可決されました。

#### △ 日程第1 平成28年度一般会計予算の訂正の件

○議長（琉 理人君）

日程第1 平成28年度一般会計予算の訂正の件を議題とします。

伊仙町長から、平成28年度伊仙町一般会計予算の訂正の理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成28年度予算書の第2条の債務負担行為については削除し、再度検討を重ねてまいりたいと思いますので、訂正をお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度一般会計予算書をおあげください。

まずは、1ページをおあげください。1ページの第2条債務負担行為の後欄を削除お願いいたします。

8ページをお願いいたします。8ページの第2表債務負担行為の表を削除お願いいたします。

100ページをお願いします。100ページの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末での収支額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書の中の表の一番下の行の住宅リース事業費を削除お願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま議題となっております平成28年度伊仙町一般会計予算の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、平成28年度伊仙町一般会計の訂正の件を許可することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第2 議案第33号 平成28年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第3 議案第34号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第4 議案第35号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第5 議案第36号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第6 議案第37号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第7 議案第38号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第8 議案第39号 平成28年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算、日程第3 議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第7 議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算、日程第8 議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算の7件を一括して議題とします。

本件について、当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

去る3月8日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、「平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計予算」を付託し、3月11日～17日までの7日間の審査期間を以て、集中審議致しました。

まず、今回の当初予算審査において焦点となったのは、平成28年度～平成37年度までの財政計画を見通した「中長期財政計画」との整合性が図られていることを前提に、平成28年度予算編成にあたって、財政担当課と各課・部局間でメリハリの効いた調整がなされているかを検証致しました。特に、本町における平成28年度の歳入状況については、前年度と同様に86%が地方交付税及び国・県支出金などの財源に依存する構成となっており、歳入に占める自主財源の割合については、わずか14%となっていることから、平成28年度も非常に厳しい財政状況のなかで財政運営を強いられることが推測されます。とりわけ、現年度も含めて平成28年度からは、平成30年度に予定されている国営徳之島ダム負担金の約6億円及び公債費の償還に向けて、財政調整基金並びに減債基金等の積み立てが急務であり、行政運営を行う傍ら、不要不急な事業の展開は、改めて実施計画の検証作業を行うなどして慎むことが肝要であり、また災害等の非常時に備えた堅実な財政運営が行われることが、重要であります。さらに、年々上昇する経常収支比率に対して、人口減少からなる地方交付税や地方税などの減収を勘案し、目下の財源確保の方策として、ふるさと納税や新たに交付される予定である、地方創生推進交付金の獲得を目指し、町執行部と議会が率先して地域再生計画の策定に向けて取り組むことが、厳しい財政状況を乗り越えるためには不可欠であります。

以上、当特別委員会の財政の安定化に向けた見解と本町の財政状況を踏まえて、当初予算に関する審査並びに現地調査を行いましたので、順次ご報告いたします。

まず、3月11日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む14名、執行部からは大久保町長が同行し、当初予算に関して主に現地調査を要する箇所を予め選定し、担当課長をはじめ職員から詳細な説明を頂きました。

1件目は、施政方針で述べられている「伊仙町農業振興計画の推進」に係る「強く高付加価値のある伊仙町農業の構築」の実現に向けて実験的に取り組まれている、徳之島用水の一部供給を活用した「かぼちゃの実証圃」を調査致しました。

実証圃のある第2阿権地区は、本町における徳之島用水の一部供給第1号として実施されており、

実証圃については、「水を利用した付加価値の高い農産物生産や畑かんの推進を主に周知・啓発するために設けられたものであり、今回かぼちゃの生産を通して、畑かん利用に伴う労力とコスト軽減を図りつつ、高収益を目指すものである」と経済課長並びに県の担当職員から説明がありました。

今後は、安心安全な国産野菜に対する需要と期待が高まりつつある中で、かぼちゃの生産については、経済連による2年間の単価平均で、5月の上旬で10kgあたり5,188円、中旬においても10kgあたり4,388円と、数年前の単価と比較しても、金額的に持ち直している状況であり、また他の産地と出荷時期が重複しないことで、更なる高収益が望めるものと推測されていて、他の品種の生産農家においても、今回の実証圃の結果次第では、水を利用した農業生産を行うことで、農業生産額向上に大きく寄与できるのではと、大きな期待を持てるものでありました。

次に、一般会計における7款2項4目13節の社会資本整備交付金事業費の設計委託料について、阿権・馬根線～県道糸木名・亀津線に通じる町道の整備計画に関して、建設課課長補佐から説明があり、「平成28年度においては測量設計委託料として1,000万円計上し、計画路線の約1kmについて測量委託を行う」とのことでありました。なお、同路線の概要としては、歩道なしで車道が6m、全幅員においては7.25mの整備計画で工事を予定しており、近隣集落の交通事情及び地元小学校の通学路としての安全性を考慮すると、同事業を活用して早急な改善が必要とされるものでありました。

次に、2款1項11目の企業誘致対策事業費に係る施設使用料について、貸工場が本年3月9日に完成検査を終了し、新年度の稼働に向けての一連の流れや施設使用料についての説明が、企画課長及び課長補佐よりありました。

そのなかで、「工場の稼働においては、町と管理業者の間で、賃貸契約期間内における撤退及び損害等に関する協議が行われているか」という件について質疑があり、町長より「賃借期間内における撤退に係る問題については、今後企業側と協議していく」との説明がありました。また、家賃30万円に関する積算根拠については「同事業の執行にあたっては、過疎債を充当しており、そのうち70%が交付税措置され、残りの30%を一般財源で予算措置しなければならないが、今後の賃借期間を勘案したうえで、軽微な修理などに対する修繕費等は企業側が負担することも含めて、30万円と設定しています」と企画課長から説明がありました。今後は、稼働までの手続きや隣接する造成予定地の登記等に至るまで、新たな企業の進出も予定されていることから、遅延なく推進されるよう要望いたしました。

次に、5款1項16目16節の鳥獣被害対策事業費内の原材料費5,100千円について、経済課長及び担当職員より平成27年度の実施状況と平成28年度のイノシシ侵入防止柵設置計画について説明がありました。平成27年度においては、「伊仙町イノシシ被害防止柵管理組合」との業務委託契約を締結し、同組合によって昨年12月に国営犬田布団地の山裾に沿いながら、ファームポンドに向けて1,500mの防止柵を設置しており、「平成28年度については、5,100千円を原材料費として計上し、その後の3,000mを継続して設置する計画である」との説明でありました。また、この防止柵の設置にあ

っては多大な労力を要し、一定の人員も確保する必要があることから、「次年度の委託にあたっては、鳥獣被害による実践事業の実施要領に基づいて、行っていく」とのことでありました。同対策事業においては、年々拡大しつつある鳥獣被害により、農家の経済的負担が深刻となっていることから、委託先との綿密な協議を行って推進されるよう要望いたします。

次に、4款1項3目19節の徳之島愛ランド広域連合事務組合負担金191,748千円に係る現地調査として、クリーンセンターの稼働状況と最終処分場の状況について、広域連合事務組合の職員より説明がありました。そのなかで、「平成15年4月の供用開始から15年が期限とされている最終処分場について、現在は約3万m<sup>3</sup>の容量に対して、昨年7月時点の測量において、15,260m<sup>3</sup>堆積しており、進捗率としては51%と推測される」とのことでありました。なお、同処分場の期限について、近年のゴミの減少等を考慮すると、今後約10年間は使用できるとの見方を示していましたが、最終処分場の期限が迫る前に、新たな最終処分場の設置について検討する必要性が感じられました。

現地調査の最後は、7款4項2目の公営住宅建設事業費における喜念団地建設計画について、建設課課長補佐及び担当職員より説明がありました。建設予定地については、平成27年度事業に土地購入と農振地除外を行い、本年2月中に設計委託の発注、7月までに設計完了を目指し、その後10月頃に本工事を行う予定となっていました。さらに、住宅の概要については、RC構造の3DKの間取り6戸の建設を予定しており、家賃においても最低3万円程を設定し、主に子育て世代が中心に入居できる計画となっており、これらの説明を踏まえて、委員より現地の排水等に係る質疑があり、今後は近隣住民及び周辺的环境に最大限配慮したかたちで事業を推進されるよう要望いたしました。

以上が、3月11日に実施された現地調査の内容であります。

次に3月15日及び17日の2日間、本議事堂内で実施された7会計当初予算審査の詳細について会計別にご報告致します。

まず「平成28年度伊仙町一般会計予算」について、歳入歳出それぞれ5,287,191千円（対前年度336,783千円の減額）となっており、施政方針に基づく主要施策については、地方創生に係る生涯活躍のまちの推進、「強く・高付加価値のある」農業を目標とした農業振興計画の推進、若い労働者の都市部流出防止並びに6次産業の確立を目指した企業誘致、地域力を生かした結婚・出産・子育ての環境整備、「豊かな心・確かな学力・たくましい体」を実現するための教育の充実、世界自然遺産登録を念頭においた観光振興施策などの実現に向けた予算調製がなされていました。

これらの概要を踏まえて、委員より詳細にわたって質疑がありました。まず、平成28年度一般会計予算の歳入について、町税等による滞納繰越分の調定額が、例年と比較してほぼ同額であり、この歳入予算に関する考え方について質疑があり、税務課長からは「町税等の徴収について、最低限の金額を歳入予算として措置されている」との答弁があり、総務課長からは「今後歳入のある各課においては、歳入増を求めたかたちで歳入予算額を設定していく」との答弁がありましたが、町税や分担金、使用料等は貴重な自主財源であり、目標設定を当初から高く設定することは、職員の自

助努力を促す為に非常に重要であり、前年度の繰越し実績に応じて歳入予算額を設定されるよう強く要望するものでありました。

次に、歳出について、平成28年度より新たに予算措置される「がんばる集落支援対策事業補助金」の概要に関する質疑があり、総務課長より「各集落において地域活性化に基づく計画策定及び申請をして頂き、選定委員会による検討を踏まえて計画の実施に基づく補助金を交付していきます」との答弁がありました。この件については、1団体あたり計画策定に20千円、計画実施に基づく交付金として上限100千円を交付する予定であり、事業実施にあたっては後日、検証委員会を設置して、費用対効果について検証を行うことも検討されており、今後の集落活性化に向けて画期的な制度でありました。

次に、選挙啓発費(232千円)については、昨年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、本年6月19日の施行に伴い、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことに関する質疑があり、投票率の向上に向けて選挙管理委員会書記長より「総務省作成のリーフレットの配布並びに明るい選挙推進協議会による啓発活動において周知を図っていきます」との答弁があり、今後の町づくりにおいて、選挙への関心と投票の重要性について認識して頂くために、積極的に活動されるよう要望いたしました。

次に、扶助費に係わる敬老祝金(4,120千円)が予算計上されていましたが、前年度より減額された理由については、昨年度から90歳以上が10千円、100歳以上が50千円、110歳以上においては360千円支給されている状況で、とりわけ敬老祝金の支給対象年齢が上がったことなどから、減額されたかたちとなっており、子育て世代に関する施策の財源へと展開されているところでありました。また、同じく扶助費内に計上されている障害者自立支援給付等事業費(211,000千円)の使途に関する質疑については、施設に入所されている障害者の方への負担軽減を目的とした予算措置がなされており、町長の提唱するノーマライゼーションの社会を実現する為にも、非常に重要かつ推進すべき事業でありました。

次に、臨時福祉給付金(24,600千円)については、消費税の5%から8%への増税に伴う低所得者に対する給付金として位置づけられ、同じく負担金補助及び交付金における年金生活支援臨時福祉給付金(47,340千円)についても、低所得高齢者向けの給付金として予算措置されており、これらの社会的弱者に対するきめ細やかな財政支援を行うことについて、一定の評価をするものでありますが、給付金の受給漏れ等がないように、給付金に関する周知徹底が望まれるものでありました。

次に、子育て支援に係わる、へき地保育所費(27,102千円)については、対前年度より1,068千円減額されていましたが、平成28年度より従来の5保育所を3保育所へ集約することとし、新たな保育所制度への移行に向けた協議を行っていくことや、段階的な措置がなされることについて、十分に評価できるものでありました。

次に、徳之島食肉センター特別会計負担金(2,761千円)については、徳之島愛ランド広域連合において多額の投資をして建設したにも関わらず利用率が低い状況や、様々な課題解決に向けて町長

の見解を質したところ、「建設の目的としては、島の豚肉を使った食文化を伝承していくことや、当時の食肉センターの施設の老朽化に伴って、県議会議員の方々による視察等を経て、新たな食肉センターの建設が着工されました。しかし、施設完了までの経緯として、当初の計画や事業費等に関して紆余曲折がありながらも、事業着工並びに施設の運営がなされてきており、今後は交流人口の増加に伴って、島の食文化のひとつである豚肉を扱うための重要な施設として、三町長が責任を持って運営させていくべきである」との答弁がありました。

今後は、改めて「長寿のまち」の根源である食文化に焦点を当てた事業を展開され、食肉センターの利用率向上に鋭意努められることを要望いたします。

次に、環境政策に関する予算として、合併浄化槽設置補助金（21,200千円）については、前年度と同様に60基の設置を予定しており、町内における環境浄化を推進することも含めて、積極的に啓発されるよう要望いたしました。また、世界自然遺産登録に関わる希少動植物の保護に関わる徳之島三町ネコ対策協議会負担金（300千円）についても、重要な事業を担う協議会であることから、様々な事業を国から獲得し、環境整備をされるよう要望いたしました。

次に、本町の出生率増加に資する産科医確保支援事業補助金（600千円）について、現在2名の産科医が確保されており、1名の産科医に対し、月額250千円を支給しております。昨今の出産を取り巻く厳しい情勢を鑑みて、産科医不足を解消する為に非常に重要な事業であることから、切れ目のない支援を行われるよう要望するものであります。

次に、本町の基幹産業である農業振興について、伊仙町農業振興地域整備計画図面作成業務委託（2,160千円）の概要については、昭和46年に初めて作成され、平成元年に計画を追加して以来計画図面が作成されておらず、その後の状況から大きく変化していることも含めて、改めて予算計上されているものであります。同計画については、今後の農業振興において非常に重要な業務であり、農業振興計画が円滑に実施されるよう、早急に作成されることを望むものであります。

また、有機物供給センター管理運営費の修繕費（8,000千円）の詳細については、経済課課長補佐より「堆積物を除去するための費用として措置しているところではあるが、抜本的な解決策ではないことから、今後は正常に稼働している隣接自治体の施設を3町で共同利用することも視野に入れていく」との答弁がありました。

次に、農林水産物輸送コスト支援事業負担金（81,608千円）の活用状況について、特にJA以外の2つの民間団体に支援している補助金は、「共同冷蔵庫の使用など間接的な補助を農家へ行っている」とのことであるが、今後は事業の趣旨であるコスト軽減策を通して、生産農家に還元されていることを実感して頂けるような方策を模索する必要性がありました。また、農業青年就農給付金（13,500千円）についても、継続して給付される5名に、新たに4名の農業青年が加わるなど、着実に後継者育成及び新規就農が推進されるかたちとなっており、更なる同給付金のメリットを周知されるよう要望するものであります。

次に、建設分野に関わる政策の予算については、主に町道等の道路維持補修についての質疑があ

り、とりわけ重機借上料が各項目で予算措置されているが、合計した場合に相当な金額となることから、今後は予算の有効的な活用策として、購入やリース等も検討されるよう要望致しました。最後に、債務負担行為について、住宅リース事業の項目で、平成29年度から平成48年度までの20年間の期間において、上限額180,000千円を債務負担するものとして提案されていましたが、当委員会としては「今後継続して負担することを考慮して、議会として独自の調査、研究を行ったうえで、執行部と改めて財政的な負担軽減策を念頭に議論を重ねる必要がある」との意見でまとめ、議長を通じて町長へ申し入れしたところ、町長においても、多角的な視点で人口増加に資する住宅建設事業を推進していきたいとの見解のもとに合意形成が得られ、改めて本会議において債務負担行為を除くことを目的とした「平成28年度伊仙町一般会計予算の訂正の件」が許可されたことに伴い、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号「平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ1,340,030千円（対前年度5,812千円の減額）、議案第35号「平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ968,772千円（対前年度3,584千円減額）、議案第36号「平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ188,071千円（対前年度4,372千円増額）となっていました。国保の運営状況については、雇用対策の成果による加入者の減少が進み、保険給付費は全般的に減額されており、特に国保会計の予算編成にあたっては、医療費の動向を注視した予算となっていました。次に、介護保険特別会計の予算にあたっては、平成27年度の介護保険法の改正に伴い、県内でもいち早く総合支援事業に取り組むなど、介護給付費適正化や介護予防の強化に特化した予算編成となっており、今後本町が積極的に推進する「生涯活躍のまち（CCRC）」に資する事業の展開が期待される所でありました。さらに、後期高齢者医療特別会計予算については、当面後期高齢者の人口は横ばいで推移する傾向となっているようですが、被保険者に対するきめ細やかな対応を重視するなど、確かな目的を持って予算編成がなされていたことから、今後の本町における高齢者に対して、安心と安全を担保した生活が送れるような施策を展開されることを期待し、以上3件についても審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号「平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ119,660千円（対前年度21,284千円増額）となっていました。注視すべき点として、使用料及び手数料において57,473千円（対前年度6,538千円増額）が計上されており、主な増額の理由としては、消費税増税に増額と、今後さらなる会員増に向けた努力意思が明確に現れた予算となっており、利用者の健康増進に資する貴重な施設として、更なる健全運営をされることを期待して、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号「平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ560,941千円（対前年度8,798千円増額）となっており、予算の概要については、主に西部地区基幹改良事業費7,940千円、東部地区基幹改良事業費として197,513千円、東部地区簡易水道増補改良事業費

210,181千円が計上されていますが、町内における基幹改良工事が着工されることにより、水道行政の円滑な業務遂行が期待されることから、遅滞なく推進されることを要望し、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号「平成28年度伊仙町上水道事業会計予算」については、水道事業収益、営業収益、営業外収益の合計で126,512千円となっており、主に水道料金による収益でありました。また、水道事業費、営業費用と営業外費用の合計で109,907千円が計上され、内訳については、主に各浄水場の修繕費及び電気料となっていました。

続いて、資本的収入、企業債と他会計繰入金の合計が、25,403千円となっており、内訳については、主に企業債並びに他会計からの出資金でありました。支出については、資本的支出、建設改良費と企業債償還金の合計で、40,148千円となっており、内訳については、主に備品購入費や配管布設替費又は企業債償還となっていました。今後は簡易水道特別会計が公営企業会計に移行されることや、水道供給のコストも踏まえ、水道料金の値上げも視野に運営審議会等を通じて、健全な水道行政が行われるよう要望し、審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されておりました、「平成28年度伊仙町一般会計予算他6特別会計予算」についての審査結果の報告を終わります。

平成28年3月23日。

伊仙町議会当初予算審査特別委員会委員長 福留 達也。

○議長（琉 理人君）

これで、委員長報告を終わります。

これから議案第33号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第33号、平成28年度伊仙町一般会計予算は、委員長の報告のと

おり原案可決することに決定しました。

これから議案第34号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第34号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第35号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第35号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第36号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第36号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第37号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第37号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第38号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第38号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第39号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第39号、平成28年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

△ 日程第9 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情

○議長（琉 理人君）

日程第9 陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談

のできる窓口などの設置を求める陳情書について、議題とします。

陳情第1号について、総務文教常任委員長より審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（福留達也君）

陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」の審査報告を行います。

同陳情は、平成28年3月8日の本会議において、当委員会へ付託され、陳情の趣旨については、脳しんとうをはじめとする頭頸部への衝撃を受けた事故等が原因により、記憶障害や錯乱、頭痛や嘔吐など複雑かつ多彩な症状が現れる危険性があり、場合によっては治療を必要とするほど重篤な症状を引き起こし、生命を脅かすことも考えられることから、教育機関や医療機関等に脳しんとうや軽度外傷性脳損傷の周知と対応を求められるよう協議し、議会において採択の議決を得たうえで、国、政府等関係機関に意見書を提出されたいとの趣旨でありました。

このことについて、平成27年3月10日（木）の本会議散会后、議会委員会室において、委員6名、事務局2名、説明員として直教育長並びに仲島教育委員会総務課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

そのなかで、陳情書で述べられている教育現場における体育の授業等での事故の発生状況について質疑があり、仲島教育委員会総務課長より、本町の教育現場において指摘されている件について、ここ3年間においては発生事例及び報告はないとの説明がありました。

幸いにも、本町の教育現場においては、同様の事例が発生していない事が確認されましたが、全国的には最悪の事例が現に発生していることには変わりはなく、仮に同様の事故が発生し、その責任を町並びに教育行政で負われる可能性も否めないことから、陳情の趣旨に述べられているとおり、最悪な状況を未然に回避するとともに、対応策について国や政府関係機関等で協議されることが望ましいとの結論に達し、審査の結果、陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」は、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、本会議で意見書の送付について審議されますよう申し入れます。

平成28年3月23日。

総務文教常任委員会 委員長 福留 達也。

○議長（琉 理人君）

これから陳情第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第1号の委員長報告は採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情は、採択するものと決定しました。

△ 日程第10 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第10 陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書について議題とします。

陳情第2号、生活環境常任委員長より審査報告を求めます。

○生活環境常任委員長（伊藤一弘君）

陳情第2号「精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」の審査報告を行います。

同陳情は、平成28年3月8日の本会議において、当委員会へ付託され、陳情の趣旨については、国連障害者権利条約第4条及び障害者差別解消法第1条の基本理念に、「障害者に対する差別と既存の法律、規則、慣習を修正し、又は廃止するなど、すべての適当な措置をとること」と明文化されていますが、精神障がい者においては、基本的人権を享有する個人としての尊厳はおろか、関連法案の施行にあたっては、精神障がい者への対応が不十分であることに端を発し、全ての国民同様に「社会参加」と「平等」を実現する方策の一環として、身体障害者同様に精神障がい者にも、交通運賃割引制度の適用を認められるよう、国や政府関係機関へ意見書を提出されたいとの趣旨でありました。

このことについて、平成28年3月10日（木）の本会議散会后、議会委員会室において、委員6名、事務局2名、説明員として澤保健福祉課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

そのなかで、本町における精神障がい者手帳を保有並びに死亡などの理由から手帳を返還されていない方を含めて、平成26年度は68名（うち1級4名、2級53名、3級11名）が保有しており、現時点においては、61名（うち1級3名、2級51名、3級11名）の方が保有している状況でありました。このような状況のなか、島内の公共交通路線において企業の自助努力により、身体障がい者手

帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の種別を問わず、交通運賃の一定額を割引している事例もあるとの説明もありましたが、現実的に社会参加及び平等を実現するには、まず法律によって障がい者に対する差別の解消が徹底されるべきであり、また差別によって引き起こされている様々な問題に対して、国・政府関係機関が早急に対応することが必要であるとの意見に達し、審査の結果、陳情第2号「精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」は、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、本会議で意見書の送付について審議されますよう申し入れます。

平成28年3月23日。

生活環境常任委員会 委員長 伊藤 一弘。

○議長（琉 理人君）

これから陳情第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第2号の委員長報告は採択です。

陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出を求める陳情書は、採択するものと決定しました。

△ 日程第11 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める意見書

○議長（琉 理人君）

日程第11 発議第2号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める意見書提出を求める陳情書について議題とします。

提出者より、意見書についての趣旨説明を求めます。

○7番（福留達也君）

ただいまの件について趣旨説明を行います。

国、政府関係機関によって、別紙意見書案のとおり、軽度外傷性脳損傷及び脳しんとうなどから引き起こされる重篤な事案に対する防止策の検討並びに予後の対応に関する協議が必要であることから、陳情第1号の採択に伴い、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を関係機関へ提出するものであります。

○議長（琉 理人君）

これから発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める意見書は、原案のとおり決定しました。

ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で内閣総理大臣他関係各大臣へ送付いたしますので、ご報告を申し上げます。

△ 日程第12 発議第3号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書

○議長（琉 理人君）

日程第12 発議第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書を議題とします。提出者の意見書についての趣旨説明を求めます。

○12番（伊藤一弘君）

精神障がい者の交通運賃に関する意見書の提案の理由を説明いたします。

国、政府機関によって別紙意見書案のとおり、国連障害者権利条約第4条及び障害者差別解消法の4月施行に伴い、障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習を修正し、または廃止するための全ての適当な措置をとることの理念に即して、全ての国民の社会参加と平等が実現される

ための法整備などを行うことや、精神障がい者における交通運賃の割引等を初めとする不十分な対応について、早急に訂正されることを趣旨とした陳情第2号の採択に伴い、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を関係機関へ提出するものであります。

○議長（琉 理人君）

これから発議第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第3号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書は、原案のとおり決定しました。

ただいま原案可決されました意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で内閣総理大臣他各関係大臣へ送付いたしますので、ご報告を申し上げます。

#### △ 日程第13 議員の派遣について

○議長（琉 理人君）

日程第13 議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、議員派遣予定指標のとおり議員を派遣することに決定しました。

#### △ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してありました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項についての閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から、伊仙町会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 永 岡 良 一

伊仙町議会議員 伊 藤 一 弘